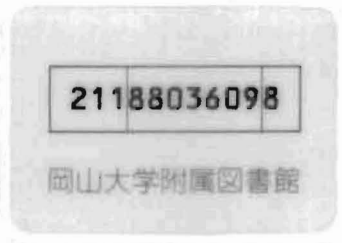


教社  
361.48  
C

地域研究第27集

# 美作町の歴史と現在

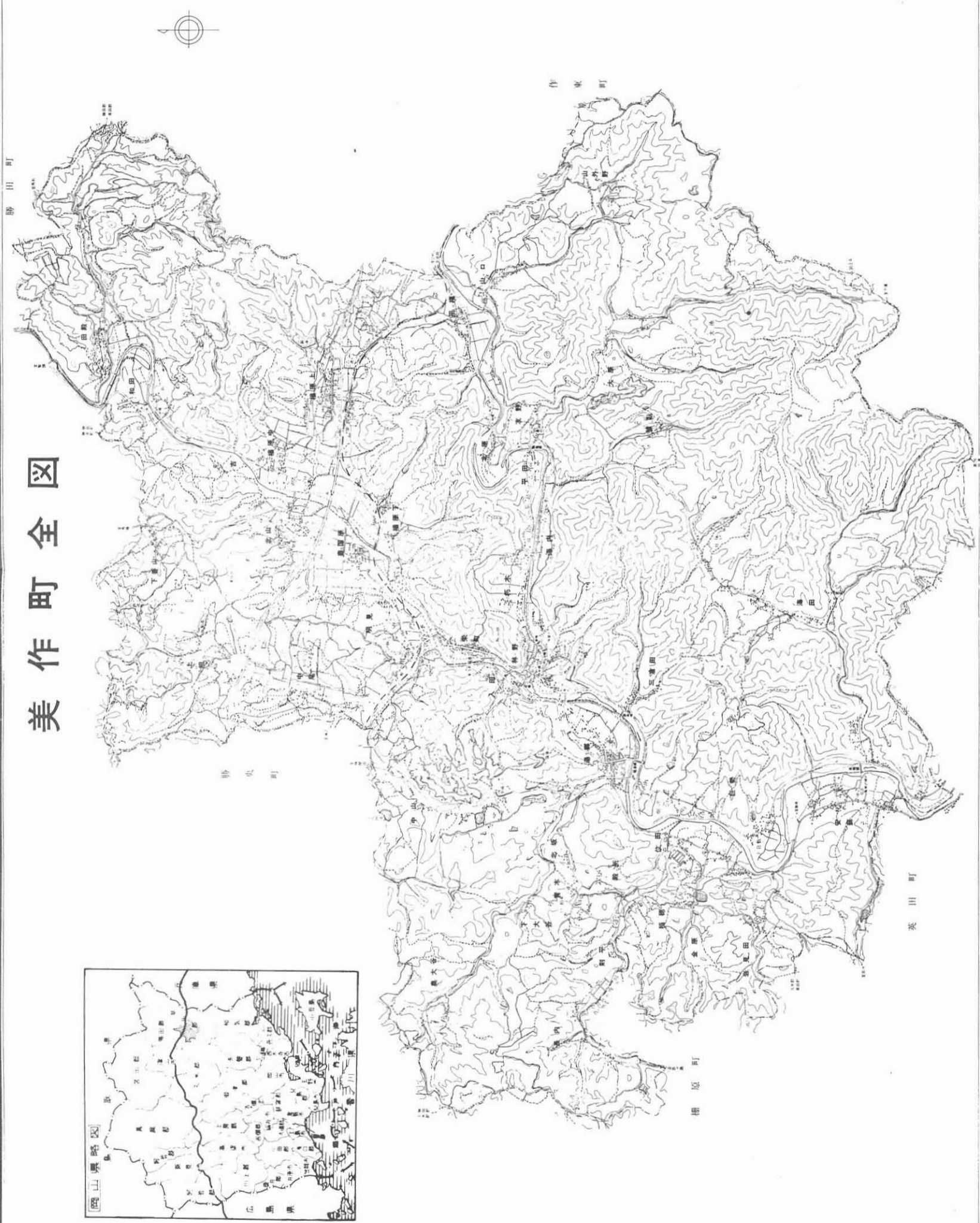
NC 012118803611\*



岡山大学教育学部社会科学教室内地域研究会

高重  
教育学部  
21 11

# 美作町全図



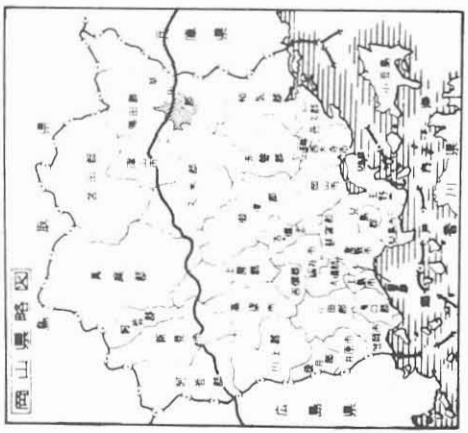
勝田町

作楽町

勝兵衛町

英田町

横原町





美作町の中心部林野及び湯郷の航空写真



美 作 町 庁 舎



空からみた湯郷温泉の全景



美 作 中 学 校



中 央 公 民 館



茶 畑



インターチェンジ付近の航空写真

## は し が き

『地域研究』第27集『美作町の歴史と現在』を刊行する。本報告書は岡山大学教育学部社会科学教室の地域研究会が昭和56年度に岡山県英田郡美作町を対象地として実施した地域研究をまとめたものである。

美作町は美作東部の中心地である。美作町には林野と湯郷の2つの中心がある。林野は吉井川水系中流を代表する河岸の町である。その歴史は古く森氏が津山に鶴山城を築城する以前は吉井川本流の津山に匹敵する河岸の機能をもっていた。江戸時代に入って倉敷の呼称をもつゆえんである。

岡山県下の三大河川の中で最もゆるやかな流れをもつ吉井川は流域面積の広い支流を合わせ、その合流点に古くから落合集落を形成してきた。林野はその1つであり、平野に乏しいにもかかわらず栄えたのはこの奥深い後背地に支えられたためである。河岸は吉野川(旧名英田川)沿いの東浜と梶並川沿いの西浜からなっていたが、もともとの起源は中世山城の山下と結びついた市場であったと考えられる。美作池ヶ原村(現津山市)の戸長大岡熊治郎忠成が著わした松平時代の稗史「美作一覽記」には林野の町は中世に三星城下の市場を形成したが、三星城及び相対兄弟城林野城をめぐる攻防の度に焼討に会った。最後は天正7年備前宇喜多勢の攻略により三星城と共に悉く落城焼失し文禄・慶長初年には人家は6軒を数えるにすぎなくなったという。その後慶長8年森忠政の所領になって以降、国内要害の地の1つとして家老森安女正が安養寺の場所に館を築いて家来と共に移り住み以降は待屋敷も数十軒出来、町屋も旧に復し津山に次ぐ美作第2の都会になったという。その後、森氏の除封に伴う陣屋の改廃、幕府代官所の設置・他領代官所の設置などが相次ぐが、河岸として、倉敷として町屋は益々繁栄し、明治を迎えることとなる。

林野が和名抄英田郡林野郷の地であったのに対して、湯郷は勝田郡塩湯郷の地と郡を異にし、またその立地も貞観2年の僧円仁の発見にかかる温泉によるといわれ、時期も林野よりも早くから開けたこととなる。森藩家老長尾勝明が元禄2年藩命により編纂した『作陽誌』によると塩湯郷湯郷村は戸数88軒内湯株本百姓79軒借屋者9軒人数309人とあるから、時代による差異はあるが現在の旅館数31軒と比べて考えても、殷盛の程がしのばれる。江戸時代は商工にたづさわる者は指定地以外は許されなかった。美作では津山城下を除いては倉敷・久世・勝山が城下並のあつかいをうけ、それについては温泉地も同様であった。他の郷中では下町(現英田郡大原町下町)・江見・櫛原・真加部・櫛・福本・木知ヶ原・大戸(現久米郡柵原町大戸上・大戸下)・弓削・福渡り・多津田(現建部町鶴田)・西川・鹿田(現落合町鹿田)・一ノ宮・小中原・馳部等が許されたことが寛永元年の「工商人心得方 郷中商法地御定之達シ」が出されており、美作における商業活動の

ヒエラルキーが自ら明らかである。林野と湯郷はこのように美作町の中でも二つの中心地を形成し、それぞれの道を歩んできた。昭和28年4月1日合併以後も2つの目として、町の両輪として発展している。現在勝英地方振興局が置かれているのもそのためである。

美作国は和銅6年に備前国から分国したことに象徴されるように、もともと中国山地の盆地群を東西に連ねる交通で結ばれる性格があったと考えられる。それは中世以降盛んとなった高瀬舟による南北交通を契機として明治維新後の岡山県域の形成、明治31年中国鉄道津山線の開通によって県都岡山と結ばれることとなったが、昭和50年中国縦貫自動車道が吹田との間に開通すると再び東西交通による阪神との結びつきを強めてきた。美作町も例外ではない。これをうけて、農業では美作台地開発をてことした経営規模の拡大と果樹・酪農・野菜生産の主産地形成をいかにして結びつけるか、工業では中国縦貫自動車道と直接結びついた勝央中核工業団地の外延的波及効果をいかにして吸収していくか、さらに商業では京都湯郷にいかにかにプラス面で結びつけるか、が現在の大きな課題となっている。

本報告書はこれらの課題についてまとめたものではなく総合研究である。自然環境としての気候・地形、歴史的発展過程、人口や集落の特徴、経済構造としての農林業・工業・商業・交通、社会構造としての部落の分析、そこに展開する社会科教育がその内容となっている。調査には岡山大学教育学部教官6名、3年次生29名によって昭和56年8月19日から23日までの本調査の他、適宜行われた。この間学生は汗を流し、労をいとわず真摯に分担課題に取り組んだ。その労を多しきたい。

最後になったが本報告書の作成に際しては本調査・補足調査を含めて、窓口になってお世話いただいた美作町教育長及び教育委員会の方々、資料その他、お忙しいところを御配慮にあづかった美作町長をはじめ役場の方々、美作町英田・巨勢・美作第一・美作北・豊田の各小学校、美作中学校の校長をはじめ諸先生方、勝英地方振興局・林野駅をはじめ在町の公・私の機関・企業の方々、また、この調査のために秘蔵の史料の閲覧を御快諾下さったの方々、そして、最後になったが、仕事をさいてアンケートや聴取調査に御協力下さった岩見田・田殿をはじめ多くの町民の方々に対して心から感謝とお礼を申し上げる次第である。

昭和59年12月10日

岡山大学教育学部  
社会科教室  
地域研究会

# 「美作町の歴史と現在」 刊行にあたって

美作町長 古田 稲城

この度、岡山大学教育学部地域研究会の先生方と学生の皆さんが昭和57年7月以来取組まれた意欲的な研究調査によって「美作町の歴史と現在」が刊行される運びとなりましたことはわが美作町にとりましてまことに喜ばしい限りであります。

合宿調査等長期間の研究調査に当られましたご苦勞に対し衷心より敬意を表するものであります。

わが美作町は町内各地の5-6世紀から6-7世紀にかけての200余の古墳や鎌倉山古代住居跡に見られる様に歴史的にも非常に古くから特異な姿をもって歴史を刻んで参りました。そして先人達によって部分的に調査研究はなされておりますが、このような総合的な観点からまとめられたものはなかったのであります。

この書は美作町民は勿論、町外の方々にもかが美作町を一層深く知って頂くことが出来ると確信致します。

最後に刊行に至りますまでの岡山大学教育学部の先生方と学生の皆さんの後苦勞に対し重ねて敬意を表します。

## 調 査 参 加 者

### 参加指導教官

上 原 兼 善

高 重 進

高 橋 達 郎

高 山 芳 治

田 中 史 郎

山 口 素 光

### 参加学生

石 橋 良 久

岡 村 克 己

小 野 桂 子

柏 崎 千 鶴 子

川 島 親 史

岸 本 高 樹

国 光 優

塩 谷 明 美

瀬 並 毅

竹 内 秀 明

武 田 昌 樹

辻 昌 子

信 江 清 美

信 江 雅 人

平 井 基 央

藤 澤 智 恵 子

富 士 原 展 也

森 慶 介

山 崎 理 佳

横 山 嘉 光

石 原 由 美 子

榎 原 真 子

加 賀 英 範

鍵 本 芳 明

片 岡 千 佳

金 子 利 彦

北 山 浩 二

日 笠 百 合 子


船 曳 由 美 子

地域研究第27集

美作町の歴史と現在 正誤表

ページ, 行	誤	正
はしがき 1 上から2	昭和56年度	昭和57年度
〃 2 下から5	美作町英田・巨勢・	美作町巨勢・ [削除]
「美作町の歴史と現在」 刊行にあたって下から4	町外の方々にも <u>か</u> が美作町	町外の方々にも <u>わ</u> が美作町
〃 下から2	後苦勞	御苦勞
目次 2章3	豊岡地区	豊国地区
〃 6章3	関発事業	開発事業
〃 7章	美定町	美作町
10 上から3	豊田原	豊国原
〃 〃 10	豊国原	豊国原
12 〃 3	典流	曲流
33 〃 8	人口減出ば	人口減少は
34 表2-3	美作町新制前	美作町合併前
〃 〃	昭和5年, 林野, 473, 1,419	373, 1,399
〃 〃	〃, 計 5,848, 7,819	5,748, 7,799
35 表2-4	魚業水産養殖業	漁業水産養殖業
45 上から4	徴減	徴減
49 下から5	県内転出者が減少を始めているのに,	[削減]
53 下から5	栄んである。	盛んである。
〃 〃 16	一旦	一旦
58 上から2	吉野川	吉井川
〃 〃 3	汜濫原	汎濫原
〃 〃 17	湯出して	湧出して
60 下から13	37年7月	38年7月
〃 〃 10	クーダーシップ	リーダーシップ
61 下から6	美 I. C	美作 I. C.
69 下から9	片山	北山, 中尾, 明見又は美作町北西部
86 上から11	天平19(747年)	天平19(747年)
96 上から17	「国中の郡主	国中の郡主 [削除]
98 上から6	強威	脅威
103 本文 下から2	英田郡	英田町
105 上から2	概容	概要
105 下から4	官原	宮原
105 下から7	相馬	福島
106 上から3	そひ戦い	その戦い
111 上から12	徴集	徴収
113 下から11	8年	9年
116 上から12	第4表	表5-4表
116 上から17	第5表	表5-5表
131 上から18	予盾	矛盾

[裏面へ続く]

ページ, 行	誤	正
131 上から19	予盾	矛盾
141 上から11	とどめたといた	とどめていた
145 下から5	破綻	破綻
146 下から9	山掘	山掘
149 下から9	美定	美作
152 上から1	農 構造	農村 構造 [挿入]
152 上から6	美作 国境	美作 国境 [挿入]
158 上から17	下番山	下番山
167 下から10	特査物	特産物
176 上から3~4	3 394 8,868石	394 8,868石 [削除]
182 下から9	図5-8の下側の帯グラフ及び表	図5-6
193 表5-31	檜井村	檜井村
193 表5-32	檜井村	檜井村
195 上から18	改正一揆	改政一揆
211 上から13	農地	農家
213 図6-13		凡例  [挿入] 米 タバコ ブドウ
220 図6-18	にわとり(採卵鶏)の羽数と飼育戸数	にわとり(採卵鶏)の羽数と飼育戸数の変化 [挿入]
223 上から3	既定	規定
231 表7-7	平田	豊田
247 表8-1	資料提供: 勝英地方新興局	資料提供: 勝英地方振興局
253 下から11	高速道路建設の建設	高速道路建設 [削除]
257 上から3	神姫の両バス会社は	神姫バスが
258 下から13	自から	自ら [削除]
259 下から2	13往復	13.5往復
260 下から8	(現在は12往復。)	[削除]
〃 下から1	それぞれ, 13, 2	それぞれ, 13.5, 2
262 図8-9	13往復 [湯郷~岡山]	13.5往復
265 表8-12	台風	台風
293 上から4	中左年齢者	中高年齢者
336 上から1	教学	数学
362 下から8	延国分数	延国名数
367 下から8	あをり住みたく	あまり住みたく
390 上から10	(5) 小林泰	(6) 小林泰
391 上から8	解題文題	解題 [削除]
423 上から15~17	己年 入田村打欠小日記御改帳 明治2年5月 (去辰10月~自己5月) 中庄屋 池ヶ原村岡熊次郎引受	己年 入田村打欠小日記御改帳 明治2年5月 (去辰10月~自己5月) 中庄屋 池ヶ原村岡熊次郎引受 横帳1冊 [挿入]
470 上から21	石原兼善	上原兼善

# 目 次

第 1 章	自然環境	1
1	美作町の位置・面積・地勢	1
2	美作町の地形と地質	4
3	美作町の気候	13
第 2 章	美作町の人口と集落	31
1	人口構成	31
2	人口移動	43
3	美作町・豊岡地区におけるUターン現象について	53
4	温泉集落—湯郷地区—	58
5	湯郷の人口	66
第 3 章	古代の美作町	69
1	原始・古代の美作町	69
2	律令制下の美作町	80
第 4 章	中世の美作町	95
1	中世の美作町の概観	95
2	『三星軍記』について	104
第 5 章	近世の美作町	111
1	慶長検地と初期農村構造	111
2	近世中期における農村構造	124
3	近世中後期における農村の特質と農民の存在形態	131
4	近世美作における入会権をめぐる争論について	146
5	沢村における村入用の一考察	153
6	幕末期の美作町と美作改政一揆	167
第 6 章	美作町の農業	197
	はじめに	197
1	就業構造	197
2	生産調整による稲作の変容	201
3	美作台地開発事業と特殊作物	205

4	田殿地区の農業	208
5	畜産	218
第7章	美作町の商工業	223
1	美作町の商業	223
2	共同店舗リオ	232
3	商業中心地林野商店街の町並みとその変容	233
4	戦前の工業	236
5	現在の工業	238
第8章	美作町の交通	245
1	道路交通	245
2	鉄道交通	263
3	交通手段の変遷	272
4	美作町の地域性	280
ま	とめ	283
第9章	農村地域の社会と生活 — 岩見田部落の場合を中心として —	285
1	部落の概況	285
2	就業構造と農業	287
3	家族生活	293
4	同族と親族	302
5	地域集団組織	304
6	衣食住の生活	312
7	生活の変化と住民の意識	319
第10章	美作町の社会科教育	333
は	じめに	333
1	児童生徒の教科への関心と教師の指導	333
2	児童・生活の空間的(地理的)意識	345
3	児童生徒の郷土意識	364
	アンケート	383
<付録>	美作町関係史料目録	389

# 第 1 章 自 然 環 境

## 1. 美作町の位置・面積・地勢

岡山県英田郡美作町は、東経 $134^{\circ}5'19''$ ～ $134^{\circ}13'36''$ ，北緯 $34^{\circ}57'55''$ ～ $35^{\circ}3'19''$ （国土地理院発行2万5千分の1地形図より計測）に位置する。現在の行政区画からみると、岡山県の北東部にあり、町の北部は勝田町に、北西部は勝央町に、西部は柵原町に、南部は英田町に、東部は作東町に、それぞれ隣接している。

総面積は $88.45\text{ km}^2$ （昭和57年岡山県統計年報による），東西約 $13\text{ km}$ ，南北約 $12\text{ km}$ の広がりをもっている。

地形的位置からみると、町域は津山盆地の東南隅とその南の吉備高原にかけて広がっている。津山盆地は、単一の第四系堆積盆をなす盆地ではない。沖積低地・洪積台地と丘陵とが交錯して複雑な組み合わせをもった盆地となっている。

津山盆地南縁部には、いくつかの小盆地が東北方向に列をなして配置する。西から院庄低地、津山低地、大崎低地、勝間田低地、豊国原低地とならび、さらに県境にむかって江見低地、土居低地と続く。美作町の町域は豊国原低地と、その南に梶並川－吉野川とに沿って連なる湯郷低地とを中心とし、その周囲の山地・丘陵を含む地域である。豊国原低地・湯郷低地は主として梶並川・吉野川とによって涵養された谷底平野である。梶並川と吉野川との合流点付近に、美作町の中心集落林野がある。

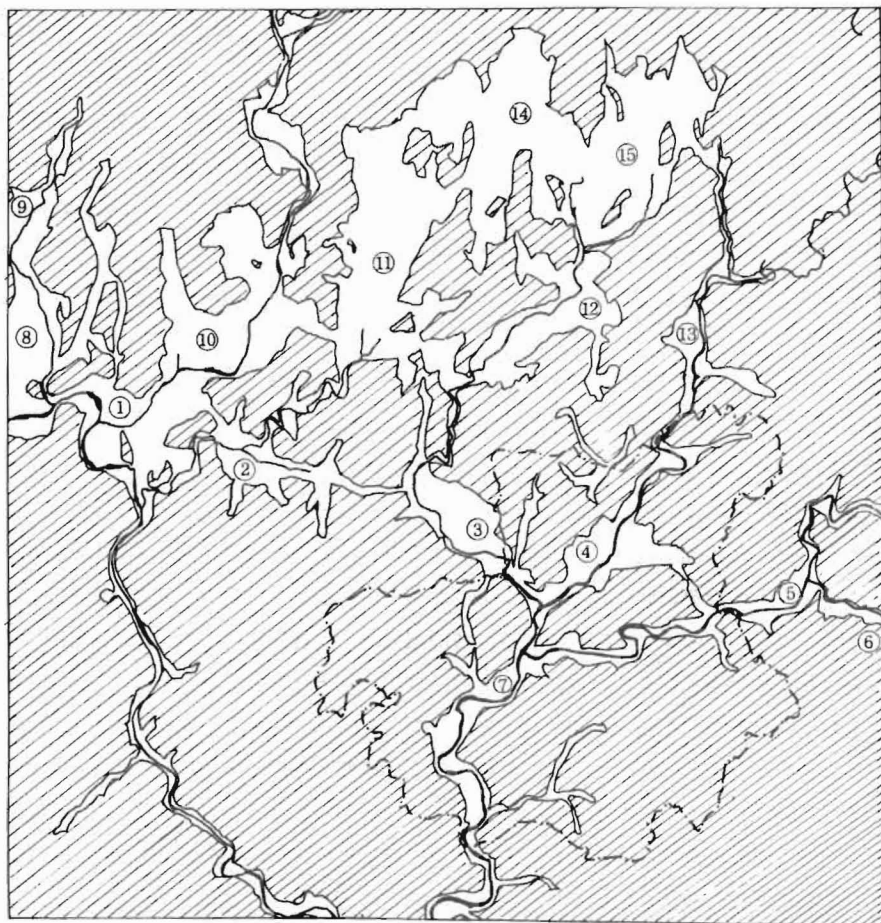
津山盆地南縁の地形配置上の特色は、その地方の交通体系に大きな影響をあたえている。かつて、畿内から美作へ、さらに山陰へと通じた出雲往来は播磨・美作国境で杉坂峠を越えて江見低地に入る。のちには万能峠を越え土居低地をへて江見低地に入るようになった。以西の出雲往来は津山盆地南縁の低地列をたどる人馬の道であった。昭和初年に開通した待望の国鉄姫新線もこの低地列を通った。

交通体系が大きく変革した現在でも、中国自動車道がこの低地列を走る。

これに対して備前への交通は吉野川から吉井川を下る高瀬舟が南への物資流通の重要な役割を果たしていた。吉野川の高瀬舟の要衝が美作町の中心集落林野であった。現在は国道374号線が南北方向の交通の動脈となっている。美作町から岡山市まで約 $57\text{ km}$ である。

美作町の地勢はおおまかに見て南東に高く、北西に低い。町の南東部は中・小起伏山地が大部分を占め、北西部では丘陵地と小起伏山地が広がる。町域のほぼ中央を北東－南西方向に梶並川－吉野川の河谷低地がのびている。町内の最高所は南東部の赤松山付近で海拔は約 $420\text{ m}$ であり、最低所は英田町との町境の吉野川の氾濫原で海拔約 $60\text{ m}$ の地点である。

中・小起伏山地は古生代の泥質岩と砂岩・頁岩互層が大部分を占める。他には流紋岩質岩と花崗岩質岩が一部みられる。また、丘陵地は第三紀層よりなり、谷底平野には沖積層が被覆している。沖積層を涵養する河川は梶並川－吉野川水系のもので、北東から流れ込む梶並川に北西から流れ込む滝川が、林野駅付近で合流する。梶並川はさらに約 $2\text{ km}$ 下流で東から流れ込んできた吉野川と合流し、南に向かって流れ下る。



- |         |           |
|---------|-----------|
| ① 津山低地  | ⑨ 横野川低地   |
| ② 大崎低地  | ⑩ 高野低地    |
| ③ 勝間田低地 | ⑪ 勝北低地    |
| ④ 豊国原低地 | ⑫ 石生・田井低地 |
| ⑤ 江見低地  | ⑬ 勝田低地    |
| ⑥ 土居低地  | ⑭ 日本原     |
| ⑦ 湯郷低地  | ⑮ 奈義低地    |
| ⑧ 宮川低地  |           |
- 一点鎖線内が美作町

図1-1 津山盆地東部およびその周辺の山地・丘陵地(斜線部)と低地の配置

美作町の自然的土地条件を大づかみにするために各種条件の区分別面積概数を $\frac{1}{20}$ 万岡山県土地分類図附属資料（経済企画庁総合開発局，昭和49年）からぬきだすと次の表の通りである。

表1-1 美作町の各種自然条件区分別面積（単位 $km^2$ ）

標高区分別面積									
0m ~100m	100m ~200m	200m ~400m	400m ~600m	600m ~800m	800m ~1000m	1000m ~1500m	1500m ~	主な河川 湖沼	合計
21	47	21	-	-	-	-	-		89 $km^2$

傾斜区分別面積									
0°~3°	3°~8°	8°~15°	15°~20°	20°~30°	30°~40°	40°~	主な河川 湖沼	合計	
20	6	25	19	19	-	-		89 $km^2$	

地形区分別面積																
山地・火山地					丘陵地				台地・段丘			低地		その他 (河川湖沼)	合計	
大起伏	中起伏	小起伏	火山地	山麓地	大起伏	小起伏	火山性	計	砂礫性	ローム	計	扇状地性	三角州性			計
-	-	39	-		39	23	7	-	30	1	-	1	18	-	18	88

表層地質区分別面積																				
未固結堆積物					固結堆積物					火山性岩石			深成岩			その他 河川湖沼など	合計			
礫	礫と砂	砂と粘土	砂屑物	計	礫岩	砂岩	泥岩	珪岩質岩石	輝緑凝灰岩	石灰岩	計	火山砕屑物	流紋岩質岩石	安山岩質岩石	計			花崗岩質岩石	斑れい岩質岩石	蛇紋岩質岩石
2	12	10	-	23	-	3	35	-	2	-	40	-	16	-	16	9	-	-	9	88

土壌区分別面積											
岩石地	未熟土	黒ボク土	褐色森林土	ポドゾル	赤黄色土	褐色低地土	灰色低地土	グライ土	泥炭土	その他	合計
-	-	1	64	-	2	-	20	-	-	-	87

## 2. 美作町の地形と地質

### (1) 地質概観

美作町の山地・丘陵は、梶並川—吉野川の河谷平野で二分されている。その南東側では中・小起伏山地が大きな部分を占め、北西側では丘陵が多く見られるようになる。特に梶並川の西で、姫新線に沿って勝北町にまで延びる地域には、200m以下の丘陵が広く分布している。この丘陵は、第三紀中新世の地層を中心に構成されている。浅海性の堆積物を主とする中新世層は、岩相・層厚ともに変化に富むが、一般にはきわめて厚く、また表層の礫岩・砂岩を主体とする部分はかなり軟弱である。この丘陵の南縁にあたる豊国地区では、標高は130m～140m、河床との比高は30m～40m程度であり、主として泥岩よりなる。その北西部の、北山、下香山、和田にかけての一带は、標高160m～220m、河床との比高50～60m程度で古生層砂質岩—砂質片岩を中心としている。一部には古生層泥質岩—泥質片岩、中生代の閃緑岩も見られる。このあたりの岩石は変成作用を受けたものも多く、ホルンフェルス化が見られる。

一方、姫新線以南と梶並川以東、美作町の大部分を占める中・小起伏山地の地質を見ると、奥大谷豊田、大山などの地域は、中生代の流紋岩質岩が中心であり、その他の山地のほとんどは、古生代の泥質岩と砂岩・頁岩互層が大部を占める。一部には花崗岩質岩（夜久野進入岩類）も見られる。

古生代の地質は、舞鶴層群と夜久野進入岩類に分類される。舞鶴層群は、最下位、下位、中位、上位の4層から成り、最下位層は層厚約500mの泥質片岩を主とし、中ほどに約50mの厚さの砂質片岩を挟む。下位層は、塩基性火砕岩と同質溶岩起源の塩基性片岩を主とし、中位に100m～200mの泥質片岩、約50mの厚さの砂岩を挟在する。層厚は約1,000m。中位層は町内の海田、長内の地域に見られる。この層の上半部は、無層理黒色粘板岩を主とし、流紋岩質火砕岩を2～3層挟在する。下半部は、黒色粘板岩を主とし、2～3層の砂岩層を挟在し、また、石灰岩レンズを挟在する。層厚は約300m。上位層は、級化層理がよく発達する砂岩、粘板岩の互層より成る。

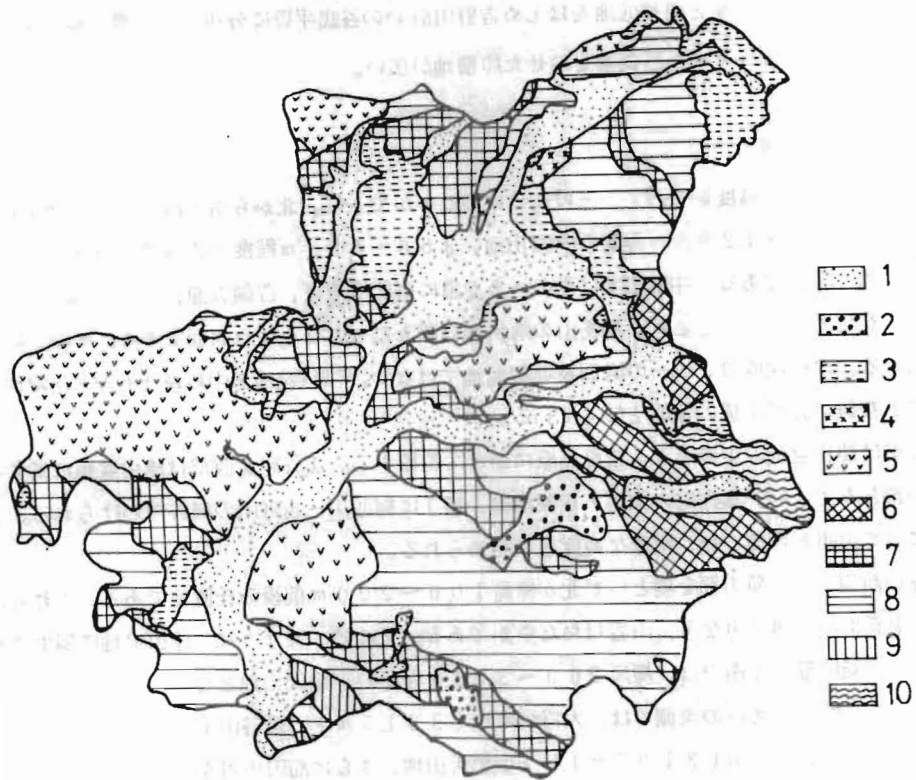
夜久野進入岩類は、舞鶴層群中に進入したもので、進入時期は、古生代末期と考えられる。町内の東部に分布する。岩相は、斑れい岩質岩、輝緑岩質岩などの塩基性岩相と、圧碎岩的な花崗岩質岩、閃緑岩質岩、珪長岩質岩などの酸性岩相に分けられる。

舞鶴層群と夜久野進入岩類は、白亜紀末の花崗岩質岩および石英閃緑岩質岩の進入によって、接触変成作用を受け、接触部から幅500m～1,000mにわたってホルンヘルス化している。

吉野川とその支流の谷ぞいでは、一般に洪積世～沖積世にかけての礫、砂、泥よりなり、地表付近は泥砂が多い。

洪積世の礫がち堆積物は、層厚約5～10m、粒径5～30cmで、円礫、砂よりなる。一方、山砂利層は海拔180m～300mの間に、数段に分かれて分布している。層厚は約数m～30m、粒径2～20cmの円礫と砂よりなる。この山砂利は、中・古生界の礫から構成されている。

吉備高原を穿入蛇行して流れる吉野川では、右岸と左岸交互の曲流の袂部および支谷の合流点付近に小規模の谷底平野が広がる。砂礫層よりなる氾濫原であるが、最近の下刻が及んで、比高のわずかな段丘がつくられている。北原では、幾段かの段丘が認められ、上位段丘群、下位段丘群、氾濫原とにわけられる。氾濫原も、すでに段丘化している。林野より下流では下位段丘が発達している。梶並



- 1. 沖積層                      2. 山砂利層                      3. 第三紀層
- 4. 石英閃綠岩類                      5. 流紋岩類
- 6. 夜久野侵入岩類(変閃綠岩—変花崗岩)
- 7. 砂岩・泥岩互層(古生層)                      8. 泥質岩(古生層)
- 9. 砂質岩(古生層)                      10. 塩基性火山岩類

図1-2 美作町の地質図

川流域では、東岸の檜原でも2段(上位・下位)の段丘が広く分布する。

沖積地は、豊国原低地と湯郷低地をはじめ吉野川沿いの谷底平野に分布する。豊国原低地では、厚い第三紀層の上に3~4mの砂礫層をのせた沖積地が広い。

## (2) 山地・丘陵地

岡山県の山地は、高度からみて、三段に分けることができる。北から南へ段々に低くなっている。山頂高度1,000~1,200m程度の中国山地、300~600m程度の吉備高原山地、300m以下の瀬戸内丘陵群である。中国山地は南のへりで急に高度を下げ、吉備高原山地との間に東西にのびるくぼみが認められる。ことに、那岐山の南斜面は切りたったような急斜面である。その下に津山盆地が広がる。津山盆地は、単一の第四系堆積盆地ではない。平野・盆地と中新統よりなる丘陵地とが交錯して、複雑な地形構成の盆地となっている。

美作町は津山盆地の東南隅から吉備高原にかけて位置する。美作町北西部は津山盆地に属する丘陵地の一部とみてよい。美作町の山地・丘陵地は、第1に梶並川-吉野川の河谷でわけられる。この谷を境にして東側と西側では、明瞭な高度差が認められる。

河谷の西側では、滝川筋を境として北が標高100~200m前後の丘陵地である。これらの丘陵地は、中新世の地層よりなり、山容はおだやかである。先に述べたように、津山盆地に属するものとみてよい。滝川筋より南では、標高200~300m程度の小起伏山地となる。

梶並川-吉野川の河谷の東側では、大將が陣山(331.5m)、幕谷山(312.9m)、大山(342.5m)、稗田山(319.7m)など小起伏山地、さらに海田の谷をへだてて東南の町境付近には赤松山をはじめとする標高400m前後の中起伏山地が続いている。これらの山地は吉備高原山地の一部である。しかし、吉備高原の特色である山頂部の緩斜面の連続はここでは認めがたい。谷が細かく山地を刻みこみ、分断しているためである。しかし、山頂部は丸みを帯びているものも多く、定高性を示している。

中国山地と吉備高原との分化の過程については諸説あり、論争が続いてきた。主な見解をみると、その一つは、中国山地面と吉備高原面とは一つながりの準平原として同時に形成されたが、その後の断層運動により両者に食い違いを生じ、現在の高度差を持つに至ったとする見解である。他の一つは、中国山地面と吉備高原面とは時代を異にする準平原とする見解で、津山盆地に分布する丘陵の構成層である中新世層が堆積した中新世海進の時、中国山地はすでに陸化しており、海上に浮ぶ島のようなあったと推定する。その後の陸化により吉備高原は陸化し準平原が作られた。ただし、吉備高原の面は、単一の準平原というよりは、高度の異なる幾段かの侵食小起伏面に分けて考えるべきである。美作町の山地も、赤松山を中心とする標高400m程度の面から、吉野川の河谷にむかって階段的に低くなっているとみてよい。

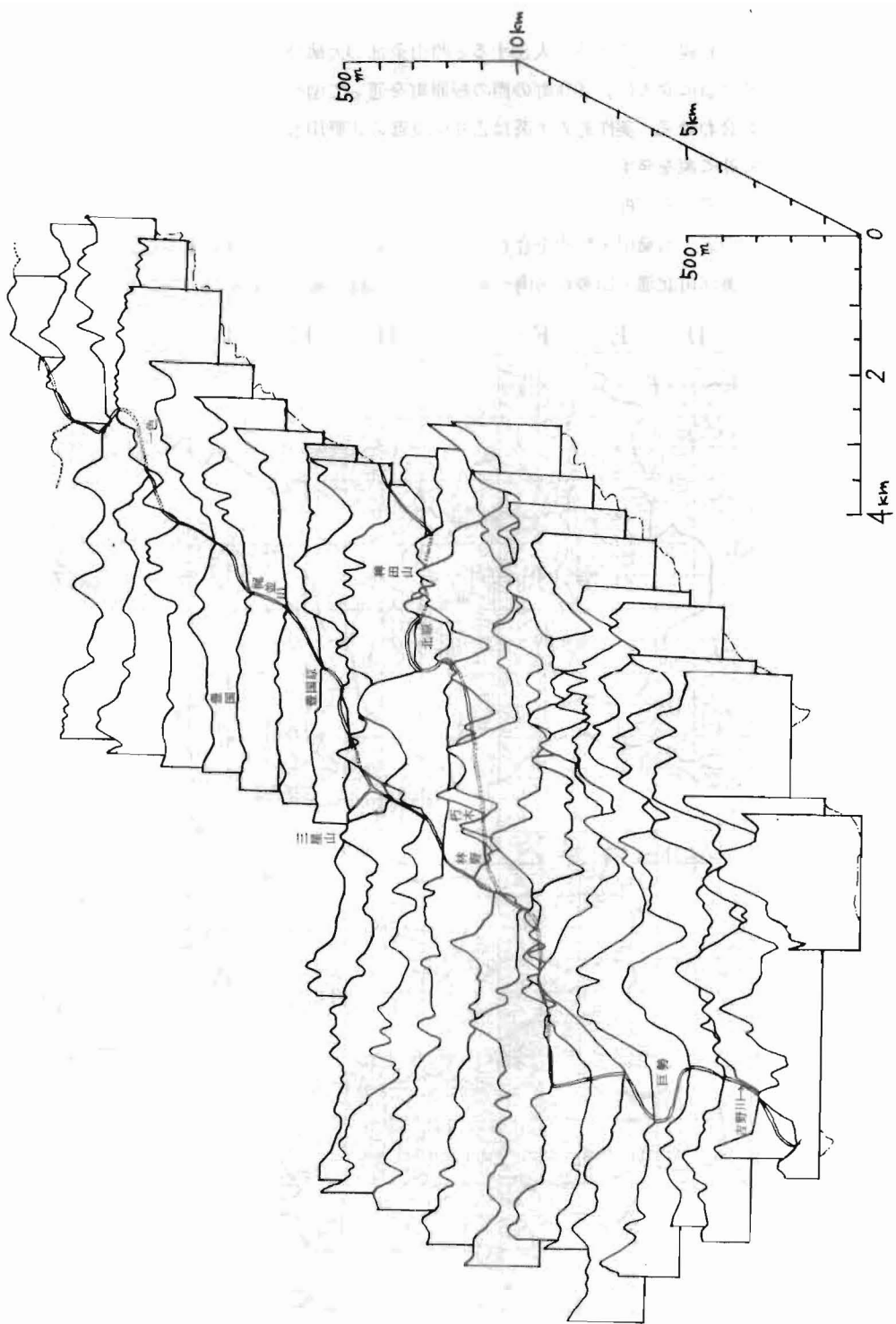


図1-3 美作町の地形断面図

### (3) 水系・谷密度

美作町の水系について概観してみよう。大別すると岡山東部の大部分は吉井川水系に属する。吉井川は津山盆地から吉備高原に穿入し、美作町の西の柵原町を通過して南へ流れ、柵原町飯岡で美作町から流れてきた吉野川を合わせる。美作町の水系は吉井川支流の吉野川水系とってよい。吉野川は、英田郡西粟倉村の若杉峠に源を発する河川で、美作町豊田から林野の間を西流し、林野で支流の梶並川を合わせ、流れを南に変える。梶並川は、勝田町右手峠付近が源で、夜久野進入岩類の山地を南西に向い穿入蛇行し、その後、馬桑川・淀川を合わせ、津山盆地丘陵地帯の東縁を南下し、明見で滝川を合わせる。梶並川は美作町北部・田殿から南へ流れる。滝川は、滝山と那岐山の南から流れる川で

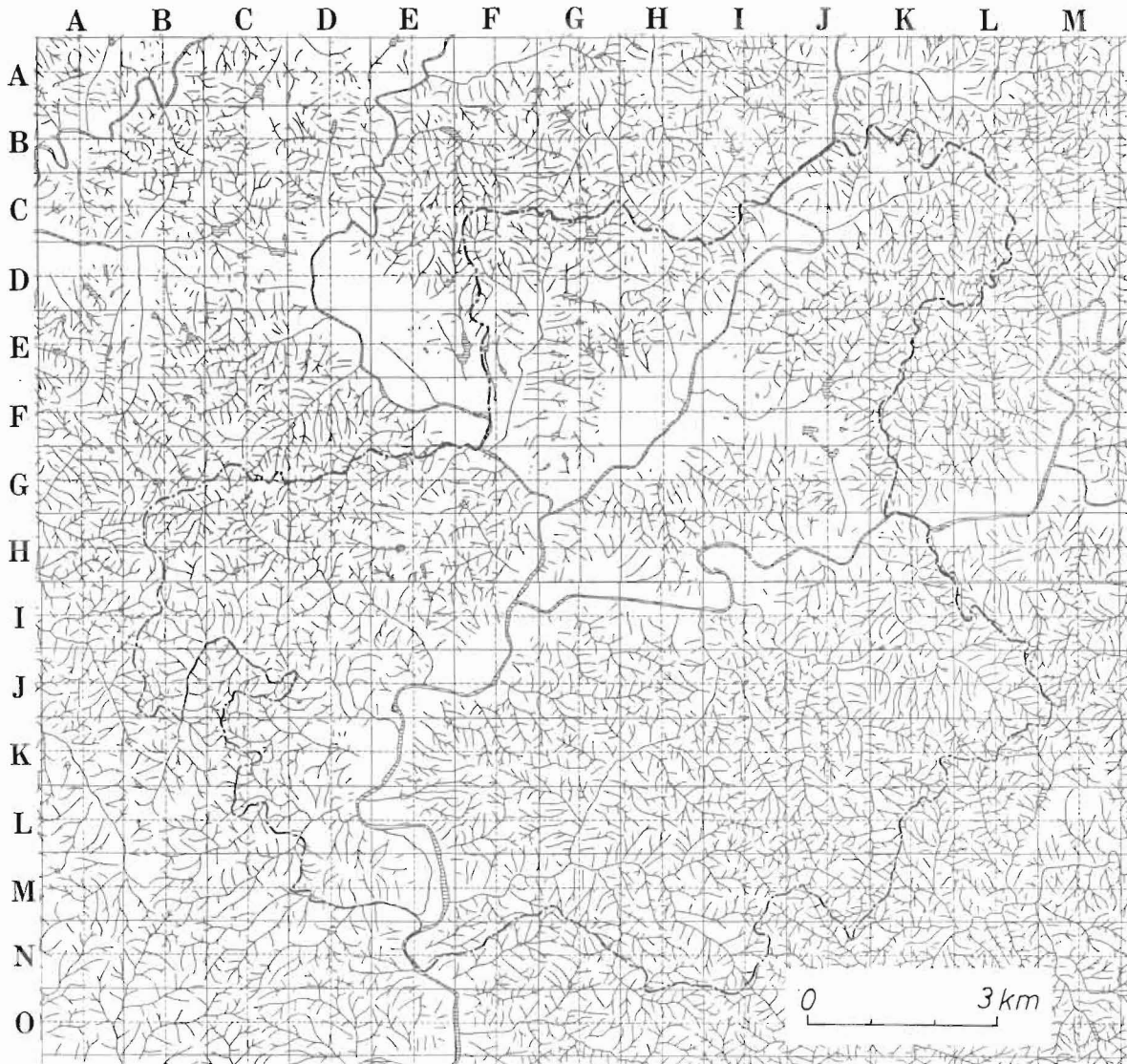


図1-4 美作町とその周辺の水系図(土地分類基本調査「津山東部」・「周匝・上郡」による)

勝間田の低地を経たあと、美作町に入る。

図1-4は水系図である。この水系図は5万分の1地形図で、まず、河川・湖沼・水路を抜きだし、さらに等高線が高い方へこんでいる部分を谷と考えてそのへこみをたどり作成したものである。谷密度は、水系図の各辺を40等分した方眼をかけ、各方眼の四辺を切る谷の数を数え、それを4区画ずつ合計した。図1-5が谷密度図である。谷密度図は、数値が大きいほど谷が密に分布すること、小さいほど谷が疎であることを示す。

水系図をみると、豊国原から榎原にかけて広い低地があり、梶並川がその中央を北から南へ流れる。美作町は山地と丘陵と比較的狭い谷底平野で構成されているが、この低地は水系図では水系の空白地

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
A	43	31	40	24	15	20	29	32	48	29	31	36	50
B	31	41	35	43	32	43	50	53	39	32	42	46	55
C	28	34	47	34	41	46	44	41	41	31	53	55	38
D	27	27	33	12	30	33	39	41	32	39	59	53	51
E	50	42	54	26	11	30	32	30	25	58	46	52	41
F	47	51	52	59	23	31	25	10	20	28	48	60	37
G	51	39	48	64	43	33	24	33	38	40	37	27	27
H	55	47	42	47	30	34	39	42	27	24	36	32	45
I	42	39	38	31	32	24	23	28	30	37	45	52	48
J	49	35	45	37	22	27	50	46	49	48	45	52	52
K	37	44	43	22	30	48	45	41	43	59	58	50	52
L	36	37	43	44	29	48	39	44	56	53	46	54	35
M	40	36	33	43	27	33	39	44	49	52	50	49	46
N	35	36	39	46	29	44	44	44	43	54	51	53	47
O	33	37	35	36	23	39	47	44	50	52	47	36	44

図1-5 美作町とその周辺の谷密度図  
(土地分類基本調査「津山東部」「周匝・上郡」による)

帯となり目だっている。吉野川は美作町の東から幅数百mの谷底平野内を蛇行しながら林野に流れてくる。林野で梶並川を合わせた後、南下し、やがて英田町に入る。水系網パターンは、樹枝状水系がほとんどであるが、孤立した山地・丘陵は放射状となる。また、豊田原西方のなだらかな丘陵地の水系は非常に簡単で水系の数も少ない。沼地は、谷をせきとめたため池が存在する。北山・豊国原の西方の丘陵や檜原に沼地が多い。吉野川流域と梶並川流域の1つの谷中分水界が国鉄姫新線の檜原駅付近にある。

谷密度の高い地域は、梶並川－吉野川以東の山地で、ほとんどが40－49、50－59の階級を示している。高い谷密度の地域は、急斜面をもつ山地が多い。これらの急斜面をもつ山地は、標高300－400m級で、それほど高くないが谷密度は比較的高い。

谷密度の最も低い地域は、谷底平野の開けた所である。また、北山・豊国原の西から片山にかけての低いなだらかな丘陵では、谷が浅く短小で、水系は樹枝状を示さず、谷密度は低い。

#### (4) 谷底平野

吉野川とその支流梶並川に沿って谷底平野が続いている。谷底平野の幅はふつう数百m程度である。河川はこの谷底平野のなかを蛇行している。ただし、豊国原低地では谷底平野は拡がって、氾濫原だけでも1.5kmに及ぶ。檜原上の河岸段丘の広がる地域まで含めるとさらに広い。

谷底平野は氾濫原と河岸段丘によって構成される。河岸段丘はおおまかに2段(上位段丘, 下位段丘)に区分できる。氾濫原もすでに下刻が及んで段丘化がはじまっているところが多い。下位段丘は氾濫原と小崖で境され、ほとんどが比高5m以下のものである。段丘面は広く、ほとんど開析されていない。下位段丘はこの地域内の上流から下流まで普遍的に分布する。それに対して、上位段丘は吉野川、梶並川合流点より上流で認められ、下流には存在しない。上位段丘は小規模で下位段丘の背後に残存する場合が多い、その場合、段丘崖はしばしば明瞭さを欠くことがある。

図1-2-5は美作町域の段丘区分図である。この区分は土地分類基本調査で行われたものを基礎としている。しかし、その段丘区分・対比は完全とはいえない。細部には、まだまだ問題が残されている。

以下、2・3の地域について、谷底平野の地形をのべる。

##### (イ) 豊国原低地

豊国原低地は津山盆地南縁を東西につらなる低地列の一つである。広い氾濫原をもっている。この氾濫原を構成する沖積層は厚さ3～4mの砂礫層といわれている。それは中新世層の上ののっている。氾濫原上の地形は、自然堤防、旧流路、後背湿地等が交錯しているが、耕地整理事業のため改変されてしまっている。この氾濫原の東、檜原上にかけて、上位と下位の河岸段丘が広がる。ここを国司川が東から支流の水を集め、河岸段丘を刻みながら流れ、火の神で梶並川に合流する。上位段丘と下位段丘との比高は数mであるが、段丘崖は必ずしも明瞭でない。段丘を構成する地層は1.5mの赤褐色ロームの下に砂礫層が認められた。砂礫層は径5～8cm程度の垂円礫と、その間を埋めている小礫、砂からなっている。垂円礫は多数みられ、最大のもでも長径15cm程度である。下位段丘の段丘堆積物は、檜原中の美作北小学校東では、1～3cmのやや角ばった小礫と砂を主とする砂礫層で、そこ

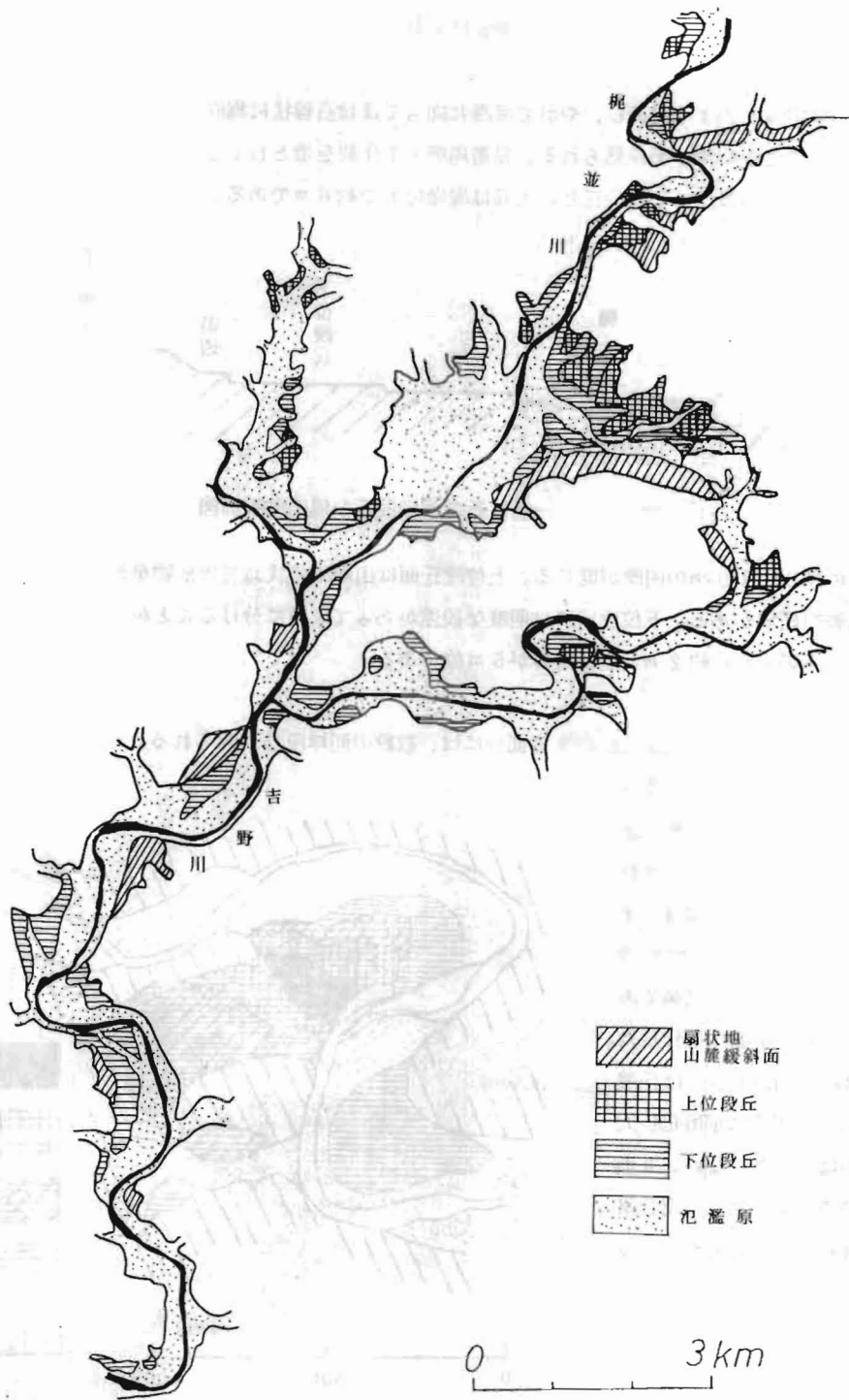


図1-6 美作町域の河岸段丘分布図

(土地分類調査「津山東部」・「岡匝・上郡」による・一部改変)

より300m南東では小礫混りのシルト層が見られた。

(ロ) 一色付近

梶並川が田殿で大きく典流し、やがて南西に向ってほぼ直線状に流向をかえる一色付近でも、おおまかにいって2段の段丘面が見られる。県道馬形・美作線を境として上位段丘と下位段丘に分けることができる。上位段丘と下位段丘との比高は崖端付近で約6mである。上位段丘堆積物は、砂・シル

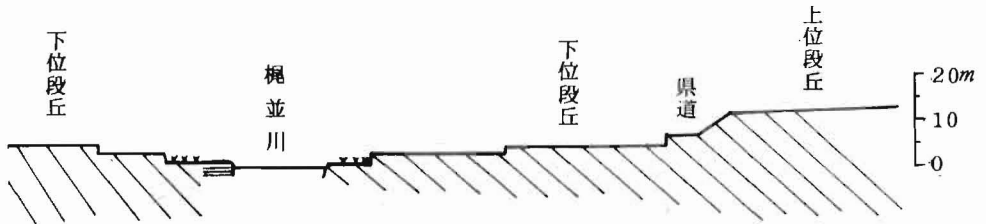


図1-7 一色付近の河岸段丘の模式的断面図

トの中に径3~10cmの円礫が混じる。上位段丘面は山際で扇状地性堆積物をかぶっており、全体として比較的傾斜がある。下位段丘には明瞭な段差があって2段に分けることができる。現河川からの比高は、下のものが約2m、上のものが5m位である。

(ハ) 北原付近

吉野川が北原付近で大きく蛇行する部分には、数段の河岸段丘がみられる。これらの段丘は、蛇行

の袂部に発達するので、その連続を上流もしくは下流に追いかけていく。従って、それらの段丘の分類対比はまだ不十分である。図1-8は段丘面区分の一つの試案である。I面からV面に区分した。I面は段丘面かもしくは丘陵の頂部を人工的に平坦化したものかはっきりしない。II面は、国道の切り通しで段丘礫層の露頭を見ることができる。古生層の上に大小の円礫を含む礫層がのり、さらにその上に礫を含まない赤褐色と黒色の層がのっている。III面は北原の集落をのせる面で、II面のへりに細長く続く。吉野川

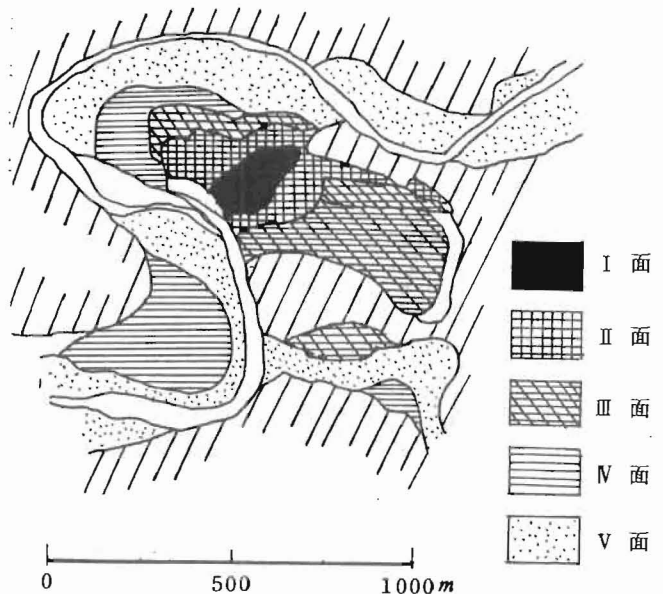


図1-8 北原付近の河岸段丘面区分試案

筋よりポケット状に友野の集落の前まで入りこんだ面や金屋の集落をのせる面も、面の高度と位置関係からⅢ面としたが、それらⅢ面をつなぐ鍵はいまのところ見つかっていない。

(国光 優・森 慶介)  
横山嘉光・辻 昌子

#### 参考文献

土地分類基本調査「津山東部」 岡山県(1980)

土地分類基本調査「岡西・上郡」 岡山県(1982)

光野千春・杉田宗満編 岡山県地質図

### 3. 美作町の気候

岡山地方気象台より得た気象データをもとにして、美作町林野の気候の特色を概述する。記述に際して、次の3地点のデータとの比較を行った。

- ① 近接する津山。
- ② 県西部に位置し、林野とほぼ同緯度にある新見。
- ③ 県南部の岡山。

この3地点のデータも岡山地方気象台より得たものである。ただし、林野の観測所のデータは、昭和51年以後は正確なものが得られなかった。また、新見のデータも、昭和49年のものからは正確な記録が得られなかったので、比較のための気象データは、昭和44～48年の5年間のものを使用した。

#### ・各観測点の位置

林野	北緯	35°00′	東経	134°09′	高度	85m
津山	〃	35°04′	〃	134°01′	〃	145m
新見	〃	34°58′	〃	133°28′	〃	180m
岡山	〃	34°41′	〃	133°55′	〃	33m

中国地方の気候は、和達清夫監修「日本の気候」によって図1-9に示すように、5気候区に分類されている。この分類によれば、林野は、津山・新見とともに山陽気候区に属し、岡山は瀬戸内気候区に属する。

林野の属する山陽気候区の気候的特色は、吉備高原を除き一般に温暖で、降水量は梅雨期・台風期を除くと一般に少ない。

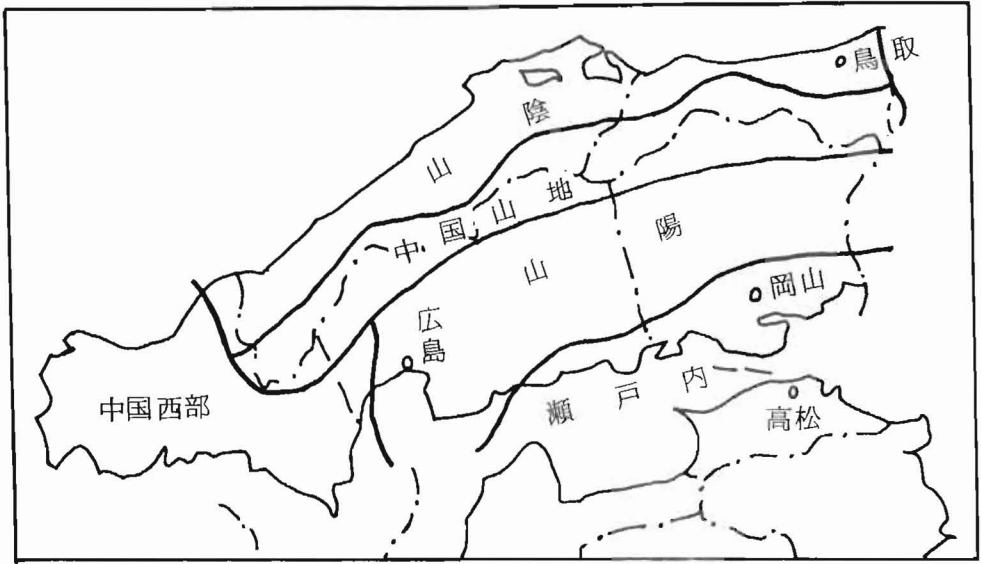


図1-9 中国地方の気候区分(和達清夫監修『日本の気候』1958による)

(1) 気温

昭和44～48年までの岡山地方気象台気象月報によって、月別平均気温と月別最高最低気温を表1-2と図1-10・図1-11に、月別最高最低気温の極値を表1-3に表わした。(津山は林野のデータと重なる部分が多いので、図1-10・図1-11からは省略する。)

表1-2 昭和44～48年の5年間の月別平均気温，最高気温，最低気温

(単位 °C)

	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
平均 気温	岡山	4.5	5.2	6.8	13.7	18.1	21.6	26.7	27.5	23.6	16.7	10.7	5.4	15.0
	津山	3.2	4.1	6.4	12.9	17.3	21.0	25.8	26.8	22.5	15.5	9.2	4.0	14.1
	新見	2.4	3.4	5.0	12.0	16.5	20.2	25.2	25.9	21.5	14.5	8.5	3.4	13.2
	林野	3.3	4.1	5.7	13.0	17.5	21.1	26.2	27.1	22.9	15.8	9.5	4.0	14.2
最高 気温	岡山	9.6	10.0	12.4	19.2	23.6	25.9	30.7	31.8	27.8	21.9	16.2	10.7	20.2
	津山	8.2	9.2	11.8	19.4	23.8	25.9	30.4	31.3	27.2	21.3	15.1	9.4	19.4
	新見	7.2	8.2	10.6	18.7	22.9	25.3	29.9	30.8	26.0	19.9	14.0	8.4	18.6
	林野	8.7	9.4	11.8	19.6	23.9	25.9	30.8	31.5	27.7	21.6	15.6	9.8	19.6
最低 気温	岡山	-0.8	0.3	0.8	8.1	12.5	17.3	22.6	23.2	19.3	11.5	5.1	-0.1	10.0
	津山	-1.9	-1.1	-0.1	6.3	10.9	16.5	21.5	21.8	17.8	10.0	3.1	-1.8	8.6
	新見	-2.4	-2.0	-0.7	5.3	10.0	15.1	20.6	20.8	16.9	9.0	3.0	-1.6	8.0
	林野	-2.0	-1.3	-0.2	6.5	11.0	16.9	21.7	22.1	18.1	9.9	3.4	-2.1	8.7

表 1 - 3 昭和 44 ~ 48 年の 5 年間の最高気温 ( 極値 ) , 最低気温 ( 極値 )

( 単位 °C )

	月 別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
最高 気温 (極 値)	岡 山	18.8	18.0	23.6	29.3	30.8	31.7	35.8	36.2	34.4	27.6	23.6	17.5
	津 山	17.9	17.9	25.0	29.3	29.9	32.0	36.3	38.0	34.3	27.2	22.3	17.2
	新 見	18.3	17.3	24.2	28.5	30.8	31.5	35.6	35.6	33.0	25.0	21.8	17.2
	林 野	18.0	18.5	25.1	28.6	31.2	32.3	36.0	38.0	34.4	27.2	23.6	17.8
最低 気温 (極 値)	岡 山	-6.5	-6.5	-4.8	-0.8	4.9	10.0	16.7	16.1	8.8	2.0	-2.2	-5.6
	津 山	-9.9	-8.5	-6.6	-2.9	1.6	6.7	15.2	14.0	8.1	-0.2	-3.8	-6.6
	新 見	-8.8	-8.0	-7.1	-3.4	1.7	6.6	13.1	13.5	7.0	-0.7	-4.5	-5.4
	林 野	-9.6	-8.4	-6.7	-2.5	3.6	6.4	16.2	11.0	8.2	0.2	-4.2	-7.5

これによると、年平均気温は、林野 14.2℃、津山 14.1℃、新見 13.2℃、岡山 15.0℃であり、林野は近接する津山とほぼ同気温で、岡山と新見のほぼ中間の値を示す。しかし、表 1 - 2・図 1 - 10 から見取れるように、林野の冬期 12・1月の岡山との気温差はそれぞれ 1.4℃、1.2℃であるのに対し、夏期 7・8月のそれは、それぞれ 0.5℃、0.4℃となり、気温差は一定の間隔で推移しているのではない。年較差は、林野 3.8℃、岡山 23.0℃であり、林野は岡山に比べてやや内陸性の気候であることがわかる。また、林野が岡山に比べて内陸性の気候であることは、月別最高最低気温を比較して見ればよりはっきりする。表 1 - 2 と図 1 - 11 から、林野の月別最高気温は 1月には岡山より 0.9℃下まわるが、4月から7月までは、逆に 0.1℃~0.4℃上まわることになる。その後、11・12月にはまた 0.6℃、0.9℃それぞれ下まわるようになる。また、最高気温と最低気温の差は、林野で 1月は 10.7℃、8月は 9.4℃となり、岡山で 1月は 10.4℃、8月は 8.6℃となる。特に 4月から7月にかけては、最高気温は林野のほうが 0.1℃~0.4℃高くなるのに、最低気温は逆に 0.4℃~1.6℃も低くなる。

林野では、瀬戸内海からも日本海からも遠く離れた津山盆地の一隅であるために、瀬戸内海に近い岡山よりも林野のほうが、内陸性の気候的特色がより顕著に現われるのであろう。

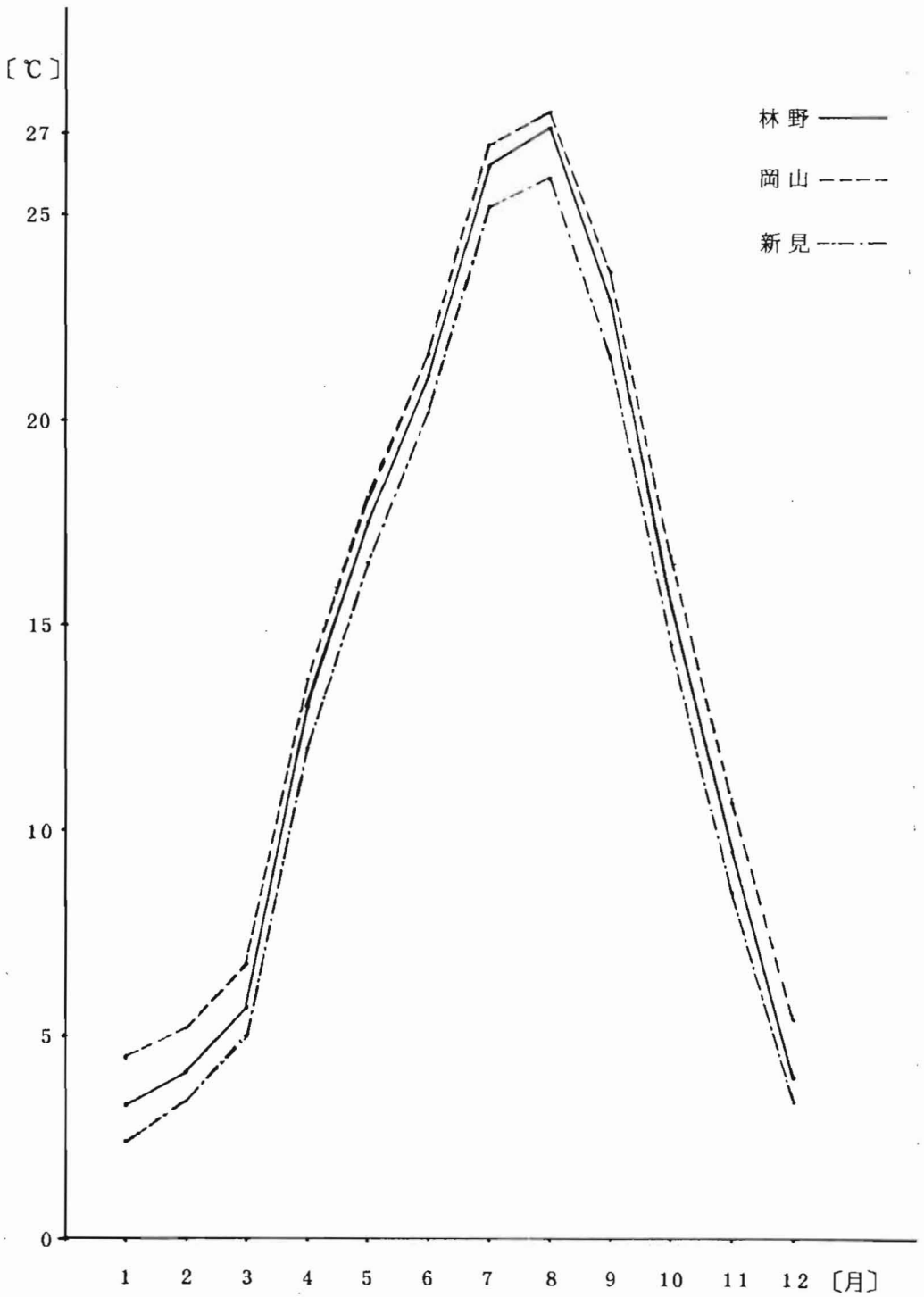


図1-10 月別平均気温 (昭和44~48年平均)

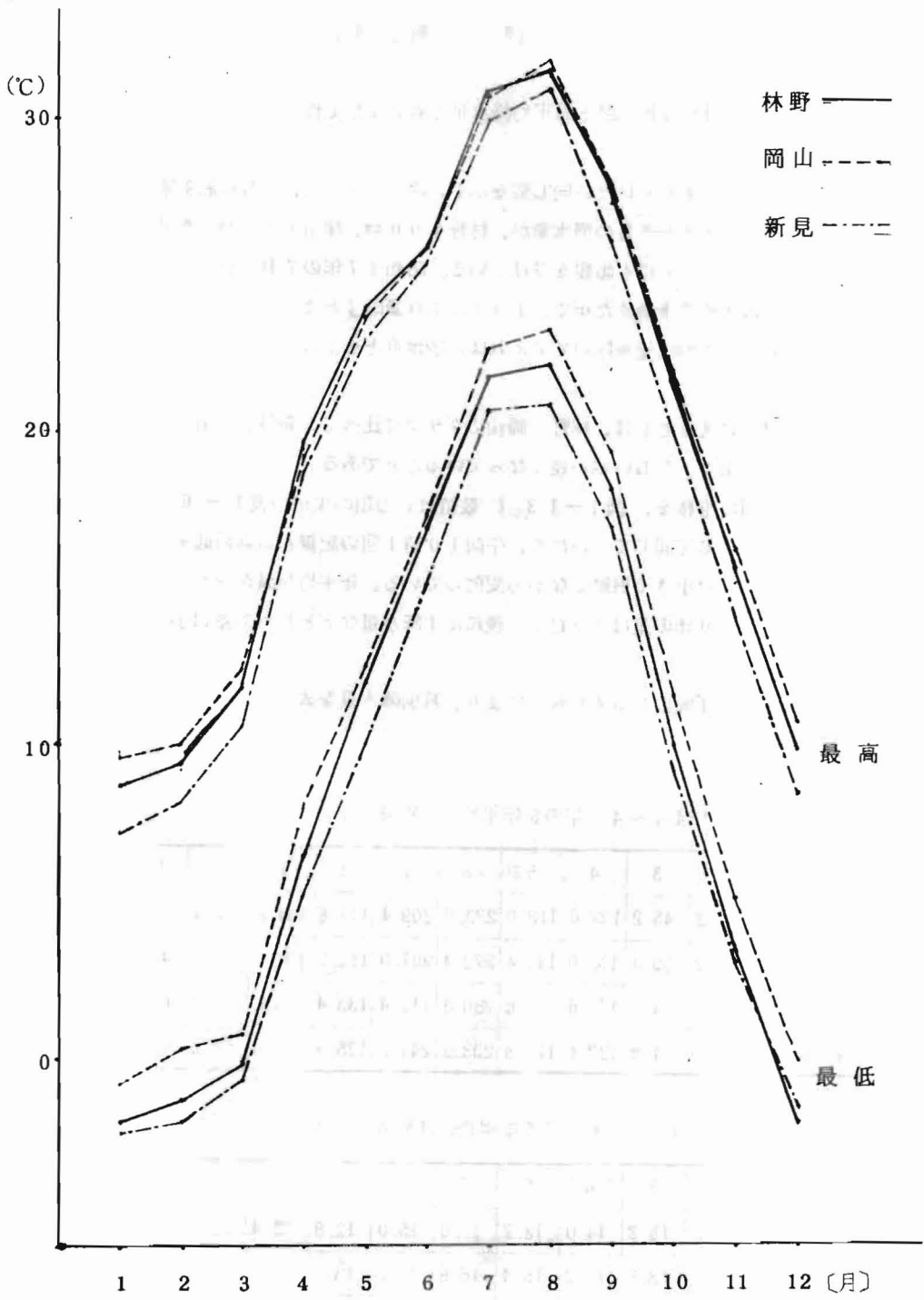


図1-11 月別最高最低気温(昭和44~48年平均)

一方、新見と気温を比較してみると、新見のほうが海拔高度で約95m高いためか、平均気温・最高気温・最低気温とも約0.8℃前後低い。年較差・日較差とも、一部を除いて、林野の値のほうが大きくなる。

昭和44～48年の月別平均気温と月平均降水量をもとにして作ったクライモグラフを図1-12に示した、

これによると、4地点ともだいたい同じ型を示す。岡山を除くと、7月に最多降水量を記録しているが、それは、昭和47年の7月の降水量が、林野490mm、津山661mm、新見622mm、(岡山314mm)とかなり多いことにも影響を受けている。昭和47年の7月といえば、梅雨明け前の豪雨が県北西部を中心に大被害を与えた年で、『47年7月豪雨』とよばれている。この異常とも言える豪雨の降った昭和47年の雨量を除いて考えれば、各地点とも7月の平均降水量はもう少し減るであろう。

グラフ全体を見ていえることは、林野、岡山のグラフに比べて、新見、津山のそれは全体に右方に位置していること、また、左右の幅が長くなっていることである。

林野の年平均気温の推移を、図1-13(数値はこの項の末尾の表1-6)に示した。記録のとり方が全期間を通じて同じでないため、午前10時1回の記録と最高最低平均との2つに分けて表現してある。グラフは小さく振動しながら変化している。年平均気温が最も高くなった大正8年と、最も低くなった昭和30年の差は2.5℃で、後に示す降水量などと比べて差は小さい。

## (2) 降水量

昭和44～48年の「岡山県気象月報」により、月別降水量を表1-4aと図1-14に表わしてみる。

表1-4a 昭和44～48年の5年平均の月別降水量

(単位 mm)

地 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
岡 山	50.4	48.2	45.2	122.6	118.0	233.0	209.4	112.6	131.4	81.4	44.0	28.4	1,224.6
津 山	73.8	63.2	59.4	130.0	140.4	272.4	297.0	115.2	182.6	69.8	44.8	41.4	1,490.0
新 見	89.4	65.4	74.6	135.6	147.6	280.8	319.4	133.4	161.6	72.4	62.6	52.0	1,655.8
林 野	69.8	60.8	51.8	122.6	127.8	233.2	244.2	125.9	154.0	74.6	43.4	37.2	1,346.2

表1-4b 昭和44～48年の5年平均の月別降水日数

(単位 日)

地 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
岡 山	11.0	13.2	13.2	14.0	13.2	17.0	15.0	12.8	13.4	12.4	11.2	9.8	156.2
津 山	13.6	12.8	13.6	14.2	15.4	16.8	15.2	13.8	15.6	14.0	14.8	13.0	172.8
新 見	10.0	9.2	7.6	11.2	12.0	13.6	10.2	10.2	13.8	9.6	10.8	7.0	125.2
林 野	9.4	10.6	10.2	11.6	12.8	14.4	13.2	11.2	13.2	10.2	8.6	8.8	134.2

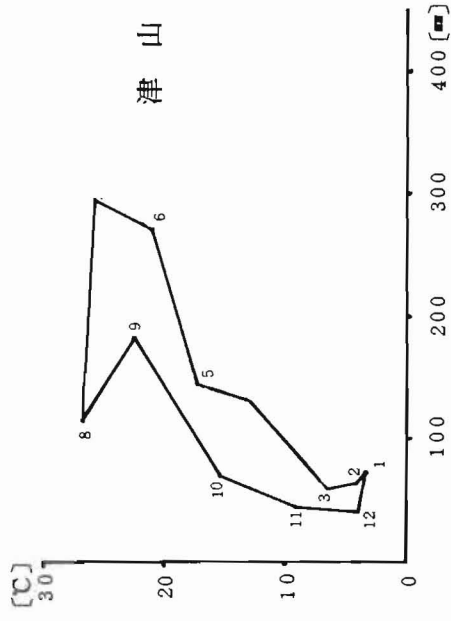
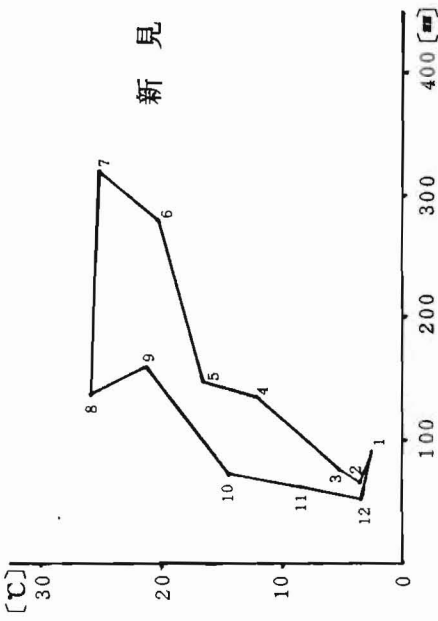
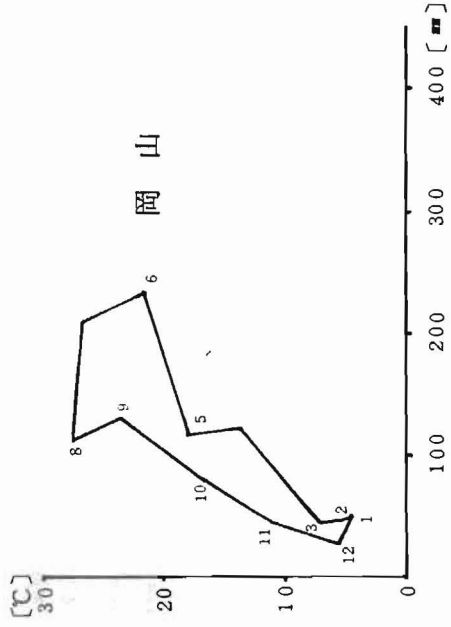
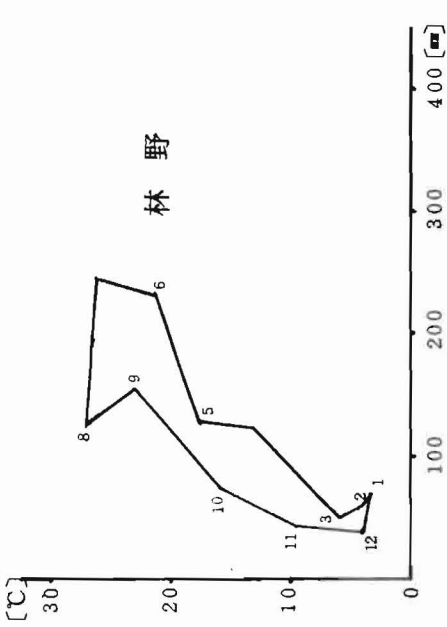


図1-12 林野，岡山，津山，新見のクライモグラフ

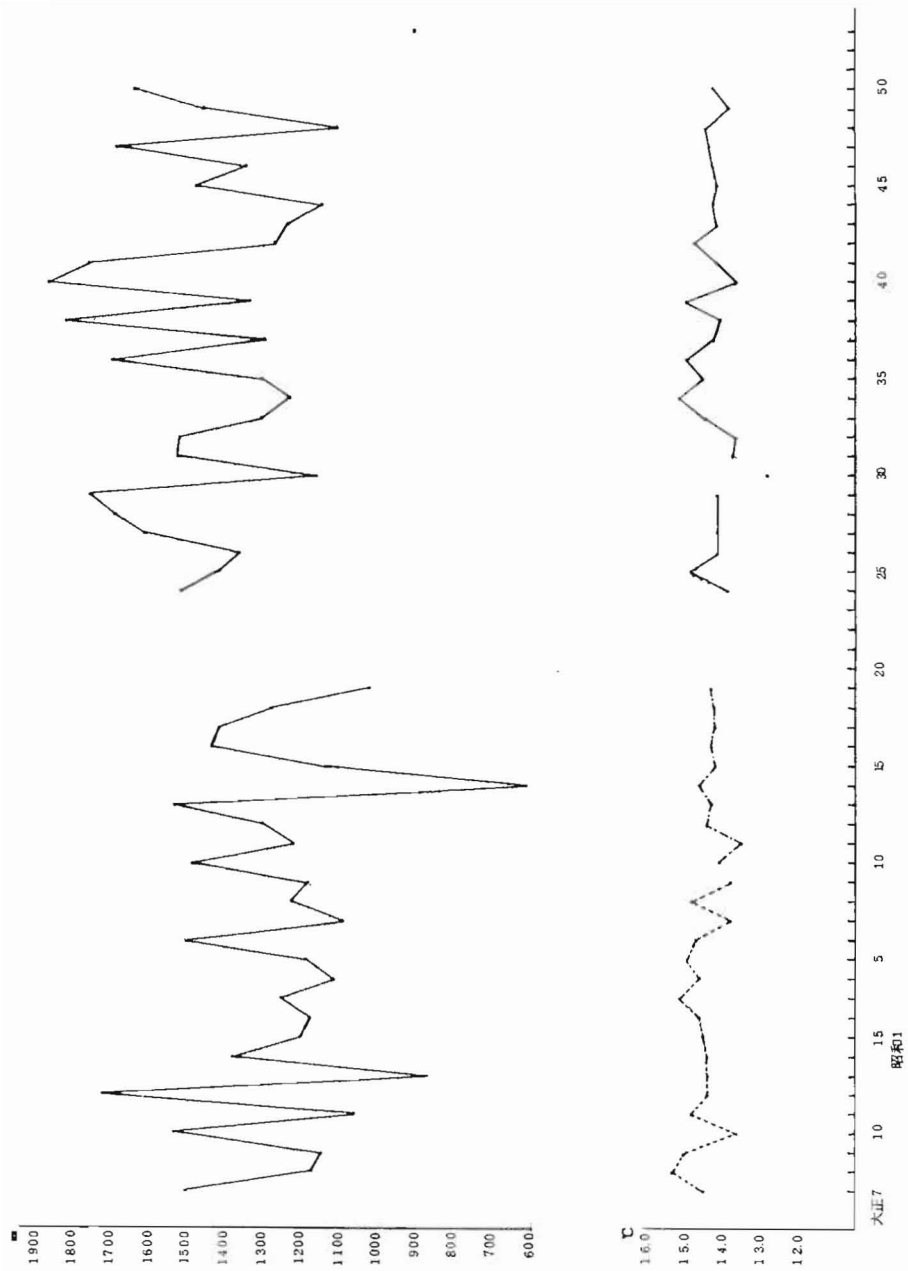


図1-1-3 林野の年平均気温(下)と年降水量(上)の変化

これによると、年間降水量は、新見が1,600mm以上で一番多く、林野は1,346.2mmで岡山に次いで降水量の少ない所となっている。中国地方でも広島は1,603mm、鳥取は2,018mm(1951年～1980年までの理科年表の統計)の降水量があり、林野の降水量は少ない。

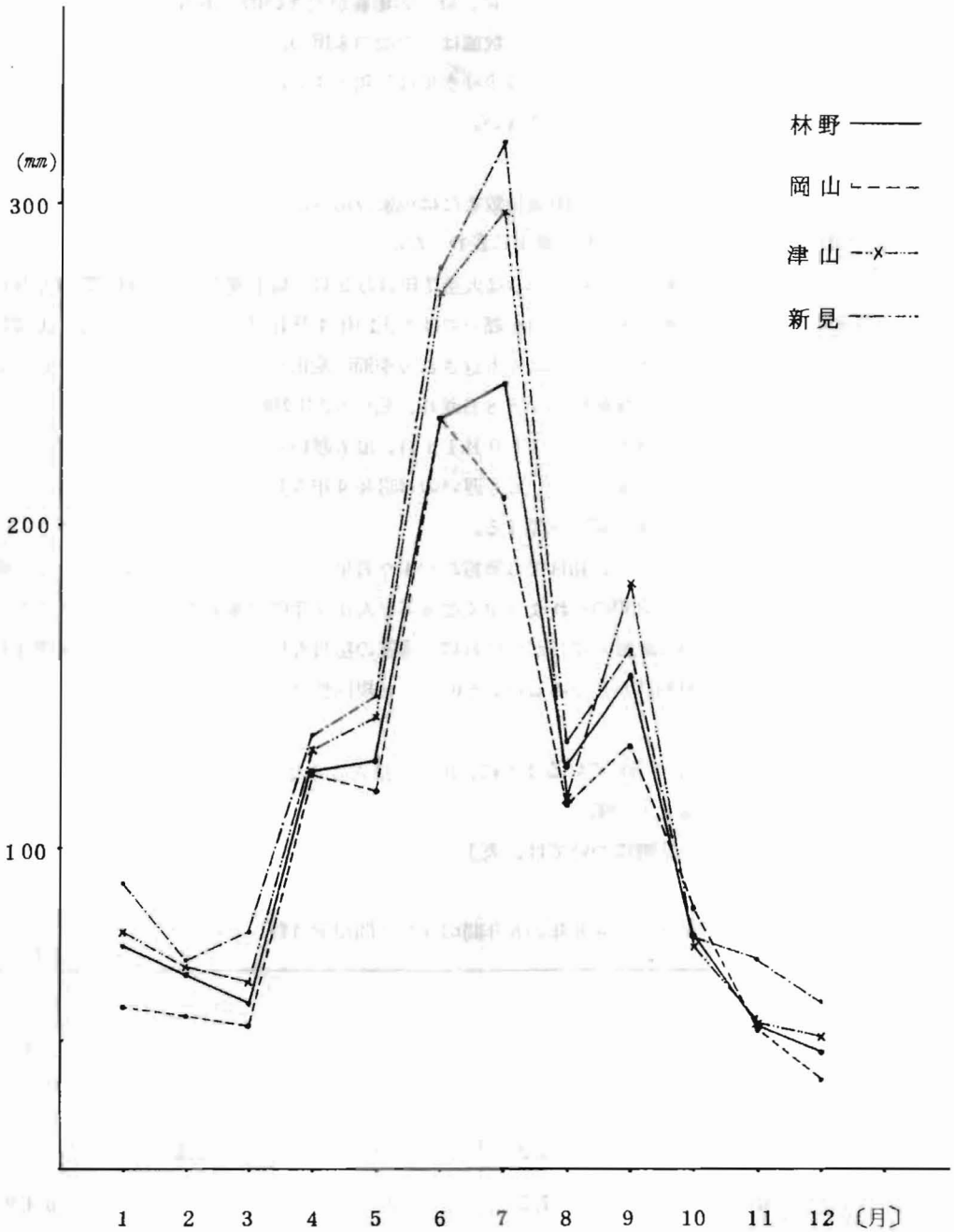


図1-14 月別降水量(昭和44~48年平均)

各地点ともに降水量が増えるのは、6・7月と9月である。これは、それぞれ梅雨期と台風シーズンに当たる。降水量が少なくなるのは10月から3月にかけてである。12～2月は、瀬戸内側では乾燥期に、山間部や日本海側では降雪期にあたるが、この時期に林野・新見・津山の降水量が岡山を上まわるのは、表1-5からもわかるように、降雪の影響が大きいのであろう。

林野の年平均降水量の推移を図1-8（数値はこの項の末尾の表1-7）に示した。これによると、最多降水量は昭和40年の1,854mm、最少降水量は昭和14年の612.6mmである。その差は実に3倍以上で、降水量の年による変化は大きい。

### (3) 降雪・降霜

林野の降雪・降霜の初日、終日、中間日数または現象の起った日数を岡山県統計年報により図1-15（数値はこの項の末尾の表1-8）に表わした。

これによると、降雪の初日の最も早いのは大正7年11月5日、最も遅いのは昭和37年12月31日、終日で最も早いのは昭和41年2月23日、最も遅いのは大正13年4月12日である。初日でその差は57日、終日でその差は43日と、毎年同じようになり返される季節の変化も一様でないことがわかる。前年との比較でも、大正15年の初日は前年より38日遅れ、昭和52年の終日は前年より41日も早い。

降霜の初日の最も早いのは大正12年10月11日、最も遅いのは昭和13年11月25日、終日の最も早いのは昭和39年3月30日、最も遅いのは昭和4年5月19日である。降霜も、初日で45日、終日で51日の大きな差が出てくる。

降雪と降霜とを比べてみると、初日では降霜が約1ヵ月早くなり、終日では降霜が約36日遅くなる。しかし、降雪の初日が降霜のそれより早くなる年が大正7年に出現するし、大正13年には降雪の終日が降霜よりも遅い。降霜の初日が早ければ、降雪の初日も早くなり、降霜の初日が遅ければ降雪の初日も遅くなると思われるが、そのような規則性は全く見出されない。終日についても同様である。

降雪日数は、表1-5で示しているように、山間部ほど多くなっている。

### (4) 霧・あられ・ひょう・雷電

霧・あられ・ひょう・雷電については、表1-5にまとめた。霧は津山・林野に多い。

表1-5 昭和44～48年の5年間の平均年間現象日数

(単位 日)

	岡	山	津	山	新	見	林	野
雪		17.2		44.6		38.6		24.8
あ		1.6		3.4		0.6		0
ら								
れ								
ひ		0.2		0.4		0.2		0
ょ								
う								
霧		17.2		96.6		27.6		64.8
雷		12.4		11.8		3.2		—
電								

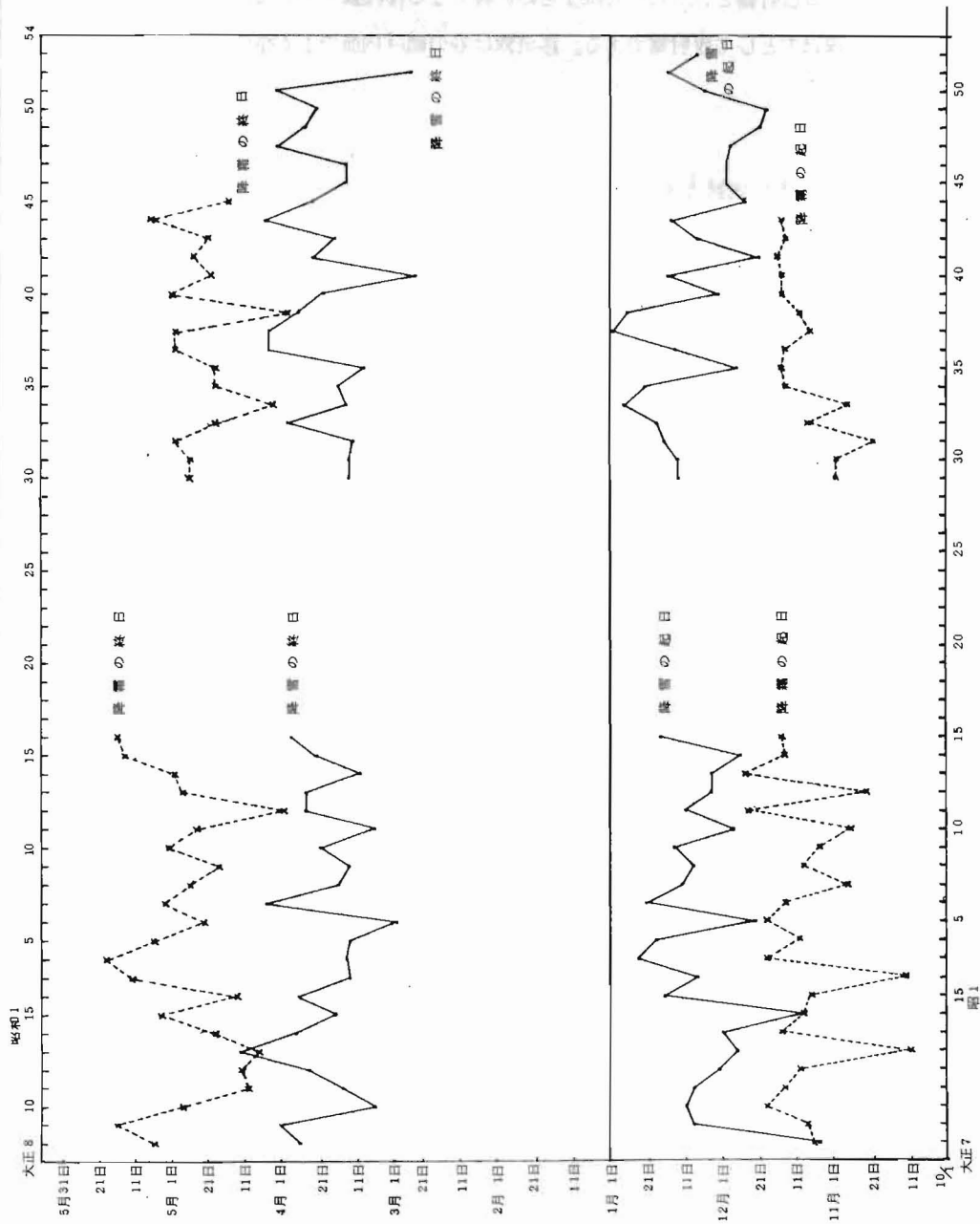


図1-15 林野の降雪(実線)・降霜(破線)の起日(下)と終日(上)

霧の発生の原因は2つに大別される。ひとつは、多量の水蒸気を含んだ空気が冷えて水蒸気が凝結する場合。もうひとつは、冷たい空気中に余分の水蒸気が送り込まれる場合である。第1の場合には、地面の夜間放射による放射霧と、冷たい海流などの影響による移流霧とがある。林野・津山・新見で秋によく発生する霧は主として放射霧である。移流霧は春の瀬戸内海でよく発生する。

(国光 優)

#### 参考文献

和達清夫監修『日本の気候』(1958)

表1-6 林野の平均気温

(単位 °C)

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全	
大正	7	1.2	3.1	7.5	12.4	18.2	22.9	28.2	28.1	22.6	16.2	9.3	4.1	14.5	
	8	3.1	4.2	6.1	14.3	19.0	24.1	27.3	28.5	24.8	17.1	10.2	4.7	15.3	
	9	3.3	4.1	7.5	14.1	18.6	22.6	28.6	26.6	23.9	16.2	10.7	3.3	15.0	
	10	2.3	2.9	5.7	13.5	17.9	20.2	25.7	27.5	21.8	15.6	7.2	3.4	13.6	
	11	1.2	5.1	5.9	13.8	19.4	23.7	27.0	29.3	24.7	15.6	8.5	3.1	14.8	
	12	1.6	3.0	8.8	12.4	18.8	21.8	25.8	29.1	23.1	15.3	9.0	4.3	14.4	
	13	2.2	3.4	4.8	14.8	17.6	22.5	29.4	28.8	22.8	16.1	7.4	2.9	14.4	
	14	1.7	2.3	6.4	12.5	17.9	22.3	26.1	27.8	24.9	15.7	10.9	4.2	14.4	
	大正 昭和	15元	2.7	4.3	7.0	12.6	19.0	22.4	26.6	28.5	24.9	15.5	7.3	3.0	14.5
		2	2.6	2.5	4.7	13.2	18.1	22.3	27.1	26.9	22.9	17.2	12.6	4.5	14.6
		3	3.6	3.6	7.7	13.6	20.0	22.4	27.2	26.8	24.8	16.8	10.9	3.8	15.1
		4	1.9	2.3	6.3	12.1	17.8	23.6	28.4	28.4	22.4	15.9	9.5	7.1	14.6
		5	2.2	4.3	8.1	14.6	19.4	22.9	28.8	28.3	21.9	16.4	7.6	4.6	14.9
		6	3.0	3.0	7.0	11.6	19.2	23.0	23.6	29.1	24.4	15.0	10.7	5.9	14.7
7		3.8	2.4	4.7	10.5	17.0	20.9	26.9	27.0	21.7	14.5	10.3	5.3	13.8	
8		2.0	2.4	5.9	13.3	20.0	24.0	28.9	27.6	23.6	16.1	9.4	4.2	14.8	
9		0.2	2.5	5.2	11.5	17.6	22.3	27.0	27.2	22.2	15.0	8.8	5.8	13.8	
10		3.1	4.2	6.5	11.6	17.2	20.7	25.9	26.7	21.8	16.4	10.3	4.5	14.1	
11		(-1)0.1	1.4	3.8	11.5	16.4	21.9	25.6	26.7	24.0	15.2	9.1	6.3	13.5	
12		3.7	5.3	6.9	12.2	16.8	20.3	26.5	28.7	21.6	15.4	11.1	4.3	14.4	
13	2.2	2.7	8.6	12.4	18.3	21.6	26.0	26.8	22.0	17.6	8.8	5.1	14.3		
14	1.8	3.3	6.9	12.5	17.6	21.7	27.5	27.8	23.6	16.6	11.1	5.3	14.6		
15	1.8	2.2	6.2	11.8	16.7	21.6	27.3	25.8	22.9	17.0	11.1	6.0	14.2		
16	2.4	2.6	9.5	11.6	15.6	21.5	27.6	27.3	23.5	14.9	8.8	4.2	14.2		
17	1.8	2.5	5.7	10.9	18.6	22.8	26.7	27.4	22.8	15.4	10.1	3.2	14.3		
18	3.4	2.1	6.0	12.0	18.8	21.5	25.3	27.4	23.7	17.1	8.7	3.8	14.2		
19	1.8	2.5	5.7	10.9	18.6	22.8	26.7	27.4	22.8	15.4	10.1	3.2	14.3		
20	1.0	1.2	6.0	13.6											
21	1.6	3.1	6.2	14.1	17.5	22.8	28.0	28.3	23.9	12.0	-	4.6			
22	3.2	1.1	5.0	13.0	17.1	21.4	26.5	26.5	23.9	-	-	3.1			
23	-	3.4	7.1	-	-	-	25.9	27.7	23.2	16.9	10.4	6.5			
24	3.6	4.5	4.7	9.8	17.2	20.5	25.2	26.5	22.8	15.5	9.5	5.5	13.8		
25	4.0	4.1	6.9	13.5	18.7	21.6	26.9	27.4	23.0	15.7	10.5	4.7	14.8		

年 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全
昭和26	2.6	4.4	6.7	12.3	17.4	20.4	25.0	27.5	20.5	17.0	9.5	5.7	14.1
27	3.6	2.1	6.7	12.8	17.2	21.0	25.5	27.4	22.5	14.8	11.3	4.8	14.1
28	2.1	2.7	7.9	10.4	17.1	21.9	26.0	27.1	22.4	16.7	9.1	5.9	14.1
29	4.4	3.9	6.3	13.7	17.1	19.4	23.8	27.4	23.0	14.6	10.8	5.1	14.1
30	0.2	1.8	7.0	11.8	16.0	22.1	26.1	26.4	20.7	14.7	4.7	1.7	12.8
31	1.6	1.8	7.3	11.7	16.7	22.0	26.5	25.9	22.9	16.3	9.0	2.9	13.7
32	3.2	2.2	4.8	13.5	16.2	20.8	24.8	26.8	20.1	15.2	10.4	4.8	13.6
33	2.2	4.0	6.4	12.8	16.9	22.1	26.9	26.2	23.5	15.2	10.4	6.5	14.4
34	2.5	6.0	8.2	12.9	17.5	21.8	26.7	27.7	24.1	16.8	11.4	5.6	15.1
35	2.5	5.0	8.3	11.2	17.3	21.6	27.0	27.1	22.9	15.9	11.4	4.0	14.5
36	1.1	2.4	7.2	12.6	18.1	21.8	27.5	27.7	24.7	18.6	11.2	5.5	14.9
37	2.1	3.9	6.1	11.5	17.3	20.6	26.3	27.7	23.3	15.6	10.0	5.4	14.2
38	-0.8	1.7	6.3	13.4	18.8	22.8	26.8	26.4	21.2	15.3	10.1	5.6	14.0
39	4.4	2.8	5.9	16.9	18.3	21.2	27.0	28.1	23.2	16.3	9.8	5.4	14.9
40	2.6	3.5	4.9	10.5	17.4	21.6	25.9	26.5	20.6	15.3	10.6	4.3	13.6
41	2.0	5.1	8.2	13.2	16.4	21.1	25.5	28.0	22.5	16.3	9.6	3.7	14.1
42	2.4	3.6	7.2	13.3	19.0	22.4	26.4	28.4	23.6	16.1	10.7	3.1	14.7
43	2.6	0.6	6.8	13.3	17.2	21.9	25.5	26.7	21.7	14.9	10.7	7.5	14.1
44	3.3	4.2	6.3	13.1	17.9	20.6	25.4	27.1	23.9	15.7	9.1	3.9	14.2
45	1.6	3.9	4.2	12.2	17.7	20.7	26.2	27.2	24.5	16.5	9.7	4.2	14.1
46	2.8	3.5	6.2	13.1	17.4	22.0	26.6	26.2	22.4	15.1	10.6	4.3	14.2
47	4.6	4.2	6.7	12.4	17.4	21.2	25.5	26.6	22.0	15.9	9.4	5.2	14.3
48	4.3	4.6	5.7	14.0	16.9	21.2	27.6	28.4	21.8	15.8	8.9	2.5	14.4
49	1.7	2.4	5.7	13.2	17.8	21.6	25.2	26.7	21.7	15.6	9.2	5.3	13.8
50	1.9	2.5	5.8	12.4	17.0	22.2	26.7	25.9	24.6	16.4	10.4	4.8	14.2
51	1.3	5.0	6.8	11.6	16.9	21.3							
52					16.7	21.3	26.5	25.9	23.6				
53	(3.0)			(12.0)	(18.6)	(22.4)			23.1	16.1	(10.5)	(5.7)	

注)1. 岡山県統計年報・岡山県気象月報による。

2. 大正7年～昭和9年, 昭和11～19年, 昭和30年 午前10時, 一回観測  
3. 昭和10年, 昭和20～29年, 昭和31～53年 最高, 最低気温の平均の値  
4. 欠測回数が20%を越える場合 空白とする。(昭和51～53年)  
20%以下の場合 ( ) を付した。

表 1-7 林野の降水量

(単位 mm)

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年	
大正	7	3.0	43.5	104.5	129.5	101.5	129.5	277.0	132.5	266.0	217.0	41.5	56.0	1,501.5	
	8	64.5	42.0	125.0	70.5	44.0	235.0	249.5	20.7	150.5	49.0	51.5	78.9	1,181.1	
	9	95.1	96.6	81.1	46.6	82.4	151.1	98.0	219.8	103.3	41.1	35.9	99.3	1,150.3	
	10	91.6	48.5	100.1	172.7	104.3	433.2	136.7	79.7	226.5	54.5	22.0	59.3	1,529.1	
	11	35.1	136.4	123.1	112.0	50.0	74.4	220.0	64.0	58.7	119.2	51.2	18.0	1,062.1	
	12	40.0	40.0	106.2	112.5	313.2	377.5	233.0	155.5	217.0	166.5	129.0	33.5	1,823.9	
	13	16.5	29.3	30.0	99.5	152.0	130.0	46.5	50.8	160.0	106.5	32.0	14.5	867.6	
	14	17.0	52.5	50.5	85.1	217.4	252.5	158.0	137.0	270.0	49.0	44.4	50.0	1,383.4	
	大正 昭和	15	26.0	46.9	65.2	49.5	262.0	119.5	264.9	48.0	113.0	59.5	57.7	94.3	1,206.5
		2	25.5	29.4	170.4	118.5	80.0	78.0	210.3	180.6	154.0	50.7	55.4	30.7	1,183.5
		3	75.8	43.9	32.4	100.8	90.6	298.6	102.9	235.6	122.4	65.9	38.7	43.7	1,251.3
		4	24.5	24.5	38.9	88.3	147.7	107.0	191.8	76.2	132.9	105.5	98.4	79.9	1,115.6
5		41.0	84.5	93.5	116.0	76.5	233.1	135.3	68.0	149.0	95.2	68.3	27.4	1,187.8	
6		78.5	97.2	81.0	112.5	133.0	131.5	306.5	109.5	146.0	165.0	78.9	59.5	1,499.1	
7		21.0	23.3	48.6	162.5	135.0	160.9	193.2	65.3	126.9	16.5	105.7	31.6	1,090.5	
8		32.4	25.8	87.0	169.3	102.6	114.1	118.4	207.4	37.2	166.9	105.2	59.5	1,225.8	
9		17.3	29.5	69.6	108.7	53.9	136.6	171.5	62.8	299.5	63.6	88.6	83.4	1,185.0	
10		7.4	115.4	76.5	56.8	84.9	255.1	203.9	208.0	264.4	78.0	72.1	65.2	1,487.7	
11		12.4	49.2	45.1	214.6	176.8	86.4	168.8	161.9	137.0	90.5	26.0	46.1	1,214.8	
12		41.3	104.8	94.1	75.2	111.7	254.3	110.1	45.7	190.1	122.0	105.5	46.7	1,301.5	
13	42.5	40.1	72.2	91.4	160.7	267.7	275.2	171.8	143.0	190.8	37.3	34.5	1,527.2		
14	39.0	29.1	91.9	82.8	54.6	58.0	25.1	25.0	52.9	74.1	79.1	1.0	612.6		
15	12.5	85.8	42.4	99.0	30.9	202.4	138.1	193.4	87.5	148.6	55.6	40.1	1,136.3		
16	62.0	64.8	92.8	68.8	214.1	182.1	132.9	71.3	245.5	158.9	68.0	71.0	1,432.2		
17	15.2	52.0	137.0	95.5	124.9	319.7	35.8	208.3	323.7	69.0	29.1	5.9	1,416.1		
18	34.6	61.6	73.3	103.6	113.9	190.0	233.3	52.9	298.0	40.0	49.5	27.0	1,277.7		
19	19.6	38.2	73.9	97.9	57.8	45.3	62.7	111.3	181.0	157.3	71.5	6.6	923.1		
20	4.9	25.6	109.6	59.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
21	43.4	35.7	116.3	149.4	168.5	378.6	201.1	-	-	-	47.5	74.2			
22	70.3	39.3	63.8	84.3	130.3	114.8	158.8	62.4	104.2	-	-	62.4			
23	-	64.8	63.3	-	-	-	218.2	137.9	169.8	119.8	134.7	74.1			
24	12.8	121.5	119.6	67.0	125.3	266.8	170.5	77.3	282.8	86.2	69.1	110.6	1,509.5		

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
昭和 25	108.4	58.9	153.8	67.1	107.3	210.4	97.6	107.0	240.1	136.1	97.2	31.1	1,415.0
26	24.1	102.3	92.7	151.8	161.8	98.9	336.6	30.1	72.9	142.4	89.3	58.7	1,361.6
27	79.6	91.8	150.7	137.1	151.6	234.4	368.1	33.3	197.8	61.4	91.7	9.4	1,606.9
28	45.3	82.5	74.5	60.2	206.3	388.9	253.0	129.3	281.2	49.8	54.5	59.6	1,685.1
29	70.9	34.3	53.1	127.9	228.7	397.7	265.5	95.7	357.7	35.8	60.7	24.9	1,751.1
30	33.0	85.8	88.4	141.3	140.8	144.6	157.8	51.0	130.3	90.3	64.0	26.2	1,158.5
31	81.6	54.2	152.8	103.7	146.0	262.3	144.1	176.3	232.8	121.3	39.5	5.7	1,520.3
32	46.1	57.4	37.1	165.8	126.7	169.6	402.0	157.8	232.6	65.8	25.3	28.7	1,514.9
33	74	51	62	191	99	152	188	179	101	105	46	55	1,303
34	50	118	67	135	126	130	204	62	126	89	69	51	1,226
35	51	18	87	145	119	97	107	323	163	111	69	15	1,305
36	38	45	72	159	82	272	139	155	360	225	116	26	1,689
37	55	23	23	152	211	221	233	111	61	105	49	49	1,293
38	46	47	89	160	264	245	390	271	137	85	48	25	1,807
39	105	74	67	199	41	185	162	105	224	91	64	16	1,333
40	51	21	128	90	247	211	372	51	467	48	122	46	1,854
41	24	78	224	93	191	235	87	100	537	83	45	54	1,751
42	40	41	111	300	136	117	269	31	39	110	65	6	1,265
43	29	60	88	86	111	88	296	85	209	98	17	60	1,227
44	73	60	58	81	109	251	262	41	99	30	52	26	1,142
45	57	51	51	141	145	394	88	216	121	123	57	26	1,470
46	49	44	73	75	108	172	317	155	214	76	5	51	1,339
47	88	86	68	151	128	207	490	111	152	50	71	75	1,677
48	82	63	9	165	149	142	65	110	184	94	32	8	1,103
49	18	95	84	163	48	144	321	71	223	167	59	52	1,447
50	75	62	61	158	98	264	211	283	124	169	97	31	1,633
51	28	116	79	220	175	176	--	--	--	82	54	40	
52	16	--	--	161	91	173	90	90	294	40	128	57	
53	44	19	69	78	84	208	27	29	202	62	39	39	900

注) 岡山県気象月報・岡山県統計年報による。

表1-8 林野の霜・雪の季節

年次	雪				霜			
	初日	終日	中間日数	現象日数	初日	終日	中間日数	現象日数
大正 7	11. 5	3.27	143		11. 6	5. 6	182	
8	12. 9	4. 1	114		11. 8	5.16	190	
9	12.11	3. 6	87		11.19	4.28	162	
10	12. 9	3.15	97		11.14	4.10	148	
11	12. 2	3.24	113		11.10	4.12	154	
12	11.27	4.12	137		10.11	4. 7	179	
13	12. 1	3.28	119		11.15	4.19	163	
14	11. 9	3.17	129		11. 9	5. 4	177	
大正 15 昭和 元	12.17	3.27	101		11. 7	4.13	158	
2	12. 8	3.13	96		10.12	5.12	213	
3	12.24	3.14	82		11.19	5.19	183	
4	12.19	3.13	85		11.10	5. 6	178	
5	11.22	2.28	99		11.19	4.22	155	
6	12.22	4. 5	105		11.14	5. 3	171	
7	12.12	3.16	96		10.28	4.26	182	
8	12. 8	3.13	96		11. 9	4.18	161	
9	12.14	3.21	98		11. 5	5. 2	179	
10	11.28	3. 6	99		10.27	4.24	180	
11	12.11	3.25	106		11.24	3.31	129	
12	12. 4	3.25	110		10.23	4.28	187	
13	12. 4	3.10	97		11.25	4.30	157	
14	11.26	3.22	118		11.14	5.14	183	
15	12.18	3.29	102		11.15	5.16	183	
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								

	雪				霜			
	初日	終日	中間日数	現象日数	初日	終日	中間日数	現象日数
昭和 24								
25								
26								
27								
28								
29	12.13	3.13	91		10.31	4.26	178	
30	12.13	3.13	91		10.31	4.26	179	
31	12.17	3.12	86		10.21	4.30	192	
32	12.19	3.30	102		11.8	4.19	163	
33	12.28	3.14	77		10.28	4.3	158	
34	12.22	3.16	82		11.14	4.19	156	
35	11.27	3.9		25	11.15	4.19		72
36	12.14	4.4		26	11.14	4.30		62
37	12.31	4.4		23	11.7	4.30		56
38	12.27	3.27		16	11.10	3.30		45
39	12.2	3.20		15	11.15	5.1		53
40	12.16	2.23			11.15	4.20		
41	11.21	3.23		21	11.16	4.25		59
42	12.8	3.17			11.14	4.21		
43	12.15	4.5			11.15	5.7		
44	11.25	3.23				4.15		
45	11.30	3.14						
46	11.30	3.14		23				
47	11.29	4.2		20				
48	11.21	3.25		29				
49	11.19	3.22		31				
50	12.6	4.2		23				
51	12.16	2.24						
52	12.8							
53				23				

注) 降雪, 降霜は普通年度を越えて起きる。例えば昭和28年の起日12.28, 終日3.14というのは, 起日, 昭和28年12月28日, 終日, 昭和29年3月14日という意味である。

## 第2章 美作町の人口と集落

### 1. 人口構成

#### (1) 総人口の推移

美作町の総人口の推移を、国勢調査によってみると、戦後の急激な減少が農村地域の典型的な形になっていることがわかる。

時代別に詳しくみてみよう。まず、昭和15年までは、およそ17,000人を維持しており変化は小さい。ただし昭和に入ってわずかながら減少していることは確かである。昭和5年と15年の間に、約1,000人減である。「現勢調査簿」によると、5地区でみる限り、大正元年から昭和5年の間ではほとんど一定であるが、やはりそれ以後は少し増減があらわれている。林野は、大正15年で2,883人が昭和10年で3,299人と約500人の増加、それに対して湯郷は、大正15年で2,378人が

表2-1 美作町の総人口・世帯数推移

年次	総人口 人	人口増加数 人	人口増加率 %	世帯数	1世帯当りの 人数 人
大9	16,983			※3,733	4.6
14	16,848	△135	△1.8	3,529	4.8
昭5	17,338	490	2.9	3,537	4.9
10	16,643	△695	△4.0	3,514	4.7
15	16,261	△382	△2.2	3,414	4.8
25	19,918	3,657	22.5	4,267	4.7
30	17,156	△2,762	△13.9	3,584	4.8
35	16,619	△537	△3.2	3,750	4.4
40	15,064	△1,555	△9.4	3,842	3.9
45	13,952	△1,112	△7.4	3,838	3.6
50	13,726	△226	△1.6	4,007	3.4
55	14,171	445	3.2	4,279	3.3

※ 現住戸数

(『国勢調査』より) △はマイナス

注) 昭和30年以前の総人口は、公文村のうち大字安蘇と岩見田、粟広村のうち大字田殿、巨勢村のうち大字海田と下倉敷以外の大字を含んだものである。——以下同じ

昭和9年で1,208人と1,000人以上の減少である。林野以外は、減少していて、この5地区全体でもわずかであるが減少しているといえる。こうした減少は、昭和に入って、山間の農村地域も新しい時代になって、都市へ出る人があらわれたこと、あるいは兵役などが原因であったと考えられよう。

大戦直後は、人口は大幅に増加しており、昭和25年は19,918人まで達し、昭和15年と比較

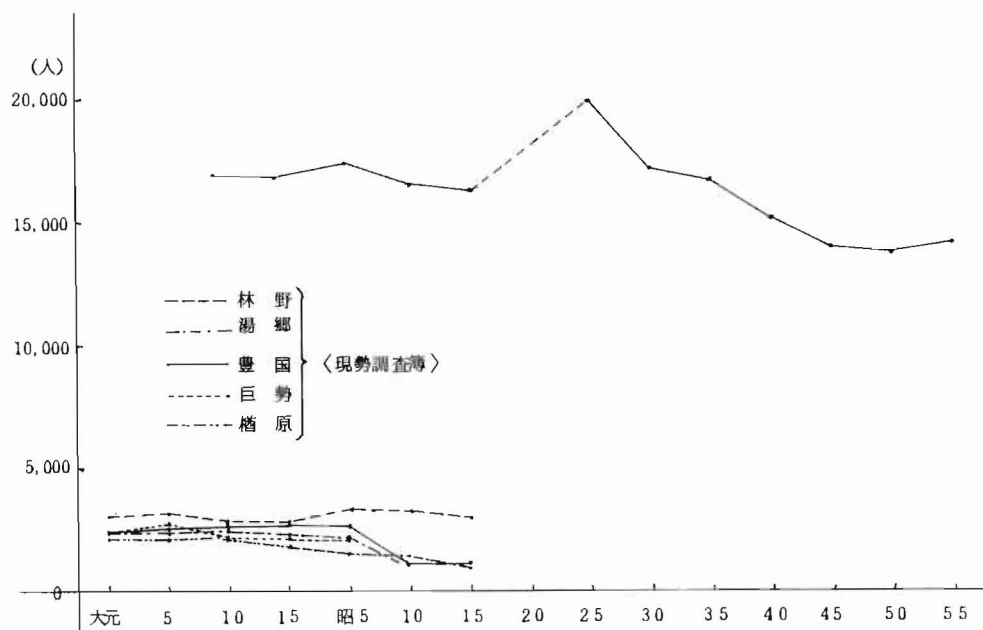


図 2-1 美作町総人口推移

(『国勢調査』より)

注) 昭和30年以前の総人口は、公文村のうち大字安蘇と岩見田、栗広村のうち大字田殿、巨勢村のうち大字海田と下倉敷以外の大字を含んだものである。

表 2-2 美作町地区別人口(5地区)

	大・元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
湯郷	2,401	2,640	2,640	2,481			2,644			2,459	2,458
林野	3,094	3,128	3,177	3,137	3,191	3,230	3,288	3,275	2,982	2,306	2,891
豊国	2,438	2,436	2,540	2,540	2,591	2,591	2,607	2,608	2,548	2,603	2,606
巨勢	2,711	2,720	2,715	2,685	2,874	2,901	2,927	2,467	2,371	2,386	2,386
檀原	2,211	2,224	2,230	2,328	2,284	2,276	2,095	2,106	2,220	2,216	2,159
	12年	13年	14年	15年	昭2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
湯郷	2,459	2,351	2,370	2,378	2,432	2,437	2,629	2,293	2,418		
林野	2,891	2,872	2,856	2,883	2,900	3,240	3,394	3,388	3,359		
豊国	2,599	2,588	2,525	2,703	2,688	2,752	2,704	2,611	2,644		
巨勢	2,395	2,650	2,336	2,362	2,377	2,315	2,381	2,346	2,411		
檀原	2,175	2,175	2,222								
	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年				
湯郷	1,208										
林野		3,299					3,082				
豊国		1,136	1,138	1,098	1,055	1,091	1,120				
巨勢											
檀原							1,032				

(「現勢調査簿」による。)

すると3,657人、率で2.25%の増加になる。この急増は、戦争による都市の荒廃で人口が農村に流入したこと、あるいは引揚者などが原因であろう。

昭和25年以後は、減少の一途である。昭和25年から30年にかけての減少は特に大きく、2,762人、率で1.3.9%であるが、これは、疎開者なども流入した人口がなくなったためである。昭和30年以降の減少は、最近まで続いている。昭和25年から50年までに、19,918人から13,726人と6,192人減少している。率では3.1.1%になる。昭和30年と50年でも、3,430人、率で2.0%の減少である。このような大幅な減少は、日本経済の復興で全国的に始まった農村部から都市部への人口の流出のためである。人口流出による人口減出ば最も激しかったのが昭和30年代後半から40年代にかけてであり、昭和40年は35年と比べると1,555人、率で9.4%の減少、45年には1,112人、率で7.4%の減少となっている。ちょうど日本の経済高度成長期であり、多くの人が働きに大都市圏へ流出していった時期なのである。しかし、この頃をすぎると減少の割合が次第に小さくなっている。昭和45年から50年にかけての減少は226人で率は1.6%である。つまり、40年代後半から、人口の減少がゆるやかになってきたのである。さらに、昭和55年になると50年からみると445人、率で3.2%の増加を示すようになった。戦後、減少を続けていた人口が55年で初めて増加をみせたのである。昭和40年代も後半になると日本経済の高度成長も一息つき、社会的に安定した時代となった。そういう背景で都市部への人口流出が少なくなるとともに、流出人口のUターン現象があらわれ始めたことが、人口の減少をくいとめたといえるであろう。50年代に入っても不景気などで働き口は少なくなり、ますます流出は減りUターンは増加し、ついには人口の増加へと移り変わったのである。

美作町における総人口の推移をまとめてみると、全般的には戦前はほとんど一定で安定していたのに対して戦後は変動が著しいといえよう。戦前は、山間の農村地域として閉鎖的であって人口の増減はほとんどなかった。戦後は、25年頃までは疎開者などの流入による増加はあったが、それ以後は流出が著しく急激に減少したのである。しかし、最近はやっと減少がとまり、わずかではあるが増加の傾向を示しており、町にとっては明るい材料となっている。

次に、総人口と世帯数の推移を合わせ考えてみる。世帯数は、戦前はほとんど変わらないが、戦後はゆるやかながら増加をみせている。戦前は総人口と同じような推移であるが、戦後は総人口とは全く逆である。人口は減少し、世帯数は増加し

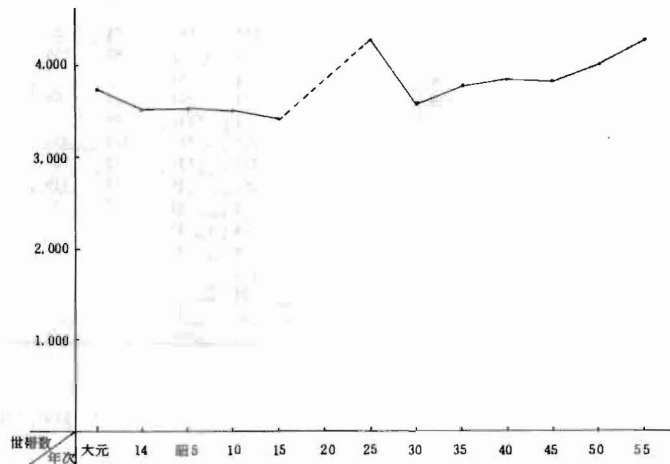


図2-2 美作町世帯数推移 (『国勢調査』より)

ているのである。これは1世帯あたりの人数が減っていることが原因である。表2-1によると、1世帯あたりの人数は、戦前はほとんど変わっておらず、昭和30年以降が急激に減ってきている。昭和30年で4.8人が55年までの25年間で3.3人までに減少しているのである。このように、総人口の急激な減少にもかかわらず世帯数は減少することはなく、1世帯あたりの人数を大幅に減らすことによってゆるやかではあるが増加したのである。

(2) 産業別人口構成

美作町の産業別人口構成をみてみよう。まず合併前の8村について示したのが表2-3である。

表2-3 美作町新制前の職業別人口

		農 業	木産業	鉱 業	工 業	商 業	交通業	公 務 自由業	その他 有業者	家 事 使用人	無職者	請 業 その他	合 計
大 正 元 年	湯 郷	2,126	116		94	304						0	2,640
	林 野	894	10		237	1,257						695	3,094
	豊 国	2,250	3		92	35						58	2,438
	樽 原	1,685			219	297						10	2,211
	巨 勢	1,956	24		102	397						232	2,711
	計	8,911	153		744	2,258						995	13,094
大 正 3 年	湯 郷	2,184	40		94	322						0	2,640
	林 野	912	5		186	1,487						587	3,177
	豊 国	2,291	9		105	73						66	2,540
	樽 原	2,068			57	84						21	2,230
	巨 勢	1,892	39		112	451						217	2,715
	計												
大 正 6 年	湯 郷	2,119			211	278						64	2,634
	林 野	951	2		118	509						1,659	3,239
	豊 国	2,591	8		70	77						25	2,771
	樽 原	2,028			69	117						61	2,276
	巨 勢	1,785	12		57	30						26	2,910
	計												
大 正 10 年	湯 郷	1,931			190	190						148	2,459
	林 野	574	0		186	696						356	1,812
	豊 国	2,441	0		17	81						64	2,603
	樽 原	1,857			94	119						136	2,216
	巨 勢	2,118	0	0	93	132	8	0	0	0	0		2,346
	計												
大 正 14 年	湯 郷	1,850	0	0	191	189	74	32	15	0	0		2,370
	林 野	906	3		339	1,122	180	255	45	8	3		2,856
	豊 国	2,394			43	83						5	2,525
	樽 原	1,838			94	254	51	68	54		3		2,222
	巨 勢	2,118			93	132	88						2,346
	計	9,106			760	1,780	313	355		8	11		12,319
昭 和 5 年	湯 郷	735		6	111	129	12	56		5			1,054
	林 野	473	1		289	529	58	119		30			1,419
	豊 国	1,002			70	41	2	41		7		1	1,164
	樽 原	849			74	39	2	35		11			1,010
	豊 田	753	2	1	36	37	1	18		1			849
	巨 勢	744	2	1	112	52	10	29		5		1	956
	公 文	670			4	31	37	2	25		2		771
栗 広	622			21	19	2	31		5		1	596	
	計	5,848	5	12	744	883	89	354				3	7,819

(大元～14年は「現勢調査簿」・)  
(昭和5年は「国勢調査」より作成)

注) 巨勢村、公文村、栗広村については、現在1部地域のみ編入されているが、この表はそれ以外の地域も含む。

表2-4 美作町の産業別人口構成

(「国勢調査」より作成)

	昭和25年			昭和30年			昭和35年			昭和40年			昭和45年			昭和50年			昭和55年		
	就業者数		構成比	就業者数		構成比	就業者数		構成比	就業者数		構成比	就業者数		構成比	就業者数		構成比	就業者数		構成比
	男	女		男	女		男	女		男	女		男	女		男	女		男	女	
一 次 産 業	3,432	3,506	67.8	2,614	2,771	64.4	2,320	2,744	58.6	1,794	2,218	49.9	1,331	1,813	39.5	880	933	25.4	685	616	17.4
林 狩 猟 業	123	8	1.3	40	2	0.5	23	7	0.3	10	1	0.1	9	1	0.1	13	3	0.2	20	3	0.3
魚 業 水 産 養 殖 業	2	1	—	11	8	0.2	0	2	0.1	0	0	0	0	0	0	2	0	—	0	0	0
業 小 計	3,557	3,515	69.1	2,665	2,781	65.1	2,343	2,753	59.0	1,804	2,219	50.0	1,340	1,814	39.6	895	936	25.6	705	619	17.7
二 次 産 業	60	2	0.6	50	1	0.6	79	0	1.0	61	0	0.8	62	0	0.8	17	0	0.2	6	0	0.1
建 設 業	286	16	3.0	261	7	3.2	295	25	3.7	402	59	5.7	377	29	5.1	594	68	9.3	725	68	10.6
製 造 業	442	160	5.9	362	121	5.8	396	220	7.1	406	338	9.2	628	626	15.7	529	635	16.3	682	807	19.9
業 小 計	788	178	9.5	673	129	9.6	770	245	11.8	869	397	15.7	1,067	655	21.6	1,140	703	25.8	1,413	875	30.6
卸 小 売 業	502	377	8.6	501	387	10.6	553	518	12.4	516	563	13.4	510	577	13.6	623	606	17.2	682	671	18.1
金 融 保 険 不 動 産	23	9	0.3	44	15	0.7	52	22	0.9	49	36	1.1	48	29	1.0	71	42	1.6	62	49	1.5
運 輸 通 信 業	219	40	2.5	183	39	2.7	176	47	2.6	229	45	3.4	295	64	4.5	281	61	4.8	301	55	4.7
電 気 ガ ス 水 道 業							16	2	0.2	12	1	0.2	18	1	0.2	25	4	0.4	26	4	0.4
サ ー ビ ス	385	340	7.1	344	394	8.8	422	470	10.3	490	587	13.4	587	682	15.9	634	792	19.9	712	962	22.3
公 務	240	48	2.8	173	33	2.5	202	42	2.8	198	36	2.9	225	56	3.6	253	68	4.5	274	81	4.7
小 計	1,369	814	21.3	1,245	868	25.3	1,421	1,101	29.2	1,494	1,268	34.3	1,684	1,409	38.8	1,887	1,573	48.4	2,057	1,822	51.7
そ の 他 分 類 不 能	3	5	0.1	0	0	0	0	4	—	0	0	0	0	1	—	6	10	0.2	2	1	—
合 計	5,717	4,512	100.0	4,583	3,778	100.0	4,534	4,103	100.0	4,167	3,884	100.0	4,090	3,879	100.0	3,928	3,222	100.0	4,177	3,317	100.0
	10,229			8,361			8,637			8,051			7,969			7,150			7,494		

林野を除く各村はすべて農業従事者が多数を占めている。林野は、吉野川と梶並川の合流する町の中心地にあたり、古くから高瀬舟通しによって繁栄してきたところで、現在も卸小売業、飲食業などが集中している。大正元年以来商業人口の占める割合が高く、商業的色彩の強い村であったことを示す。同時に他村に比べてみても、林野の商業の中心性は明らかである。湯郷村で湯治客相手の職業の者があまり顕著に見られないが、これは湯郷温泉がまだ本格的に観光地化される前の段階であること、国鉄林野駅も未開設であるためと考えられる。大正14年から交通業、公務自由業の分類もなされているので、それについてみてみると、ここでも林野村が他をひきはなして多くなっている。

昭和5年と、表2-4に示す昭和25年の統計は、現在の町制施行前のもので、単純に8村の合計を美作町の産業人口構成と見ることはできない。しかし、昭和5年に5,848人、全就業者数に占める割合にして7.48%であった農業従事者が、昭和25年には6,938人、6.78%と実数では、増え、構成比では減っ

ていて、その後は、従事者数も構成比も減少の一途をたどっているのは明白である。これは農村一般に見られる現象で、戦後一時的に農業人口が増えるが、高度経済成長に伴って若年労働力の流出と、生産性の低い農業からの離脱が著しくなっていくことに起因する。

現在の町制になって2年後の昭和30年をみると、まだ農業従事者だけで5,385人、6.44%を占め、農業中心と言えるが、美作三湯の1つ湯郷温泉をもっているため、サービス業、小売業などの第3次産業人口の割合も県北農村にしては比較的高くなっている。35年には、農林漁業水産養殖の第1次産業と鉱業は就業者数についても、構成比についても減少を示しているのに対し、卸小売業、

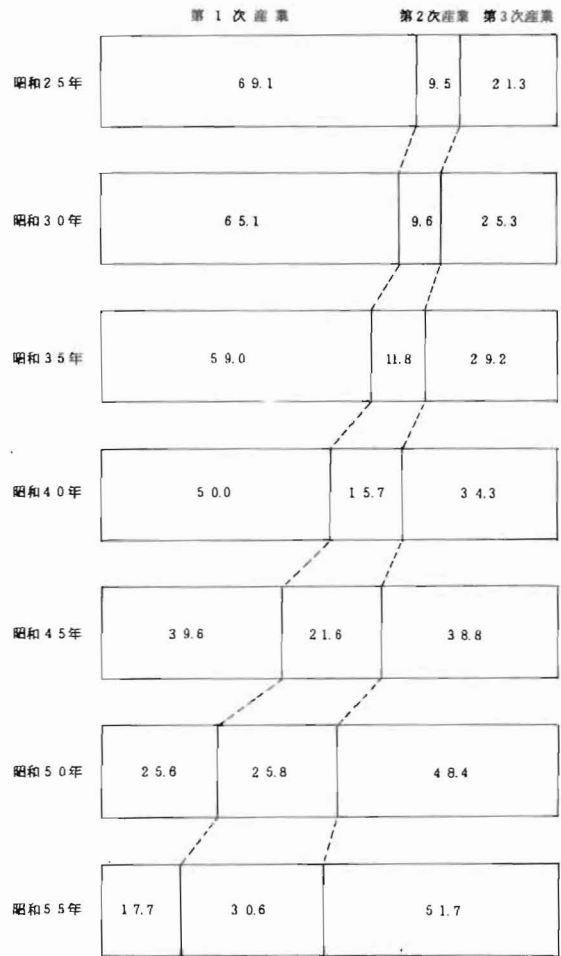


図2-3 美作町の産業別人口構成(表2-4より作成)

表 2-5 岡山県の産業別人口構成

年 産業	昭和25年		昭和30年		昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
第1次産業	418,417	56.0	403,255	50.7	360,811	43.1	293,859	34.4	238,448	25.6	152,419	16.7	122,088	13.2
第2次産業	150,050	20.1	165,805	20.8	251,731	25.8	253,190	29.7	322,971	34.7	336,950	37.0	338,168	36.6
第3次産業	178,185	23.9	226,173	28.4	259,835	31.1	306,600	35.9	370,058	39.7	420,059	46.1	463,841	50.2
分類不能	451	0.1	24	0.0	146	0.0	157	0.0	575	0.1	1,811	0.2	428	0.0
合計	747,103	100.0	795,257	100.0	836,523	100.0	853,806	100.0	932,052	100.0	911,239	100.0	924,525	100.0

(『岡山県統計年報』より)

サービス業の増加が顕著である。この傾向は以後さらに進み、40年では農業従事者は全就業人口の約半分にまで落ち込み、逆に30年代後半からのレジャーブームに乗って湯郷温泉が娯楽観光保養地として発展し始めたことでサービス業は185人、3.1%増になっている。45年には遂に農業従事者は40%以下になり、50年に男女とも1,000人を割ってしまうなど農業を中心とする第1次産業の減退はますます激しくなった。構成比が完全に逆転したのは、50年の時点でこれまで減少を続けながらも最も構成比の高かった第1次産業が1,831人、25.6%と最低になり、第3次産業が3,460人、48.4%、第2次産業が1,843人、25.8%と産業人口構造を一変させている。図2-3と表2-5で、美作町と岡山県全体の産業人口変化を比べてみると、農業単一の産業構成から脱し、郷土の名湯を活かした観光開発に力を注いだことが、第3次産業、特にサービス業の飛躍的増大に表わされているように思う。また中国縦貫道開通(昭和50年)以降、一段とそのペースが早まっているようである。今後も農業従事者数は、若年層の離農による老齢化などで減少を続けるものと予想される。美作町では、目玉産業の観光を中心に、若い労働力を引きつける、産業構造の均衡のとれた発展が望まれる。

### (3) 年齢別、男女別人口構成

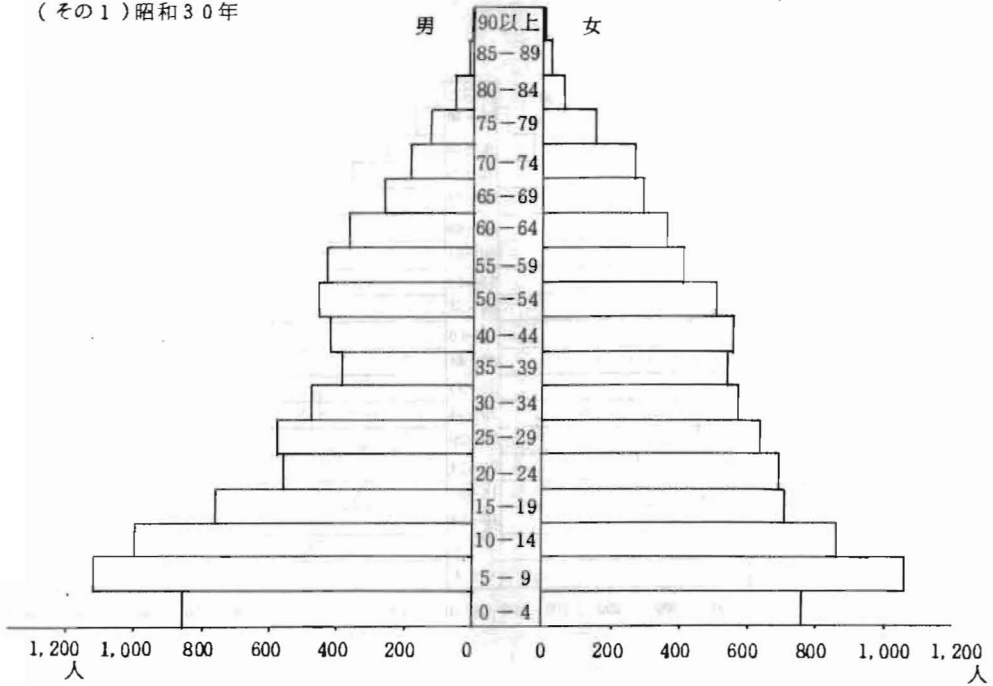
まず表2-6に年齢別、男女別人口構成とその推移を示した。年々65歳以上の老齢人口が増加しているのが目立つ。逆に低年齢層は減少し、15歳から64歳までの生産年齢人口も昭和40年の66.4%を最高に、わずかず割合を減ってきている。これを人口ピラミッドで表したのが図2-4である。昭和30年では、20~39歳の労働者階級が少ないが、ほぼピラミッド型に近い型をしているようにとれる。20~54歳までの特に35~39歳の男子が非常に少ないのは戦争の影響によるもので、5~9歳層が多いのは、戦後のベビーブームによる現象と思われる。ところが昭和35年からは農村によく見られる“ひょうたん型”を示している。これは、20~34歳の若年労働者層の減少によってひき起こされた結果であるが、そのなかでも15歳~24歳層が激しく、30年に1,957人

表2-6 美作町の年齢別・男女別人口構成

	昭和25年			昭和30年			昭和35年			昭和40年			昭和45年			昭和50年			昭和55年		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
0~4	1,423	1,303	2,726	855	755	1,610	612	627	1,239	478	476	954	416	402	818	479	438	917	472	430	902
5~9	1,225	1,204	2,429	1,120	1,058	2,178	857	749	1,606	597	616	1,213	482	463	945	448	449	897	546	515	1,061
10~14	1,136	1,133	2,269	997	960	1,957	1,135	1,077	2,212	796	741	1,537	576	597	1,173	470	466	936	465	463	928
15~19	1,058	1,055	2,113	759	713	1,472	646	735	1,381	744	785	1,529	611	566	1,177	447	503	950	364	389	753
20~24	790	849	1,639	558	594	1,252	398	557	955	260	491	751	374	529	903	298	341	639	251	336	587
25~29	607	740	1,346	576	637	1,213	536	559	1,095	376	446	822	287	395	682	457	462	919	460	431	891
30~34	490	663	1,153	476	573	1,049	570	615	1,185	511	541	1,052	384	426	810	360	426	786	535	509	1,044
35~39	528	697	1,225	384	538	922	476	579	1,055	530	589	1,119	487	539	1,026	406	441	847	395	449	844
40~44	559	632	1,191	420	559	979	380	528	908	446	565	1,011	512	563	1,075	474	538	1,012	414	451	865
45~49	544	542	1,086	453	510	963	425	541	966	359	544	933	439	561	1,000	503	574	1,077	491	548	1,039
50~54	462	477	939	430	414	844	450	482	932	405	497	902	344	501	845	437	544	981	514	580	1,094
55~59	402	401	803	365	359	724	402	411	813	425	465	890	375	493	868	332	484	816	408	556	964
60~64	362	368	750	284	290	574	355	341	696	363	357	1,610	383	424	807	374	488	862	342	476	818
65~69	312	383	695	248	276	524	270	264	534	290	323	613	314	351	665	344	404	748	340	471	811
70~74	248	254	502	193	263	456	205	239	444	222	236	458	244	279	523	260	325	585	305	389	694
75~79	119	167	286	129	148	277	131	187	318	141	173	314	165	174	339	182	234	416	192	267	459
80~84				52	66	118	65	107	172	75	105	180	87	112	199	96	125	221	110	167	277
85~89				7	25	32	24	31	54	26	52	78	25	50	75	44	53	97	49	62	111
90~94				48			1	9	10	4	10	14	7	11	18	5	11	16	12	16	28
95~99							4	2	3	1	2	3	1	3	4	1	3	4	0	1	1
100以上							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	10,333	10,957	28,713	5,338	6,093	17,156	7,939	8,639	16,578	7,049	8,014	15,983	6,513	7,439	13,952	6,414	6,821	13,726	6,677	7,089	14,171
0~14	7,424人	(25.9%)		5,745人	(33.5%)		5,057人	(30.5%)		3,704人	(23.2%)		2,936人	(21.0%)		2,750人	(20.0%)		2,891人	(20.4%)	
15~64	12,245人	(42.6%)		9,992人	(58.2%)		9,986人	(60.2%)		10,619人	(66.4%)		9,133人	(65.9%)		8,889人	(64.8%)		8,899人	(62.8%)	
65以上	9,044人	(31.5%)		1,419人	(8.3%)		1,535人	(9.3%)		1,660人	(10.4%)		1,823人	(13.1%)		2,087人	(15.2%)		2,381人	(16.8%)	

(「国勢調査」より作成)

(その1) 昭和30年



(その2) 昭和35年

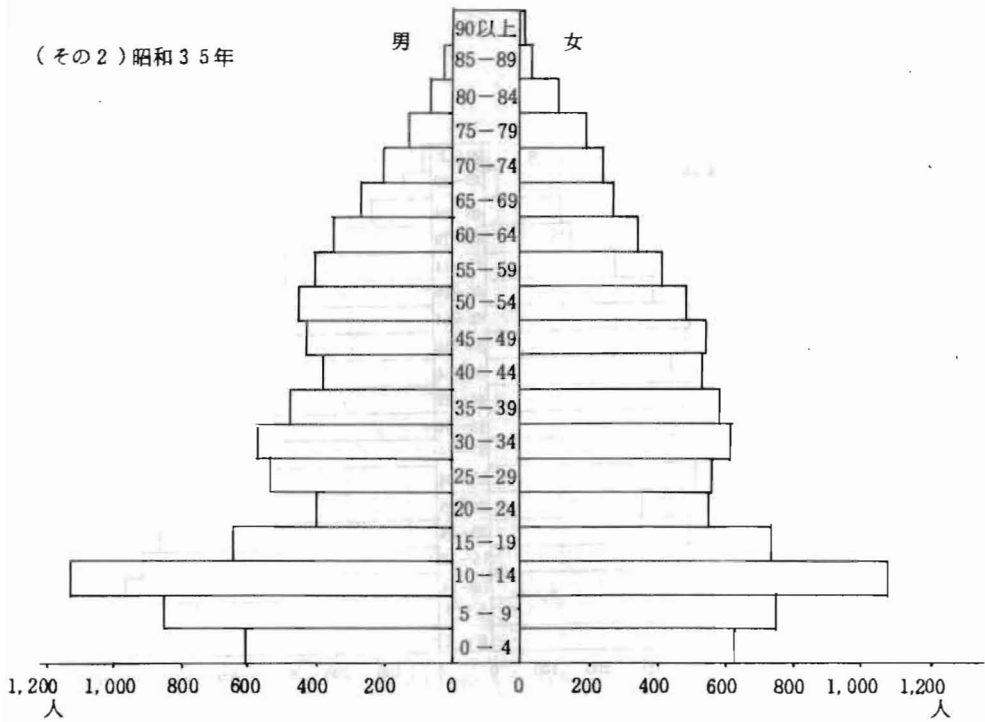
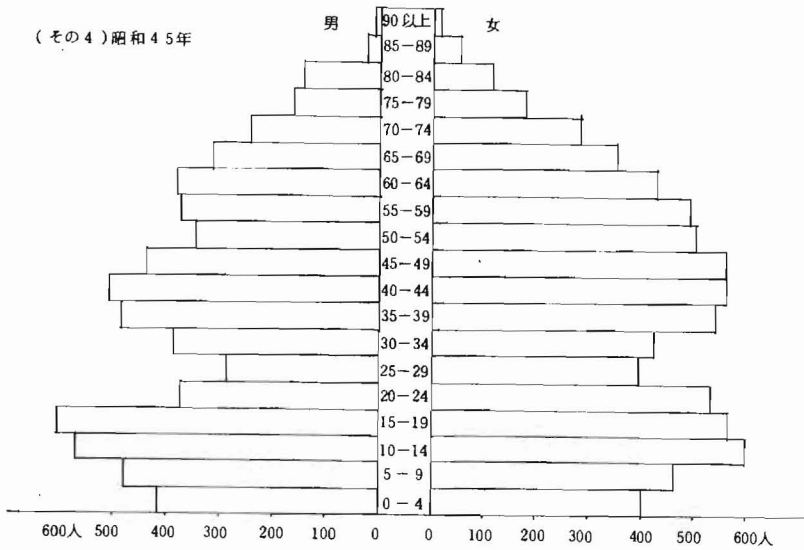
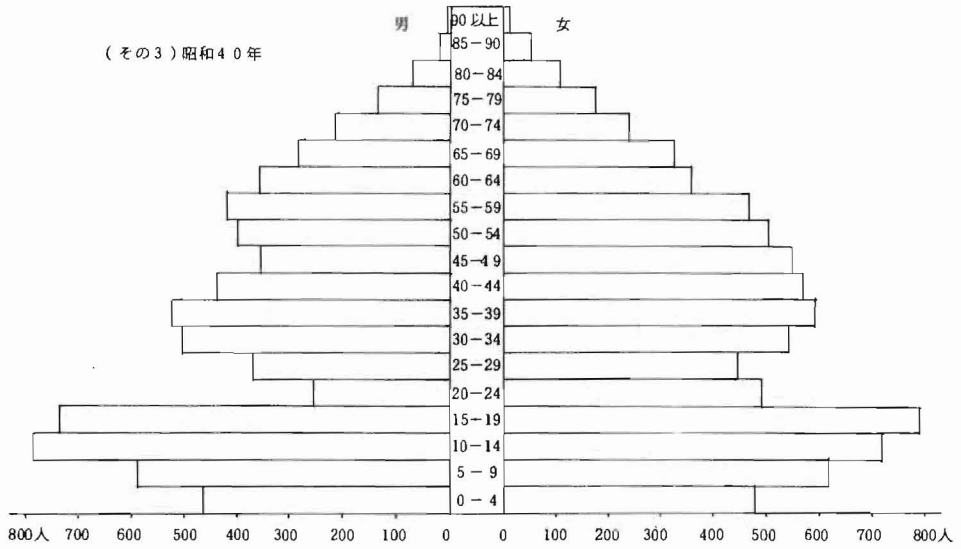


図2-4 美作町年齢別、男女別人口構成



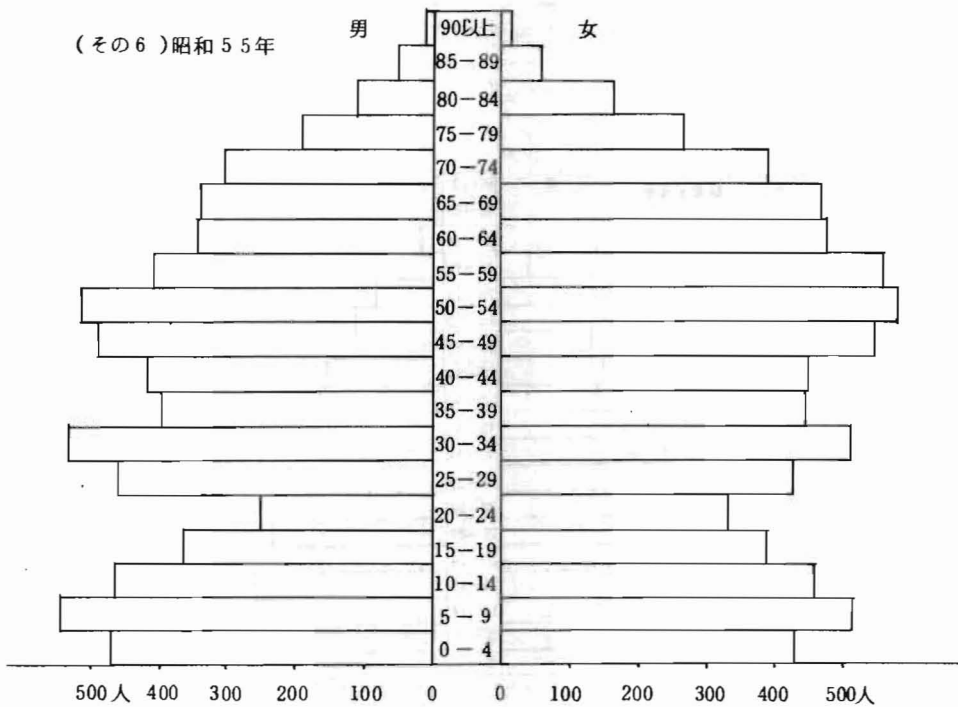
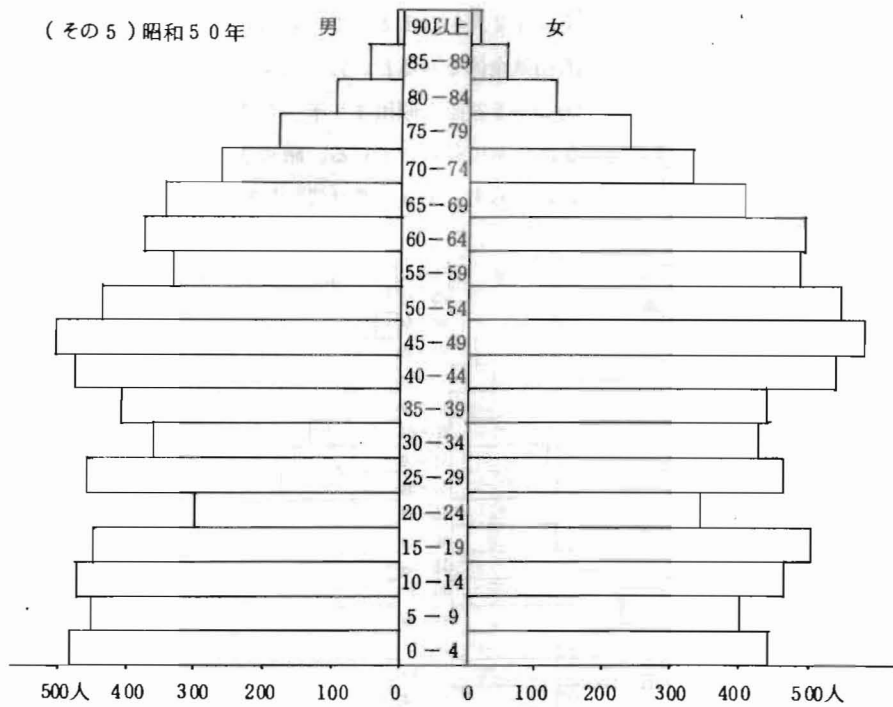
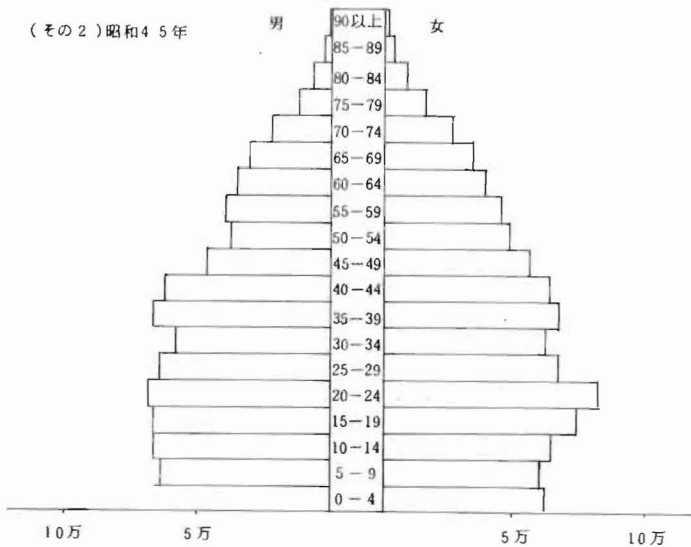
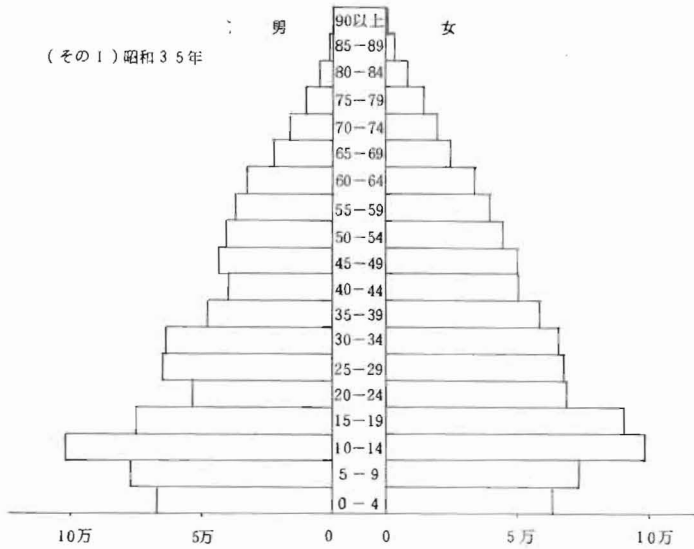


図2-4 美作町における年齢別、男女別人口構成

(国勢調査より作成)

いた10～14歳層が1,381人、1,472人いた15～19歳層が955人と、それぞれ減少率29.4%、35.1%になっている。岡山県全体でみると、男子は美作町の構成と似ているが、だいたい安定した“つば型”と言える。(図2-5参照)昭和40年、45年になると、美作町の“ひょうたん型”人口ピラミッドはより極端なかたちに変わっている。昭和35年から40年にかけて生産年齢人口は6.2%上昇しているのにもかかわらず、15～39歳の年齢層では、34.2%から32.9%



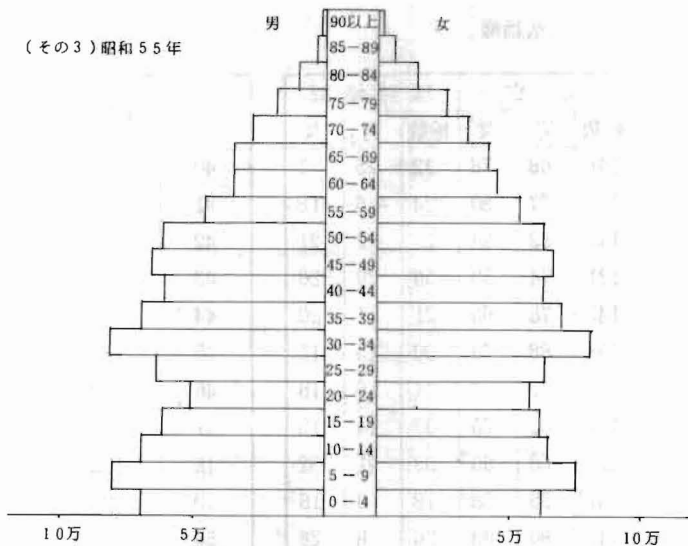


図2-5 岡山県における年齢別、男女別人口構成（『岡山県統計年報』より作成）

へダウンしている。美作町の若年労働者の流出が明らかになるであろう。昭和46年頃から少しずつUターン者があらわれ始め、45年時に比べ、50年、55年では25歳～29歳層の急増が見られるが、それでも45年と55年を比較すると、生産年齢人口の低下（91,933人、65.9%→8,899人、62.8%）老齢人口の増加（1,823人、13.1%→2,381人、16.8%）の傾向は変わっていない。20～24歳が少ないのは、高等学校卒業後、町外へ進学、就職で転出しているためであろう。美作町の調査によると、高等学校の新規学卒者の留町率は、昭和40年13.6%、昭和45年8.0%、昭和50年7.3%、昭和53年4.8%と減少してきているという。また男女の比率は年齢が高まるにつれて女子の方が多くなっている。農村の経済性の低さから、このような、農村に典型的にみられる人口流出型の人口構成が見られるのであるが、中国縦貫道の開通後、若年労働力を吸収できる町の建設ができれば、若干の変化は見られるようになるだろう。例えば、昭和54年に誘致された中央化学に、Uターン者で就職した者が多く、今後の変化は注目されなければならない。

## 2. 人口移動

### (1) 自然動態

美作町における出生と死亡の状況と、自然増減を表わしたのが表2-7である。出生者数が低いのは昭和41年度で、表2-8によると出生率も9.0%と一段と低く、これは「ヒノエウマ」にあたるためと考えられる。図2-6をみれば一目でわかる通り、この41年度のみ自然減少が見られ、他年度はすべて増加を示す。しかし、出生率は10～12%台と平均して低率で、一方死亡率は、全国平均が、1955年以降7%前後であるのに対し8～11%と高くなっている。このため自然増加率も

表 2-7 美作町における自然動態

年度	出生			死亡			自然増減		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
昭和40	178	93	85	146	68	78	32	25	7
41	133	71	62	157	77	80	△24	△6	△18
42	163	84	79	140	82	58	23	2	21
43	186	103	83	131	74	57	55	29	26
44	164	79	85	143	78	65	21	1	20
45	188	103	85	158	88	70	30	15	15
46	177	92	85	133	76	57	44	16	18
47	184	95	89	151	81	70	33	14	19
48	181	89	92	128	68	60	53	21	32
49	175	99	76	157	99	58	18	0	18
50	179	88	91	143	80	63	36	8	28
51	174	83	91	147	71	76	27	12	15
52	153	81	72	120	74	46	33	7	26
53	172	82	90	129	71	58	43	11	32
54	163	93	70	132	69	63	31	24	7
55	184	97	87	129	67	62	55	30	25

表 2-8 美作町における出生・死亡・自然増加率

年度	出生率	死亡率	自然増加率
昭和40	11.7(%)	9.6(%)	2.1(%)
41	9.0	10.6	-1.6
42	11.1	9.6	1.5
43	12.9	9.1	3.8
44			
45	13.3	11.1	2.2
46	12.5	9.4	3.1
47	12.9	10.6	2.3
48	12.7	9.0	3.7
49	12.5	11.2	1.3
50	12.7	10.1	2.6
51	12.2	10.3	1.9
52	10.7	8.4	2.3
53	12.1	9.1	3.0
54	11.4	9.2	2.2
55	12.6	8.9	3.7

(『岡山県人口の動き』より作成)

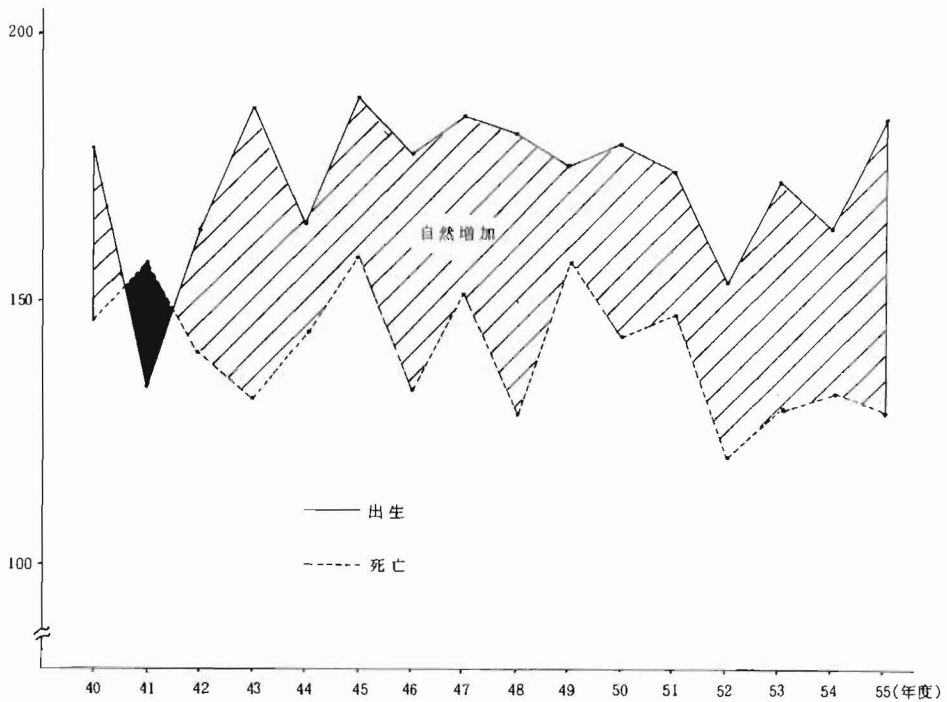


図 2-6 美作町における自然動態

(表 2-7 より作成)

非常に低い数字が出ており、農村共通の自然動態が見られる。

出生率は40年度からあまり変化はないが、死亡率は、52年度以降10%内となり、減少していくように思われる。これが、社会動態とともに、美作町における年齢別人口構成にも影響をあたえるであろう。この点については表2-6を参照すれば、幼年層の停滞が微減、高齢者の増加に表われていることでよくわかる。

表2-9 美作町における転出入状況

(2) 社会動態

昭和40年度から55年度まで、美作町に転入した人と美作町から転出した人の概況を表わしたのが、表2-9と図2-7である。47年度に一度社会増加があるが、50年度までは一貫して転出者が転入者を上回るという社会減少を見せている。47年度前後は、ちょうどオイルショックの時期にあたり、転出者は停滞気味、転入者は、中国縦貫道関係の労働者が主で多くなっているのだと考えられる。中国縦貫道開通後は53年度を除き転入が転出より多くなっており、40年代前半に著しかった人口流出に歯止めがかかりつつある。図2-8で、自然動態とあわせて美作町の人口の動きをみってみる。自然動態は、先述の理由により41年度のみマイナス値を示すがあとは、ほぼ一定の増加状態を

年 度	転 入 者 数			転 出 者 数		
	総数	男	女	総数	男	女
40	671	354	317	958	470	488
41	707	355	352	939	483	456
42	741	397	344	934	530	404
43	699	375	324	1,026	550	476
44	782	421	361	1,071	543	528
45	733	375	358	838	425	413
46	783	389	394	845	413	432
47	879	473	406	844	435	409
48	751	409	342	857	447	410
49	705	370	335	914	467	447
50	740	396	344	730	380	350
51	681	351	330	621	337	284
52	741	386	355	789	384	405
53	600	302	298	655	321	334
54	719	365	354	683	324	359
55	797	384	413	639	320	319

(『岡山県人口の動き』より作成)

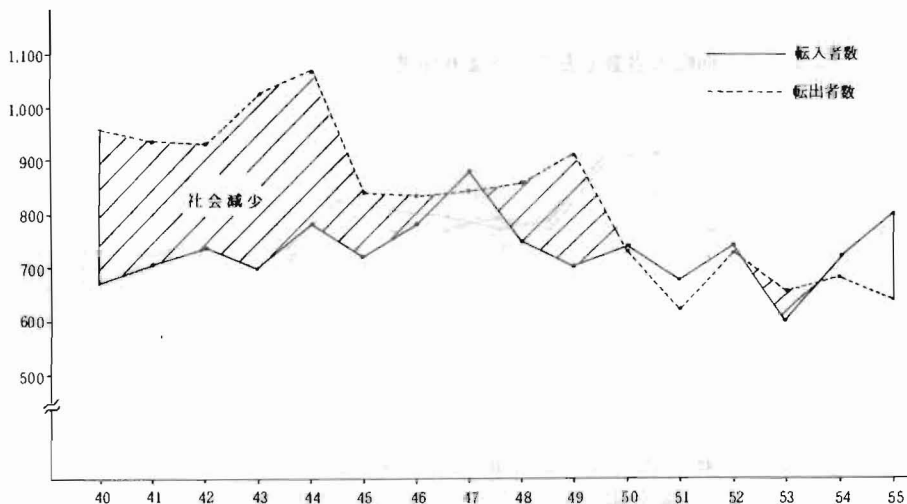


図2-7 美作町における社会動態

(表2-9より作成)

保っている。一方、社会動態は、増減の幅が激しく変動しながら、徐々に人口流出が少なくなってきたことがうかがえる。52, 53年度は社会減であるが、その数が少ないため、50年以降美作町の人口は定着してきていると言えよう。50年というのは、すなわち中国縦貫道の完成の年で、ここにも影響を及ぼしているように見える。

次に転出入を男女別、そして年齢別にとらえてみよう。まず、転出、転入とも、男女ほぼ増減の傾

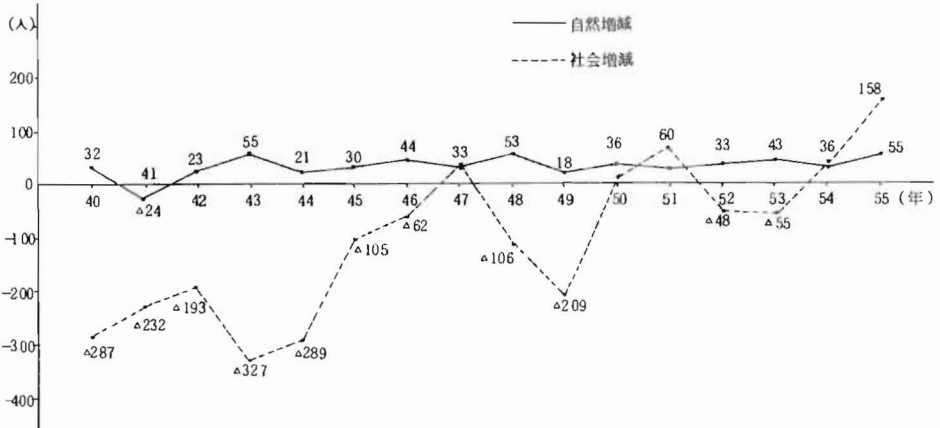


図2-8 美作町における人口動態(『岡山県人口の動き』より作成)

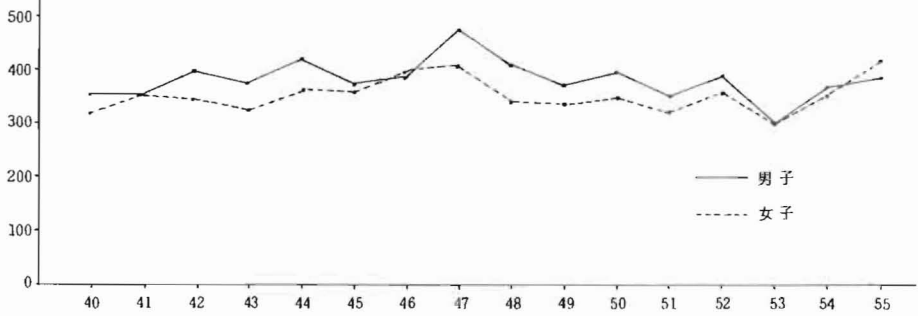


図2-9 男女別転入者数(表2-9より作成)

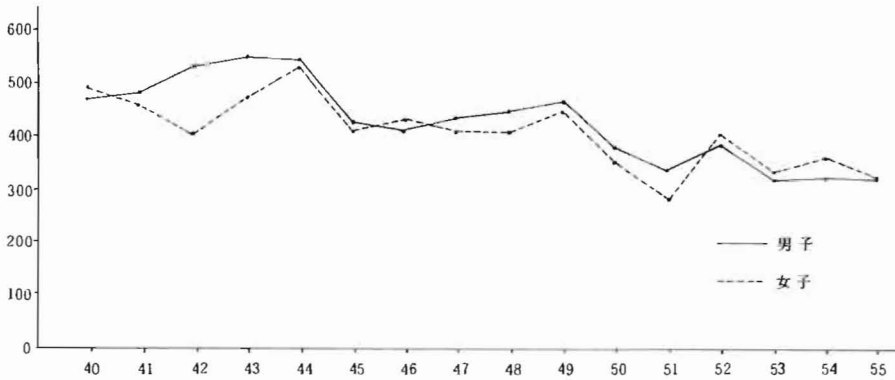
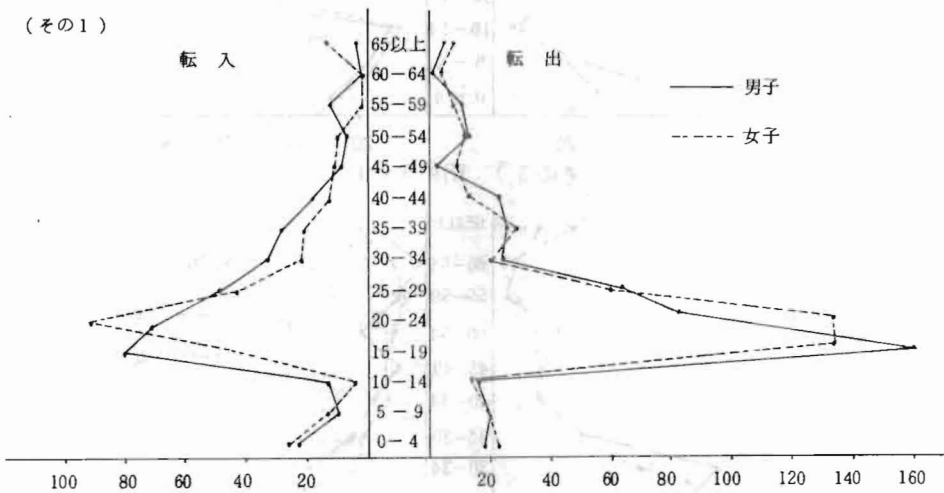


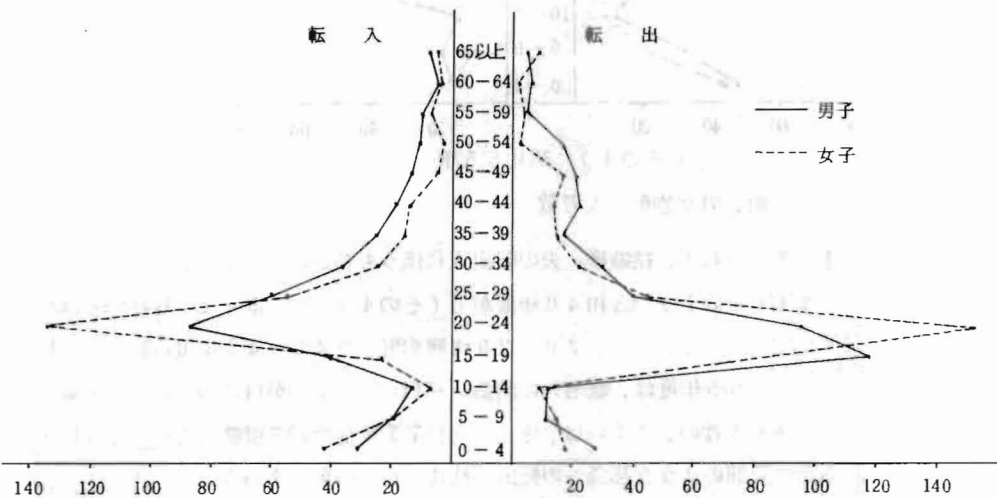
図2-10 男女別転出者数(表2-9より作成)

向は同じようであると言える。女子が男子の移動者数を超えるのは転入で46年度と55年度，転出で40年度，46年度そして52～54年度である。さらにこれを5才階級にわけて年齢別にもみていくことにする。転出においては，男女とも15～19歳が多い。これはほとんど高等学校卒業後の進学か就職による転出であろう。次に多いのが20～24歳の階級で，これは特に女子について顕著である。考えられる理由としては，ちょうど結婚適齢期にあたるためということになる。この層で転入も非常に多くなっているのは，美作町への結婚による転入というのではなく，他地域で進学，就職していた者が，結婚の準備のために帰郷してきた，一時的なものが主であると思われる。また30歳以上になると，女子より男子の転出入の動きが多くなっている。女子が自分の職業の変更で移動する

(その1)



(その1) 昭和40年 (『岡山県人口の動き』より作成)



(その2) 昭和45年

図2-11 年齢，男女別転出入者数

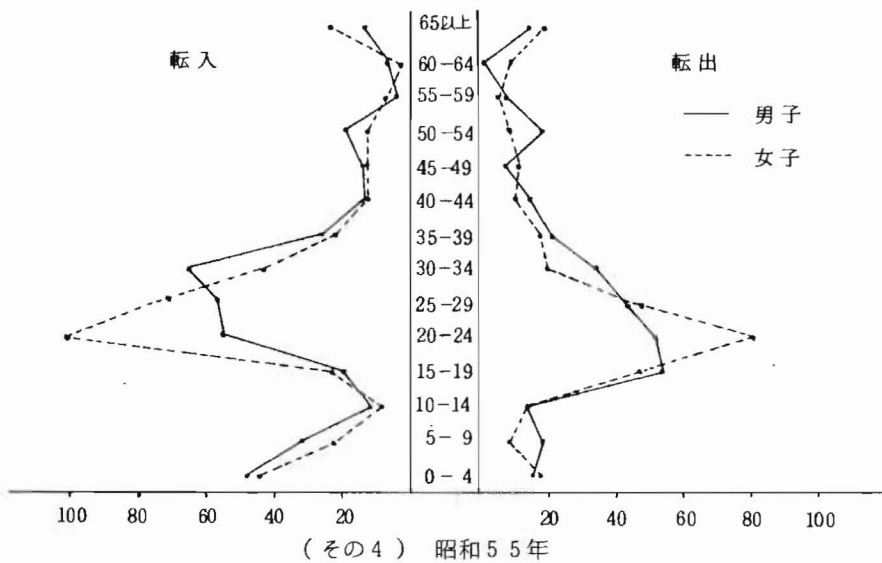
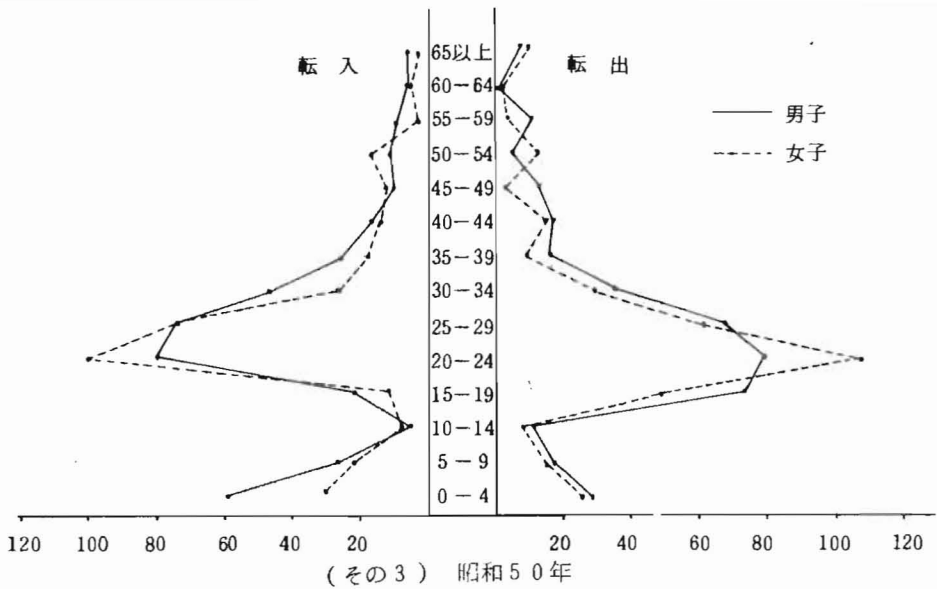


図2-11 年齢、男女別転出入者数

ことは、この層ではあまり考えられず、結婚後、夫の転出入に伴うものがほとんどであろう。以上の3点については、図2-11(その1)で昭和40年度から(その4)55年度まで、程度の差はあるが、だいたいあてはまる傾向である。ただ、20~29歳層の男子で40~45年度は転入より転出が多かったのに対し、50、55年度は、転出入の関係が逆転しているのが目につく。46年頃から見られ始めたという、大学卒業者の、あるいは、地元の高卒卒業後他地域で就職していた者のUターン現象と、経済不況のため以前のような都会への転出が控えられた結果であろう。

次に、転出者については美作町における転出前の職業に関して、転入者については、美作町転入後の職業に関して、岡山県人口の動きより作成した図2-12をみよう。各年度とも上段が転入後、下

段が転出前のものである。40年度より、転出前は第3次産業と学生が大部分を占め、55年度まで変化はない。年齢別でみた場合、15～19歳に極めて転出者が多かったことと一致する。転入後の職業は、第3次産業だけで80%～90%を超え、これらは、湯郷温泉に支えられたレジャー関連産業従事者や公務員などであろう。40年度から55年度の推移をみると、転出前、転入後ともに第1次産業の減少が表われている。第2次産業は49年度まで比較的多かったものが、50年以降5%前後にとどまっている。おそらく縦貫道の労働者など建設業が多いと予想される。

最後に、美作町における転出、転入を、転出先地、前住地によって検討してみよう。まず、県内、県外のレベルからみていく。転入者は、県外者よりも県内者の方が多く、男女別でもほぼ同様である。48、49年度で県外男子の転入がやや多くなっているのは、先にみた、縦貫道関係の建設業従事者の流入によるものと思われる。転出者数でもやはり県内移動が県外を上回る。全体の転出者が減少を始めているのに、県内転出者が減少を始めているのに、県内転出者はあまり変動が大きいことから、減少は主に県外転出者によるものと言える。40年度と55年度を比べてみると、男子で県内転出は245人から47人減の198人、県外は225人から103人も減って122人になっており、女子も県内は58人減に対し、県内は111人の減少がある。

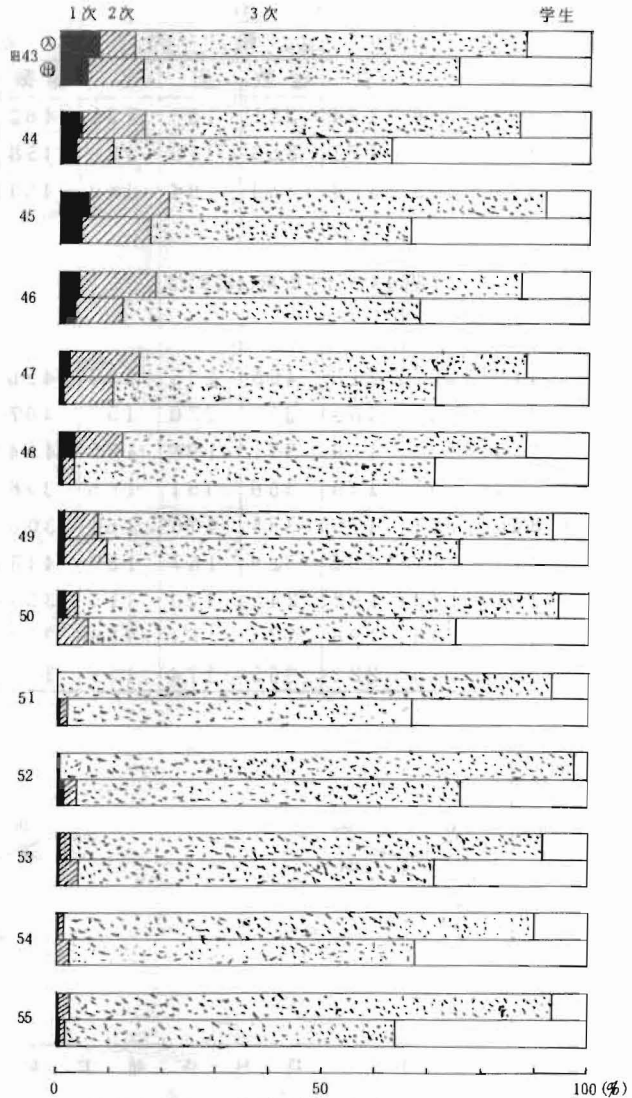


図2-12 転出前、転出後における職業構成  
(『岡山県人口の動き』より作成)

表2-10 県内・県外別転出入状況

年度	転入者						転出者					
	県内			県外			県内			県外		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
40	390	196	194	281	158	123	482	245	237	476	225	251
41	348	176	172	359	179	180	458	243	215	481	240	241
42	387	203	184	354	194	160	400	225	175	534	305	229
43	(昭43～46年度は資料なし)											
44												
45												
46												
47	470	257	213	409	216	193	426	234	192	418	201	217
48	378	189	189	373	220	153	467	240	227	390	207	183
49	334	174	160	371	196	175	494	242	252	420	225	195
50	384	205	179	356	191	165	396	205	191	334	175	159
51	346	176	170	335	175	160	306	168	138	315	169	146
52	417	219	198	324	167	157	443	207	236	346	177	169
53	355	173	182	245	129	116	339	165	174	316	156	160
54	396	198	198	323	167	156	359	170	189	315	154	161
55	432	210	222	365	174	191	377	198	179	262	122	140

(『岡山県人口の動き』より作成)

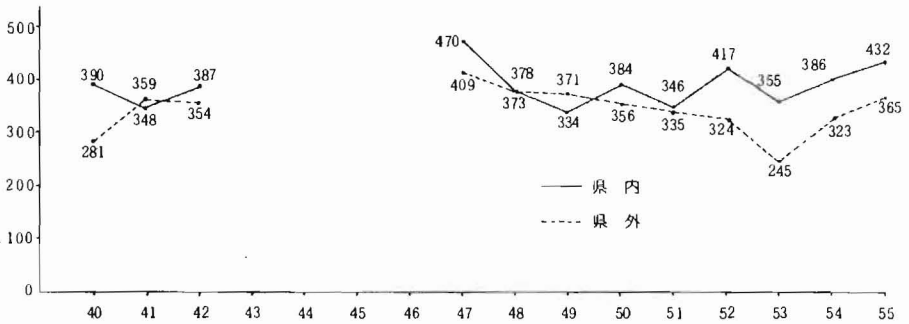


図2-13 県内・県外別転入者数の推移

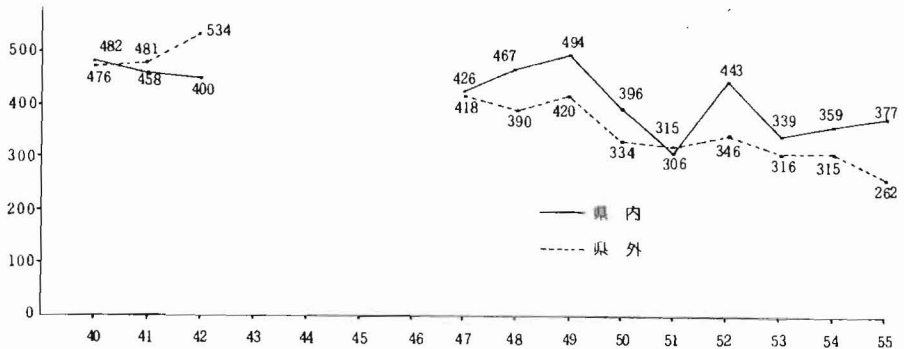


図2-14 県内・県外別転出者数の推移

表2-11 前住地域別転入者数の推移

前住地	40	41	42	47	48	49	50	51	52	53	54	55
岡山県	70	46	60	121	69	79	79	82	113	90	110	119
倉敷市	19	30	27	45	34	23	21	24	33	43	18	36
津山市	64	58	74	43	85	45	79	52	51	40	73	74
その他の市	39	29	23	36	27	29	24	23	16	25	12	18
市部合計	192	163	184	245	215	379	203	181	213	198	213	247
勝田町	18	15	11	35	13	18	16	20	18	18	8	15
大原町	4	17	26	11	6	2	12	11	6	9	2	9
東栗倉村	1	1	2	0	1	0	0	1	0	2	1	2
西栗倉村	2	6	3	5	0	1	0	1	1	1	2	0
作東町	24	25	23	17	24	21	14	29	49	36	25	53
英田町	15	9	13	12	9	18	8	4	16	15	10	14
勝央町	16	21	30	31	21	25	46	26	30	17	25	29
奈義町	8	10	5	12	7	4	6	7	13	10	8	4
勝北町	13	4	8	3	4	5	15	6	11	1	3	1
その他の町村	96	77	82	99	78	64	63	60	60	49	71	58
郡部合計	198	186	203	225	163	158	180	165	210	158	155	185
県内合計	390	348	387	407	378	334	384	346	417	355	396	432
鳥取県	15	11	10	11	8	18	15	6	11	3	6	7
島根県	3	1	2	9	3	5	1	3	1	3	6	8
広島県	7	12	16	27	21	16	17	20	13	19	13	21
山口県	1	2	4	9	3	1	1	5	2	3	2	5
中国4県計	26	26	32	56	35	40	34	34	27	28	27	41
大阪府	81	97	96	129	115	114	102	122	109	78	78	131
兵庫県	100	152	146	126	115	100	90	100	99	68	102	97
京都府	9	6	10	15	14	8	21	10	7	20	18	9
その他の近畿	13	11	8	9	6	8	10	4	11	6	8	18
近畿合計	200	266	260	279	250	230	223	236	226	172	206	255
東京都	17	25	22	21	27	19	26	18	19	8	23	5
神奈川県	3	3	6	10	1	5	8	4	4	8	8	7
その他の関東	4	3	5	4	6	14	18	7	5	2	4	5
関東合計	24	31	33	35	34	38	52	29	28	18	35	17
愛知県	10	7	3	11	8	15	9	9	9	5	12	7
その他の東海	0	1	1	8	2	5	1	1	4	0	7	1
東海合計	10	8	4	19	10	20	10	10	13	5	19	8
九州合計	13	13	10	2	11	13	11	9	11	11	22	18
四国合計	3	9	11	4	13	15	17	7	8	1	6	13
その他	9	7	4	14	20	15	9	9	11	8	7	13
県外合計	281	359	354	409	373	371	356	334	324	243	322	365
総計	671	707	741	879	751	705	740	681	741	600	719	797

(『岡山県人口の動き』より作成)

第2-12 転出先別転出者数の推移

転出先	年度	40	41	42	43	48	49	50	51	52	53	54	55
岡山市		133	122	110	123	128	139	131	93	117	101	116	118
倉敷市		31	41	34	46	41	35	15	32	35	26	53	39
津山市		62	90	68	55	85	77	80	66	63	60	65	83
その他の市		70	43	33	42	44	36	18	8	18	14	11	11
市部合計		297	296	245	266	170	287	244	199	233	201	225	251
勝田町		4	3	6	2	7	8	8	9	16	15	11	8
大原町		5	1	16	10	11	1	3	2	6	1	17	3
東粟倉村		1	2	3	2	2	1	1	0	1	2	1	0
西粟倉村		1	1	0	3	0	7	1	1	8	3	2	1
作東町		26	15	19	26	32	18	17	8	46	26	34	27
英田町		20	22	7	9	11	10	16	4	13	6	14	12
勝央町		26	33	31	44	27	43	24	28	36	22	17	23
奈義町		6	7	5	11	2	3	12	2	14	4	15	2
勝北町		7	1	4	0	3	10	4	4	7	6	9	4
その他の町村		89	77	64	53	74	106	66	49	63	54	51	47
郡部合計		186	162	155	160	169	207	152	107	210	139	171	126
県内合計		482	458	400	426	467	494	396	306	443	339	359	377
鳥取県		14	3	18	13	13	11	5	3	15	5	11	11
島根県		4	7	3	0	2	10	1	3	9	5	4	1
広島県		13	10	18	26	24	27	23	21	13	19	14	30
山口県		3	3	1	9	11	0	2	4	3	3	1	0
中国4県		34	23	40	48	50	38	31	31	40	32	30	42
大阪府		168	135	181	140	111	118	111	106	111	89	72	85
兵庫県		149	190	177	114	113	109	79	83	97	72	80	47
京都府		22	14	12	21	19	9	10	17	10	13	19	18
その他の近畿		12	11	13	5	11	12	20	2	7	10	18	7
近畿合計		351	350	393	280	254	248	220	208	225	184	189	157
東京都		32	27	32	19	22	21	17	18	24	27	18	20
神奈川県		5	16	9	9	6	4	13	11	6	7	12	4
その他の関東		6	7	8	6	10	12	7	14	9	12	8	2
関東合計		43	50	49	34	38	37	37	43	39	46	38	26
愛知県		20	14	18	17	11	20	10	3	11	7	8	6
その他の東海		0	3	4	8	2	11	4	0	5	7	6	0
東海合計		20	17	22	25	13	31	14	3	16	14	14	6
九州合計		11	18	6	7	15	24	9	11	8	22	17	9
四国合計		13	7	15	10	12	18	11	11	12	10	18	18
その他		4	16	9	7	8	13	12	4	3	7	7	9
県外合計		476	481	534	418	390	420	334	315	346	316	315	262
総計		958	939	934	844	857	914	730	621	789	655	683	639

(「岡山県人口の動き」より作成)

転入地について、さらに詳しくみてみよう。表2-11は、前住地別に美作町への転入者の状況をみたものである。県内では岡山市119人、津山市74人、次に作東町の53人が多い。県外では、大阪府、兵庫県などの近畿地域の比率が高く、県外転入者のうち69.8%、転入総計でも32.0%を占めている。鳥取県とは、主要地方道美作-奈義線から国道53号線でつながっているが、40年度よりずっと転入者数は少ない。転出者についても、転出先別に表2-12でまとめた。県内転出状況は、転入と同様、岡山市、津山市が圧倒的に多く、この2市だけで県内転出の半分を越える。隣接する町で、美作町からの転出者が、美作町への転入者以上になるものはなく、英田郡域では、中心的存在と言えよう。倉敷市とは、地理的にもあまり関連が見られないので、人口流動は少ない。県外地域別にみると、やはり、転入と同様、近畿方面への流出が主である。しかし、かつてのように働きに出るなら兵庫、大阪という風潮から、津山市を中心に工業誘致がおこなわれ、これらの地域への転出が減少に向かっていると思われる。この結果、美作町の人口も、減少に歯止めがかかっていると言えよう。

### 3. 美作町・豊国地区におけるUターン現象について

美作町では、昭和40年代の中頃までは社会減少が大きかったが、46年頃から転出者数が減少して50年には社会増加となっている。この社会増加は、転出者数の減少だけでなく、一担転出した人のUターンも大きく影響しているといえよう。岡山県全体からみても、それまで人口の流出ばかりだった過疎地域が、40年代後半からは次第に人口の減少を抑えており、Uターンの動きがあらわれた。美作町もそうした傾向で、40年代後半からは、人口の減少も少なくなり、さらには増加を示すようになったのである。

そこで、Uターンが実際にどのような状況で行なわれているのか、いつ頃から多くなったのか等を、美作町内の一地区を取り上げ、聞き取り調査を行ない明らかにしようとしたのである。

#### (1) 豊国地区

聞き取り調査対象地区には、豊国地区を取り上げた。

豊国地区は、美作町の北部に位置し、北側と西側は勝田郡勝央町に接している。(図2-15)他の地区と同様、山がちであるが、梶並川右岸にあたる南東部ではかなり広い平地になっていて農業も栄えである。また、美作町の南北と東西の主要道路が通っている上に、中国縦貫道が通り美作インターチェンジがつけられ、利用されるようになって、交通面で重要な役割を果たすようになった。あるいは、カントリークラブができ、町外の人々の出入も多くなったり、「中央化学」という大規模工場が立地したりと、美作町の中でも近年一番開発が進んでいる地区と言えよう。インターチェンジにつながる道路沿いの店なども多く、活気のある様子がよくうかがえるのである。

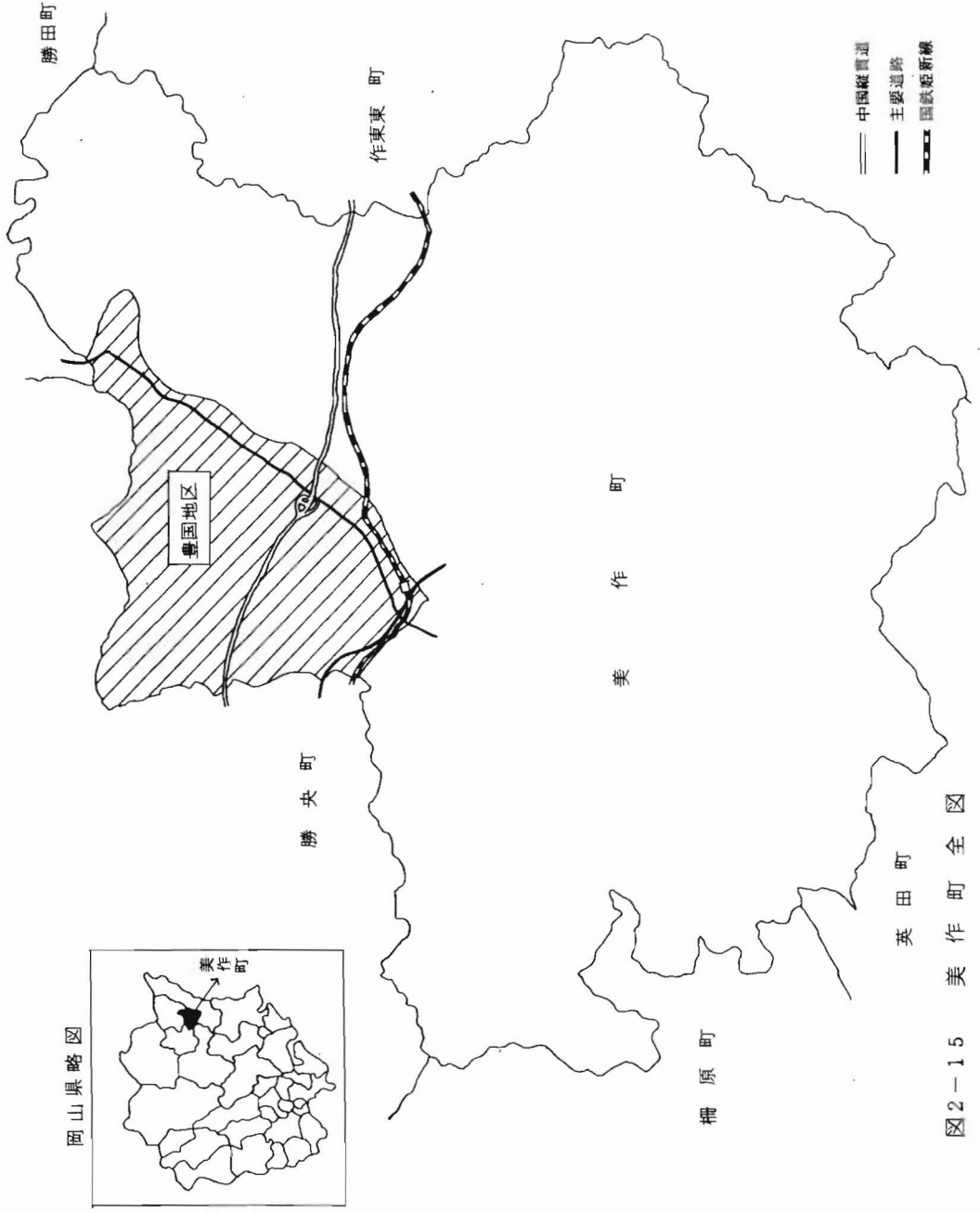


図2-15 美作町全図

豊国地区の世帯数は、昭和57年5月1日で682世帯で、町内では湯郷・林野に次いで3番目であり、全体の約15%にあたる。(表2-13)

湯郷地区は、温泉観光地であり、林野は商店街などのある最もぎやかなところであり、ともに、美作町にとって大変重要な役割を果たす地区である。豊国地区はそうした湯郷・林野に次いで、美作町にとって重要な意味を持つ地区であるといつてよいだろう。

以上のように、活気ある地区である豊国地区は、南部に新しい家やアパートがかなり目立つようになっており近年の人口の動きが他の地区よりも激しいものと推定される。そうした豊国地区のUターンはどのようになっているであろうか。

表2-13 美作町世帯数

地区名	部落数	世帯数
豊国	8	682
湯郷	29	1,312
林野	16	971
豊田	9	362
檜原	4	501
巨勢	11	432
田殿	3	143
計	80	4,403

(昭和57.5.1)

(2) 聞き取り調査

豊国地区の中で、Uターン者のいる家庭を取り上げ、37軒に調査を行なった。

調査軒数(部落別)

- 明見 —— 5軒
- 豊国原 —— 3軒
- 北山 —— 5軒
- 吉 —— 1軒
- 和田 —— 10軒
- 下香山 —— 3軒
- 上相 —— 4軒
- 中尾 —— 6軒
- 合計 —— 37軒

表2-14 豊国地区世帯数

部落名	世帯数
北山	122
吉	12
和田	32
下香山	47
上相	95
中尾	111
明見	178
豊国原	86
計	682

(昭和57.5.1)

(a) Uターン者

Uターンした人を世帯主との続柄でみると長男が68%を占め、圧倒的に多いことがわかる。二男がUターンしている家庭でも、長男がどうしても帰れないためというのが多く、やはり、Uターン者は長男という観念は強いようである。

Uターン者

- 長男 —— 25軒
- 二男 —— 9軒
- その他不明 —— 3軒

(b) Uターン者の転出状況

転出目的は、37人のうち就職が26人、進学が11人で、この2つにしぼられている。就職が70%であり、多数を占めている。(図2-16)

転出先は、大阪府が圧倒的に多く、全体の43%を占める。人数では、16人で、以下は、岡山6人、兵庫5人、京都4人、東・名古屋がそれぞれ3人である。京阪神とのつながりが、大変強いことがわかる。(図2-17)

転出先と転出目的を合わせて詳しくみたのが図2-18である。大阪府では16人中13人が就職、京神では6人中5人が就職、岡山市では6人中4人が就職、姫路市・相生市では3人全員が就職と、進学より就職の方が圧倒的に多い。それに対して、名古屋では3人中2人が進学、東京では3人全員が進学と、就職より進学の方が多い。つまり、就職で転出する場合は、岡山市か京阪神へ出ることが多い。進学の場合は、京阪神と同じように東京や名古屋へも出ているのである。

美作町と京阪神との結びつきが大変強いことがよくわかるが、特に就職のための転出の場合が強く、就職で出るのなら京阪神へという傾向があるといえよう。逆に、姫路市・相生市への転出は意外に少なく、京阪神と比べると7分の1以下である。これは、姫路あるいは相生などよりは大阪へという大都市指向が強いことを示しているといえよう。中国縦貫道が通る現在は、京阪神が近くなっており、さらに美作町と京阪神の結びつきは強まっていると考えられる。

(c) Uターンの理由

Uターンの理由は、さまざまであったが、大きく分けると次のようになった。

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 長男 — 家を継ぐため……… 23人 | 5. その他 — 家を継ぐため……… 2人 |
| 2. 長男 — その他、不明……… 2人  | 6. その他 — その他……… 1人    |
| 3. 二男 — 家を継ぐため……… 4人  |                       |
| 4. 二男 — その他、不明……… 5人  |                       |

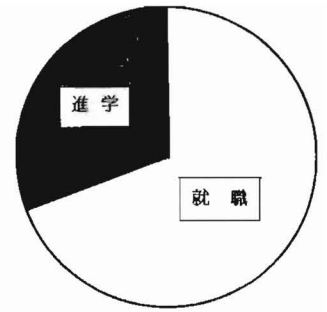


図2-16 転出目的

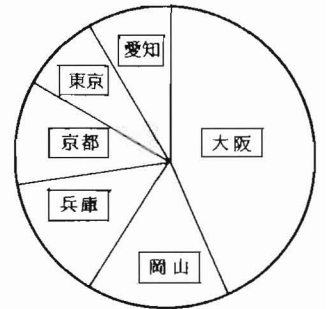


図2-17 都府県別転出先

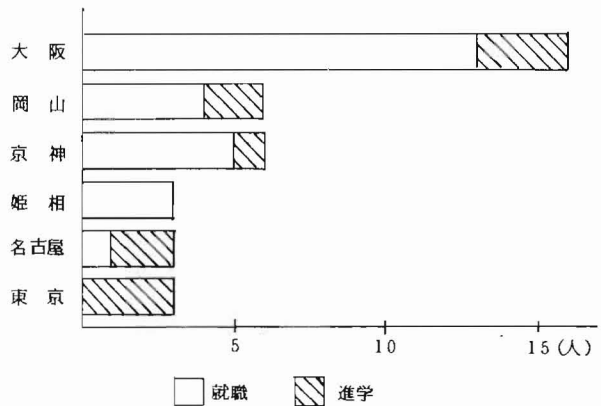


図2-18 転出先と転出目的

「家を継ぐため」という人が、37人中29人で78%を占めている。Uターン者で、長男が多いと書いたが、その25人のうち23人までが理由として「家を継ぐため」をあげており、長男としての責任感をもってUターンしたという人が多いといえるだろう。

調査対象となった家はほとんどが農家であって、田畑や山林を所有していたが、田畑を維持していくという意識は強く、そうした意味でのUターンも多い。Uターン者のうち、現在は勤めに専念しているがいずれは農業もやっていくと考える人や、田畑だけは荒さずに維持してほしいと願う老人の話などよく耳にした。しかし、こういった土地への執着よりももっと多かったのが、親の面倒をみるという意味のUターンである。Uターンの直接の契機も、親の病気や片親の死亡というのがほとんどである。このように、「家を継ぐため」という理由は、具体的にいえば、田畑などの維持と親の面倒をみることの2つであるといえよう。

また、地域的な暮らしやすさという理由をあげた人もいて、「家」よりも「生活」を中心に考えたUターンもあったようである。

#### (d) Uターン者数の推移

こうしたUターンがいつ頃から始まっているのがを図2-19でみている。昭和38年と40年にそれぞれ1人ずつのUターン者が見られるが、実際にUターンの動きが大きくなりはじめたのは40年代の後半からである。30年代は1人、

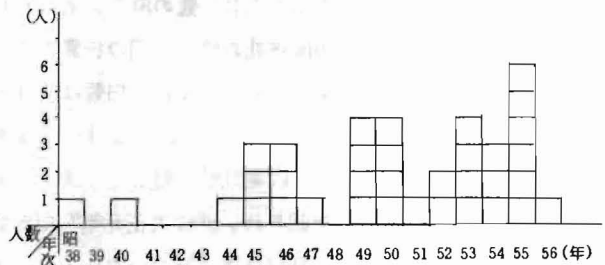


図2-19 Uターン者数の推移

40～44年で2人、45～49年で11人、

50～54年で10人と、増加はかなり著しい。55年は1年間で6人にもなっている。

このUターン者数の増加の様子は、美作町の社会増減の推移とほぼ一致している。46年以降、社会減少が次第に少なくなっていくのは、Uターン者の増加によるところが大きかったのではないかと思われる。

#### (e) ま と め

美作町・豊国地区におけるUターン現象は昭和40年代後半から始まり、現在まで増加の様子を示している。Uターンは、主に長男が「家を継ぐため」の理由で帰ってくるという形をとることがほとんどである。ただし、長男としての責任だけが理由の全てというのではなく、「生活を考える」など、実際はいろいろな要因がからみ合った結果として、Uターンが行なわれていると考えるべきであろう。

さて、今後のUターンはどうなるであろうか。社会の景気が好転するような状況が期待できない今後も、「生活」を中心に考えてのUターンなど、増加の傾向を示すだろうと思われる。また、従業員のほとんどが美作町内の人である「中央化学」の存在は、働き口の少ない農村地域では、Uターン者にとって力強い味方となり得、従ってUターン者の増加も予想される。しかしながら、美作町全体としてみて、今後のUターン者増加、それに加えて転出者減少を推進するためには、現状維持でなく、さらに産業誘致をするなど、働き口のある、魅力ある町づくりを進めていくことが必要であるといえよう。

(柏崎千鶴子・山崎理佳)

#### 4 温泉集落 —湯郷地区—

美作町の中央部よりやや南西に位置する湯郷は、那岐山の麓に源を発する吉野川の西岸にあり、東に狭い氾濫原を有し、北から迫る塩垂山しほたけの麓に開けた温泉集落で、高瀬舟による物資の集積市場として栄えてきた林野（倉敷）とともに当町を代表する集落である。吉野川の東岸を走る国道374号線が、当地区だけ西岸側に引き込まれ湯郷市街地の東側を抜け、北東約1.5kmに林野がある。1889年（明治22年）町村制施行の際に湯郷、中山、入田、則平、稻穂、北坂、殿所、青木、奥大谷、下大谷、位田、金屎、長内の13村が合併して湯郷村を組織し、1949年（昭和24年）に町制を施行し湯郷町になり、湯郷に町役場がおかれていた。1953年（昭和28年）の合併で美作町に編入されたが、それまでは勝田郡に属していた。

##### (1) 湯郷温泉の歴史

湯郷温泉はいい伝えによると別名“鷲じゆの湯”とも言われ、清和天皇の貞観2年（860年）比叡山延暦寺の高僧円仁法師が西国巡礼の際、一羽の白鷲が湯に足をつけ傷を治しているのを発見し、「鷲の湯」と名付けたのが由来とされる。また、白鷲は文珠菩薩の化身であり、菩薩が円仁法師を導いたのだとも伝えられている。更に、『日本鉱泉誌』によると、白鷲の霊夢が開かれた温泉として元亀年間（1570年～）西の高台に薬師院を建立し、医王仏を安置したと伝えられている。「和名抄」には、“塩湯郷”の名称が記載され、既に大正元年“塩湯郷の薬湯”と記載されている。このことから考えてみると、湯郷温泉の発見は年代がなかなか古く、或いは神代から湧出していたのではないかという説もある。しかし、氾濫原に湧出していたため、洪水により温泉としての機能を果たしていなかったともいわれる。

中世このあたりは塩湯郷という荘園に含まれていたが、その地頭たる後藤氏は塩湯を保存するための掟を定めていたとも伝えられている。また、「蔭涼軒日録」によれば、土豪武士（国人）たちが“湯郷衆”といわれる集団を形成していたともいわれ、武士や禅僧の湯治も盛んであった。

湯郷温泉は寛政3年（1791年）大火にみまわれ数戸を残して全焼したので、この温泉にまつわる古文書の多くは焼失してしまったとのことである。現在、最も古い文献として残されているのは「作陽誌」であると言われている。その作陽誌によれば、次のような内容が記載されている。

温泉場南北四間東西六間板壁ヲ  
以テ四方ヲ囲ヒ瓦葺根ニ作ル北  
ノ方ニ一ノ湯有(○)湯坪ノ宏サ登



写真2-1

塩垂山長興寺蔵「美作国英田郡湯郷鷲湯略縁起」

二間横一間石櫃ニシテ平座ニ浴シテ肩ニ至ル(○)湯麗々トシテ不混(○)打身(うちみ)疥癬(かいせん)蹇足打(くじき)骨違(ほねちがい)其外諸病ニヨシトイヘドモ瘡毒下疳ノ類(できもの)ニハ良カラズ、痔疾ニモ功ナシ(○)凡ソ他所へ汲取運ビユカセテ是ヲ沸カシ用ヒテソノ功カハラザルハ此湯ノミイトヘリ 尤モ五月丑ノ日入浴スレバ効甚シトシテ群集ス

二ノ湯竪三間横一間、三ノ湯同上同上女湯、同上(○)何レモ小石ヲ底ニ散ク

湯代一廻リ分

一ノ湯代六匁六分 二ノ湯代五匁一分

三ノ湯右同断、女湯右同断

### 温泉記

一、湯賃一人一廻り銀子壹両、宿賃同断、薪は湯入方より可沙汰、宿は相對に可借事

二、一ノ湯へは自国他国共に知行取同息兄弟並出家は一寺の住持長老法印町医師にても、家来二人己上召連たるものは入可申事

三、二ノ湯へは自国他国共に歩行医師家中小姓町大年寄大庄屋町在郷共に身持たるもの並に出家神主山伏以下人召連候程之者(○)女は下女等召連恰好之もの入可申事

一、湯屋幕に一ノ湯共に先札次第に可廻之事

一、女湯へは男入るべからざること

一、自国他国対湯入衆中慮外なる体すべからざる事

一、賭諸勝負堅く停止之事

一、湯屋掃除以下不可懈怠、湯屋之内にて高声惣て不可狼籍之事

附たり湯屋の内へ草履木履はくべからざる事

右の条々堅く相守る可く者也

この作陽誌の温泉記録には年代が書かれていないのでいつの時のことかはっきりつかめないが、おそらく森藩が美作を守護した慶長前後のものであろうといわれている。温泉の周囲を板壁で囲い、四つの浴槽すなわち「一の湯」「二ノ湯」「三ノ湯」「女湯」を設けて、身分に応じて入浴の場所を定めており、当時の階級制度のきびしき名残りがはっきりと現われている。また、森氏の後を受けて津山藩主となった松平氏も、湯郷温泉を保護し、「美作一国鑑」には病気になった松平長成が元禄3(1690年)8月に湯治に訪れ、20日間程の療養の末快癒して帰城したとある。

このように、江戸時代に於いては藩主の庇護を受け、身分階級ごとの浴槽をもった地方的性格の強い山間の湯治場として徐々に発展してきた。また、『東作誌』によれば、文化年間(1815年頃)湯郷88軒のうち内湯株本百姓79軒、借屋者9軒とあり、部落湯的性格も帯びていた。このことは明治に入っても変わらず、湯及び源泉は大字湯郷の共有財産であったようであり、明治21年(1888年)の「鷲温泉株式会社」設立にあたっては湯郷110戸の全てが1株(20円)ずつの株主になっている。この法人は、当時保健衛生が叫ばれるようになったことを背景に、源泉の管理を目的として設立したものであるが、明治37年(1904年)からは大衆浴場を経営し、あわせて温泉の販売を行っている。しかし、夜は部落の者が共同浴場として利用していた。

『勝田郡誌』によれば、明治末頃の年間入湯客は5万人となっている。大正3年(1914年)に出された「鷺之湯温泉沿革之概要」という案内書には、大正期になって東京衛生試験所に湯の分析をしたとあり、湯治場としての宣伝に努めた様子がうかがえる。そして昭和6年(1931年)の鉄道省発行の温泉案内には、湯原、奥津がそれぞれ2軒の旅館しか記載されていないのに対し、湯郷では12軒の旅館名が見られ、美作東部、備前、播磨西部唯一の温泉地であり、顧客圏がその全域に広がったものと考えられる。

昭和8年(1933年)、姫新線林野駅開業以降、輸送の主役は高瀬舟から鉄道へと変わり、倉敷(林野)は衰退し始めるが、湯治場である湯郷にとり鉄道の開通は顧客圏の拡大をもたらし、関西方面からの客が増えるのである。第二次大戦中は、日本原演習場や岡山の連隊と関連し、陸軍病院保養所に指定され、旅館が病棟として使われたが、安定した入湯客があった。また、終戦直後は引揚者などの皮膚病患者が多数療養に訪れた。

## (2) 観光地としての湯郷温泉の発達過程

湯郷は第二次大戦が終わる頃まで湧出量は少なく、源泉(共同浴場)である鷺温泉株式会社を中心に、10軒ほどの旅館があったが、浴場を備えるものはなく宿泊施設としての機能を有するだけであった。このため湯治場としての性格が強かったが、各旅館に配湯するだけの湯を求めて、昭和26年にボーリングが行われた結果490ℓ/分の熱泉が掘り出された。しかし、この時点では配湯は行われず、代わりに昭和30年に共同浴場が新設されただけであった。

湯郷が観光地として発達する契機になったのは、昭和37年に岡山県下で開催された国民体育大会であった。皇族も迎えるということで増改築を行い、近代化に努めた旅館もあり、顧客の受け入れ体制がこの時点で一応確立したといえる。翌38年には再度ボーリングが行われ、湧出量540ℓ/分、泉温42〜43度となり、昭和39年から配湯が始まるのである。源泉の乱開発を避けるために、鷺温泉株式会社による集中管理方式がとられた。この前年の37年7月には、林野・湯郷地区が吉野川の大洪水で浴場浸水等の水害にみまわれているが、このことも温泉地の近代化を進める一因となった。この後、昭和39年より配湯を受けた8軒の旅館により「八湯会」がつけられ、この組織が当地区のクーダシップをとることとなった。また、41年にはボーイスカウトの世界ジャンボリー大会が日本原で開催され、その宿泊地として利用された。この昭和39年以降は、高度経済成長期のレジャーブームと交通上の立地条件の良さと相まって、阪神の奥座敷と称される温泉観光地としての機能を強めていった。

鷺温泉浴客数の推移をみると、昭和30年代後半からの高度経済成長初期に20万人を越える浴客があり、37年には23万人とそのピークを迎えたが、その後次第に減り、旅館に対する配湯を開始した翌年の40年には20万人をわった。しかし、大阪万国博覧会で顧客を関西方面に奪われた45年を除き、48年までは19万人台を堅持して推移した。48年末の石油危機による経済活動の停滞により、49年には一抛に16万人台まで落ち込んだ。その後、50年代に入ると、温泉の性格が完全に観光、保養、娯楽といったレジャー化し、療養という面が薄れ、徐々に浴客も減り、56年には

ピーク時の約半数の11万7千人と大きくその数を減らしている。それに対し、温泉旅館全ての入湯客数の推移をみると、やはり45年には万博の影響を受けて減少しているが、新幹線が岡山まで開通した47年には前年比150という急激な伸びを示している。その後、石油危機による影響が多

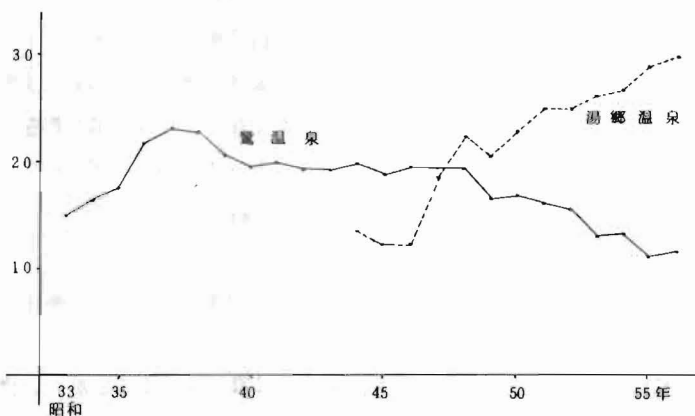


図2-20 湯郷温泉入湯客数の推移

少みられたものの、50年10月の中国縦貫自動車道吹田～落合間が開通したことを受け、着実な伸びを続けている。これを、観光客数の推移でも見て、入湯客数より人的には多いが、ほぼ同様の傾向をもって推移している。47年を100とする指数でみると、新幹線岡山開通の47年には著しい伸びをみせ、石油危機の影響で49、50年は低い値を示しているが、中国縦貫自動車道開通の翌年の51年には大きくもち直し、その後も順調に伸びている。

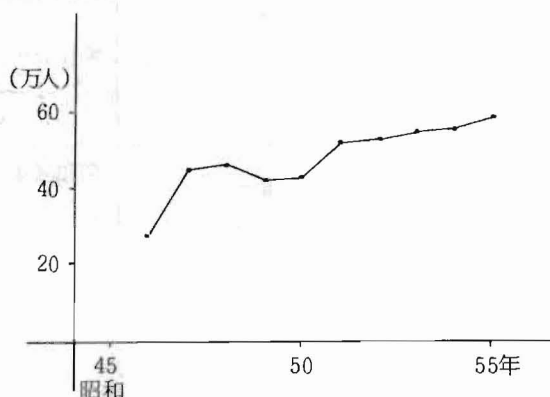


図2-21 湯郷温泉観光客数の推移

この増加の原因としては、高度経済成長によるレジャーブームのほかに、立地条件のよいこと及び観光産業の充実が挙げられている。湯郷は、岡山、倉敷、津山の観光圏内では抜群の交通立地条件を備えた温泉地で、中国縦貫自動車道美I.Cから4km、姫新線林野駅から2kmであり、岡山県内の温泉地としては他を大きく引き離している。この恵まれた立地条件により、湯治場から観光の宿泊拠点としての温泉観光集落への脱皮を果たしたわけである。

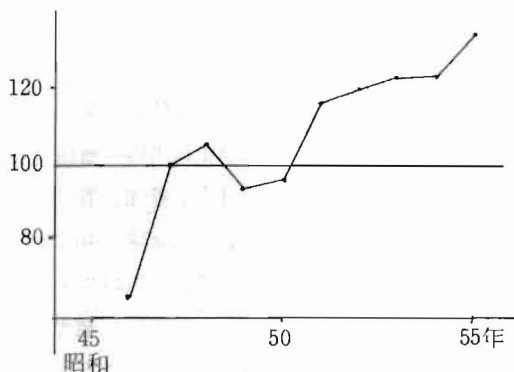


図2-22 観光客数 (昭和47年を100とする指数)

また、中国縦貫自動車道の建設に並行して、周辺の地域開発も行われたが、中でもゴルフ場の存在が大きい。湯郷から車で30分程度のエリア内に7ヶ所のゴルフ場があり、ゴルフ場との契約によりゴルフ付きの宿泊コース（割引料金になっている）を設け、社用族等を吸収している。従って宿泊客の中にはゴルフのみを目的としている者も少なくなく、ゴルフ場の影響は極めて大きいといえる。このほか、観光農園、フィールドアスレチック、テニスコート、プールなどのレクリエーション施設も整い、温泉観光地のもつ娯楽的要素（この存在に負うところも大である）に加え保養地的要素も有している。

観光地を特徴付けるものとして利用者の季節的特性がある。昭和44年と56年の月別入湯客数をみると、44年では冬場と8月がピークになっており、5月6月は極めて少ない。これは、冬場と8月が農閑期であり、反対に農繁期が少なくなっていることから、療養目的の入湯客が多かったと考えられる。それに対して56年では、全体的に平均して利用されており、5月、11月の行楽、慰安旅行シーズン及び移動月の3月がそのピークになっている。これは、湯郷が療養型温泉から、保養的機能を備えた娯楽的温泉観光地へと変化したことを表している。

昭和57年5月14日（金）～16日（日）の岡山県観光客動態調査で得られた資料によると、この3日間の湯郷温泉入込客数3,904人のうち、47.2%が自家用車、40.6%が観光バスを利用しており、この両者で9割近くを占める。これは勿論モータリゼーションの進展によるもので中国縦貫自動車道開通の影響が極めて大きいといえる。それに対し、鉄道を利用する者はかなり少なく8.6%

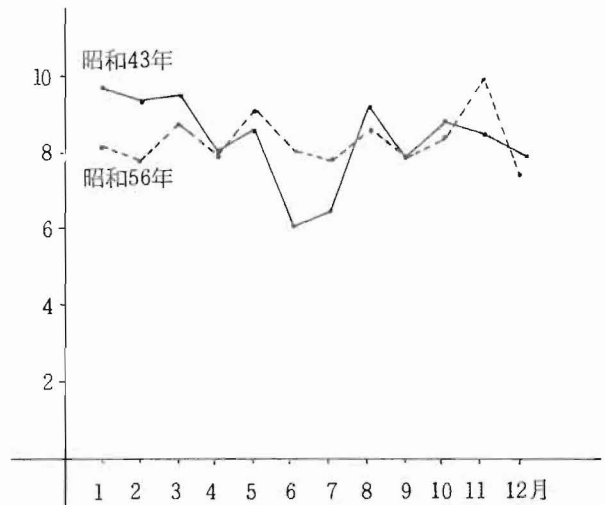


図2-23 湯郷温泉月別入湯客数割合

%を占めるにすぎないが、それでも3日間で336人、1日平均118人が鉄道を利用して訪れている。次に、観光バス利用客と自家用車利用客の地域別入込客数をみると、観光バス利用客では大阪が最も多く17.4%、次いで三重、東京、愛知、香川の順で多く、特に東海地方の割合が高くなっている。反対に、県内はほとんどなく、広島を除く中国3県及び九州は皆無になっている。また、自家用車利用客については、大阪が25.8%、兵庫が24.7%とこの2府県で過半数を占めている。次いで、県内、広島が多く、近隣の府県の割合が高い。観光バス利用客と自家用車利用客を合わせた数でみると、大阪、兵庫、県内、広島の順に多いが、地方別では近畿が4割を占め市場の大きさを示している。次いで中国地方が25%となっているが、3位には東海地方が台頭し、関東も相当数あることから、

市場は東へ伸びていっている反面、中国縦貫自動車道の全線開通がまだでもあり、西日本からの客数が少ない。

表2-15 湯郷温泉利用機関別入込客数

	実数	構成比
県内観光バス	21	0.5
県外観光バス	1,569	40.1
列車	336	8.6
自家用車	1,843	47.2
タクシー	16	0.4
定期バス	118	3.0
その他	1	0.2
計	3,904人	100.0%

この調査は3日間の集計であるが、関係者の話から年間を通じてはほぼ同様の傾向にあるとみられる。もともと“阪神の奥座敷”と称されるほどの温泉観光地であり、地理的位置関係からも阪神圏を大きな市場とし、そこから岡山県北に来る観光客の宿泊拠点として機能している。加えて、旅館業者による中部圏への開拓が成功し、特に愛知、三重、滋賀などからの顧客が増加しているため、顧客圏は東へ拡大している。これらの動きは、中国縦貫自動車道に負うところ

表2-16 湯郷温泉地域別入込客数 昭和57年5月14日～16日の集計

(上段：実数(人) 下段：構成比(%))

	中国				四国		近畿						
	県内	広島	山口	鳥取	島根	香川	その他	兵庫	大阪	京都	奈良	和歌山	滋賀
観光バス	21	170				181	89	77	276			48	85
	1.3	10.7				11.4	5.6	4.8	17.4			3.0	5.3
自家用車	351	171		71	70	53	16	456	475	51	14		4
	19.0	9.3		4.5	4.5	2.9	1.0	24.7	25.8	7.8	0.8		0.2
合計	372	341		71	70	234	105	533	751	51	62		89
	10.8	9.9		2.1	2.1	6.8	3.1	15.5	21.9	1.5	1.8		2.6
	24.9				9.9		43.3						

	九州	東海			関東	その他	合計
		愛知	静岡 岡阜	三重	(東京)		
観光バス		181	55	212	195		1,590
		11.4	3.5	13.3	12.3		100.0
自家用車	9	58	3	1	36	2	1,843
	0.5	3.1	0.2	0.0	2.0	0.1	101.3
合計	9	239	58	213	231	2	3,433
	0.3	7.0	1.2	6.2	6.7	0.0	99.5
	0.3	14.4			6.7	0.0	99.5

注) 観光バス利用客の関東は全て東京。

が大きい、更に54年10月に落合～千代田間が開通したことにより、広島、鳥根からの顧客も増えている。これら利用客は、逗留旅館滞在者を除いて大半が1泊であり、温泉自体は保養程度にしか利用されていない。また、入込客のうち約半数は日帰り客で、大衆浴場である鷺温泉の利用及び食事と入浴だけで帰る者などがある。これらは、老人会、婦人会などの団体に多く、蒜山、大山等の最終目的地へ行く途中で立ち寄るという、いわば中継地点として利用しているのである。この理由は、貸切バスによる観光の場合、時間距離として3時間から4時間の地点が対象地として適当であり、大阪方面からだと2時間もあれば湯郷に到着することができるため、この方面からは同じ温泉地でも湯原温泉が選ばれることになるためである。しかし、名古屋からは3時間半で到達でき、先述のように東海地方からの観光バス利用客が増えていることと、阪神圏からのゴルフ客、レジャー客が増えているため、全体の利用客数(入湯客)は着実な伸びを示している。

### (3) 温泉集落と旅館業

湯郷温泉集落は、塩垂山の麓から吉野川堤防までの間、東西約300m、南北約500mの中に形成された集村であるが、現在では北西及び南西に向かって広がりがつつある。塩垂山の山腹には薬師如来のある長興寺を始め、湯神社、稻荷大神があるほか、墓地が随所にある。長興寺を下った地点から北及び東に向かって旧道が密集市街の中央を貫いているが、幅員が狭く、車1台が通れる程度のものである。密集市街の中には小径が不規則に走っているが、歩道としての性格が強い。また、これら小径に囲まれた区画には所々に畑が残っている。旧道に沿って旅館及び土産物屋、遊娯楽施設、商店等が立ち並んでいる。また主な施設としては、郵便局、派出所、美作文化センター、町営駐車場、診療所などがあり、林野に次ぐ都市機能の高さを有している。



写2-2 長興寺

これら温泉集落を形成するものの中で、中心的役割を果たしているのが旅館であることは言うまでもない。湯郷地区の旅館は中心部にある泉源から配湯を受けているが、2軒は宿泊施設のみを有する逗留旅館で鷺温泉株式会社が経営する療養湯へ通う湯治客を対象としている。この湯治客は普通1～2週間程通うのであるが、長い人では1ヶ月以上滞在する人もある。湯郷温泉は硫化水素臭を持つ含塩化土類食塩泉で、リューマチ性疾患、運動器障害、創傷などに効能があるとされている。また、旅館とは別に大衆浴場の鷺温泉があるが、57年10月1日に新しく気泡超温波風呂などの近代温泉療法設備を備え、新装オープンした。

湯郷地区の旅館はまず泉源の近く、即ち共同浴場の近くの旧道沿いに設けられ、現在営業している

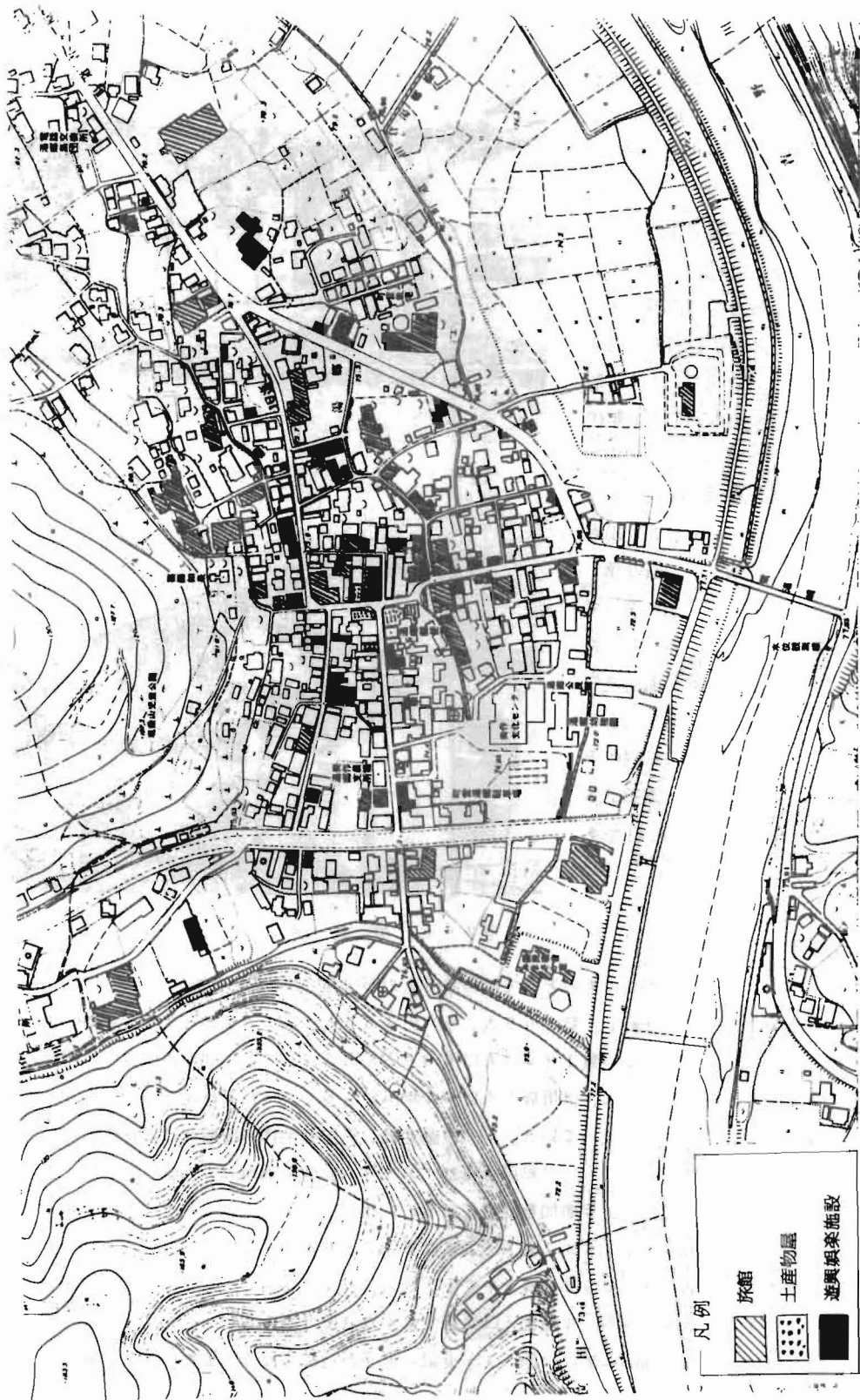


圖 2-1-4 湯郷温泉觀光集落

旅館のうち2軒が明治期に、2軒が大正期に開業している。戦後レジャーブームの影響で旅館の数も増え、現在営業している旅館のうち5軒が昭和20年代に、9軒が30年代に開業している。これらも主として、泉源の近くに立地しているが、40年代に開業したものは新道(国道374号線)沿いに立地し、ホテル形態の大規模なものが多い。50年代に入ると塩垂山を西に越えた中山地区に立地するようになった。

土産物屋は現在5軒あり、“湯もや”、“くるみ万頭”、“石の華”、“美作路”など地元の菓子も売っているが、県外からの客が多いことを反映して“吉備団子”や“備前焼”といった岡山を代表する土産品も並べられている。しかし、旅館内に土産品販売コーナーを設ける旅館が多く、最近売り上げが下降気味であるという。



写2-3 泉 源



写2-4 療 養 湯

## 5 湯郷の人口

湯郷の人口は、湯郷地区だけのものとしてはわかるものが少ないが、『東作誌』によれば文化年間(1815年頃)に戸数88軒、人数309人、うち男157人、女152人となっている。また、『勝田郡誌』によれば明治末頃戸数120、人口550人とある。ここ数年間の人口及び世帯数の推移は表に示す通りであるが、人口、世帯数ともに57年が最も多く、それぞれ1,664人、605世帯となっているが、その後少し減っている。人口の動きは、美作町全体の増減とほぼ同様の傾向であるが、林野地区の減少率より低く、55年以降概ね1,640人程度を維持している。世帯数の動きは、美作町全体が転入者の増加等により増加を続けているのに比し、若干の後退をみせている。男女別構成は、男758人(46.3%)、女878人(53.7%)であり女子が上回っているが、これは美作町全体の構成比男47.5%、女52.5%をやや上回る女子比率である。ここにも温泉集落としての当地区の特徴があるわけである。年齢別人口構成ではかなり偏りがみられ、農村地区に於ける人口流出の影響を受け20代が極端に少ない他、1~9歳の女子が特に少なく、また、40~60の女子

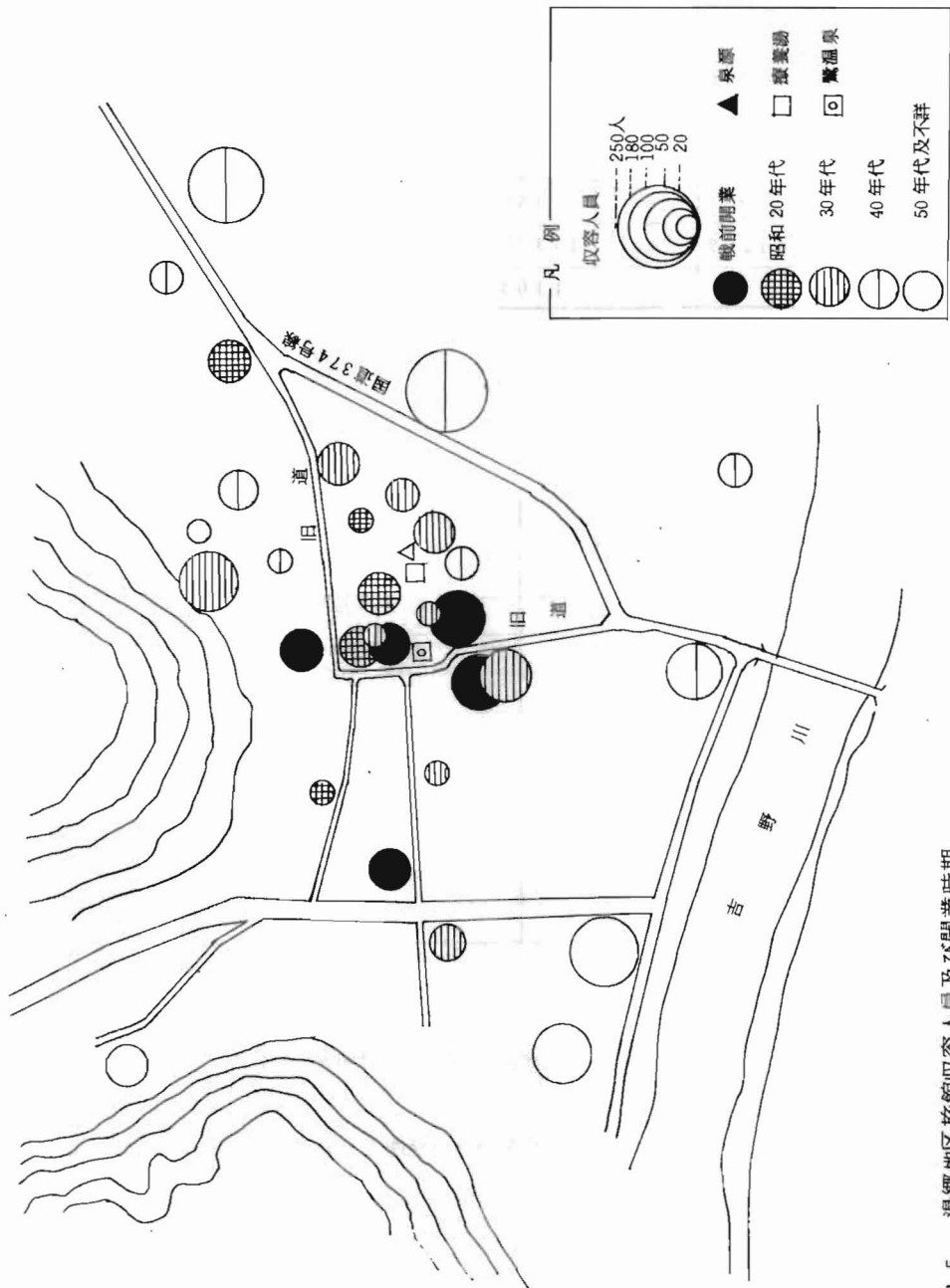


図2-2-5 湯郷地区旅館収容人員及び開業時期

表 2-17 人口・世帯数の推移

上段：人口（人）

下段：世帯数（世帯）

年（昭和）	47		54	55	56	57	58	59
月 日			1.1	4.1	4.1	1.1	1.1	1.1
湯郷地区	1,532		1,612	1,633	1,640	1,664	1,641	1,636
			567	576	592	605	597	578
林野地区	1,379		1,155	1,155	1,236	1,221	1,206	1,094
			356	365	395	400	401	395
美作町	14,202		14,322	14,314	14,572	14,601	14,558	14,532
			4,165	4,200	4,289	4,335	4,354	4,373

（美作町資料より）

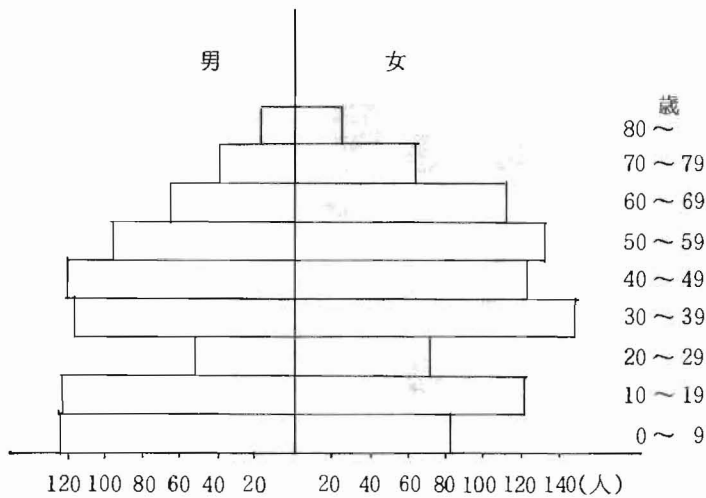


図 2-26 湯郷地区人口構造（昭和59年1月1日現在）

が多いのが目立つ。平均年齢では温泉集落で商業機能が発達していることから、町平均の39.8歳をやや下回る38.2歳となっている。

（岸本 高樹）

## 第 3 章 古代の美作町

### 1 原始・古代の美作町

#### (1) 狩猟と採集の時代

今から約1万年以上前、人々は洞窟や岩陰を住居とし、石器を使い狩猟をして暮らしていた。美作地方に人々が生活するようになるのも、この頃である。この時代は、まだ土器を使用していなかったため、「先土器時代」と呼ばれる。美作地方の先土器時代の遺跡として、津山市河辺の天神原遺跡<sup>①</sup>（図3-1参照）や久米町の領家遺跡<sup>②</sup>などがあげられる。

約1万年前になると、人々は、はじめて土器を作るようになった。この時代を縄文時代という（紀元前8,000年～紀元前3,000年）。人々は弓矢などの発明により、鹿や猪や鳥類などの小動物を捕獲し、釣針や銚を使って漁撈にも従事した。やがて、木材の伐採などに磨製石器を使用するようになり、竪穴式住居に住むようになる。美作地方における縄文時代の遺跡としては、落合町赤野遺跡<sup>③</sup>、西原遺跡、須内遺跡、久米町宮尾遺跡などがある。美作町内においては、櫛原上の狼谷遺跡や山口、山外野から縄文時代の石器、土器が採集されている。（美作地方の主な先土器・縄文時代の遺跡分布については図3-1参照）。

#### (2) 弥生時代（紀元前3世紀～後3世紀）

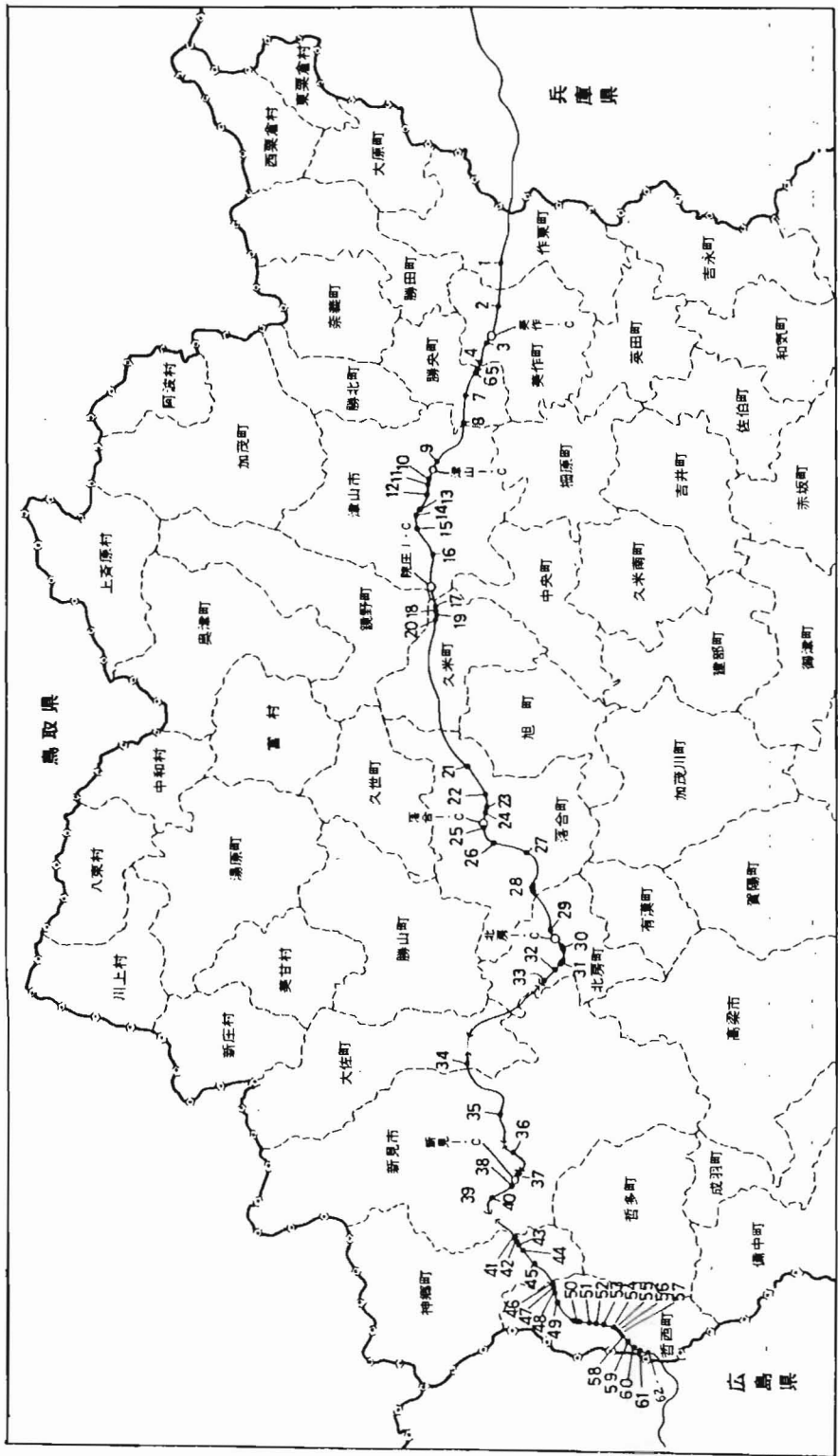
世界的な気候の寒冷化のため、植生・動物相は変化し、必然的に獲得できる食糧は少なくなり、狩猟採集の縄文社会も行き詰まりを迎えた。そのため人々は新しい食糧調達手段を考え出さねばならなくなり、そこに稲作が導入されたのである。弥生時代も初めの頃は、低湿地に水田が作られた。美作地方では、宮川の氾濫によってできた湿地帯を利用した津山市山北一丁田遺跡や、落合町西原遺跡などがある。そのような土地に作られた水田は、開発のための大規模な工事や特別な灌漑設備も要しない代わりに、生産性は低かった。

弥生時代中期になると、人口の増大に伴い、遺跡の数も増加する。津山市の沼遺跡、下横野畝遺跡、大崎中原西遺跡<sup>④</sup>や、美作町内では櫛原の狼谷遺跡<sup>⑤</sup>などが代表例である。狼谷遺跡は、狼谷水系を中心として、東西の山腹がせまり、一種の扇状地をつくる地点に位置しており、弥生時代中期の住居址2が確認されており、弥生土器や石器などが出土している（図3-2参照）。

また、美作町片山の低丘陵には、中期の土器散布地があり、北山古墳群（後述）の2号墳、4号墳下にも中期の遺跡（住居址）があった（図3-3参照）。<sup>⑥</sup>

弥生時代中期末～後期になると、鉄製農具の普及等により、大規模な耕地開発が可能になってくる。耕地開発を進める過程で耕地の占拠や水路の確保をめぐる世帯共同体（血縁関係によって強く結びついた2、3の家族により構成されていた生産単位）間の接触が頻繁になった。更に河川の氾濫に対しては共通の利害を持つから、これに対処する協業を拡大していき、水利を同じくする地縁的結合がなされていった。これが農業共同体である。

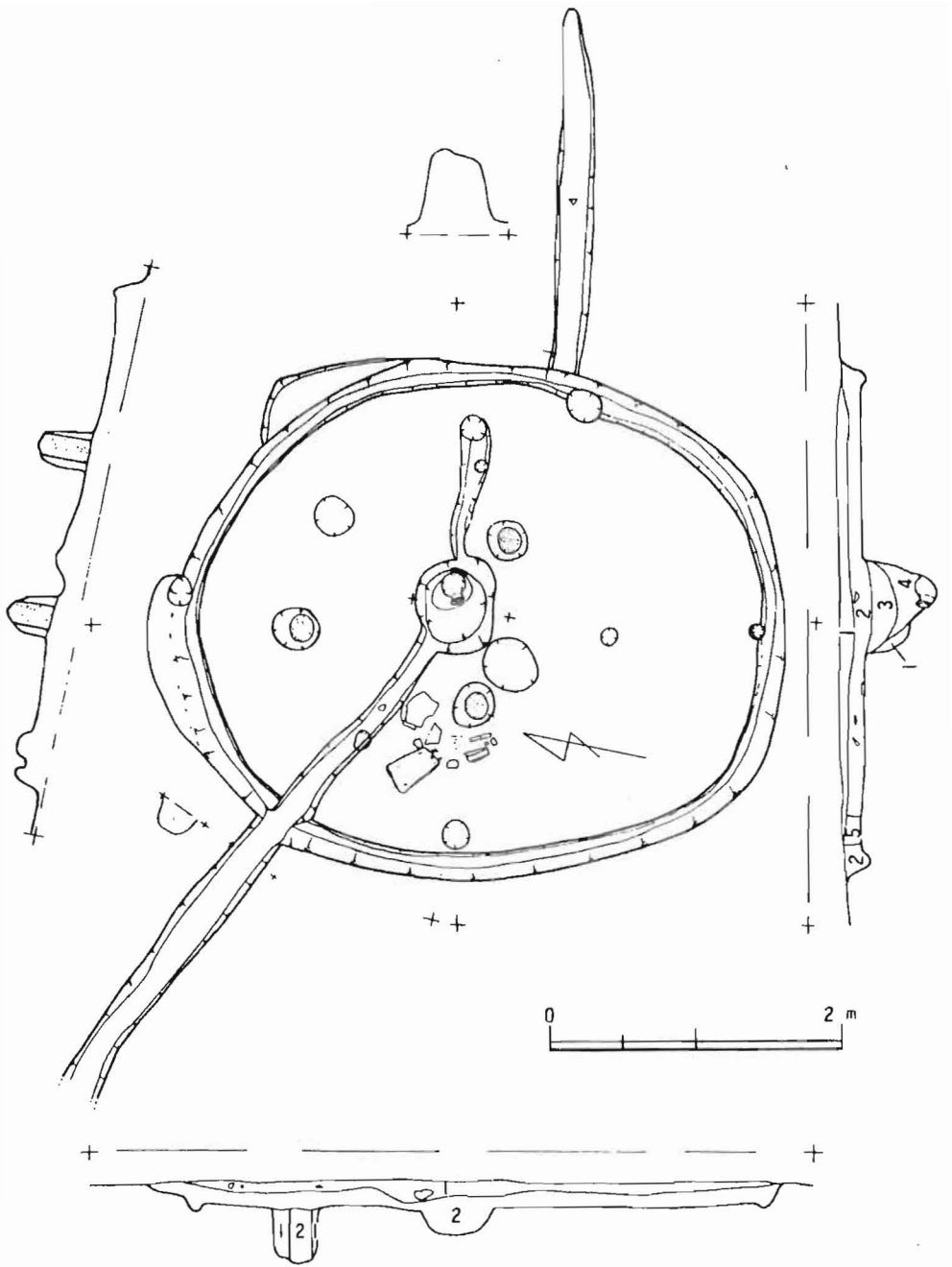
美作町においては、この様な「農業共同体」が梶並川の流れる豊国原や櫛原の平野に形成されていただろう。後期の遺跡として大字北山の鎌倉山遺跡がある。<sup>⑦</sup> これなどは豊国原の平野を生産基盤と



- |    |         |    |        |
|----|---------|----|--------|
| 1  | 高本遺跡    | 32 | 植木遺跡   |
| 2  | 狼谷遺跡    | 33 | 空古墳    |
| 3  | 北山古墳群   | 34 | 戸谷遺跡   |
| 4  | 上相遺跡    | 35 | 塔の畝遺跡  |
| 5  | 小中古墳群   | 36 | 青地遺跡   |
| 6  | 小中遺跡    | 37 | 岩倉古墳群  |
| 7  | 平遺跡     | 38 | 宗金遺跡   |
| 8  | 梶原遺跡    | 39 | 新見庄跡   |
| 9  | 天神原遺跡   | 40 | 横見古墳   |
| 10 | 古押入飯綱神社 | 41 | 追塚古墳群  |
| 11 | 押入西遺跡   | 42 | 新市谷遺跡  |
| 12 | 野介代遺跡   | 43 | 岩屋城跡   |
| 13 | 志戸部調査区  | 44 | 門前中屋遺跡 |
| 14 | 沼古墳群    | 45 | 塚谷古墳群  |
| 15 | 美作国府跡   | 46 | 佐藤遺跡   |
| 16 | 二宮大成遺跡  | 47 | 山根屋遺跡  |
| 17 | 日南遺跡    | 48 | 中林遺跡   |
| 18 | 宮尾遺跡    | 49 | 野田畝遺跡  |
| 19 | 久米麿寺    | 50 | 西江遺跡   |
| 20 | 領家遺跡    | 51 | 三野古墳群  |
| 21 | 下河内遺跡   | 52 | 土井遺跡   |
| 22 | 赤野遺跡    | 53 | 土井城跡   |
| 23 | 穴塚古墳    | 54 | 横田遺跡   |
| 24 | 西原遺跡    | 55 | 荒神畝遺跡  |
| 25 | 下市瀬遺跡   | 56 | 大倉遺跡   |
| 26 | 且原遺跡    | 57 | 忠田山遺跡  |
| 27 | 須内遺跡    | 58 | 御供川遺跡  |
| 28 | 宮の前遺跡   | 59 | 四日市古墳  |
| 29 | 備中平遺跡   | 60 | 清水谷遺跡  |
| 30 | 谷尻遺跡    | 61 | 塚の峯古墳群 |
| 31 | 桃山遺跡    | 62 | 岸本城址   |

図3-1 中国縦貫自動車道(岡山県内) 発掘調査対象遺跡(昭和49年11月現在)

(岡山県教育委員会『岡山県文化財発掘調査報告7』より)



1. 黄黒色土    3. 灰黒色土    5. 暗黒色土  
 2. 黒色土    4. 暗灰色土

図3-2 2号住居址平面・断面実測図

(岡山県教育委員会『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告7』より)

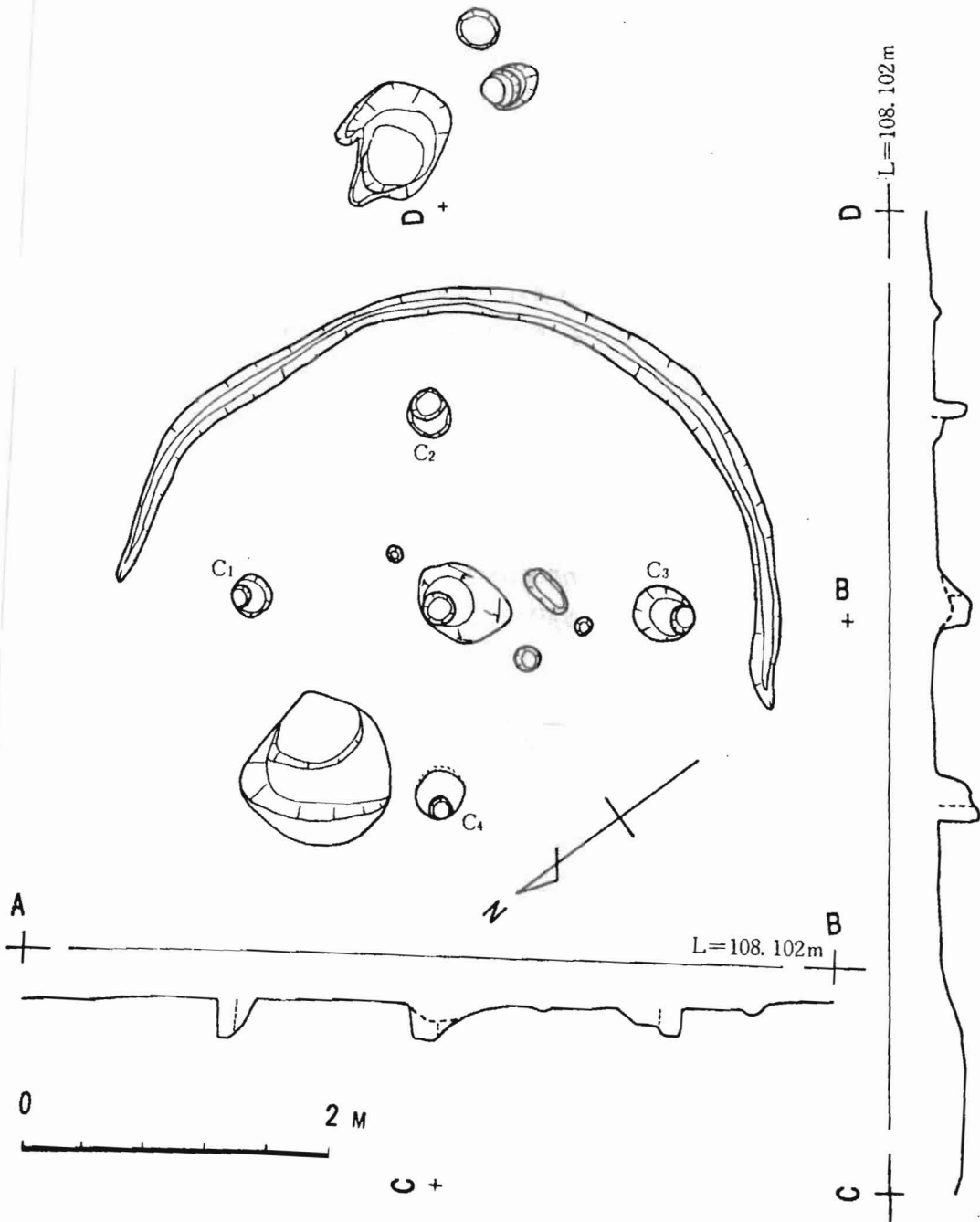


図3-3 2号墳々丘下住居址実測図  
 (岡山県教育委員会『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告4』より)

していただろう。

弥生時代も終りの頃になると水利と土地、鉄原料や塩の獲得をめぐる他の農業共同体との利害対立が発生し、各農業共同体間に優劣の差が生じてくるようになり、有力な集団の権力者は次第に強力な権力者となっていく。その様な権力者は共同体の行事を行う際の指導者であり、農業共同体間の戦闘の際には指揮を行い、祭りの際には、司祭者の役目も果たしたと考えられる。すなわち、「権力者」と共同体への「奉仕者」という二面性を持ち合わせる様になり、耕作技術の向上によって生み出された余剰生産物を自分の下に集め、ついには民衆の上に君臨する「支配者」化していくのである。彼はより広域な統合、劣弱な農業共同体の従属化を進め、弥生時代の終り頃には、「地域的政治集団」を形成した。地域的政治集団とは、山丘によって自然的に区画され、一つの完結した水系としてとらえる事のできる単位地域内を言うのだが、<sup>⑧</sup>美作町は、梶並川の流れる檜原の平野を中心とした自己完結的な地域としてとらえる事ができる（図3-4・表3-1参照）。

### (3) 古墳時代

弥生時代以来、富を蓄積し、民衆の上に君臨した支配者の墓として、4世紀になると「古墳」が築造される様になる。首長の墓として採用されたのは「前方後円(方)墳」であった。それらは、尾根上や山頂の見晴らしの良い所に立地し、自らの生産基盤を見おろす事ができた。ここ美作町においては次の様な前半期<sup>⑦</sup>首長墓がある（表3-2参照）。

表3-1 分布図対照表

番号	遺 跡 名	備 考
1	金焼山古墳群	a ……金焼山古墳
2	散布地	
3	経塚古墳群	a ……上経塚古墳
4	散布地	
5	檜原廃寺跡	
6	古 墳	
7	散布地	a ……檜原大塚
8	狼谷遺跡	
9	古 墳	
10	坂本塚古墳群	
11	古 墳	
12	古 墳	
13	寺山古墳	
14	寺山東北古墳群	
15	檜原上古墳群	
16	古墳群	
17	上向山古墳	

（岡山県教育委員会『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告7』より）

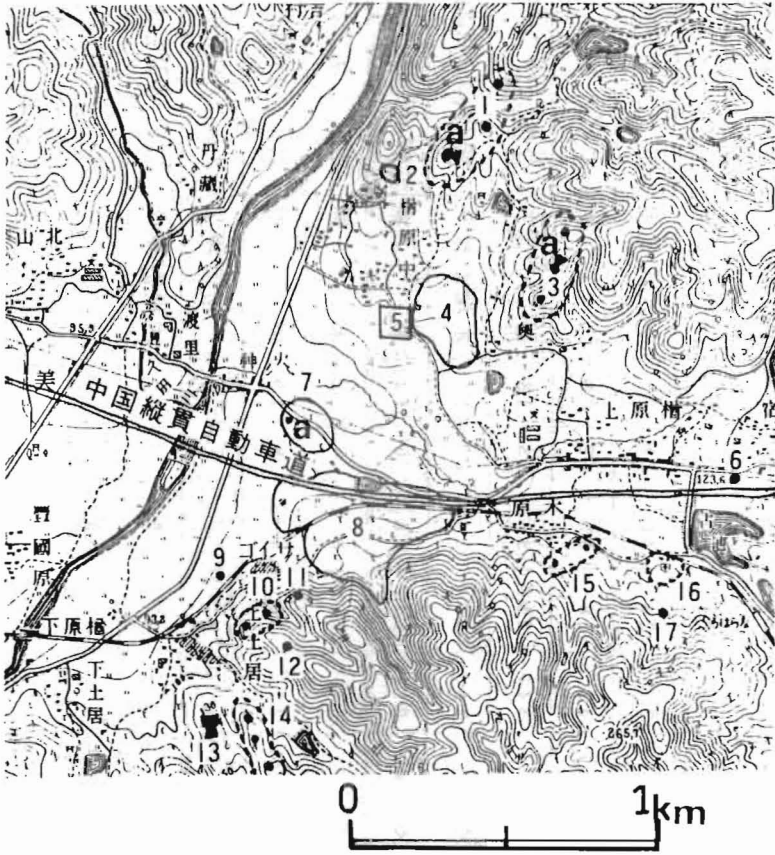


図3-4 狼谷遺跡周辺図

(岡山県教育委員会『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告7』より)

表3-2 美作町内の主要古墳(5~6世紀前半)

墳名	所在地	外形	葺石	植輪	全長	後径	高	前方	巾高	内部主体	遺物
寺山古墳	美作町榑原下713	前方後方墳	○	×	54	35	5.5	17	2.5	堅穴式石室	鏡・勾玉・菅玉・武器・工具・農具・土師器
緑青塚古墳	美作町平福・狐山	前方後円墳	○	×	36	24	4.0	14	2.5	堅穴式石室	不明
上経塚古墳	美作町榑原上・奥	前方後円墳	○	○	43	28	3.5	18	0.5	未	不明
金焼山古墳	美作町榑原中398	前方後円墳	×	○	34.7	21.0	3.6	15	1.8	堅穴式石室2 箱式石棺1	武器・馬具・須惠器・大部分未掘
鍛冶峪古墳	美作町上相・鍛冶峪	前方後円墳	×	○	24	16	3	12	1.5	木棺直葬?	鏡・武器・須惠器他不明
上相中塚	美作町上相・鮎池南	帆立貝式墳	×	○	21	17	3.5	6	1.4	未	不明
上相東塚	〃	帆立貝式墳	×	○	24	18	3	6	1.2	未	不明
木元1号墳	美作町位田・木ノ元	帆立貝式墳	?	㊦	27	20	4	8	1.5	盜	武器・須惠器片他不明
又池1号墳	美作町中山・又ヶ池	方墳	○	?		12	1.5			木棺直葬?	土師器片他不明
池南1号塚	美作町位田・片山	円墳	×	×		12	1.5			木棺直葬?	工具・農具・武器他不明
経塚2号墳	美作町榑原上・奥	方墳	○	○		17	3.5			未	不明
中山1号墳	美作町榑原上・中山	円墳	×	○			3			木棺直葬?	武器・馬具・土師器・須惠器他不明
北山1号墳	美作町北山・稻荷山	円墳	?	㊦		17	3.5			未	不明

(美作町史編纂委員会『美作町史編纂中間報告書』より)

当時、美作町の中心は、梶並川を中心とし東に広がる瀬原地区、西に広がる豊国原の平野部であったと推定される。この瀬原、豊国原平野縁辺丘陵上に5基の前半期首長墓が存在するのである。平均して全長30m程度の前方後円墳のなかに前方後方墳である寺山古墳が54mと傑出した規模を持って存在する事は古墳時代前期における一つの地域権力の在り方を示している。西川宏氏の『吉備の国』によると、美作地方の前半期首長墓は初期において前方後方墳がかなり多いとなっている。その点、寺山古墳もこの伝統を受け継いで「前方後方」という墳形を採用したのかもしれない。そして、この美作町における5世紀の首長墓系列として、緑青塚-寺山古墳-金焼山古墳というつながりを考える事ができ、6世紀になると首長墓の数は減少する(表3-2参照)。6世紀の首長墓としては上相の鍛冶屋谿古墳、上相中塚、東塚、明見の西山1号墳、2号墳らがある。前半期首長墓は主に瀬原平野の生産力を背景として平野を見下す丘陵上に位置したが、6世紀になると5基の首長墓のうち3基は上相地区に存在する。なぜ、この地区に集中しているのだろうか。その背景として「鉄生産」がクローズアップされるのである。上相中塚、東塚から西へ約2.5kmの低丘陵上に上相遺跡があった。<sup>⑧</sup>その発掘調査報告によると古墳時代(6世紀)の住居址が2軒確認され、それぞれ住居内にカマドを構築しており、住居址から鉄滓が出土した。この様に住居址内で製鉄関係の遺物を出土する事実は、なんらかの形で鉄生産に従事していた事を示すものであろう(図3-5参照)。また「鍛冶屋谿」という地名が残っている事<sup>⑨</sup>などからこのあたりで当時、本格的な製鉄が行われていたと考えられるのである。そして、「上相、中尾一帯地域を支配したと考えられる小形前方後円墳群(鍛冶屋谿古墳、上相中塚、上相東塚)はこれらの製鉄集団によって造営されたもの」<sup>⑩</sup>と考える事ができる。

さて、この様な首長墓が築かれる一方、6世紀になると各地の山野に径10m前後の小円墳が爆発的な勢いで築かれる様になる。そして、それらは狭い範囲に密集する場合が多く、一般に「群集墳」と呼ばれ、古墳時代後半期の大きな特徴とされる。美作町も例外ではない。この後半期群集墳は小さな谷水田のみられるところでは、たいてい存在している。海田、安蘇、朽木、山口など町内いたる所で確認されている。この群集墳の内部主体は「横穴式石室」が主である。しかし、なかには、土中に直接箱形木棺をおさめた「木棺直葬」墓もある。そのような例として、北山古墳群<sup>⑪</sup>があげられる。この古墳群は、豊国原を東に望み、北東に延びる標高約100mの低丘陵上に位置する。1号~4号墳より成り、特に最大規模の1号墳(円墳、径19m)からは、直刀、玉類、鉄鏃、刀子、鉄鎌が出土している(築造時期は6世紀前半と推定される。)(図3-6参照)。この他、調査報告のある古墳として、湯郷の池南1号古墳があげられる。<sup>⑫</sup>池南1号墳は、径12m、高さ1.6mの円墳であり、鉄鎌、鉄斧、鉄剣、鉄鏃などが出土しており、被葬者が副葬し得る鉄製農工具を所有していた事を示しているのである。

これら古墳の爆発的な増加現象は何を表わしているのだろうか。それは、古墳の築造が首長層だけではなく、これまで首長の支配下にあった階級の間にもまで広まった事を表わしているのである。その背後には、池南1号墳に副葬されていた様な新しい鉄製農工具や技術による生産力の向上があり、その中で有力な古代家族<sup>⑬</sup>が台頭してきた事が考えられるのである。

美作町において7世紀になると、新たに古墳を築造する事は稀になる。専らこれまでに築かれた石

上相遺跡



図3-5 2号住居址平面図

(岡山県教育委員会『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告3』より)

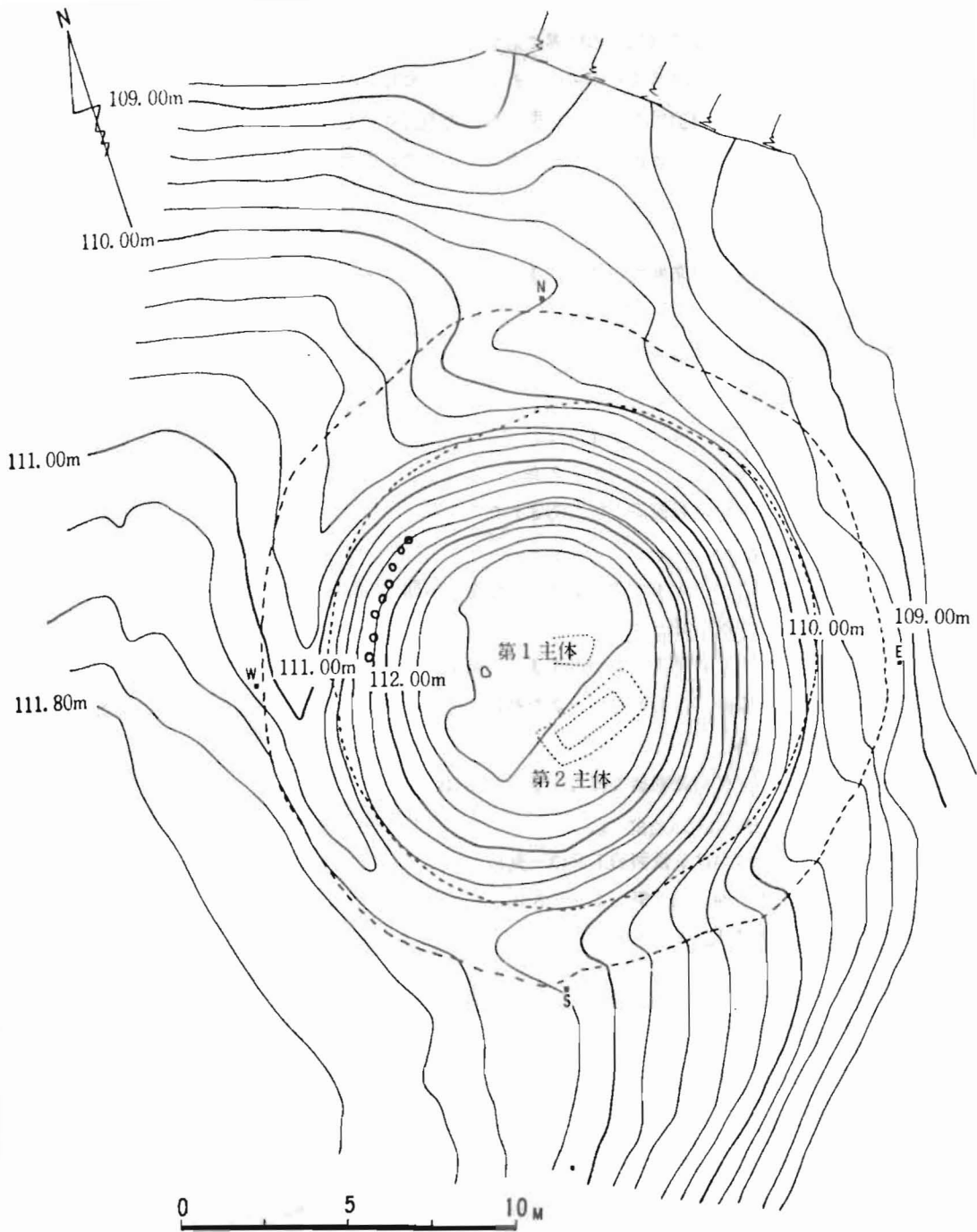


図3-6 1号墳墳丘実測図

(岡山県教育委員会「岡山県埋蔵文化財発掘調査報告4」より)

室内に追葬という形をとるのであるが、7世紀中頃にはそれも一般的には廃絶してしまう。古墳消滅の契機として、仏教思想の普及(死後の世界に対する観念が変化)があげられるが、更に大きな契機として、古代律令国家による収奪強化が挙げられよう。民衆は、国家権力の整備の進行のもと、一人一人が戸籍に登録され、班田農民として、租税、兵役の負担に苦しめられるようになるのである。

一方、首長層は7世紀になると国造制に編成されるなかで、古墳に代って寺院の建立をはじめるのである。

- 注)① 『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告(7)』1975年。ナイフ形石器一片が出土している。
- ② 同上(8)。
- ③ 赤野遺跡 同上(3)。  
西原遺跡 同上(6)。  
宮尾遺跡 同上(4) 1973年。
- ④ 『津山市史』第1巻 1972年。
- ⑤ 『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告(7)』1975年。
- ⑥ 同上(4) 1973年。
- ⑦ 古墳時代のうち3世紀末～5世紀後半までを前半期、横穴式石室墳が一般に普及する6世紀～7世紀までを後半期とする。
- ⑧ 『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告(3)』「上相遺跡」。
- ⑨ 美作町内で鉄生産が行われていた事を推測させる様な地名として前記の鍛冶屋辻や金屎、金焼山などがある。
- ⑩ 『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告(3)』「上相遺跡」より抜粋。
- ⑪ 同上(4)「北山古墳群」。
- ⑫ 今井亮「美作における鉄製農工具の一資料」。  
『古代吉備』第2集 1958年。
- ⑬ 「家父長制世帯共同体」ともいう。

( 瀬 並 毅 )

## 2 律令制下の美作町

### (1) 美作の国のおこり

美作地方は、かつて吉備国と呼ばれた範囲に属していた。大化の改新を経て、7世紀後半には吉備地方は備前・備中・備後に三分割された。この時、美作一帯は備前の国の一部として支配されていたのである。①

そして、和銅6(713)年4月に、備前の国から英多・大庭・久米・勝田・苦田・真島の北部6郡が割かれ美作の国が成立するに至ったのである。分国の直接の理由としては、備前守百濟南典と備前介上毛野堅身らの上申があげられる。このことは平安末から鎌倉初期に編集された『色葉字類抄』(『伊呂波字類抄』)で次のように述べられている。

美作国 實八旧記云和同六年<sup>癸丑</sup>四月依備前守百濟南曲介堅身等解割備前六郡始置美作国云々但風土記以上

毛野堅身便

為国主又或古記云百濟南曲者<sup>(マ)</sup>

百濟南典は、渡来人の系譜をひく者であったと考えられ、分割は南典とその部下堅身によって推進された。が、こうした一国の分割が国司の恣意的上申のみで実現するはずもなく、分割の背後には、統治者の政治的意図が存在していたと考えられる。

分割理由の第一として考えられるのは、『加茂町史』(65頁)によると、分割前の備前国が規模において大きすぎたということである。表3-3より分割前の備前国が当時郷数で5番目、推定人口で2番目に位置していたことがわかる。これは畿内及びその周辺の国では考えられない大きさであるといえよう。従って、中央政府は統治を完全なものにするため把握しやすいように行政区画改変を行ったのである。同時期に丹後国・大隅国新設等の大々的改変が全国的な動きとして見られ(表3-4)美作分国もこうした中央政府の行政区画施策の一貫として現れたと解することができるだろう。<sup>③</sup>

もう一つの理由としては、在地豪族の勢力抑圧を企図したということがあげられる。当時吉備地方では、吉備氏一族が強大な勢力を誇っており出雲と並んで大和朝廷に対立する一大強国であった。5世紀後半以降その勢力を背景に中央政府に対してしばしば反乱を企てたため、政府は当地方における在地勢力鎮圧を早急な課題と定めざるを得なかった。こうした事情の下に美作分国が実施される。平野邦雄氏は、分国理由を「朝廷が吉備中部・西部に根をはっていた豪族連合、つまり吉備氏を制圧<sup>(4)</sup>するためであると指摘され、美作国は朝廷統治の足がかりであったといわれている。美作分国は、行政区改変という全国的動きとともに、以上のような特殊事情から成立したのである。

こうして分国の同年上毛野堅身が初代美作国司に任命され(ただし翌年には津守連通が美作守に任じられている<sup>⑤</sup>)いよいよ本格的律令体制が当地方において行われるのである。国司は、現在の津山市総社幸畑周辺に置かれていたと考えられる<sup>⑥</sup>美作国府において執政を行い、その下に各郡を治める郡司が置かれた。今日の美作町は、10世紀には英多郷の一部、広井郷の一部、檜原郷、林野郷、巨勢郷の一部、監湯郷、香美郷の一部、豊国郷に分かれていた。<sup>⑦</sup>従って、美作町においては英多郡、勝田郡の郡司の統治を直接うけていたわけであるが、その統治の実態については残念ながらほとんどわかっていない。

## (2) 律令政治の展開

7世紀の中頃大化の改新によって成立した中央政府は、すべての土地・人民を天皇のもとに集中する公地公民制を敷き、全国の農民を戸に編成した。そして、戸籍に基づいて口分田を班給し、農民の年齢、性別に応じて租・調・庸・雑徭等を徴発するという統一的な税制を施行したのである。また、その一方で官制機構の充実を図り、中央、地方の豪族層を官人として組織し天皇中心の中央集権体制を急速に整えていった。しかし、これらの制度も当初は未熟で、8世紀初頭の大宝律令制度に至ってようやく完成をみるのである。

こうした政策の一環として、班田収授の法に伴う条理制が敷かれた。これは日本最初の統一的土地

表3-3 国の分割と国の規模

国名	郷数	人口	「和名抄」 の田積	国名	郷数	人口	「和名抄」 の田積
山城	78	99,600	8,961	佐渡	22	19,500	3,960
大和	89	130,300	17,905	丹波	68	87,400	10,666
河内	80	94,200	11,338	丹後	35	49,950	4,756
和泉	24	26,700	4,569	但馬	59	95,600	7,555
摂津	78	112,800	12,525	因幡	50	94,600	7,914
伊賀	18	37,300	4,051	伯耆	48	77,600	8,161
伊勢	94	108,800	18,130	出雲	78	82,100	9,435
尾張	69	55,400	6,820	石見	37	47,550	4,884
参河	69	56,000	6,820	隠岐	12	8,800	585
遠江	96	90,800	13,611	播磨	98	145,650	21,414
駿河	59	75,500	9,063	美作	64	98,450	11,021
甲斐	31	68,700	12,249	備前	51	114,350	13,185
伊豆	21	21,000	2,110	備中	72	89,950	10,227
相模	67	102,000	11,236	備後	65	72,900	9,301
武蔵	119	130,900	35,574	安芸	63	65,600	7,357
安房	32	40,200	4,335	周防	45	58,950	7,834
上総	76	125,800	22,846	長門	40	40,750	4,603
下総	91	120,600	26,432	紀伊	56	55,150	7,198
常陸	153	216,900	40,092	淡路	17	13,600	2,650
近江	93	141,900	33,402	阿波	46	66,950	3,414
美濃	131	115,150	14,823	讃岐	90	106,200	18,647
飛騨	13	13,850	6,615	伊予	72	101,100	13,501
信濃	67	101,750	30,908	土佐	43	60,700	6,451
上野	102	134,600	30,937	筑前	102	89,150	18,500
下野	70	99,850	30,155	筑後	54	74,300	12,800
陸奥	188	186,000	51,440	豊前	43	73,450	13,200
出羽	71	80,300	26,109	豊後	47	84,950	7,500
若狭	21	28,600	3,077	肥前	44	83,400	13,900
越前	55	179,900	25,832	肥後	99	181,750	23,500
加賀	30	53,750	8,205	日向	28	45,750	4,800
能登	26	82,300	17,909	大隅	37	24,750	4,800
越中	42	97,350	14,997	薩摩	35	22,950	4,800
越後	34	97,350	14,997	老岐	11	10,000	620

注) 1. 沢田吾一『奈良朝時代民政経済の数的研究』により作成。

2. 印は団の分割を示す。

(『加茂町史』64頁より転載)

表3-4 大宝元年以降の国の合併分置

西 暦	年 号	記 事
712	和 銅 5	越後を割き出羽を置く。
713	“ 6	丹波を割き丹後を、備前を割き美作を、日向を割き大隅を置く。
716	靈 亀 2	河内を割き和泉監を置く。大和を割き芳野監を置く(?)。
718	養 老 2	越前を割き能登を、上総を割き安房を置く。
721	“ 5	信濃を割き諏訪を置く。
724~725	神 亀 初	石城、石背を廃し陸奥に合併。
731	天 平 3	諏訪を廃し信濃に合併。
740	“ 12	和泉監を河内に、芳野監を大和に合併。
741	“ 13	安房を上総に、能登を越中に合併。
743	“ 15	佐渡を越後に合併。
752	天平勝宝4	佐渡を越後より分割、旧和泉監を和泉として分置。
823	弘 仁 14	越前を割き加賀を分置。
824	天 長 元	多嶺島を廃し大隅に合併。

注) 『久世町史』139頁より転載。

表3-5 和名抄に見られる美作国の郡郷

郡	郷					
英 多 (英田)	英粟讚	多井甘	間 武 広 井 大 原	吉 原 槽 勢 巨 勢	大 野 林 川 野 会	野 野 野 会
勝 田	勝香新鷹	田美野取	飯 岡 吉 野 加 茂 和 気	塩 湯 広 岡 野 野	塩 湯 豊 岡 河 野	月 野 国 邊
苦 東 (苦田)	苦賀	田 和	高 野 賀 茂	綾 部 林 国	美 和 高 倉	和 倉
苦 西 (苦田)	田 能	中 鶏	田 辺 大 野	田 邑 香 美	布 原 (吉)	原
久 米	大賀	井美	倭 文 弓 削	錦 織 久 米	長 岡	岡
大 庭 (真庭)	大 庭	庭 原	美 和 布 勢	河 内	久 世	世
真 島 (真庭)	真粟井	島 原	垂 水 美 甘 高 田	鹿 田 健 部	大 井 月 田	井 田

(『津山市史』第一巻原始古代より転載)



制度で、1辺6町の方形に土地を区分し、縦の列を条、横の列を里と呼び、そうしてできた一区画1町四方の36の坪に分けるというものである。美作町においては、この条里制の遺構が豊国原から北山にかけての平野部に一部残っている。しかし、そのほとんどは近年行われた土地整備の際に消失してしまっている。

表3-6 『延喜式』にみえる美作国の規定

税 目		品 目 及 び 数 量	所 管
租 公 税 雜 稻	正 税	稻 30万束	主 税
	解	〃 30万束	〃
	国分寺料	〃 4万束	〃
	文殊会料	〃 2千束	〃
	修理池溝料	〃 3万束	〃
	道橋料	〃 1千束	〃
	救急料	〃 8万束	〃
	俘囚料	〃 1万束	〃
	施薬院料	〃 1千束	〃
	庸	綿・米・白木韓櫃9合	主 計
調	絹・鉄・白絹10疋・緋帛25疋・緋絲30絢・緑絲5絢・縹絲5絢・良絲5絢・黄絲20絢・椽絲20絢・練絲200絢	主 計	
中男作物	紙・茜・苔・黒葛・搗栗子・胡麻油・櫻椒油	〃	
年料雜菜	41種	典薬寮	
年料別貢雜物	鮓鮎	内膳司	
貢進菓	筆60管・紙麻70斤	民 部	
貢蘇	搗栗7斗・甘葛煎	大 膳	
年料供進	11壺(子、午年のみ)	民 部	
例貢御費	欄子4合	内蔵寮	
	甘葛煎・搗栗子・鮓年魚	宮 内	

注) 『久世町史』139頁より転載。

表3-6は、美作国における当時の貢納品をまとめたものである。ここで気づくことは、郷土の産物を徴収した調の項目に、鉄・鉄が入っていることである。古来より吉備地方は「真金吹く」と形容されるように鉄の生産地として有名であった。これは当時の資料からも裏付けされる。『日本書紀』によれば「美作の国英多の郡の部内に、官の鉄を取る山」すなわち官営の鉄山があり、国司が役夫10人を召しあげて鉄を堀り取らせたと記している。<sup>⑧</sup> また、『続日本紀』の神龜5(728)年4月の条に

美作国言す、部内の大庭・真島二郡、一年の内輸す所の庸米八百六十石なり、山川遼遠にして、運輸大に難み、人馬並に疲れて損費極多し、望み請ふ、米を輸す所の重きを、綿・鉄の軽きに換む<sup>⑨</sup> という記事が見られ、この陳情は中央政府の許しを得ることになる。これから、調に加えて庸までも

鉄で納められたことが窺い知られ、その背景に現地の鉄生産が著しく盛んになった事実が認められる。

美作町においても鉄生産の名残りである鉄滓が数多く散布しており、当地で鉄生産が行われていたことが推察できる。もちろん、そのすべてが当時に遡るものではないが、榎原の寺山古墳の副葬品に鉄製農具が見られることや<sup>⑩</sup>位田池南1号墳より鉄鎌・鉄剣類が出土したことから6世紀ごろから鉄生産がすでに盛んであったと考えられるのである。当町内には、金焼山・鍛冶峠・金屎といった鉄生産に縁のある地名が多いが、これもその裏付の一つとなるだろう。

律令制下の民衆は、新しい制度に従って班田農民として支配され、表3-6に見られるような多大な納税に終始悩まされ続ける。律令制の財政基盤が農業にある以上、その政治機構の存続のため勢い農民負担は苛烈にならざるを得ないのである。こうした納税負担に追い討ちをかけるように幾度も飢饉が襲い、ますます農民は食うや食わずの生活を余儀なくされたのである。美作においても飢饉はかなり深刻であったようで、天平19(747年)の美作国の飢饉に対して賑恤がなされたことを最初に以後十数度の賑給を中央政府が施さざるを得なかったことがわかる。<sup>⑪</sup>天禄元(970)年の記事<sup>⑫</sup>を最後に飢饉と賑給の記事は姿を消すが、これは飢饉がなくなったからではなく、逆に恒常化していたことを表している。

表3-7 古代美作国の災害と賑給記事

年	代	記 事 (美作略史)	出 典
養老 6.	8.14 (722)	免=京畿七道今年田租一, 今夏雨ナク, 苗稼瘠ラガルヲ以テナリ	続日本紀, 大日本史
天平 19.	2.22 (747)	饑, 賑恤	続日本紀, 大日本史
天平字	8. 4. 4 (764)	饑, 賑給	続日本紀, 大日本史
天平神護	1. 2. 4 (765)	饑, 賑恤	続日本紀, 大日本史
延暦 8.	7.25 (789)	饑, 賑給	続日本紀, 大日本史
〃	9. 3.15 (790)	饑, 賑給	続日本紀, 大日本史
〃	9. 4.29 (〃)	饑, 賑給	続日本紀, 大日本史
〃 18.	6. 5 (799)	免=去年田租一, 美作・備前等, 凶歉ヲ以テナリ	大日本史, 日本逸史
〃 21.	8. 3 (802)	免=負税一, 美作・播磨・備中等, 損田ノ農民負税アリ, 之ヲ免サル	日本後紀, 類聚国史 日本逸史
弘仁 1.	1.28 (810)	饑, 遣レ使, 賜=賑給一	日本後紀, 日本紀略 日本逸史
〃	1. 6.20 (〃)	饑, 遣レ使, 賜=賑給一	日本後紀, 大日本史 日本逸史
〃	1.1 1.28 (〃)	免=田租一, 大嘗会ニ物ヲ献スルヲ以テナリ	日本後紀, 類聚国史 日本逸史
承和 4.	3.10 (837)	饑, 賜=賑給一	続日本後紀, 大日本史
斉衡 3.1	2.28 (856)	献=白鹿一, 当年ノ徭役, 二十日ヲ復シ, 瑞祥出ル所苦田郡ノ調ヲ免ズ	文徳実録, 大日本史
貞観 8閏	3.14 (866)	饑疫, 賜=賑恤一	三代実録, 大日本史
〃	9. 7.22 (867)	復=大庭真島二郡課役二年一, 二郡地瘠セ民窮スルヲ以テナリ	三代実録, 大日本史

注) 『加茂町史』本編135頁より転載。

表3-1-8 美作における古瓦出土地

番号	地	名	種類・名称	遺		構		遺		年	代	遺物の所在
				礎石	心礎	その他	平瓦	丸瓦	その他			
1	津山市国分寺		美作国分寺址	○				○		奈良～平安	河辺公民館, 小川十万太, 福渡高校, 津山高枝山下校舎, 郷土館, 玉井伊三郎	
2	"	古池・人神	美作国分尼寺址	○				○		奈良末	福渡高校	
3	"	"						○		奈良	渡辺健治	
4	"	福田・尼屋敷の西						○		奈良	吉備考古館	
5	"	総社・幸畑						○		奈良	樋月壮介	
6	"	高尾・やくし谷						○		平安	吉備考古館	
7	"	佐良山・びくに屋敷						○		平安後	吉備考古館	
8	"	高野本郷・西						○		奈良	吉備考古館, 永山卯三郎	
9	久米郡久米町宮尾・唐臼		宮尾 麿 寺		○			○		奈良～平安		
10	"	久米南町弓削	弓削 麿 寺		○			○		奈良	吉備考古館	
11	"	" 北庄・山手						○		平安	飯岡小学校	
12	"	柵原町・飯岡小学校						○		奈良	福本中学校	
13	英田郡英田町・福本							○		奈良		
14	"	作東町藤生・藤原塔	藤生 麿 寺		○			○		奈良	沖田年雄, 椎口松玲	
15	"	" 土居・御茶の元						○		奈良	岡坂源一, 椎口松玲	
16	"	竹田						○		奈良	湯郷高校	
17	"	美作町櫛原中・寺地	櫛原 麿 寺					○		奈良	吉備考古館	
18	"	" 湯郷・池の奥						○		白鳳	横山捷彦	
19	"	" 豊国原・間山						○		平安後	板谷重郎治, 玉井伊三郎	
20	"	大原町今岡・塔元	伝長代寺址					○		奈良		
21	真庭郡久世町三崎・五反		五反 麿 寺					○		白鳳～奈良		

注) 西川宏編「吉備地方古瓦発見地名表」(『古代吉備』第2集1958)より。



律令政治が展開していったのと時期を同じくして7世紀後半以降国内に仏教が急速に広まり全国各地で官寺の建立が盛んに行われた。奈良時代における仏教は、鎮護国家をその旨とし、仏の法力によって国を治めていこうという国家仏教であり、寺院建立は国家事業の根幹をなすものとして推進されたのである。しかし、その絢爛な仏教建築は、すべて農民の労働によるものであることに注目しなければならない。美作を例にとれば『造東大寺司牒』に東大寺造営のために美作国から引材役夫を徴したという記事が見られる。<sup>14</sup>このように、農民は寺院造営にあたって何らかの形で労働力の供出を要求されたのである。寺院濫造は、農民をますます窮乏させていったのである。

こうした仏教の隆盛の中で、豪族の中には自ら私寺を建立する者が現われた。美作町内にもこうした寺院址がいくつか残っている。その代表的なものが、榎原中にある榎原廃寺址（城南寺址）である。吉井川の支流梶並川の左岸丘陵上に位置する当寺址は、発掘により二つの建物の基壇と大溝を検出し、同時に同区域から瓦窯址をも検出した。これによって当地に白鳳から平安末期にかけてかなり大きい寺が存在していたことが明らかになった。ここからは、白鳳期から奈良前期と考えられる複葉七弁蓮華文の軒丸瓦をはじめとして、軒平瓦、面戸瓦等が数点出土している。<sup>15</sup>

この他には、間山廃寺址がある。ここからは平安期のもと思われる瓦が検出される。この寺を後年移築したのが今日の林野安養寺であるといわれている。<sup>16</sup>また、湯郷池の内からも奈良上期末頃の複葉六弁の軒丸瓦が出土しており、<sup>17</sup>ここにも寺院及び瓦窯があったものと思われる。

このような寺院址及び古瓦出土地は、美作のみで20ヶ所以上を上り、<sup>18</sup>そのほとんどは私寺関係であると考えられる。国家仏教たる奈良期にあって、この私寺濫造はいかなる理由によるものであろうか。一つの理由として、地方豪族の新しい文化・宗教へのあこがれ、あるいは中央への追従の結果として私寺濫造が行われ、それによって自己の権威づけを図ったことが考えられる。これは確かに一つの要因ではあるが、そのみで伝統のない大工事を行ったのだろうか。造寺には膨大な労働力を必要としたのである。私寺建立には、もっと重大かつ直接的要因があったのではあるまいか。

律令制の根本精神は、「公地公民」である土地・人民の私的支配を廃し、従来の豪族層を抑え、天皇中心の中央集権体制を企図したことは前に述べた通りである。この律令制整備期に私寺造立が急増する。これは、寺社の有した権益に豪族層が注目したからに他ならない。つまり、当時の寺社は位田、職田、寺田といった形で土地、人民の所有を認められており、公地公民制下における例外的存在だったわけである。従って、支配機構の末端に組み入れられつつあった豪族は、従来自分達の支配にあった経済基盤が公収されるのを避けるために、土地、人民所有の認められている寺にふりかえるという方法を用いたものと思われる。<sup>19</sup>私寺建立は、自分の財産を新体制下で従来通り保つ方策であったのである。

寺院建築の造営が盛んになるのに伴い、建築用瓦の需要が高まって各地で窯業が発達した。特に美作の地は、陶棺・埴輪の出土数を見ても古来から秀れた窯業技術を持っていたものと推測される。美作町興大谷八子谷の窯跡からは、平安時代の須恵器とともに寺院の軒丸瓦・平瓦が出土している。ここで出土した丸瓦は美作国分寺出土のものに酷似しており、あるいはその一部はここで焼かれたのかもしれない。また、同中山塚ヶ丸の西で平安期の窯跡が発見されており、ここからは杯・鉢・壺型土器

が検出されている。<sup>20</sup>

### (3) 律令制の動揺

律令制度下において農民は、苛酷な納税、労役義務を負わされ段々と窮乏していった。こうした過重な負担から逃れるため、偽籍を行う者や本籍地を離れて浮浪、逃亡する者が続出した。その一方で、農村荒廃、律令政治の動揺の間隙をぬって地方の有力豪族が台頭してくるのである。彼らは天平15(743)年に発布された「墾田永世私財法」に拠って土地を開墾し、その特権をもって徐々に力をつけていったのである。

このような地方豪族のうち、美作町に縁を持つ者としては財田氏があげられるだろう。この頃の具体的例証として『文徳天皇実録』に次のような記事が載っている。

嘉祥三年美作国介從五位下藤原朝臣貞道等奏称所管英多郡大領財田祖麻呂於部下川会郷英多河石上獲白亀一枚<sup>21</sup>

これによると、嘉祥3(850)年に美作国司藤原貞道によって朝廷に白亀が献上された。それによれば、この白亀は英多郡川会郷英多河で郡の大領財田祖麻呂がとらえたものであるという。朝廷では白亀を瑞祥として珍重し、そのために英多郡はその年の庸を免除され、また功のあった財田祖麻呂は從八位上から從六位上に叙せられている。

また、それより先神護景雲2(768)年には

乙丑授美作国外正八位上財田直常人外從五位下以貢獻也<sup>22</sup>

とあり、財田常人に叙位が行われたことを示している。これらの事例から財田氏という豪族が美作国、特に英多郡に大領として君臨し、かなりの勢力を誇っていたことが伺い知れるであろう。

財田氏の系譜を紐解いてみると、その祖はあの大吉備津彦命へと行き当たる。それから13代の孫伊加志が、田中から勾玉を得て天皇に献上したことから、財田真人姓を賜ったという。さらに7代後の財田真人若建玉は、大化2(646)年吉備津の県郡の大領となり、命を蒙って阿賀多の生木原清水丘に移ったのである。阿賀多とは、英多郡のことである。これ以後、財田氏は世襲的に美作国権介あるいは英多郡大領となり、その上常に天石門別神社の神官をも兼ねて祭政ともに牛耳っていたことがうかがわれる。<sup>23</sup>

自分の祖先を神に結びつけるのは上古からの慣習としても、それ以後の英多郡大領を世襲的に引継いで繁栄していたという叙述は注目に値する。いずれにせよ、英多郡にかなりの勢力を持った吉備氏の流れを汲む一族が存在したことだけは明らかなようである。

では、その郡衙はどこにあったのであろうか。美作町山口神社の社伝によると、和同分国後、この社を大領財田真人が奉祀し、英多郡の郡家をこの郷に置き郡司が郡政を行ったという。これから山口郡衙があったとする説がある。<sup>24</sup>

他に『東作誌』について次のような叙述がある。

『和名抄』に別府の名所見なし広井庄とある、即ち平野別府の古名なり

古券(時代不知)英田六郷進上の伴に「平野別府千瓜一瓶安田国末」と見えたり、別府とは国の外の府なり、国府は一国一所なれば其外の府を云ふ也<sup>25</sup>

これによれば、平野別府を国府以外の官衙、つまり郡衙としてとらえられるような解釈が可能である。では、平野別府の位置ということであるが、これは『荘園志料』中の記載によって知ることができる。

平野別府 今郡中平野下福原二村を、平野別府と云ふ

徴証 笠庭寺旧記日、英田郡平野別府

千瓢安田国末  
一瓶

これより、現在の美作町平福あたりに郡衙が存在していた可能性が強いと思われる。が、どの説をとるにせよ美作町内に郡衙が存在した可能性が非常に強いのである。

美作町櫛原付近地域は、水利を自己完結的に保有し得るといふ地形的条件により優勢集団の首長の指導下に地域全体がまとまりを見せていたと思われる。<sup>27)</sup> これは櫛原付近の多くの首長墓の存在により明らかである。こうした伝統的の地方勢力が、後の財田氏となりこの付近一帯を支配していたと考えられる。

こうした地方豪族の台頭が、農民の浮浪・逃亡の増加とあいまって、律令制の動揺に拍車をかけたことはいうまでもない。律令制の動揺が段々大きくなっていくのと呼応するかのようになり、10世紀半ばすぎから本格的荘園ともいふべき寄進地系荘園が数多く形成されていく。美作町においても平安期から鎌倉初期にかけて、こういった荘園がいくつか成立している。例えば、六勝寺の一つである尊勝寺領として成立した林野保・英田保や六条院領であった田殿がそれであるが、<sup>28)</sup> これらの荘園については中世の項に譲ることにする。

表3-9 美作国関係の瑞兆記事

西暦年	年月日	記事	獲者又は奏上者	出典
731	天平3	木連理		続日本紀, 大日本史
768	神護景雲 2.11.2	白鼠	美作椽正六位上, 恩智神主広人	続日本紀
792	延暦 11.3.21	白雉		日後紀, 類聚国史
802	" 21.正.18	白鹿	獲者ニ稻五百束ヲ賜フ。	大日本史, 日本逸史
803	" 22.正.2	白鹿		日本紀略, 大日本史
814	弘仁 5.7.晦	白雀	獲者ニ稻四百束ヲ賜フ。	日本逸史
850	嘉祥 3.6.11	白亀	獲者 英多郡大領外従八位上財田祖麻呂 奏上 美作介従五位下藤原貞道	日本後紀, 類聚国史
850	" 3.9.14		靈亀を献じたため、英多郡今年庸ヲ免ジ、財田祖麻呂ヲ従六位上ニ叙ス。	大日本史, 日本逸史
856	斉衡 3.12.28	白鹿	徭役二十日ヲ復ス。苦田郡ノ調ヲ免ス。苦田郡司瓊臣全繼ニ正六位ヲ授リ、例ニ準ジテ物ヲ賜フ。	大日本史

注) 『久世町史』175頁より転載。

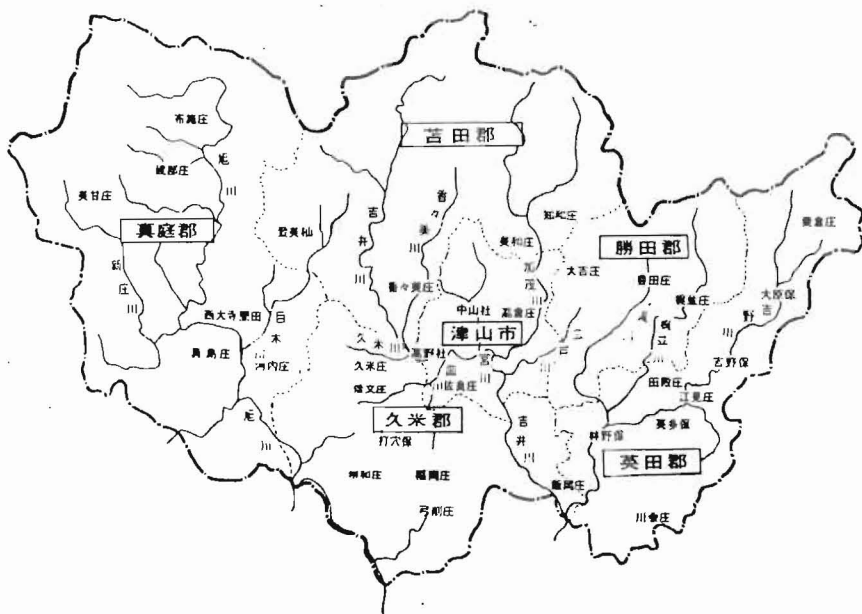


図3-9 美作地方の古代荘園分布図

注) 『津山市史』第一巻原始・古代132頁より転載。

平安期になると、仏教も奈良時代の鎮護国家をうたった国家仏教から個人の幸せを願う天台、真言の二宗が中心となった。美作町では、弘法大師と行基の伝承を持つ真言系統の宗派が強く、真言宗の寺院が多い。<sup>29)</sup> こうした寺院の一つである安養寺には恵心僧都作といわれる十一面観音像が納められており、往時の文化が忍ばれる。

また、この時期末法思想の影響から、各地で経塚が盛んに造られる。これは、写経を経箱や経筒におさめて、鏡・刀子・合子・貨幣等と一緒に地中に埋納するもので、その目的は末法の世まで經典を保存することにあったという。この意味から、まさに弥勒出世を頭に置いた弥勒信仰の所産であるということがいえよう。<sup>30)</sup> 美作町においても、他地域同様経塚が数多く見られる。その中でも間山出土の瓦経が有名である。また、鳥取県倉吉市から「美作勝北高福寺、法界平等利益」という銘文のある延久3(1071)年の瓦経が発見されている。<sup>31)</sup> 「勝北高福寺」というのは、美作町間山を指すものと思われる。

平安中期以降、ますます農民の窮乏はすすみ、地方で台頭してきた豪族層は自らの權益を守るために独自に武装して、新たに武士階級を形成するに至る。平安時代、美作地方に成立した武士団の一つに菅家党があるが、これは菅原道真の血をひく有元満佐を祖とする武士団であったといわれている。こうした草創期の土豪・武士層は中央の貴族の子孫を「貴種」として尊重し、これとの結び付きによって勢力拡充を図る傾向があった。この点は鎌倉幕府創造を行った源家武士団と同じ性格であったといえよう。こうした武士団の戦いといえる源平合戦の中で、貴族は完全に没落し、いよいよ武家の時

代へと移っていくのである。

- 注) ① 『津山市史』第一巻原始・古代73頁。
- ② 『加茂町史』本編65～66頁。
- ③ 同上 63頁～65頁。
- ④ 平野邦雄『和氣清麻呂』。
- ⑤ 美作初代国司には二説ある。一つは『続日本紀』の和銅7(714)年の記事に  
従五位下津守連通、為美作守  
とあることから津守連通を初代とする説と、上申した上毛野堅身がそのまま国司となったという説  
である。これは『色葉字類抄』の解釈の違いからくるものであるが、筆者は分国後国司空白期間が  
あったとする前者に不自然さを感じるゆえ後者の判断をとった。
- ⑥ 岡山県教育委員会『中国縦貫自動車道建設に伴う発掘調査』3から従来より美作国府址といわれ  
ていた総社地区から柱穴状遺構が発見され、瓦、木簡等が数多く出土していることがわかる。
- ⑦ 『美作町史中間報告』23頁。
- ⑧ 『国史大系 日本靈異記』。  
同じ記事が『今昔物語』中にも見られる。
- ⑨ 『国史大系 続日本紀』。
- ⑩ 『美作町史中間報告』12頁。
- ⑪ 今井堯「美作における鉄製農工具の一資料」(『古代吉備』第2集, 1958年)。
- ⑫ 『国史大系 続日本紀』。
- ⑬ 『津山市史』第一巻原始・古代114頁。
- ⑭ 同112頁。
- ⑮ 岡山県教育委員会・岡山県文化財保護協会『櫛原廃寺跡緊急発掘調査概報』1976年,  
9～18頁。
- ⑯ 椎口松鈴『英田郡史考』20頁。
- ⑰ 湯郷高等学校郷土史研究会「湯郷池の内から布目瓦がでた」(『私たちの考古学』1, 1954年)。
- ⑱ 西川宏編「吉備地方古瓦発見地名表(備前・美作)」(『古代吉備』第2集, 1958)によると  
美作では21ヶ所を指摘している。
- ⑲ 近藤義郎・上田正昭編『古代の日本』4中国・四国。
- ⑳ 『津山市史』第一巻原始・古代155頁。
- ㉑ 『国史大系 日本文徳天皇実録』。
- ㉒ 『続日本紀』後編。
- ㉓ 「吉備臣財田氏系図」(椎口松鈴『英田郡史考』15～17頁)。
- ㉔ 『英田郡誌』。

- ②5 『東作誌』。
- ②6 「莊園志料」(『加茂町史』本編, 84頁)。
- ②7 『岡山県の歴史』44頁。
- ②8 『津山市史』第一卷原始・古代135~6頁。
- ②9 『英田郡誌』。
- ③0 藏田藏「経塚の諸問題」(『日本考古学大系』4, 150頁)。
- ③1 間壁忠彦・間壁霞子「願文より見た瓦経塚造営の意趣」(『岡山史学』第15号, 1965年)。

(信江 雅人)

## 第4章 中世の美作町

### 1 中世の美作町の概観

#### (1) 国人後藤氏の活躍と三星城合戦

中世の美作町における国人・守護の動向を在地領主として三星城（美作町明見）を本拠に活躍した後藤氏の動きを中心に追っていき。「美作太平記」によると後藤氏は藤原家の始祖大織冠藤原鎌足の血をひき、藤原四家の一人北家房前の子孫である。<sup>①</sup>後藤氏がこの地に勢力を伸長するきっかけは、観応2年（1351）後藤日向守康基が、時の室町幕府將軍足利尊氏より美作国勝田郡の内南分の地頭職を賜ったことに始まる。<sup>②</sup>この地頭職獲得の理由を示す史料は現存しないが、当時の社会的動向から推察してみるに、元弘3年（1333）鎌倉幕府の滅亡、つづく建武の新政、延元元年（1336）室町幕府の開幕、そして南北朝の争乱といった動乱期に後藤氏が何らかの役割を果たし、その恩賞として地頭職を獲得したのであろう。ここで考慮しなければならないのが鎌倉時代における後藤氏の位置づけである。前掲の「美作太平記」の記述中に地頭職を獲得した康基より8代前の後藤基綱は北条家に仕え、6人の評定衆の一人として、武家時代を通じて武家法の範とされた御成敗目目の編纂にあたったとある。つまり後藤氏は鎌倉時代から有力御家人の一族として中央政界で活躍し、評定衆の一人に任じられるほど時の権力者の信任を得ていたのである。このように有力御家人として勢力の伸長を図り、鎌倉幕府滅亡から建武の新政そして南北朝の争乱へと続く約100年の間に何らかの役割を果たすだけの下地を築いていたと考えられる。

ところで、後藤氏が獲得した地頭職は本来中世地頭としての職務と、それに付随した諸権利を指すものであり、その内容は荘園・公領の下地の下級管理権・租税徴収権・検断権ならびに加徴米取得権を指すものであった。しかし鎌倉時代後半から南北朝の動乱を通じて職は本来の職務概念にとどまらないで、私的な世襲される権利としての性格を強く帯び始め財産視されていたのである。<sup>③</sup>

この職の性格の変化に伴い、地頭職を得た地頭の荘園侵略が始まる。この事例として英多保で起こった尊勝寺訴訟事件〔興国6年・康永4年（1345）〕をあげることができるが、詳細は「(2)、美作町の荘園②英多保」に譲る。特に鎌倉時代後期以降全国的に地頭による荘園侵略、私領化が進み、この事件のような地頭による年貢対捍とそれに対する荘園領主側の訴訟が頻発する。

後藤氏も地頭職を獲得するや他の在地領主同様、荘園の私領化を進め、土着勢力として有力化し三星城を拠点にこの地を代表する在地領主に成長する。この勢力伸長を規定づけるものとして14世紀以降の農村の動きの活発化ということが指摘されるが、農業経営の安定化・集約化による土地生産力の向上、荘園領主に対する様々の闘争の展開により農村内部に剰余部分保留の条件が生み出され、しだいに農民の土地所有が荘園領主権力によって制約される関係を急速に弱めていく。それにつれて小領主階級、あるいは更にその上の国人領主たちが集団的に結合し、自己の権力を独自に強化しはじめるという社会現象が生まれてくる。<sup>④</sup>つまり在地領主の勢力伸長は農民・地頭の荘園領主に対する闘争による荘園領主権力の在地支配の弱体化に乗じて生まれてきたものである。こうした社会的動向は美作の各地で窺われ、後藤氏も権力の分散・下降化を積極的に取りこみ、次第に町域に勢力を伸長し

ていった。

15世紀後半期以降、美作をめぐる山名氏と赤松氏の勢力争いが展開するが、後藤氏は両勢力の盛衰に伴いしばしば主君を替え、その庇護を受けながら勢力の保持伸長に努めている。明和7年(1498)には、赤松氏の被官として後藤勝国は西々條郡二宮村にあった山城、美和山城を兵120名を率いて攻めたが、逆に城主立石景泰の反撃に合い、笠松山(西北條郡小田中村)で田原四郎の弓矢に射たれ戦死した。ついで文亀2年(1502)勝国の子勝政は、金室城(勝南郡行信村)の城主浦上行重と謀り、兵300余で小田中村に布陣、攻撃し、遂に美和山城を落城させた。この後赤松氏の臣浦上氏が下剋上により備前・美作に勢力伸長し始めると、後藤氏はこの浦上氏になびくが、浦上家の内紛に際しては浦上村宗に属し、美和山城攻防では行動を共にした浦上行重を金室城に攻め滅ぼしている。このように美作国中争乱が絶えなかった時代が続いたのであるが、後藤氏は時の情勢に目を据え、新興の有力な守護大名に被官化することでこの時代を生き抜き、こうした戦乱を通じて町域周辺に着実に勢力を拡張していったのである。こうしてみると、15世紀後半以降は在地の国人等の動きの活発化が引き起した争乱の時代とも言えるが、この時期には在地の土豪勢力が伸長し、遂には守護の領主権そのものまでも左右するほどに成長していたのであり、彼らの在地に根ざした自立的領主化の動き抜きではこの時代を語ることはできない。<sup>⑤</sup>

天文元年(1532)出雲国佐々木氏後裔の尼子氏が尼子経久に至り美作の地に進攻を始め、経久の臣三好安芸守が美作の諸城を陥れた。それにより「国中の郡主・郷主・名主の国人夫々本領安堵して尼子伊豫守義久の旗下と成っていくが、<sup>⑥</sup>三星城主後藤勝基は主君浦上宗景に援軍を乞い、それが叶わないと悟るや「三星の城の後藤のみは、よく防戦して終に尼子に降らす」<sup>⑦</sup>とあるようによく防戦し城を守り抜いている。このことは東作における三星城の勢力基盤がかなり強固なものであったことを物語るものであると評価されている。<sup>⑧</sup>

しかし天文22年(1553)頃には尼子氏の勢力が強大化し、毛利氏と対峙するようになる。これに対して備前の浦上宗景は美作の地を回復せんと尼子勢と戦ったが打破られ、これに従軍した後藤勝基も遂に尼子氏に降った。この時後藤勝基は敵対したにもかかわらず尼子晴久に優遇され、東作一帯を守護する役目を与えられるが、このことは戦国大名の領国拡大の方法が在地勢力を認め、その利益保護と引きかえに味方につけることによったことを示すものである。<sup>⑨</sup>したがって戦国大名と国人との結びつきは弱いものであり、それ故、戦国大名の勢力が衰退すると見抜くや国人の離反は必至であった。後藤勝基の場合もそうで、永禄元年(1558)頃より尼子氏が衰えを見せはじめると、浦上宗景に通じて、尼子氏に反旗をひるがえし、梶並川を隔てた尼子氏の重臣川副久盛の守る倉敷城との攻防が始まる。永禄5年(1562)に始まった三星城と林野城の合戦は決定的な結着が着かず小ぜり合いが続くが、その間に威勢を伸長してきた毛利氏により三星城も攻撃の対象とされるに及んでいる。後藤氏はこの攻撃から三星城を守るが、永禄9年(1566)まで倉敷城との攻防は続き長期戦が展開している。しかしこの年毛利氏により尼子氏が滅亡すると、倉敷城を守る土豪たちは、後藤氏に降り、ここにおいて、後藤氏は東作の有力土豪を従え、有力在地領主として支配権を確立したのである。こうして確立した三星政権の最盛期が元龜・天正初年にかけておとずれる。だがこうして確立した支配権は必ずしも強固なものであったとはいえない。つまり、前述したごとく、自分の麾下と

なった将士に本領安堵を条件に味方に引き入れることによる支配権の確立であり、離反の危険性を多分に含んだものであった。したがって三星政権は東作土豪の連合政権であったと評価できよう。<sup>⑩</sup>こうした後藤勝基を「美作太平記」は「三徳兼備の良将」<sup>⑪</sup>として捉えているが、この勝基の最盛期も長くは続かず、やがて天正7年(1579)には下剋上により浦上宗景を倒した宇喜多氏に攻撃され(三星城合戦)滅亡する。

ではこの時期まで度々主君を替えながら戦国の荒波を乗り越えてきた後藤氏がなぜ戦国期末に至って宇喜多氏を相手に戦い滅びたのか、「美作太平記」は勝基と直家の不和は和気郡天神山城主延原弾正景光の影の策動によるところが大きい点を指摘する。勝基は英田郡真木山長福寺が寺領外の地を掠奪しようとして山外野の郷士と争論が絶えなかったのを見かねて、遂に天正5年(1577)冬真木山長福寺を攻め降伏させた。その際天神山城主延原弾正が英田郡の河井庄へ間者を入れ侵略の計画があることが、渋谷氏の注進によって露見し、真木山を攻めた後藤勢は取って返し延原勢がこもる河井庄上山城を攻略し50余人を討ち滅ぼした。<sup>⑫</sup>この英田郡におけるささいな領土争いが、後藤氏滅亡の大戦乱を惹起していくのである。延原氏はこの敗戦によって勝基に対する怨みをつのらせ、使を真木山の衆徒に発して後藤氏を直家に讒訴するよう進めたが、この時は直家も勝基が自分の娘 智であることを理由に許した。しかし勢いにのった勝基は勢力拡大を図り、久米の花房助兵衛の領地を侵した。また周匝の城主佐々部氏が鷲山の城主保志賀氏と語って延原勢を大敗させた。こうした状況に至って宇喜多直家は勝基訴伐の命を降したのである。こうした状況からも当時の土豪達が互いに領地拡大に鑄を削り争論・合戦が行われたことがわかるが、延原弾正の勢が周匝・鷲山の連合勢に討たれたのも延原氏が「暴挙毎に止みがたく」といわれたほど執拗に領地拡大に努め英田郡内を侵略していったからである。

以上が三星城合戦の直接の原因と考えられているが、こうした戦国大名の手による有力土豪層の討伐はこの時期全国的に行われている。そこで全国的な視野から三星城合戦の原因を考察し、この合戦を歴史の流れの中に位置づけてみたい。

第一の原因として以下のことが考えられる。この戦国末期の大勢として、下剋上により台頭した有力な戦国大名による領国支配強化が、織田信長、豊臣秀吉の中央集権体制確立、すなわち天下統一とあいまって行われ、在地の国人はその戦国大名の被官とならねば生きのびていくことができない時期が到来していたのである。つまりこの時期までは戦国大名の侵入に敵対していた国人も、降伏し味方になることによって、侵入が完了した段階になるとその大名から所領の安堵状が下付され、末端支配の一端を担わせられる。それは戦国大名が、多くの敵に取り囲まれながら領国を一步一步建設していく段階では、こうした在地勢力を自らの庇護に置くことによる領国拡大しか道は残されていなかったからだ。しかし戦国末期になると、領国の拡大にもしだいに限界が訪れ、戦国大名は領国拡大よりも領国内部へ目を向け、領国支配の強化に努めるようになる。この領国内の強固な支配権の確立として、国人達の離反の危険性を抑えるためにその支配権を奪取したり、検地・戸口調査により土地人民の直接支配を行う。このことは在地の土豪にとっては息の根を止められることであったが彼らはその支配に抵抗するか、被官となって再編成されるかのどちらかを選択せねばならない立場に追いやられたのである。三星城主後藤氏もこの立場に追いこまれ、彼自身は直家の智であったが、反旗を翻す運命と

なる。

第二の原因として、後藤勝基の在地土豪としての成長を考えねばならない。つまり三星政権が東作の土豪達の連合政権であり、勝基がその連合政権の長であったが故に、今まで戦国の荒波をくぐり抜けてきたごとく簡単には主君を替え得なかったのである。連合政権の崩壊を防ぎ、東作土豪の利益を守るために後藤氏は長として戦わざるをえなかったのである。

第三の原因として、こうして成長してきた後藤氏が直家に強威を与えたことを考える必要がある。つまり備前・備中を制して美作へ目を向けた場合、直家にとってやはり後藤氏は障害であり、後藤氏の勢力が次第に伸長していくことは、美作における宇喜多氏の支配権の弱体化、ひいては領国全体の支配権の弱体化につながる。文献には見られないが直家の嫡女を勝基と結婚させたのも明らかに征略結婚であろうし、それほど直家は勝基の勢力伸長に脅威をいただいていたのであろう。それは自らがかくして有力大名へと成長していった下剋上の世の中を身を持って体験しているからであり、延原弾正の讒訴があったにせよ勝基の東作における勢力拡大を懸念し、先手を打って勝基討伐の命を下したのである。

一方三星政権内でも重臣の安藤氏、皆木氏は宇喜多氏と勢力争いをしてきた毛利氏の家臣として優遇されており、勝基を長と仰ぐ連合政権内部で既に分裂が生じている。

こうして天正7年(1579)勝基と宇喜多直家が不和のまま三星城合戦が始まる。直家は延原弾正景光を先陣の大將に命じ戦いを宣した。後藤勝基も軍議を開き東作の諸將を召集し戦闘準備を命じる。「美作太平記」「三星軍伝記」によると、難波氏、安東氏、福島氏・赤堀氏を中心に7,000余名もの軍勢が三星城を中心に宇喜多勢をむかえ討つ体制を整えた。4月花房助兵衛・延原弾正率いる宇喜多勢により攻撃が開始されるが、天然の要害に囲まれた三星城は容易に攻略は不可能で、逆に多大の損害を被り多数の軍勢と兵糧を失う。延原弾正は直家に援軍を乞うとともに、策謀により三星勢を困憊させようとした。この陰謀術策の一つとして湯郷の長光寺を利用した三星城内混乱策がめぐらされるが、この経過は「明見三星軍記」に詳しく窺われる。<sup>⑭</sup>それによると延原氏は長光寺の住職秀寛院を利用し、三星方の中心人物であり四天王と呼ばれた山本・安藤・難波・柳沢氏のうち、安東相馬・難波利助・柳沢太郎兵衛の3人に「我勢に順バ5千石宛行」う旨を認めた密書を送り寝返りさせようとした。三星城の雄安藤相馬はこのことで逆臣の悪名を受け非業の死を遂げるが、この雄將の死は三星側の戦力弱体化へつながり、その後難波利介を中心によく戦うが天正7年5月、城主後藤勝基の自害により三星政権は滅亡した。

## (2) 美作町の荘園

古代の律令制社会の原則は、班田制による土地の公的所有と公民としての人民支配に規定づけられる。つまり律令体制とは皇族・貴族・寺社等の支配層が国家を媒介にして、国家の基礎をなす公民から、租・庸・調の形で収取した生産物や労働力の配分を受ける体制であった。しかし10世紀以降、調・庸・雑徭の系統の人頭税はしだいに崩壊してゆき、租税の付加は、土地を媒介して一反当たりいくらかという方法か、家単位に1字別いくらかという方法に切り替えられてくる。<sup>⑭</sup>ここにおいて律令制支配の収取原理が大きく転換するのであるが、このことは8世紀以降の社会で根強く展開された人民の闘争を背景とする。つまり人民は、偽籍・逃亡・浮浪といった国家の労働力収奪を忌避する闘

争を各地で繰りひろげたのであり、このことが全国的な亡弊状況を生む。こうした状況のもとでは律令体制に依存していた支配層は今まで通りの配分を受けることが不可能となり、彼らはそれを補うために国家を媒介にしない土地・人民に直接支配を行い、支配層による私的大土地所有が展開していく。その後人民の鬭争と密接に関連しながら、農村内部に在地領主<sup>⑮</sup>の萌芽的性格をもった中間的階層も次第に生まれてきて、古代専制国家を変質し、解体させていくのである。

こうした状況は地域によって時期の差違はあるが全国的傾向であり、美作国も例外ではなく、荘園制が進展し、各地で権門による大土地所有が行われた。美作国における荘園の初見は佐良荘（現在久米郡）である。『統遍照発揮性靈集補闕抄』によると天長3年（826）、和気氏で世々佐良山を領した僧直體が亡妹のためにこれを山城の神護寺に寄進したとある。また石清水八幡宮に寄進された荘園として、保元3年（1158）に美作国大吉荘（現在勝田郡）、梶並荘（現在勝田郡、『蔭涼軒日録』長享2年（1488）10月17日条に「（前略）石清水社領作州梶並庄補任出。（後略）」とある。）、伊志荘（当時は美作国に属したらしいが、後播州佐用郡のうちとなる。）が『石清水八幡宮文書』に見える。その他美作国には、河内荘（現在真庭郡）、倭文荘・弓削荘（現在久米郡）の荘園が成立する。<sup>⑯</sup>また美作町域内にも荘園の存在が確認され、以下町域内・周辺に存在していたと推定される荘園についてみていきたい。

### ① 林野保

保とは平安末期から中世末期まで存在した地方行政単位であり、郷や荘と同次元の行政区画を示すものである。しかし本来は、寺社本所領の荘園に対して、中央官庁領や国衙領を指す呼称であった。が、後には有力寺社等の私領と化し、単なる名称の違いで内容的には一般の荘園と差はなくなっていく。

ところで林野保は現在の美作町林野付近の荘園と推定されているが、「今郡中大原・友野・北原・猪臥・平田・海内・荒木田・別府・三倉田・倉敷・三海田11ヶ村と言う。」とあり、<sup>⑰</sup>林野以東の吉野川に沿った平野部から南の山間部にかけての地域であると考えられる。林野保は『和名称』にその郷名を残す林野郷の荘園化したものであるが、その初見は『吾妻鏡』文治3年（1187）8月5日条である。

八月（中略）○八日丙子。梶原平三景。原宗四郎行能押領於豪勝尊勝寺寺領之由。有寺家訴之旨。被仰下之間。就被尋兩人。各献陳状。以之可被付職事言々。

平景時謹陳申

尊勝寺御領美作国林野英田保事

右下給候之折紙。謹以令拜見候畢。先度被仰下之刻。子細言上候畢。御年貢以下雜事。任先例令弁勤候也。於代官改補候者。不可及寺家訴。其故者。先例限候御年貢雜事不致懈怠者。

不可為訴敷。只為令停止景時沙汰。如此候敷。子細度々言上畢。仍不能委細陳状。謹陳申。

文治三年 八月五日

平景時

ここに後述する英多保とともに林野保の名が見える。文治3年は源頼朝が全国に守護・地頭を設置した翌々年にあたるが、この年の8月以前にこの地の荘園領主である尊勝寺は梶原景時の暴挙を訴状をもって訴えたのであろう。ここに掲げた陳状はその訴に対して景時が弁駁したものである。

ところで梶原景時は『吾妻鏡』によると建久2年(1191)12月以前に美作国の目代に任命されたらしいが、<sup>⑱</sup>これより以前、文治元年(1185)頃は『玉葉』文治元年10月1日条・11月22日条によると藤原実定が美作国の知行主であったことがわかる。ところが同年12月6日の頼朝書状によって実定は越前国の知行を指定され、かわりに美作国の知行主には藤原実家が指名されるのであるが、頼朝はこの前知行主実定に交渉して、同国の守護梶原景時を目代に起用させたのである。<sup>⑲</sup>これは守護が国司の任務を引請けた典型的事例であるが、武家政権が諸国の国衙の機能を合法的に手に入れ、<sup>⑳</sup>国々の支配の強化をめざしたものと考えられる。こうして目代に任命された景時は代官を派遣して年貢雑事貢進の任にあたらせるのであるが、この代官設置をめぐって景時と尊勝寺との間に争いが起こったのである。

また林野保は『入来院文書』<sup>㉑</sup>にも見える。

(美作) (林力) 国 野保一分地頭江見新 信茂申出家暇、年齢 有餘之上、所勞危急云々、<sup>(云年)</sup> 齒、  
言病射、加検見載起 詞、可致注申也、仍執達如件  
(請力) (範貞)  
元享二年三月九日 左近将監 (花押)  
陸奥守 (維貞) (花押)

安東二郎兵衛入道殿

渋谷平六殿

これは林野保の一分地頭江見新 信茂が老齡と病衰のため出家を願い出たのに対し、元享2年(1322)六波羅探題が、安東二郎兵衛入道と渋谷平六に様態を注進するよう命じたものである。この「一分地頭」という記載からもわかるように、林野保内にはこの当時二人以上の地頭がいたものと考えられる。この頃には既に地頭職は財産視されていて、それが一族の間に分割相続され、多くの地頭職に分裂し、そこに一分地頭職なるものが生じた。

また14世紀の建武の新政が行われた頃の史料にも林野保は見えるが、中央には雑訴決断所が設置され、<sup>㉒</sup>土地の訴訟処理にあっていたが、林野保もその対象となる。建武元年(1334)渋谷寅三は林野保内の平野村を安堵されたのであるが、翌年寅三は、四郎左衛門尉の色田蓋妨を雑訴決断所に訴え裁断を仰ぐ。これに対して決断所は四郎左衛門尉の押領の停止を牒をもって命じたのである。

これ以後林野保は『室町家内書案』の永享3年(1431)の条に、『北野社文書』の文明5年(1473)2月の条に見えるが、文明5年には京都の北野社領となっている。

以上文献を中心に現在の町域の南東部分を占めたと考えられる林野保について見てきたが、保内の様子など詳しいことはわからない。ただ鎌倉時代には尊勝寺領として度々訴訟が起きたこと、また後期には保内の地頭職は江見氏・安藤氏・渋谷氏といった在地の有力者により分割され保有されていたこと等が理解されよう。こうして林野保という名称は中世末まで続いており、天正年間の地方文書にもその名が度々見られる。<sup>㉓</sup>

## ② 英多保

英多保も林野保と同様に『和名抄』にその郷名が見られ、英多郷の荘園化したものと推定される。『東作誌』によれば、「今郡中山外野・山口・原・川北・南海・峠六村を英田保と言ふ。」とあり、

現在の美作町・作東町にまたがる地域であると考えられる。荘園領主は京都の六勝寺の一つ尊勝寺であり、英多保の初見は前述した『吾妻鏡』文治3年8月5日条である。この英多保を考える上で最も重要なのは、南北朝時代の尊勝寺訴訟事件と呼ばれる保の年貢をめぐる地頭安東千代一丸と尊勝寺の争いである。

- 二十七日、<sup>辛巳</sup>直義、尊勝寺法華堂領美作英多保河北雜掌ノ訴を裁シ、同所地頭安東千代一丸ヲシテ、其抑留セル康永元年分ノ年貢ヲ辨済セシム

〔東作誌〕二十九

足利直義下知状 <sup>伊吹重右衛門家茂</sup>  
今改姓名安東敬治

尊勝寺法華堂領美作国英多保河北雜掌良成申年貢事

右地頭安東千代一丸、康永元年分二拾八貫文、對<sup>押</sup>之由依訴申、為門真彈正忠入道寂真奉行、度々雖尋下、無音之刻被渡資連之間、去年五月十八日重加催促乞、如守護人佐々木美作前司秀貞執進代官高泰九月廿日請文者、任被仰下之旨、雖相触千代一丸、散状云々、<sup>起請之(難決)</sup>  
<sup>詞略之</sup>以難論之篇、可預裁許之旨、雜掌所由有其謂、然則於彼年貢者、任員數可弁償之状、下知如件、

康永四年四月二十七日

佐兵衛督源朝臣(花押)

- 直義、尊勝寺法華堂領美作英多保河北雜掌ノ訴ヲ裁シ、同所地頭安東千代一丸ヲシテ、康永二年以來抑留ノ年貢ヲ辨済セシム

〔岩田佐平所藏文書〕 ○越中

尊勝寺法華堂領美作国英多保河北雜掌良成申年貢事

右地頭安東千代一丸分、毎年二拾八貫文、

康永二年以來對捍之由依訴申、仰守護人佐々木美作前司秀貞、今年三月廿六日以後、兩度封下訴状之處、如秀貞執進代官高泰八月十三日請文者、任被仰下之旨、雖加催促不及散状云々、<sup>起請之</sup>  
<sup>詞略之</sup>以難決之篇、可預裁許之由、雜掌所申非無其謂、然則於彼年貢者、任員數可辨済之状、下知如件

貞和元年十二月十七日

(直義)  
左兵衛督源朝臣(花押)<sup>24)</sup>

この下知状によって足利直義は安東千代一丸の年貢対捍を非法として、抑留年貢の弁償を命じている。領家の尊勝寺は六勝寺(平安時代後期に京都市左京区の岡崎公園一帯に法勝寺をはじめとする「勝」という字のついた大寺が皇室によって建立された。この六つの大寺は鎌倉時代になって六勝寺と総称されるようになる)の一寺であった。文献によると康和2年(1100)に造営に着手、同4年(1102)に中心伽藍が落慶供養されている。<sup>25)</sup>ところでこの荘園領主尊勝寺は英多保の管理を雜掌良成にあたらせていたが、保の年貢の請負をしていた地頭安東千代一丸は康永元年(1342)分の年貢28貫文を対捍した。この年貢対捍を良成は室町幕府に訴え裁断を仰いだのである。幕府は奉行人門真彈正忠入道寂真(暦応3年(1340)~良和2年(1346)在職)をして、事の真相を糺明しようとしたが、千代一丸はこれを無視し、ついで美作国守護佐々木秀貞(貞和元年(1345)

～文和元年（1351）在職〕の代官高泰の糺門に対しても返答書を指し出さなかった。そこで引付方を担当していた足利直義は良成の訴を認め、対捍年貢の弁償を千代一丸に命じたのである。一般に、直義が分掌する裁判権を中心とする統治的諸権限は、支配領域内の紛争を調停し、秩序の維持をめざすものであったから、在地領主層の荘園侵略に対する荘園領主側の訴を調停する場合、荘園領主の要求を承認するということが多く、結果として、直義派の施策は在地領主層の期待を裏切るものとなっている。そして直義は在地領主層による寺社本所領の押領に対して厳格な罰法を發布し、観応2年（1351）には、幕命違犯者に対して、所領半分の没収と所帯なきものの遠流を定めている。<sup>26</sup> 尊勝寺訴訟事件はこうした時期に起きたものである。そして尊勝寺雜掌の訴は認められ、在地領主安東千代一丸は敗訴し、年貢の弁償をせまられた。

ところでこの地頭安東千代一丸は比丘ヶ城と呼ばれる山口村の山城を居城としていた。『東作誌』によれば、「山の高さ直立にして二十間許城跡山の畝にて城平松林あり」とあり、この地においてはかなり有力な在地領主であったと推定される。後、後藤氏の有力家臣となる安東相馬は千代一丸の子孫である。

ところで14世紀中葉のこの尊勝寺訴訟事件からは、在地の地頭のあくなき荘園侵略が窺われる。つまりこのころには既にこの地は地頭請所となっているが、その背景には地頭の水損・風損・旱損等を表面上の理由とする年貢抑留が、幕府の厳制にもかかわらず、年を追ってはなほだしくなったことがあげられる。そして現地における地頭の支配権が強化されるにつれて、荘園領主はその度に地頭と紛争を起し、幕府に訴える等のわずらわしさを経験しなければならなかった。<sup>27</sup> そこで荘園領主はこうした紛争から免れるために、地頭と契約して、年々の豊凶の如何にかかわらず、毎年一定額の年貢を地頭に請負わせる方法をとったのである。史料としては残っていないが、こうした過程を経てこの地に安東千代一丸の地頭請所が成立したものであろう。ところがこの訴訟事件のように、地頭は有力な在地領主となり、その武力を恃んで年貢を抑留・対捍し、しかも荘園領主の命に従わなかったので請所の紛争は絶えなかった。地頭に一定年貢の進済をもとめた荘園領主の期待は全く実現せず、地頭は荘園領主との契約を裏ぎったのである。訴訟事件の後和与が成り立っても、それはおそらく一時的なものであったであろう。その後も地頭は荘園侵略を続けることにより勢力を伸長し在地領主として次第に成長していったのである。

ところで英多保に関する室町時代後期の史料に次のようなものがある。

- 鹿苑院領作州英多檜原之事。以前以理不盡之儀。諸奉行意見有之。寺奉行布施下野守不達。自寺家所白雙手打之儀也。雖然為上意上者。不及是悲。英珠藏主知行。然共寺納無之上者。畢竟改易之也。万一自安東右馬助方成懸之由白督。御奉書者卒爾不可被成。可被相尋寺家云々。<sup>28</sup>
- 廿二日（中略）浦上美作守明日下播州留別也。時浦作赴浴。待扇面之。贈以圓相自雲頂常住贈二緘。又自鹿苑院就英田檜原之義。以納所紹禧都寺伸禮。贈以二緘。皆面之。作州所々寺領又代官事。於庄主之下命藤左。自然之義可有扶助之由白之。就中湯郷公文職事。連々預調法。令安堵可為素望之由語之。作云。涯分可致調法云々。<sup>29</sup>

これらの史料によれば、英多保は15世紀後期には、京都の相国寺鹿苑院領となっていたことがわかる。この頃になると、英多保の所務職をめぐって蔭涼軒とこの地の国人安東右馬助との間に種々の

交渉がみられ、浦上氏の介入も行われていた。この頃より後に三星城主として東作一帯に勢力を持つ後藤氏と、在地有力土豪との保をめぐる書状が多く見えるようになる。<sup>30)</sup>

### ③ 檜原保

檜原保も『和名抄』にその郷名が見え、現在の美作町檜原付近に推定されている。林野保が林野を中心とする吉野川に沿った一帯に推定されているのに対して、檜原保は梶並川沿岸にひらけた一帯にあたる。

ところで檜原保は室町時代は英多保とともに京都の鹿苑院領であったらしく英多保の項に示したように『蔭涼軒日録』にしばしば年貢納入に関する記事が見られる。

### ④ 巨勢荘

『東作誌』によれば「郡中下倉敷・海田・尾谷三村を汎称す。」とあり、現在の美作町南部の地域であろう。また『作陽誌』によれば、「續日本紀高野紀曰、天平神護2年丁丑太政官府奏曰、上略又美作守従五位巨勢朝臣浄成等解備勝田郡藍田郡百姓下略云々」という記載からして、「然れば巨勢の荘の名は浄成の所知たるよりの名なるべし、而るに輝雄此境に入って荘郷のことを糺すに、村老云（しんせ）の荘なりと憶ふに巨の字臣の字の立点を關るのみ故に謬て巨勢の荘と心得るなるべし」とある。

### ⑤ 塩湯郷

『和名抄』にその名が見えるが、鎌倉時代以来、この地の地頭に後藤一族が存在していたが、室町時代に入り前節で述べたように後藤下野守義季が推挙、補任されている。永享10年（1438）8月には、後藤氏の惣領良貞が塩湯郷の管理、一族の心構えについて置文を記している。それによると、神社仏閣の造営、営繕を義務づけることによって祭祀権を把握すること、用水、吉野川の水利管理、塩湯郷の温泉管理運営等について支配の規範を定め、在地領主の統制を強化しようとしている。また一族の統制については惣領を中心とする一族の結束や、能力による惣領職の獲得を規定する。<sup>31)</sup>この後、後藤一族はこの地を基盤に勢力を伸長し在地領主として成長していく。

この他町域には、北部に田殿荘が、南部から英田郡にかけては渋谷氏が領した河会郷が、作東町には江見荘が、西部には公文荘が存在していた。

注)① 山陽新報出版部編『吉備文庫』（昭和55年 山陽新聞社発行）巻一・二・四

② 「美作太平記」巻五

③ 永原慶二『中世成り期の社会と思想』（昭和52年 吉川弘文館）12頁

④ 同上 22頁

⑤ 『美作町史編纂中間報告書』（昭和40年 美作町教育委員会以下『中間報告書』と略記する

⑥ 「美作太平記」巻三

⑦ 土肥経平「備前軍記」（『吉備群書集成』巻三 昭和45年 歴史図書社）

⑧、⑨ 『中間報告書』 8頁

- ⑩ 前掲⑤に同じ 13頁
- ⑪ 「美作太平記」 巻五
- ⑫ 「美作太平記」 巻五 「三星軍伝記」 巻一(『吉備群書集成』巻三 昭和45年 歴史  
図書社発行)
- ⑬ 「明見三星軍記」の「三星軍伝記」との史的比較は三節に試みる。
- ⑭ 永原前掲書 8頁
- ⑮ 稻垣泰彦『荘園の世界』(昭和48年東京大学出版会) 38頁。こうした支配層は皇族・貴  
族・寺社であり、これらは当時「権門」と総称された。
- ⑯ 『岡山県の歴史』(昭和37年 日本文教出版株式会社) 114頁
- ⑰ 正木輝雄『東作誌』
- ⑱ 『吾妻鏡』建久2年12月条
- ⑲ 石井進『日本中世国家史の研究』(昭和45年 岩波書店) 第四章「幕府と国衙の個別的関係」  
275頁
- ⑳ 津山市史編纂委員会編『津山市史』第二巻 中世 14頁
- ㉑ 朝河貫一『入来文書』(昭和30年 日本学術振興会) 165頁
- ㉒ 同 上 「岡本家文書」
- ㉓ 矢吹金一郎『美作古簡集註解』(昭和11年 對岳樓書房) 巻之一英田郡
- ㉔ 『大日本史料』 第六編之九
- ㉕ 浪貝毅 文化財レポート「大勝寺の発掘」(『日本歴史』 377号)
- ㉖ 佐藤和彦『南北朝内乱史論』(昭和44年 東京大学出版会) 329頁
- ㉗ 安田元久『地頭及び地頭領主制の研究』(昭和36年 山川出版社発行) 339頁
- ㉘ 『蘇涼軒日録』長享2年9月15日条
- ㉙ 同 上。 長享2年9月22日条
- ㉚ 前掲㉘に同じ。
- ㉛ 前掲㉘に同じ。

(北山 浩二)

## 2 「三星軍記」について

この章においては、現在、英田郡美作町三星山に、城趾として残る三星城についての記録を比較検討し、考察を加えようと思う。中心とする記録は「三星軍記」である。この史料は、今日まで読物としてとらえられてきたものである。この読物として考えられていたものと、その他数多くの史料とを比較することにより、「三星軍記」の性格を考え、同時に他の史料についても考えてみようと思うのである。

参照する史料としては、「山陽美作国古城一卷」「備前軍記」「天神山記」「美作軍伝」そして「三星軍伝記」である。これらはすべて『吉備群書集成』の中に含まれており、また引用も同書による。

まず、この『吉備群書集成』に述べられている解題により、「三星軍記」以外の先にあげた記録についての概容を述べよう。「山陽美作国古城 一卷」は、正保二年、時の領主森美作守長継より、当時の幕吏井上筑後守正治に提出された帳簿の中に記された古城趾についての記録に、その土地の古老から伝えられた伝説を加えまとめたものであるが、その編者は未詳である。しかし、幕府に提出した文書を編集したということを考えれば、比較的これらの資料を得るのにたやすい森氏の家臣か、もしくは古老の話を直接聞くのにたやすい直接民政にあっていた大庄屋などが手がけた物とも考えられる。いずれにしても、編集された年代によれば「享和時、延享元年八月吉祥日新寫」とあり、遅くとも延享以前には既に成立していたようである。

また、この書においての三星城についての記述は、浮田和泉守直家が、小早川隆景、吉川元春の殺害を計ったことから始まり、三星城主後藤勝基の自害に至るまでの様子を述べている。

「備前軍記」は、五巻によって成り、著者は土肥経平である。この書は、嘉吉元年赤松氏の滅亡より、慶長八年池田氏の入城まで、160年の間に起った、備前国においての戦の跡を記したものであるが、それは赤松、山名、浦上、松田、宇喜多の興亡、小早川の治世、それに加え備中、美作、尼子毛利の戦いをも記している。また、この書を編するにおいて利用した文献は、神社仏閣に保存されていた古文書であり、そのため正確な記述のものであることは言うまでもないであろう。

この記録における三星城の記述は、第四巻の周匝城井、作州飯岡鷹巣等落城の事、とならんで、作州三星城攻并落城後藤勝基自害の事、として一章をなしている。ここではこの章を充分考察した上、重要な比較の対象としてあつかってゆきたい。

「天神山記」の内容は、浦上氏の天神山入城から始まり、浮田直家の奸計により天神山の落城までを記したものである。そして著者の藤一雲について述べれば、天神山城主浦上宗景を推称しており、浮田、明石、延原を逆臣として見るところを見ると、浦上氏の遺臣ではないかと考えられ、浦上家記、宇喜多家記、中国太平記、陰徳太平記の記述に比べて婉曲している記述があることも大いに考えられるのではないだろうか。この書物においても、三星城についての記述はあるが、この書においては、天神山城を落とした宇喜多氏が勢いに乗じて攻めたとしてある。このような記述は、前記の著者とするなら、いた仕方ないとも思われる。この書は、「三星軍記」を考えてゆく上で、もう一つの視点から参考にしてゆくつもりである。

最後に、最も重要な史料である「三星軍伝記」について述べよう。この記録は、まさに、その名の通り三星城後藤氏の興亡について書かれている。それには、美作国勝田郡三星城城主後藤氏と、宇喜多氏との戦いから三星城落城の顛末が著されている。また、その中心である後藤氏の滅亡だけでなく、同時期の東作地方の諸城、及び、難波、安東、相馬、植月、原田、有元等の東作の諸豪の興亡をも伝えている。

「三星軍伝記」の著者は、藤原姓某とだけその序文にあり、成立年代は貞享の始めと、されている。また、この書の資料となったものは、「後藤家の臣に官原の姓江見幽齋と示ふ人ありて此軍を委しく日記に残」したものが使われ、それに加えて土地の古老から聞き集めた遺聞によって書かれている。そのため比較的正確なことを伝えていると考えられるのではないだろうか。

この章では、この「三星軍伝記」を最も重要な史料として、先に述べたように「三星伝記」の性格

を明らかにしてゆきたい。

「三星軍記」は、その名の通り三星城においての戦いと、その落城について書きしるしたものである。そひ戦いの発端を、この書の中においては、当時、備前国和気郡にあった天神山城城主浦上宗景の嫡男浦上松之丈を、その家老浮田直家が毒殺し、それを契機として、直家は天神山城を落とし、その勢いに上じて美作の国々へ手をのばしたこととしている。天神山城についての記述は「天神山記」と「備前軍記」にあるが、まず「天神山記」に書かれている事を見てみると、ここでは「三星軍記」と同じ記述がのっている。

直家は、かねてより天神山城を落そうと考えていた。そのために娘を1人浦上與次郎（松之丈）の元へ仕わせていた。この娘に命じて、これを害殺し、また宗景がかつて戦い殺した浦上清宗の息子久松（宗景の甥）の名を仮り天神山城を攻撃した。以上のようなことが「天神山記」書かれている天神山城落城の契機である。

それでは「備前軍記」の方を見てみるとどうであろうか。浦上宗景を浮田直家が攻めたその口実は、やはり浦上久松であった。しかし、ここでは、松之丈の毒殺は述べられてはいない。それでは『三星軍記』とは全く違った記述がされているのだろうかと言えそうでもない。先の「天神山記」においては曖昧にされている浦上宗景の落ちのびていったことを、「天神山記」よりは、はっきりと書いている。しかし、「備前軍記」ほどの確かさは持っていない。「備前軍記」は、前記したように土肥経平の著したもので、かなり正確なものである。「三星軍記」がはたしてどちらに近いものか、その後の記述と、先にあげた史料と比べながら、もう少し先へ進んでみよう。

天神山城が落とされて直家の力が美作国へ伸びて来たことが知れわたると、三星城主後藤基元を始め、鞍掛、鷹巣、飯岡等小城みな連合して、それに対抗しようとしたが、その計事を直家に見破られ、周匝城、飯岡、鷹巣等、次々に直家に落とされていったのである。そして、ついにその矛先は、三星城へと向けられたのだった。

この三星城をめぐる戦いは、浮田軍、三星軍とも苦しい戦いだったらしい。この戦いについて各記録は、それぞれが大きな食い違いもせず、その内容も大同小異といったものである。その中でも、さすがに「三星軍伝記」は詳細に記録している。

しかし、話が進むその中で、最も重要な、三星城落城の大きな原因の一つである「安東相馬の殺害」の内容においては、各々が著しく違ってくるのである。

まず、「三星軍記」からみると、今までの相方の力から見れば五分五分である。三星軍がとうまで戦えるのは、その重臣である安東、柳沢、難波らの働きにあると考えた直家は、その地の長光寺を仲介として、彼らの裏切りを勧めた。その条件として5000石の知行を与えるということも忘れてはいない。そして、その条件を飲んだのが、安東相馬であった。他の二名にもその書状は届いており、安東も彼らには、自分の裏切りを打ち明けた。しかし、彼らは、その書状を城主勝元に差出し、安東の裏切りを主人に知らせたのである。安東と長光寺の処分は、私にまかせてくれという者がでてきた。それは、その話を聞いていた御台所であった。そして「直に安東を召して此間の戦いは、さぞやくたびれ候ハンと手づから菓子玉を玉ハるに相馬取テ相いただきする所を抜打ニ切玉ふ」という処分したのである。そして安東相馬の首は大手門にさらされた。一方、長光寺の僧は、浮田勢へのみせしめと

して、彼らに見える位置においてはりつけにした。以上が『三星軍記』における「安東相馬殺害」の章である。

「備前軍記」ではどうであろうか。ここでも女性が大きな動きをする。安東相馬の裏切りが城中に噂として流れはじめたとき、勝元は、妻に自ら一人が自害して、城を明け渡す覚悟を話した。それを聞いた妻とその侍女は「吾にまかせ給へ」と言い「安東が反応をよく聞極めて、一夕頭分の侍へ料理をふる舞ふべしとて、安東相馬、難波、柳沢并長光寺をも呼て」もてなした。その最中に、侍女が相馬に「奥方より下され候」と菓子相馬に渡した。相馬がそれを、席から退いて受取っていたところを「勝元が妻物かげよりつと出て相馬が首を一刀に打落」したのである。そして翌朝その首を大手門の外に掛けた。これより反乱を考えていたものは、すべて改心し、浮田勢に対しての戦いぶりも勇しいものになったという。しかし「反忠の者のせし事か、あやまりての出火か、本丸より」火手があがり、これを機に浮田勢の反撃が始まるのである。

また、同じ事件でも「天神山記」では、同じく安東相馬が長光寺の申出に反応するのであるが、その後が、「三星軍記」「備前軍記」と全く異ってくる。ここでは、女性は全く関係していない。相馬の裏切りに気づいた難波・柳沢の両人が、城主勝元にこれを伝えた。勝元は大変驚き重臣たちを呼びよせ「斯く譜代の家臣さへ二心有る位なれば、逆も此城持がたし、合戦及ならば多くの家来我が為に討死せん事不便也。某自害致すべし」と彼らに告げたのであった。これに対し、重臣たちは驚き「相馬捨置がたし」と、安東相馬と戦った。この騒ぎに乗じて浮田勢は、本丸に火を掛け三星城方を追いつめてゆくのである。

また、『山陽美作国古城 一卷』では、本丸に火を掛けたのは他ならぬ安東相馬であり彼の裏切りは、一部成功しているのである。ここでは、あまりに少量の史料しかなくその後の安東のことは何一つ触れていないので、ほんの参考として引用してみると、「安東相馬立身の事に受乗り、御味方を申さんと堅く約して、長光寺悦び走帰り、弾正（浮田の家来）に委細を被し語ければ、大軍引率し、三星の城へ押寄せ、火花を散らし戦ける。軍半ばに安東相馬は後所々火をかけ裏きりす。」以上である。

「三星軍記」「備前軍記」「天神山記」「山陽美作国古城 巻一」の四書のうち、先の二書はほぼ同内容のことを伝えていると考えてよいと思われる。「三星軍記」についてはあまり述べていない長光寺の僧の処罰も「備前軍記」と同じものである。これに対して、大幅に内容が違っているのが『天神山記』である。ここにおいてのみ、安東相馬は勝元の家臣に討たれる。

最後に、「三星軍伝記」であるが、実は、この「三星軍伝記」には、先の三書にない別の展開が見出せるのである。

長光寺からの密書が、安東、難波、山下、柳沢等へ渡り、それに対して安東相馬ただ一人が何らかの反応を示したことは、先の物と同じである。それが勝元の耳に入ったのは、御台所附の玉野という侍女からであった。玉野が、安東と長光寺からの使の話を聞いたのである。それを裏付けるかのようになり、山下六左衛門が、自らの所へも届いた密書を勝元に差出したのである。それを知った勝元は「彼等（安東・難波等）両家の者共敵と成は逆も籠城叶ふ間敷、御泪ぐみ既に御覚悟」を決めようとしていた。しかし家臣たちは「唯此は片時も早く安東を討果す計略こそ肝要」とそれを諫めた。そして、例のように御台所の登場というわけである。そして相馬を呼びだし「相馬殿近頃御苦勞」と言葉を

かけ、「局玉野菓子盆を八分目に持出て、相馬が前に置少し跡へ寄る。相馬こは有難と菓子台を取て載く所を、御台所抜打に切給ふ」という討取り方をしたのである。ここまでは、「三星軍記」「備前軍記」の記述とほぼ同じである。しかし、「三星軍伝記」には、この事件の続きが、まだあるのである。今まで謀叛人として扱われていた安東相馬は、実は「此上なき大忠臣」だったというのである。長光寺からの申出を受けたことにしていたのには理由があったというのだ。長光寺からの密書をそこに持ってゆけば、敵将と会見することができる。そこでその者を打てば、というつもりが安東相馬にはあった、と、難波利助が言ったのである。打ち落された相馬の首に代って、その騒ぎの中で殺された他の者の首を大手門に掛け、「安東相馬之助企ニ逆心、之処、世忤郷左衛門親通も難、遁首を討て差出すに依て、如、斯行ふ者也」と、利助自らが書き、城内の者は、安東の忠義を思い、敵方は、ついに岡山への加勢を乞ふこととなったのである。

この「安東相馬殺害」についての記述で、確かと言える点が3つある。第一は、安東は、長光寺の申出を、その内心の真偽はともかくとして、一応は受けたということ。第二に、その安東を討ったのは女性であるということである。この点において、多少の疑問は残るが、四書のうち三書までがそう記述しており、そしてすべてが御台所とその侍女としている統一性をみてもそう考えざるを得ない。

また、女性が男性を討ちとるということをも具体的に考えてみても、心理的に無防備な男性を、城主という心理的にも絶大な味方を持っている女性二人が討ち果すということは、そんなに無理なこととも思われないだろう。だから、いちがいに、女性には男性を殺すことはできないといえるわけにもいかない。かえって女性だからこそできた、ということも考えられるのではないだろうか。第三に、この事件を契機として、戦況が浮田側に優利になってきた、ということがある。

その後の変化は、また後に述べるが、「三星軍記」のその内容について、ここでふり返ってみたいと思う。

この「安東相馬殺害」までを見てきたが、他の「備前軍記」「三星軍伝記」と比べて大きな違いはなく、むしろこの中においては正確な記述が多いといつてよいだろう。「三星軍伝記」のこの章での後半の部分の記述は除かれているが、前半においては、ほぼ同内容といつてよいだろう。

それではなぜ、「三星軍記」「備前軍記」には、「三星軍伝記」のような後半がないのだろうか。これは、あくまで推測の域を出ないものであるが、その編集する時点における史料の違いしか考えられないと思う。「三星軍記」は何を史料としたか解らないが、後の二書には、その点で大きな違いがある。前者と比べ、後者は、直接その戦いに参加、つまり三星城内に居た者の日記をその主な史料と使っている。そのため、三星城内で起り、外部へ出ることのなかった記録出来事までも書くことができたのではないだろうか。この「三星軍伝記」だけに記録された事を、「三星軍記」「備前軍記」には書かれていないところを見ると、この二書は、「三星軍伝記」に、あまり依ってはいないということも考えられないだろうか。それぞれが、「三星軍伝記」以外の所で成立したと考えてはどうだろうか。「備前軍記」は、もちろん、「三星軍記」も、そのように考えてよいのではないかと、思うのである。

「安東相馬殺害」の後、戦況は大きく変わっていった。直家側は、兵力を倍増し三星城外に駐屯し、散々これに悩まされたあげくに、三星城は落城するのである。

「三星軍記」では、「一目見ゆる戦ひは、火花血しをの光」るような激しい戦をくり返し、そして

ついに、「歴第の役人小姓迄皆切腹シテ死なれたる勝元公城に火ヲ掛本丸の後の谷ヨリ中山通り長内村にて御自害」する結末をむかえた。

「備前軍記」によれば、「安東相馬殺害」後、「よく籠城せしが……本丸より焼出て十方に火粉飛ちり」これに乗じて、浮田勢が攻込み「城中今は防戦叶」くなり「城主勝元城の一方を打破り……入田原の山境まで退しが猶原が兵追かけければ……勝元一騎長田村迄退けるが、隠れ坂といふ所にて自害して失にける。」という最期であった。

「天神山記」では、その契機を、先に述べた「安東相馬殺害」により大きなウエイトが置かれている。浮田勢は、この混乱に上じて三星城を攻めたのである。そしてついに本丸に浮田勢は火を掛けることに成功した。その後は、「備前軍記」には同じである。その記述をあげてみると、「勝元今は仕方なく郎等少々召連れ入田中山の方へ退き給ふ。寄手追駈け敵戦ふ。長田村にて自害し給ふ。隠れ坂といふ。」とある。

しかし「三星軍伝記」によれば、それより話は違ってきている。確かに「安東相馬殺害」からの戦況は変わってきたが、もっと重大な事が起ったとしてある。すなわち浮田直家からの書状が届き、それによれば、ついに秀吉と直家は手を結んで、勝元を討つことと決定したのである。これを聞くに及んで勝元は覚悟を決めた。「運つきて討死するは武士の道今更驚くべきにあらず」と諸将に告げ、ついに、「毛利家を頼み、岩尾山舛形両城の内へ開くか、当城にて討死するかの外なし」とまで追いつめられたのであった。そして勝元は、御台所と姫を京都にある毛利の館に逃し、自らはその後、本丸（東丸か？）に火を放ち、城にて自害を遂げようとしたが、それでは「毛利家牛尾へ対し義理悪鋪」として、後藤家代々の仏のある大庵寺へ行き自害しようとしたのである。そして「後藤家重代の城を捨て、西の谷より中山路へ落ち」ていった。その途中「山住の強盗」と戦い、長門村で、追ってきた浮田勢と戦い、大庵寺へたどり着き、そして、勝元は、「諸士へ御遺言あって、御心静に自害遂げさせ給う」という最期を遂げたのである。

やはり、他のどんな記録より「三星軍伝記」は、詳細を語っている。ここで言えることは自ら火を掛けたという記録と、敵の手によるか、もしくは第三者によって火を掛けられたとする二つに分けられることである。ここでは他の者に火を掛けられたとするより、自らが火を放ったとする方を私はとりたい。「三星軍伝記」に、その始終がより詳細に書かれているからである。そして、もう一方の説には、それに対するだけの充分な記述もなくすべて戦いの混乱に乗じてとだけしてあるという点でも、私は「三星軍伝記」の記述をとりたい。そうすると、この点だけを見ると、「三星軍記」の記述も、正しいといえる。自ら火を掛けたとしているのは、「三星軍記」と「三星軍伝記」の二つだからである。

次に、勝元の自害について考えれば、「備前軍記」と「天神山軍記」では、入口まで逃げ、そこで浮田軍と戦い、そして長田村の隠れ坂という所で自害したと書かれている。また、「三星軍記」と「三星軍伝記」の記述はそれとは少し違った書き方をされている。先にも述べたように、自ら城に火を掛けた後、西の谷を通りそして中山を通りそして、長田村で自害したと、述べてある。「三星軍伝記」では、それを長田村、大庵寺としてある。ここでも、私は「三星軍伝記」の記述を、先に述べたのと同じ理由で正しいとしたい。すると、ここでも「三星軍記」の記述も正しいとなる。

以上、「浦上松之丈の毒殺」、「安東相馬の殺害」、「三星城の落城と城主後藤勝元の自害」と追って、四書を比較検討してきたがこれで、「三星軍記」について述べることは多少の不安は覚えるが、次のことがわかってきた。

まず、「浦上松之丈」の件、「安東相馬殺害」の件の二つを考えてみるに、両方とも「備前軍記」「三星軍伝記」に、近い性格があると考えられる。しかし、「三星軍伝記」の後半に述べてあるような、城内の情勢には近づけず、「備前軍記」のところまで、といった感は多分にあるといえよう。また、最後の「三星城落城と勝元の自害」については「備前軍記」よりは、「三星軍伝記」に近いところを述べており、それは、多分に正確な要素が含まれていると考えられる。ここでも、やはり、直家からの書状に触れるほど城内の内部までは入っていないが、その他の記述は、驚くほど、「三星軍伝記」に近いのである。

以上のことから、単なる読み物としてあった、「三星軍記」は、それだけにとどまらず城の内情までには手は及ばなかったとしても、「備前軍記」に勝るとも劣らない物であったといえよう。

(片岡 千佳)

## 第5章 近世の美作町

### 1 慶長検地と初期農村構造

#### (1) 美作における太閤検地

天正7年(1579)5月、宇喜多勢との激戦の末、三星城は城内の裏切りにより落城、領主後藤勝基は長内村で自害して、後藤氏は滅亡した。これによって、これまで宇喜多氏に従わなかった土豪勢力も、遂に宇喜多氏に屈したのであった。やがて天正10年(1582)には、秀家が豊臣秀吉から美作国の国主として認められ、同12年(1584)には、毛利勢も安芸に撤退して、美作地方全体を掌握した。ここに及んで、宇喜多氏は支配体制を確立するために、検地を実施したのである。

近世封建社会は、主として検地によってその制度的基礎が確立したのである。土地調査は、律令制以来さまざまな形でなされてきたが、村ごとに、しかも全国的にほぼ同一基準を以てする土地調査は、江戸時代の検地がはじめてであった。江戸時代の検地の直接の前提をなすものが、世にいう太閤検地である。

太閤検地では、尺・升を統一し、尺については曲尺を用いて、曲尺6尺3寸を以て1間とし、升については京升に統一された。これによって各村の耕地を一筆ごとに測量して、課税対象としての石高を決定し、年貢の徴集を確実にしようとしたばかりではなく、耕地一筆ごとにそれを耕作する百姓(名請人)を確定して、中世来の権利関係が重複していたものを整理し、一地一作人の原則を打ち立てて、領主が直接に農民を掌握・支配しようとしたものであった。また、名請人として検地帳に登録された百姓は、土地の耕作権を承認されるとともに、年貢納入の義務を負い、その土地に縛りつけられて、百姓身分として固定されてしまうことになった。

従って、太閤検地を徹底することは、「在地小領主の国人とか土豪といわれる勢力にとって、その存在すら許されぬ致命的な影響力を持つものであり、土豪勢力の強い美作地方にとっては、大きな意味を持ってくるものである。①」といえる。

さて、美作における太閤検地は、文禄3・4年ごろ、宇喜多領内に行われたと考えられる。②旧『勝田郡誌』③には「文禄3年(1594)豊臣秀吉奉行山口玄蕃をして土地を検量せしむ、其法六尺四方曲尺を以て一步とし三百歩を一反とす(中略)山口玄蕃記録抄出」と記され、現美作町域では、豊国郷と塩湯郷の村々の石高が次のようになっている。

郷名	村名	反	別	石	高
豊国	北山	728反	726歩	728石	787合
	原	471	526	471	586
	妙見	400	028	400	092
	中尾	389	128	389	194
	上相	368	408	368	428
	香山	260	601	260	603

	合計	2,618反627歩	2,618石689合
塩湯	湯郷	535反304歩	535石312合
	中山	839 023	839 075
	位田	443 927	443 994
	長内	546 426	546 487
	岩見田	369 811	369 837
	阿蘇	644 602	644 607
	×青野	165 212	165 241
	×城田	252 707	252 722
	×吉留	392 026	392 086
	合計	4.189反318歩	4.189石361合

(×印は町域外)

この他には、今日美作地方においては、太閤検地を裏付ける検地史料は全く見当たらないが、④宇喜多の家老長船紀伊守貞行が推進役となって、直接秀吉の指図を受けながら、太閤検地の政策の一環として、領国内の備前・美作の検地を実施したようである。⑤この検地が備前美作における唯一の正式検地として、後の朱印高・拝領高を決定しているといわれる。⑥

この検地は「備前・作州・播磨・備中迄領国不残新に検地を入れて、家中の領分を過半取あげ、又寺社領多く止められ」「普代の諸士の拝地をも宜敷分八割替て所替を申付」をして「二十余万石を打出」した。⑦検地後の宇喜多の知行高は72万石余であるから、20余万石の打出しは、実に検地前の約4割に相当するのである。このため、家臣団の抵抗と対立が見られ、宇喜多氏滅亡の遠因となったのであった。⑧

太閤検地は、家臣団の対立を生み出すほど厳しいものであったにもかかわらず、宇喜多領の検地は、家臣ばかりではなく、在地領主を中心とする強硬な反抗にあつて、十分にその意図をとげることができなかつたようである。⑩彼らの強い抵抗で、検地の原則を貫くことが阻まれたということは、「旧来の支配関係が強固に残存していたと考えられ⑪」、また、美作においては、検地に伴って刀狩が行われなかつたために、兵農分離も十分行われていなかったことは明らかである。⑫

こうしたことから、美作地方では、まだまだ土豪の勢力が強く、農村における支配関係は、全体としては大きな変化はなかつたと考えられるのである。⑬

## (2) 慶長検地の実施

慶長5年(1600)関ヶ原の合戦が起り、宇喜多氏は滅亡し、かわつて美作国は、同年の5月より小早川秀秋の領地となつた。秀秋の治世期間は極めて短かつたが、検地は行われたようである。「領分備前美作両国の田地の境界を改定め悉く検地あり。高を打出し寺領社領は改て寄附状を出して、以前より其高減少せし所多し。」⑭との記述があるが、詳細は明らかではない。

慶長7年(1602)秀秋が死に、継嗣がないため小早川家は断絶となり、美作国には信州より慶

長8年(1603)森忠政が封ぜらるるところとなり、同年3月に入部した。美作国18万6,500石の領主として、忠政は封建的支配体制を確立すべく、数々の支配策を進展させていった。津山の鶴山を城地と定めて津山城の築城に着手し、さらに、財政的基礎を確立させるために、検地を行った。美作国においては、先に述べたように、太閤検地も未完成であり、中世的な土豪勢力も強かったので、年貢収納を確実にするためには、検地は最も重要な課題であった。

こうして、忠政入国早々、いわゆる慶長検地の実施をみたのである。まず、検地を実施するにあたって、次のような達し条々が出されている。<sup>15</sup>

#### 条々

- 一、此度村々御田畠之検地取計候に付村々百姓末々迄御違向は勿論差図向等堅く可相守事
  - 一、検地に付詳細取扱向は追而可相違事
  - 一、村々百姓共之内弁へ有之者大村は七名中村五名小村は三名検地懸り可申付に付人当相定め可申出事
  - 一、検地庄屋并村々検地懸り之者日当給米筆紙墨諸入用は御本途より被下渡候事
  - 一、村々検地に付若心得違種々妄説相唱へり者聞及に於ては屹度可処罪科事
- 右之条々村々末々迄心得違無之様相違為相守可申若於相背は越度可申付者也

慶長九甲辰年十二月日

太洞十太兵衛

藤田六兵衛

なお、この史料の「慶長九年十二月日」という年号については、『鏡野の歴史』史料集では、同じく慶長9年になっているが、<sup>16</sup>『美作町史編纂中間報告書』によると、慶長8年になっているし、<sup>17</sup>また、『美作一覽紀』によると、「美作国村々田畑・屋敷之検地は、森家一国一領之御り行ふ、森忠政慶長八卯年春三月本州に入、同年十二月国内村々田畠検地可取計旨、村々へ発布す」<sup>18</sup>ということになっていて、慶長8年に前掲の達しが出されたことになる。また、『森家先代実録』によると、「慶長九甲辰春城普請之御國中検地被仰付奉行伴半兵衛直次・西川三右衛門・伴伊兵衛・津田勘兵衛(中略)等大勢也」<sup>19</sup>とあるので、これによると慶長8年に達しが出されたと思われるのである。また、『美作一国鏡』では、別に「国内村々田畠検地之義は慶長八年卯十二月始て達られ」とある。<sup>20</sup>以上のことと、現存する検地帳の奥書からすると、慶長9年の8月から11月頃までの間に実施をみたようなので、<sup>21</sup>慶長8年の12月に達しが出されたという説が有力のようである。この年、準備も十分に整わないまま150石取以上の土を兩人ずつ組にして在中に繰り出させ、国内検地の運びとなった。<sup>22</sup> 検地の行われた8月から11月の時期は丁度収穫期にあたり、農民の難儀は推測に難くないが、短期間にしかもこのような時期を選んで強硬な検地を行ったことは、検地を大そう粗雑なものにさせてしまった。<sup>23</sup> 当時の史料によると、「立毛(まだ稲が生えている)の上に而御改」になったもので<sup>24</sup>「当時村々百姓算勘筆記之者殆んど稀にして」<sup>25</sup> というように、役人の技術的拙劣さと相まって「筆違も有之、段々間違有之」と伝えられている。<sup>26</sup>

この慶長検地は、検地条目が伝わらないが、6尺5寸の間竿を用い、<sup>27</sup> 村を上中下の3段階に評定し、

田は上中下の3等級、畑は上中下々々の4等級に分け、それぞれの石盛基準によって免(租率)付をなした。次の石盛表がその基準である。<sup>28)</sup> また、享保19年(1734)の「美作国英田郡沢村差出明細帳」<sup>29)</sup>によっても田畑の石盛は明らかである。

ここに示された石盛(1反の収穫量)が、当時の土地の生産力は現在の3分の1以下と言われていることから推測すると、いかに苛酷な見限りであったかがわかる。

さて、実際の検地帳に基づいて内容を見ていくことにしよう。今日、慶長検地帳は、美作全体としても残存しているものは少ない。『鏡野町総合調査報告書』では、「古川村検地帳(慶長9年)」と「円通寺検地帳」(慶長10年)を挙げているが、その外に勝南郡西吉田村外6村のものが挙げられている。<sup>30)</sup>

美作町においては、幸いにして榑原下の角家に慶長検地帳の写しが残っているので、その文書を中心に検討を加えていくことにしよう。次は、その史料の一部である。<sup>31)</sup>

慶長9年

作州英田郡 榑原之内下村ノ沢村御帳 うつし		
九月廿一日		
上之村		長沼喜左衛門 神尾口左衛門

さわ留		当有米 4 升 8 合	
下々畠	1 畝 1 8 步	1 斗 6 升	九郎右衛門
ありちり		同 5 斗 5 升	
下畠	1 反 1 畝	1 石 3 斗 2 升	同人
同所		同 1 升 2 合	
下畠	1 2 步	6 升	同人
同所		同 4 升	
中畠	1 2 步	8 升	同人

表 5-1 石 盛 表

位付 \ 村位	上 村	中 村	下 村
上 田	1 石 8 斗	1 石 7 斗	1 石 6 斗
中 上 田 畑	1 6	1 5	1 4
下 中 田 畑	1 4	1 3	1 2
下 畑	1 2	1 1	1 0
下 々 畑	1 0	9	8

注) 「作州記」による。

同所		同 4 斗 5 升	
中田	4 畝 1 5 歩	7 斗 2 升	新三郎
(中略)			
一、上田	2 町 6 段 9 畝 1 5 歩	分米 4 8 石 5 斗 1 升	
一、中田	1 町 1 反 2 畝 9 歩	分米 1 7 石 9 斗 6 升 8 合	
一、下田	1 反 3 畝 9 歩	分米 1 石 8 斗 6 升 2 合	
一、上畠	5 段 7 畝 2 7 歩		
一、中畠	5 反 7 畝	分米 7 石 9 斗 8 升	
一、下畠	2 段 6 畝 2 7 歩	分米 3 石 2 斗 2 升 8 合	
一、下々畠	8 段 6 畝 6 歩	分米 8 石 6 斗 2 升	
右田畠合	6 町 2 反 3 畝 3 歩	分米 9 7 石 4 斗 3 升 9 合	
当有米	6 9 石 9 斗 8 升		
1 8 0 かふ		紙木	
1 9 本		桑木	

沢村は上の村であるので、上の村としての石盛がなされている。

さて、沢村の史料にみられるように、慶長検地帳には、「当有米」という特異な記載事項があるのである。「当有米」は、『美作一国鏡』の中にも「其年之有米を御定に相成候」<sup>82</sup>とあるように、当年の生産高を意味したものであるらしい。元来石高は生産高の標示であるはずであり、その上に何故このような当有米の記載がなされなければならなかったのであろうか。まずその理由をみてみることにしよう。

前述したように、検地の行われた8月から11月の時期が丁度収穫期にあたり、この時期に短期間に行ったために、検地がたいそう粗雑なものになってしまった。当有米は、こうしたざんげな検地では実用に耐え得なかったので、当年の生産高を記載することにより、誤りを是正しようとしたものではないかと言われている。<sup>83</sup>

しかし、最も重要なのは、検地による収奪の強化ではないだろうか。森藩はこの検地により収奪の強化を意図し、先の石盛表に見られるように、過大な生産評価をしたのである。後世の御用史家すら「眼をえぐるが如く」<sup>84</sup>と評した苛酷さこそ、当有米を記載させた主要な理由でなければならないと言われている。<sup>85</sup> 次の第2表は、沢村の検地高と当有米とを比較したものである。現存する9冊の検地帳(9カ村)の平均では、当有米は検地高の65.13%にすぎないといわれていて、<sup>86</sup> 沢村でもほぼ同様の数字を示していることがわかる。さらに、拝領高と検地高とを比較してみると、第3表のように、検地による改出しは、25.5%に及んでいる。検地による打出しの9カ村の平均は25.8%なので、<sup>87</sup> やはりほぼ平均に近い数字を示している。

残念ながら、美作町においては、角幹氏所蔵の沢村の検地帳以外には、検地帳は残されていない。明和9年(1712)の和田村の「村差出明細帳」によれば、<sup>88</sup> 慶長9年に森美作守によって検地さ

表5-2 検地高と当有米

検地高	当有米	検地高-当有米	%
97石439	69石980	27石459	71.8

注) 沢村の検地帳より作成

表5-3 拝領高と検地高

拝領高	検地高	検地増高	改出し百分率
77石660	97石439	19石839	25.5%

注) 沢村の検地帳より作成

れた検地帳は、この時すでにないと記されている。しかし、沢村の検地帳によっても、慶長検地が農民にとっていかに苛酷なものであったか、森藩がいかに収奪の強化を急いでいたかが窺えるであろう。

以上のことから、慶長検地の最も主要な性格が、年貢収奪の強化にあり、こうした検地の性格と、いわゆる小農自立の政策とは相入れないものであり、生産力発展の成果を領主が奪って、自立化の条件を奪うものであると見られているのである。<sup>39)</sup>

### (3) 検地帳にみる村落構造

さて、これまで沢村の検地帳によって、慶長検地を分析してきたが、さらに、この検地帳をもとに、当時の村落構造について、考察を加えていくことにしよう。

沢村の検地帳によって名請人の階層表を作成してみると、表5-4のようになる。

また、反別の方に着目して階層表を作成すると、表5-5のようになる。

この2つの表をもとに、沢村の村落構造を明らかにしていくことにしよう。

第4表を見ると、わずか1名の30石以上に至る巨大名請人と、圧倒的多数の5石に満たぬ極零細名請人の存在とが注目される。こうした傾向は、備前の検地帳と比して極めて顕著であり、また美作においても小村よりも大村において著しいといわれる。<sup>40)</sup> 30石以上の名請人は全体の5.6%、請高は全体の35.3%、中間層の5石から15石までが7名で全体の38.9%、請高は全体の53.8%、5石以下は10名で、全体の55.5%、請高は全体の1.6%となっている。

第5表を見ると、2町以上の名請人が1名(5.9%)、反別は全体の37.5%、3反から10反までが7名(41.2%)、反別は全体の49.4%、3反以下が9名(52.9%)、反別は全体の13.1%となっている。

屋敷について見ると、すべての名請人が持っているのではなく、総数18名のうち、55.6%にあたる10名は屋敷が登録されておらず、請高の多い上層の名請人に登録されていることが多い。中でも最高保持者である又左衛門(反別2町2反余、石高35石余)は、屋敷を3つも持っている。屋敷

表5-4 検地帳名請入階層表 (石高)

名請階層	名請人	屋敷数	名請人無屋敷	請高集計
30石~40石	1 (5.6)	3 (30)		34石746 (35.3)
20 ~30				
15 ~20				
10 ~15	1 (5.6)		1 (10)	12.880 (13.1)
5 ~10	6 (33.3)	3 (30)	3 (30)	40.013 (40.7)
1 ~5	4 (22.2)	2 (20)	2 (20)	9.121 (9.3)
1石以下	5 (27.7)	1 (10)	4 (40)	1.580 (1.6)
無 高	1 (5.6)	1 (10)		0
	18 (100)	10 (100)	10 (100)	98.340 (100)

備考 無高は名請屋敷を持つ者のみ。従って、必ずしも実数と一致せず。

注) 1. 沢村の検地帳より作成

2. ( )内は%

表5-5 検地帳名請入階層表 (反別)

階層区分	名請人	屋敷数	名請人無屋敷	請高集計
20反以上	1 (5.9)	3 (33.3)		2町2反6畝26歩(37.5)
10反~20反				
5 ~10	1 (5.9)		1 (10)	5.2.12 (8.7)
3 ~5	6 (35.3)	3 (33.3)	3 (30)	2.4.6.09 (40.7)
1 ~3	3 (17.6)	1 (11.2)	2 (20)	5.7.09 (9.5)
1反以下	6 (35.3)	2 (22.2)	4 (40)	2.2.00 (3.6)
	17 (100)	9 (100)	10 (100)	6.0.4.26 (100)

備考 屋敷地のみ名請されている者は除く。

注) 1. 沢村の検地帳より作成

2. ( )内は%

を登録されていない者の中には、彼の屋敷に住んでいたものもあると思われる。また、1人で2町2反余の田畑を耕作していたわけではなく、下人などを使役して、彼らが又左衛門の屋敷に住んでいたかもしれない。また、屋敷を1人で3つも持っているものがあるかと思えば、田畑を5反(請高12石余)持っている中間層でありながら、屋敷を持っていなかったり、田畑を持っていない無高層でありながら、屋敷地だけを持っているものもいる。前者は、森安彦氏の著書『幕藩体制の基礎構造』によると、「中世以来の在地土豪の系譜を持つ家に対する宥和政策の一つとみられ、屋敷に対する年貢免除の特権が認められたもの」<sup>④)</sup>とみることができる。あるいは、他村からの入作者であるかもし

れない。後者は、やはり同氏のいう、「隠居分に当るものではないかと考えられる。」<sup>42)</sup>しかし、いずれも断定はできない。

さて、5.5.6 勇にあたる無屋敷人を見ると、中間層から極零細名請人であり、彼らは有力百姓の屋敷内に同居していたものか、それとも他村からの入作者か、その具体的内容は不明であるが、その中の多くは、屋敷をもって独立するに至らない隷属農民たちであろうと思われる。<sup>43)</sup>また、有力百姓の血縁分家とも考えられる。

入作、出作については、少し時代が下るが、享保19年(1674)の「沢村差出明細帳」<sup>44)</sup>に記載されている。それは、次のようになっている。

- 一、当村より櫛原下村江出作田畑高五拾石御座候
- 一、当村より明見村江出作田高六石四斗五升七合御座候
- 一、当村より原村江出作田畑高三拾五石御座候
- 一、明見村より当村江入作田畑高壹石貳斗御座候

以上のことから、慶長の頃にも入作・出作は行われていたであろうと思われる。従って、無屋敷人の中には、明見村に屋敷を持ち、明見村より入作をしていた百姓がかなりいたものと思われるし、また、請高が5石に満たぬ極零細名請人の中には、他村に耕地を持っていて出作をしていたものもかなりあるであろう。検地は、このような生産関係は一切無視しているのであり、無視し否定するところに太閤検地以来の検地の大きな特色があるのである。検地帳には「耕作事実」そのものを登録し、これを形式上=法的に権利者として認め、その登録の結果、登録人は請地の所持者として年貢負担義務者となったのである。従って、現実には、検地帳にあらわれた請高30石以上の巨大な名請人は自家労働力だけではその広大な名請地は経営できないので、その下に多くの隷属農民を従えて使役していたであろうし、5石以下の零細農民は、それだけではどうも再生産は不可能であるから、何らかの形で他の農民に依存していたに違いないのである。

検地帳記載では、屋敷地の有無が身分に関係し、内藤二郎氏は、著書『本百姓体制の研究』の中で、「無屋敷登録人の多くは本百姓と本・分家関係にある血縁者ないし、擬制血縁者で、実質的に独立経営を営むものであるが、百姓身分上の無株層、すなわち、いわゆる従属農民層の一種である」<sup>45)</sup>と述べている。つまり、検地帳記載によって身分関係が決定されるのは、百姓屋敷の有無であり、この百姓屋敷の登録のない農民は、「いかなる意味においても、一軒前の本百姓として認められない」<sup>46)</sup>のである。従って、検地帳の名請人とされるだけで、「封建的小農民」として自立するというものではない。

さて、村内の諸階層を表すものに「分附」記載がある。検地帳は耕地1筆ごとに1人の名請人を記すのを原則とするが、初期の検地帳には1筆に「太郎分 次郎作」のように2人の名が記されている場合が少なくない。この場合の太郎を「分附主」、次郎を「分附百姓」という。分附主と分附百姓との関係については諸説あるが、大まかに言って、分附主=地主、分附百姓=作人といえるであろう。分附は血縁、すなわち、本家・分家関係、又は臣従の関係によって行われ、分附百姓は公式の一軒前たる本百姓ではない。この分附記載が沢村の検地帳には全く見られないのである。1筆の耕地には、

1人の名請人が記されている。

これまで見てきたように、沢村では、ごく少数の巨大名請人が、請高・田畑の反別の3分の1を占め、多数の極零細人が請高・田畑の反別の10%前後しか占めず、半数以上の名請人が屋敷地を持っていない、一軒前の本百姓ではないことが考察される。何らかの形で隷属農民が多いわけである。このことと、分附記載が全く見られないことから、森安彦氏の『幕藩制国家の基礎構造』の中の検地帳の分析に見られるある村落の特徴とよく似ているのである。森氏が分析されている検地帳は、正保3年(1586)2月に作成された「武州多東郡鎌田村水帳」(2冊)である。この村の検地帳の特徴として、①名請人に全然分附記載がみられないこと、②全名請人数は15名で、名請高の最高保有者は名主久四郎の3町3畝、最低は次兵衛の1反4畝13歩、平均して8反1畝歩(田5反・畑3反余)の規模であること、③階層構成が名主久四郎のほかは、1町歩台が4名、1町から5反までが4名、5反以下が6名となっていること、④久四郎は3町歩近くの田畑反別のほかに、久四郎名義で3つの屋敷地を保有していて、土豪的な大規模経営を行っていること、があげられている。<sup>47)</sup> 沢村の平均反別を算出してみると、3反4畝15歩になるので、この鎌田村に比べると、少し小規模村落になる。しかし、①や④は沢村と全く同じであるし、②についても、最高保有者が沢村は又左衛門の2町2反26歩で少し少ないが、大差はないので、ほぼ鎌田村は沢村と同じ階層構成をしていると思われるのである。森氏は、この鎌田村について「この時点では、いまだ小農民を主体とした近世村落の体制をなしていないことがわかる。」<sup>48)</sup> と述べられているが、沢村についても、このことがいえるのではないだろうか。

森忠政入封以前の美作は、国人と呼ばれる中世的土豪が16世紀末まで各地に割拠し、小領主的勢力を張っていた。<sup>49)</sup> 彼らは、宇喜多家が決して自分たちを疎外することがないという条件を受け入れるまで解兵しなかった程の在地勢力を示していたので、森忠政の入封時の根本的な問題は、彼等土豪をいかにして新しい支配体制のもとに組み入れるかということであった。<sup>50)</sup> そのために、忠政は検地と、それに並行して刀狩りを断行して兵農分離をはかったのである。また、一方では、細心の配慮をもって彼等の不満を抑え、単に懐柔するのみならず、彼等を農村支配機構の末端に組入れ、利用することによって農村支配を確立する政策を打ち出したのである。<sup>51)</sup> 国内の巡見には土豪に案内させて親しく話しかけたり、庄官屋に指名していったりしたのである。庄官屋の中から後に大庄屋が選ばれた。<sup>52)</sup> 『鏡野町総合調査報告書』では、検地や刀狩りによって帰農した土豪達が、「依然として村落支配者としての地位が許されたことは当然であろう。古川村の検地帳にみられる持高100石以上の大土地所有者は、帰農したこれら一土豪の姿と考えられる。検地帳の100石は耕作権をもつ土地にすぎないから、彼等の支配下にある小農民の耕作している土地を併せれば、より広大な土地の支配を行っていたことであろう。」<sup>53)</sup> と述べられているが、同じ美作国である以上、美作町においても当時の状況は同様であったと考えられる。従って、沢村の検地帳の分析から考察されうる村落構造は、森安彦氏の研究によるところの鎌田村と同様のものであることがいえるのではないだろうか。つまり、中世の土豪的な大規模農業経営を行う名請人がいるために、慶長検地が行われた時点では、未だ小農民を主体とした近世村落の体制をなしていないということである。

これまで、検地帳に見られる村落構造について述べてきたが、慶長検地の意味を今一度明らかにしておこう。

まず第1に、何といっても年貢収奪の徹底的強化であった。それは、農民の再生産さえ考慮に入れない程のものであり、隷属農民の自立化の経済的条件を奪い去ってしまうものであった。

また、直接耕作者の耕作権を認めることによって作あいを否定し、中間搾取を排して、領主により多くの剰余労働を収めるためであったということである。当時の大名領主の基本的政策が、富国強兵策であったことを考えると、うなづけるのである。

このような意味をもつ慶長検地は、封建領主が直接耕作農民を支配する近世的な土地制度を美作において成立させたものとして、「正に画期的な土地改革といわなければならない。」<sup>54</sup> であろう。

#### (4) 検地をめぐる農民の動き

慶長検地が苛酷なもので農民に重い負担を押しつけるものであったことは、当然農民の激しい抵抗を生んだのであった。以下、検地をめぐる農民の抵抗の動きを、『美作一国鏡』(2)と『美作一覽紀』(6)の記述を中心として見てみることにしよう。

森忠政入国後、「国内村々田畠検地之義は慶長八年卯十二月始て達られ、引続き着手致し、村々とも反敵改は調ふも、田畠に上・中・下・下々之位を付、其内に又田畠共一より六・七迄之地味位を附し、是に応する石盛・免付等之地評改は、殊之外手数相懸る」<sup>55</sup> ものであった。そして、「其内には、懸り役人死去交代、村々庄屋替り、懸り之百姓も死去交代に而、新たにになりく、余程之手間取に而、着手後60年間にして漸く調ひ懸けた」<sup>56</sup> のであった。『美作一覽紀』でも、「森忠政慶長八卯年春三月本州に入、同年十二月国内村々田畠検地可取計旨、村々へ発布す、同十巳年三月田畑検地取扱向詳細を達し、同年より着手す、然れ共、当時村々百姓算勘筆記之者殆んど稀にして、業更に渉らず、加之、村々苦情百端種々故障ありて容易ならず、七拾年之星霜を経」<sup>57</sup> たと記されている。その結果、「意外の増租と相成」ったのであった。

その年貢の割合を見ると、「森家以前は、田免(田の年貢率)三つより五つ迄、畠免二つより三つ五分迄之処、検地法を以改めらるゝ処、下の村に而田免七つ七分より九つ九分、畠免四つ式分より七つ八分迄(辺)に登り、上の村は十一免と云ふありて、其上反別大に増したる上之事」<sup>58</sup> と、著しい増加であった。この記載の中の、「三つより五つ迄」というのは、年貢率が収穫高の3割から5割までということである。従って、上の村の「十一免」というのは、11割のことである。この増租によって、「大体高五百石之村に而、一時に何百石之増貢租納めずては不相成様成行算当に而」<sup>59</sup> ということになったのである。そのため、「国内百姓八方より歎願湧出、治る処なき有様に而、終強訴にも及はん勢ひとはなれり」<sup>60</sup> という状況を示すに至り、とうてい百姓達の受け入れられるべきことではなかったのである。そして、百姓達は、「百姓之云ふ処、斯く一時に増租相成りては、百姓相統難出来といふにあり、又、用水なき村方、或は肥草山更に無之村方、何々之村方に付、何を以て如斯貢米を作り出し可申哉と云、種々様々之困難を鳴し歎出」<sup>61</sup> たのであった。

これに対し、森藩は、「大庄屋不行届より百姓騒立といふて、国内大庄屋段々此の時免職と相成」らしめたのである。<sup>62</sup> 百姓達は、こうした窮状にたまりかねて、「久米之源七、本郷之又右南門、原の

作蔵等、百姓惣代として、江戸表へ歎願に罷出懸けたる」が、「召捕、直く三人共入牢被申付、是れに同意之百姓、段段入牢御咎めを請けたり」<sup>63</sup>という処分を受けたのである。

藩はこうした状況となっても、あくまでも強硬策を変えようとしなかった。「御代官所よりは、御上之田畠ニ検地し、増租になろうふがなるまいが、百姓共彼是願立は甚た心得違なり、下も立たざれば上も立ゝざる位之事は、百も知り切て之事也、鎮静して家業出精せよと、権柄之達し」が出されたのである。<sup>64</sup>そのため、「願立しもの村々にて、手錠入牢申付たるもの幾百人を知らずとなん」状況となった。<sup>65</sup>

こうして検地の完成が苛酷なもので、重い負担となり、世情騒然としていた時、大規模な農民の「逃散」が起こったのであった。その時の状況としては、「百姓共、上に向て歎願せば右之（入牢の）次第、此之上は如何共致方無之に付、此之上は神に祈願して、貢米に相成候様ともふして、国内村々百姓共、伊勢参官を致すもの是又幾百人を知らず」<sup>66</sup>という有様となり、伊勢参官に名を借りての逃散となった。そして、「道中に而は、作州之百姓、年貢上りしたため絶人となりしものと、参官人を見て評判せしとなん、其参官せし百姓は、箕笠にて、煎米・煎粉を背負ひ、或は橋下或は野宿して参詣せしと、此之取沙汰大坂御城代之耳に入、是よりして、森家関東之間へ宜しからざる様成行しといふものありしとなん」次第になった。<sup>67</sup>また、『美作一覽紀』においては、「幕府に於而、美作国は苛酷之検地故、年長く済まざる之間へあり」と記されている。<sup>68</sup>このようにして、農民達は、検地結果の苛酷な貢租に対し、伊勢参りに名を借りて逃散の方法を持って抵抗したので、後世「伊勢の抜参り」と言われ、県下の逃散の代表的事例として注目されているのである。<sup>69</sup>

この逃散は、勝田郡を中心として大規模に起こったもので、『勝田郡誌』や『豊国村誌』によれば、この逃散の結果として、江戸詰の家老各務兵庫が幕府の警告で急いで帰藩し、農民の要求をいれて一行を帰村させたことは確かなようで、こうした記録の限りでは、お伊勢参りの逃散に成果が見られたのであった。<sup>70</sup>

こうした農民の抵抗を受けながら、天和2年（1682）、実に78年の年月を費し、ようやく最終的に検地の決着をみたのであった。『美作一覽紀』によると、「三代目之国主長武代、天和二壬戌年に至り漸く落着したり、未タ苦北部・久米南郡之内等には、検地未済之村一・二に止らざる茂、幕府に於而、美作国は苛酷之検地故、年長く済まざる之間へありと云ふを厭ひ、天和二年六月美作一国検地目録差出されて、表面郡村隅なく終了之事に相成りたり」<sup>71</sup>ということである。また、『美作一覽紀』の、宝暦8年（1758）の幕府代官による田畑再検地の際に、「森家時代田畠検地一応相済、將軍家へ御届済相成りたるといへ共、東北条郡小淵・青柳・戸賀・東黒木・小中原等は未だ程能く調はざるも、將軍家へ届出差競たるを以て、俄に相済したる事に致したるより、其以来外村々に競並合不相立、田畠年貢に大なる差違を生し、外検地済の村々へ対し不都合なること御届に相成」と記載されている。<sup>72</sup>このように、幕府に対して、美作国の検地が苛酷なために終了が遅れていると思われるために、検地が未だ実施されていない村落や十分に行われていない村落があるにもかかわらず、森氏は自藩の面目を保つために、天和2年に検地目録を差し出して、ようやく検地が終了したのである。同年の8月に、検地が出来たということで、大庄屋を呼び出して、功劳があったものに褒美を与え、

そのうち2名を郡代手附下役に任命しているという記載が、『美作一国鏡』に見られる。<sup>73</sup> これをもって、森氏の検地は一応の完成を見たのであった。

- 注) ①② 『美作町史編纂中間報告書』 22頁～25頁。
- ③ 『勝田郡誌』 11頁。
- ④ 注①に同じ。
- ⑤ 『久世町史』 268頁。
- ⑥ 長光徳和「美作の慶長検地について」(『岡山県地方史連絡協議会報』3号)。
- ⑦ 「戸川記」前掲論文より重引。
- ⑧～⑫ 注⑥に同じ。
- ⑬ 注①に同じ。
- ⑭ 「備前軍記」『美作町史編纂中間報告書』より重引。
- ⑮ 「美作一国鏡」(『岡山県史』近世編纂物914頁。)
- ⑯ 『鏡野の歴史』史料集(1)101頁。
- ⑰ 『美作町史編纂中間報告書』 39頁。
- ⑱ 「美作一覽紀」六(『岡山県史』近世編纂物 1359頁)。
- ⑲ 「森家先代実録」五(『岡山県史』津山藩文書 51頁)。
- ⑳ 「美作一国鏡」二(前掲書 987頁)。
- ㉑ 長光徳和「美作の慶長検地について」(『岡山県地方史連絡協議会報』3号)。
- ㉒ 『鏡野町総合調査報告書』 32頁。
- ㉓㉔ 注㉑に同じ。
- ㉕ 注㉑に同じ。
- ㉖㉗ 注㉑に同じ。
- ㉘ 『美作町史編纂中間報告書』 41頁。
- ㉙ 榎原下、角幹氏所蔵。また、『美作町史編纂中間報告書』史料104頁にも同史料が収められている。
- ㉚ 注㉑に同じ。
- ㉛ 榎原下、角幹氏所蔵。
- ㉜ 「美作一国鏡」二(前掲書 988頁)。
- ㉝ 注㉑に同じ。
- ㉞ 『東作誌』序文。
- ㉟㊱㊲ 注㉑に同じ。
- ㊳ 『美作町史編纂中間報告書』史料の98頁。

- ③⑨ ⑵⑳に同じ。
- ④⑩ 長光徳和，前掲論文。
- ④⑪ 森安彦『幕藩制国家の基礎構造』第1編，第1章 26頁。
- ④⑫ 同上 42頁。
- ④⑬ 同上 27頁。
- ④⑭ 榎原下，角幹氏所蔵。また，『美作町史編纂中間報告書』史料104頁にも同史料が収められている。
- ④⑮⑯ 内藤二郎『本百姓体制の研究』第1章 297ページ。
- ④⑰⑱ ⑵⑳に同じ。第1編，第2章 71頁。
- ④⑲ 『鏡野町総合調査報告書』34・35頁。
- ⑤⑰～⑤⑳ ⑵⑳に同じ。
- ⑤⑴ 『鏡野町総合調査報告書』 31頁。
- ⑤⑵⑶ 「美作一国鏡」二（『岡山県史』近世編纂物987頁～「検地免相ニ付困難之事付り，百姓伊勢参り之事」）。
- ⑤⑷ 「美作一覽紀」六 前掲書 1359頁。
- ⑤⑸～⑤⑹ ⑵⑳に同じ。
- ⑤⑺ ⑵⑳に同じ。
- ⑤⑻⑼ 『美作町史編纂中間報告書』 46頁。
- ⑥⑰ ⑵⑳に同じ。
- ⑥⑱ 「美作一覽紀」 1397頁。
- ⑦⑰ 「美作一国鏡」二（前掲 1036頁）。

（塩谷 明美）

## 2. 近世中期における農村構造

～美作町域を中心として～

### (1) 津山藩における農村荒廃

近世を通して、美作国の人口は減少傾向をたどっている。その原因は、深酷な間引の潜在、さらに絶人の増加があげられる。このような現象は、いったいどのような要因、および背景で起ったのであろうか。その点について、藩の政策・村落構造の変化を見ながら、近世中期を中心として考察してみよう。

まず、藩の農村政策の基本路線は、農民の余剰生産物の収奪の強化ということになるであろう。近世初期に実施された、慶長検地・寛文の地評なども最終的な目的は、年貢収奪の強化ということに行きつく。慶長検地では、拝領高185,600石から242,500石になり、56,000石にもおよぶ改出しが断行されている。<sup>①</sup>これにより、土地に対して過剰な生産見積りがなされ、結果的に年貢の増徴になったわけである。さらに、約60年を隔てた寛文年間においては、新たな年貢収奪法として段免制が実施されている。これは、田畑を生産高に合わせて7段階の等級に分類し、その等級に応じて年貢率をかえながら課税するしくみで、より確実に農民の余剰生産物を収奪するものであった。この段免制の採用で、上の村においては年貢率が100%を越える田地さえあり、奥引米で幾分の操作はなされているとは言っても、当時の農民にとっては、破壊的ときさえ言える高年貢であった。そして、この高年貢のために、離村・逃散などがあいつぎ、農村荒廃につながったのである。次に示す資料はそのことをよく物語っている。

……(前略)……着手後六十年間(寛文年間)にして漸く調ひ懸けたるや、意外之増〔貢〕租と相成、森家以前ハ、田免三ツより五ツ迄、畠免二ツより三ツ五分之処、検地法以改めらるる処、下ノ村ニ而田免七ツ七分ヨリ九ツ九分、畠免四ツ式分ヨリ七ツ八分迄(辺)ニ登り、上ノ村ハ十一免と云フありて、其上、反別大ニ増したる上之事故、大駄高五百石之村ニ而、一時ニ何百石之増貢租納めずてハ不相成様成行算当ニ而、終強訴ニも及ハん勢ひとハなれり、百姓之云フ処、斯く一時ニ増租相成りてハ、百姓相続難出来といふニあり、又、用水なき村方、或ハ肥草山更ニ無之村方、何々之村方ニ付、何を以て如斯貢米を作り出し可申哉と云、種々様々之困難を鳴し歎出たれハ……

(中略)……騒立しもの村々ニて、手錠入牢被申付たるもの幾百人を知らずとなん

依之、百姓共、上ニ向て敷願セバ右之次第、此上ハ如何共致方無之ニ付、此之上ハ神ニ祈願して貢米之上らぬ様為ニ入牢被申附たる者、早く御許ニ相成様と申して、国内村々百姓共、伊勢参宮を致すもの是又幾百人を知らず、道中ニ而ハ、作州之百姓、年貢上りしたため絶人となりしものと、参宮人を見て評判せしとなん……(後略)<sup>③</sup>

このような近世初期における農村荒廃の背景を具体的に考えてみよう。慶長年間においては、中世的形態といえる、大土地占有による農奴主的手作経営が美作国に一般的に行われていた。しかし、この農奴主的手作経営も次第に分割解体されていく傾向にあり、寛文のころまでには、経済的に自立している零細農民が、かなり存在していたと思われる。しかし、寛文以後実施された段免制は、前述の

資料でも明らかな様に、そのような零細農民の単純再生産すら破壊するものであって、田畑を投げ出して絶人が続出する結果となったのである。

このように、絶人が増加し、人口が減少する傾向は、森氏から松平氏へ政権が移行してもかわりなく、農村荒廃はさらに深刻なものになっていった。表5-6は、美作の人口の推移を示すものであるが、近世初頭から近世後期にかけて、減少傾向にある事実を指摘できるのである。

表5-6 美作国人口変遷表

年	号	人口	指数
1634年	寛永11年	196,360人	100
1670	寛文10	195,661	96.0
1750	寛延3	175,168	82.0
1756	宝暦6	172,431	87.5
1786	天明6	157,741	80.3
1804	文化1	152,397	77.7
1828	文政11	159,850	81.0
1834	天保5	164,018	83.5
1846	弘化3	165,468	84.8
1872	明治5	215,603	110

次に、近世中期における美作国の農村荒廃について、考察してみよう。農民の単純再生産を無視した農民政策は、前述の通り近世初期から行われていたのであるが、山中一揆（享保11年）を一つの画期として、藩体制の矛盾は激化していく。享保12（1927）年に津山藩は10万石から5万石に減石されており、ただでさえ危機にあった藩財政は、年貢の増徴路線を脱することができなかった。このように財政難のしわ寄せを、すべて農民側におしつけてしま

注）『鏡野町総合調査報告書』より転載

った結果、農民は限界状態の生活の中で疲弊しつくしており、わずかの自然災害が、大きな飢饉につながり、人口減少を決定的なものとしたのである。たとえば、宝暦6（1756）年の凶作では、津山藩の香々美触だけで354人もの飢人を出したほどであった。生計の成り立たなくなった農民は「田畑家財を村方へ投出し、止むなく山上市と称し野山の端野末等に小屋懸をして家族一同引移」り絶人となるものが続出したのであった。<sup>④</sup>このように絶人が増加していくと、当然、彼らの所有していた耕地には労働者が存在しなくなり、それは惣作地の増大という現象につながった。そして、惣作地の年貢は、村方の百姓に高割となって負担させられた。しかし、ただでさえ人口が減少し、労働力が不足していた近世中期において、惣作地にそれほど手間がかけられるはずはなく、次第に荒地化するのが実情であった。にもかかわらず、生産力の落ちていく惣作地には、あいかわらず高免の年貢がかけられ、村方全体の農民が困窮する結果となった。このように、雪だるま式に絶人が増加し、農村荒廃は救いがたい深酷なものになっていったのである。

## (2) 美作町域における近世中期の村落構造

津山藩における農村荒廃について簡単に述べてきたが、ここでは対象地域を現在の英田郡美作町に焦点をあてて、見ていくことにしよう。美作町域は、森家断絶以後は、天領または他領となった村落が多く、支配の変遷は目まぐるしい。したがって、このような地域においては、津山藩の農村荒廃とは違った形で時代を経ていくことになると言える。

まず、対象地域の支配の変遷を図式化したのが表5-7である。

表5-7 美作町域村落支配変遷表

村	(村高)	1697			
則平村	90,795	津	幕(倉敷)	佐倉(1798)	幕(滝野預)(1818) 津山
樽原中村	465,374	山	幕(土居)(1745)	沼田藩	
和田村	189,043	森家	幕(土居)	幕(滝野預)	
沢村	101,685	領	幕(倉敷)	(1794)	幕(滝野預)(1838) 津山

注) 『美作町史編纂中間報告書』その他より作製

このように、支配の変遷がいりくんでいる地域であるため、総括的に述べることは困難であるけれども、近世中期の残存する村明細帳から、当時の村落の経済状態を推察してみよう。⑤

i) 則平村

▲明和7(1770)年『村差出帳』(抜粋)

- 一、五穀之外生綿菜蕎麦大豆大根仕付申候
- 一、農業之外家業薪縄菰仕候
- 一、田方稲麦両毛作不定=御座候秋天気能御座候えば場所宜敷所掘上ヶ小麦少々宛蒔付申候

ii) 樽原中村

▲享保9(1724)年『美作国英田郡樽原中村明細御差出帳』(抜粋)

- 一、漆桑茶木御座候へ共商売=仕候ほとへ無御座候
- 一、かいこ不仕候
- 一、男作間稼薪木取蒔なと打尚又牛こやし拵才覚仕正二月二年中出申候藁仕事仕置候
- 一、女稼=は布木綿少々□□仕候
- 一、絹紬之稼不仕候
- 一、畑方春作ハ大麦小麦仕候  
夏作ハ大豆小豆粟稗木綿芋仕候
- 一、田作のこやし、山土を取作り土いたし入申候
- 一、畑作のこやし、下水こへ山土を取炭土=いたし入申候

▲享保15(1730)年『樽原中村書上帳』(抜粋)

- 一、畑方大豆粟稗木綿銘々入用程も無御座候
- 一、田畑肥之儀は出土を取重置肥=仕候
- 一、稼は農業之間男は春は蒔を織り縄をなる女は漸々入用程木綿仕候
- 一、かいこ飼候者無御座候

iii) 和田村

▲明和9(1772)年『村差出帳』(抜粋)

- 一、当村旱風損勝成所=御座候
- 一、耕作之外男女共稼無御座候

▲文政5（1882）年『御好書上帳』（抜粋）

- 一、田畑作物之事 田方は稲作并生綿小々宛畑方は大小豆粟稗之類作廻申候
- 一、農隙男女共余業無御座候

IV) 沢村

▲享保19（1734）年『美作国英田郡沢村差出明細帳』（抜粋）

- 一、田畑共に水損がち之所にて御座候
- 一、土地田畑は七分通石砂交り三分通ハ黒土にて御座候
- 一、……（前略）……田畑共に川越にて橋御座候ては作方成兼申=付村入用多入申候得共不叶儀掛け来り小村にて百姓数も少く難儀之村にて御座候

- 一、稼 男作方外稼無御座候

女は布木綿少々ツツ織候へ共手前入用にも足り不申程御座候

- 一、畑作 麦・稗・大豆・蕎麦・ごま・木綿

- 一、こやし 田方ニハともに上に芝草まぜたもの仕用申候畑方ニハ芝草けすこゑ仕来り申候

以上の史料により、近世中期における農村を経済面から検討してみよう。まず、生産物の中心は米であるが、それ以外にも粟・稗・麦・大豆などの穀物類を中心として生産されている。しかし、年貢の中心が米納であるため、日常の食生活を支えるものとして生産されていると考えられ、商品作物としての意味はほとんどなかったであろう。注目すべき点は、各村とも幾分の綿作をしており、これは商品作物として生産したものと思われるが、それも明細帳から判断する限り、それほど生産量があったとは考えられず、農民の経済状態を好転させる大きな要因にはなり得なかったであろう。また、農閑期の賃稼ぎなどもほとんどみられず、蓆や縄などの農具を作製しているにすぎない事実がわかる。

このような事実から判断すると、農民の経済的成長が促進されているとは思われず、農民の生活は限界状態にあったであろう。

ところで、元禄11（1698）年の則平村の村明細帳によると、家数は13軒、そのうち本百姓7軒、隸属農民である名子は2軒、家来は4軒である。<sup>⑥</sup>しかし、本百姓・名子・家来にかかわらず、そのすべてが家族を形成し、独立した一軒に居住している事実がわかる。慶長年間においては、隸属農民は農奴主の屋敷に居住するのが美作全体の傾向であったから、この時点においてかなりの変化が表れてきているといえる。

また、享保15（1730）年の勝南郡行延村の名寄帳（表5-8）をみると、大高持層がみられず、中小農民が多く存在していることがわかる。このように、大高持が分割され、持高が平坦化するのには、美作国の全体的傾向と言えるが、美作町域についても同様の傾向であると考えられるならば、自立小農民がかなりの割合で存在していたと言える。しかし、先に検討した通り、そのような農民たちの経済的成長は乏しく、経営規模が小さかっただけに、自然災害などの影響を受けやすい、弾力性の乏しい状態であったと言えるであろう。

(3) 沢村の人口減少

美作町において、近世中期を通して人口変遷を追えるのは、沢村以外にないため、沢村に焦点をあてて検討していきたいと思う。ただし、沢村は、前述の村明細帳からもわかるように、川ぞいに位置

第5-8表 享保15年(1730)行延村名寄帳

石高階層	戸数	%	持高集計	%
15～20	1	3.7	15,458	12.8
10～15	2	7.4	23,845	19.7
5～10	5	18.5	28,863	23.8
3～5	9	33.3	37,642	31.1
1～3	7	25.9	13,847	11.4
0～1	3	11.1	1,516	1.3
0	?	—	?	—
計	27		121,171	

注) 1.『近世作南農村資料』P125の名寄帳より作製。

2. 出作・入作は含んでいない。

し、水害の影響を受けて耕地が荒れやすいという特殊な条件があり、そのことが人口減少を助長していたと考えられる。従って、沢村における人口減少はやや極端であることを、前もって明記しておきたい。

まず、沢村の人口推移を示したものが表5-9である。この表から判断すると、18世紀を通して激しい人口減少の傾向がみられ、人口が最低となる安政年間では、享保年間と比較した場合、40%弱まで落ちこんでいくのである。美作国全体の傾向からみると、享保年間ではすでにかかなりの人口減少があったと推察され、沢村の人口減少は、近世初頭と比較すると、もっと極端であると言えよう。

さて、このような沢村の極端な人口減少の実態について具体的に考察してみよう。まず宝暦年間の人別帳から、人口構成をグラフにして示すと図5-1のようになる。図5-1で注目すべき点は、0～20歳代において、不自然に男子数が多く、さらに、0～10歳代の人口比が小さい、つまり子供が少ないという事実がわかる。これは、間引が潜在的に行われていたことを推察せしめる。

さらに、天明年間の宗門人別帳を検討すると、1人住いの農家が5軒もあり、このような農家がやがて消滅するのは、むしろ当然であろう。また享保から天明にかけて、人口は40%も減少しているのに対して、家数は2軒しか減っておらず、この間の人口減少は、絶人の増加というよりも、潜在的に行われた間引により次第に人口が減少していったと考えられるのである。

次に、嘉永から安政にかけての変化についてみてみよう。表5-9によると、家数は6軒も減少しているのに対して、人口そのものはそれほど減少しているとは言えない。これは間引が減少して家族の構成人数が増えたことを意味する。しかも、高持百姓の数はそれほど減少していないのに対して、無高の百姓は幕末に到って、ほとんど姿を消している事実がわかる。

このように考えると、享保から天明にかけては、間引などの口減しによる人口減少であったが、19世紀以降の人口減少は、無高層などの、経済的に最も弱体な農民の絶人によるものと言えよう。

表5-9 沢村における人口推移

年 号	西 曆	出 典 文 書	人 口	指 数	軒数 (高持無高)	牛・馬
享保19	1734	沢村差出明細帳	109	100	23 (12/11)	7・1
宝暦2	1752	宗門人別改帳	82 (奉公人4)	78.9	23 (15/8)	7・1
天明4	1784	〃	69	63.3	22 (17/5)	7・1
〃5	1785	〃	64	58.7	? ( )	6・1
〃6	1786	〃	61	56.0	21 (16/5)	6・1
寛政6	1795	英田郡様子大概帳	63	57.8	21	6・1
文政13	1830	宗門人別改書上帳	62	56.9	17 (11/6)	6
嘉永4	1851	「東作誌」より	48	44.0	15	?
安政2	1855	寺宗門帳	44 (外に召仕6)	40.4	10	7
〃3	1856	〃	44 (外に召仕5)	40.4	10	7
〃4	1857	〃	42 外に	38.5	9	6
安政5	1858	御仕置五人組人別帳	43	39.4	9 (8/1)	6
慶応1	1865	寺証文書	52 (召仕6)	47.7	9	7
〃3	1867	〃	54 (召仕6)	49.5	9 (9/0)	7

注)「宗門人別帳」・「寺宗門帳」・「五人組人別帳」等は英田郡美作町 瀬原下角幹氏所蔵文書による。

そして、弱体な農民が離村していく一方で、残った百姓たちは陶冶され、19世紀になってからは、経済的にも成長し、家族の構成人数も増加していったのである。こうして、絶人が見られなくなった幕末に到っては、人口は増加していくのである。

ところで、沢村の人口減少のもう一つの要因として考えられるのが、商業地域である倉敷村が隣接していることである。倉敷村は、吉野川・梶並川の合流点に位置し、当時の物資輸送の主役であった高瀬舟の積荷の集積地として、近世を通して栄えた町である。この倉敷村には、流民がかなり居住していたことは確かであるが、肝心の倉敷村の文書が残存しないために、人口の集中状況などの具体的な事実を確認することはできない。しかし、次に示す「触」は、倉敷村などの町場に人口が集中している事実を教えてくれる。

一、他国・他領併他構・他村江住居不相成、前々定法之処、近来屢ニ心得、就中、久世・倉敷・林田村辺家別多く、別而張なる趣相聞、等閑不埒之事ニ候、他国・他領ハ不及申、他構・他村へ到住居候もの者、早々呼戻し可申……(後略)……⑦

このような事実から判断すると、自らの土地を所有せず、従って土地に束縛されなかった無高の農民が、生活の糧を求めて、町場に集住していったと考えるのは、妥当であろう。そして沢村においては、水害の影響をまともに受けやすかっただけに、そのような傾向が顕著であったと言えよう。

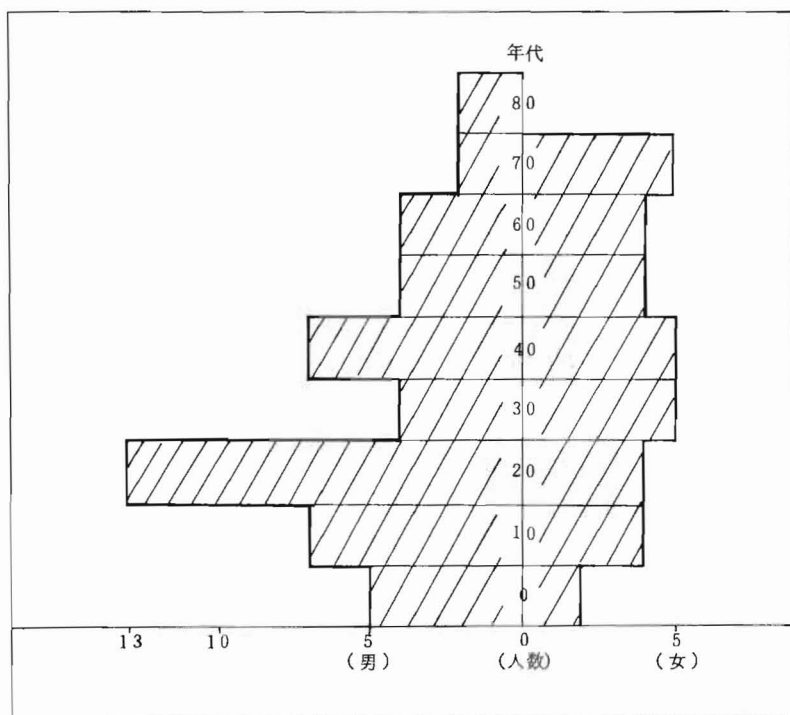


図5-1 沢村年代別人数構成グラフ

注) 宝暦2(1752)年 宗門入別帳より作成

(4) まとめ

後進地域と言われる美作国は、下田や畑の占める割合も多く、しかも、商品作物の生産や、農業以外の賃稼ぎに期待できず、農民の経済的成長がみられなかった。にもかかわらず、年貢は増徴路線を変更しなかったため、農民の生活は常に限界状態であり、自然災害などを決定的な契機として人口が減少していったのである。それでも支配者側は、なんら抜本的な対策もしないまま、農民を強制的に支配することだけに固執したために、農村荒廃がさらに深刻なものになったのである。ここに私たちは、封建制の大きな矛盾を指摘することができる。幕末に到って、農民が経済的な成長を遂げ、人口が増加していくのは、農民自身の力による成長と言えよう。

注)① 『久世町史』 268～269頁。

② 同上 270頁。

③ 「美作一國鏡」(『岡山県史』近世編纂物 987頁)。

④ 『鏡野町総合報告書』 60頁。

⑤ 『美作町史編纂中間報告書』83～108頁。

⑥ 同上 83頁。

⑦ 「郷中御条目」(『岡山県史』津山藩文書578頁)。

(竹内 秀明)

### 3. 近世中後期における農村の特質と、農民の存在形態

—美作国英田郡沢村を対象に—

#### (1) 問題の所在

18世紀後半期以降、美作国の農村においては、手余荒地の増大・人口減少に象徴される農村荒廃が広くみられ、領主にとって、そうした現象への対応は、深刻かつ自らの存続にかかわる重大な問題となってきた。

安永元年（1772）、当時、美作国の内5万石を有していた津山藩においては、藩主松平康致自らが中心となって藩政改革に着手している。それまでの藩の財政逼迫の事態をきりぬけようとして採られた加免による年貢増徴策の強行によって、農民は疲弊しつくし、領主の存立基盤である農村は危機の様相を呈していたのである。

また、天明7年（1787）に久世代官に就任した早川八郎左衛門は、就任すると同時に領内を廻村して、農村荒廃の実情を把握しようとしている。彼は、赤子間引を禁止し、「村々手余荒田畑高起返手当銀」を与えて、人口減少、手余荒地増大を防ぎ、儉約を奨励して農村復興に尽力した。

が、こうした改革は、農村荒廃克服の本質的な解決策とはなり得なかった。なぜなら、そうした改革が封建領主の手によるものである限り、その改革は、領主の存立基盤の維持・強化、即ち、年貢米収入の確保が目的なのであり、「後ろ向きの改革」でしかあり得ないからである。

いわば、農村荒廃は、この時期の幕藩体制的支配のもつ構造的矛盾の結果であり、本来封建政治の中に内包された矛盾の表現であるともいえる。従って、美作町域の近世中期及び後期における幕藩体制的支配のあり方や、農民の動向を考える上で、農村荒廃は重要な意味をもつものである。

農村荒廃に関する研究は、荒廃現象が顕著であるとされる関東農村を対象とするものが数多い。その一つ、広瀬隆久氏の「農村荒廃過程と中層農民の動向—化政期下野農村における—」は、農村荒廃過程を次のように定義している。「農村荒廃過程とは、単なる農民の窮乏のみではなく、さまざまな理由によって農民が村を去り、それにつれて不耕地が増大していく傾向、それが慢性的に進行し、社会的政治的問題化したとき、その過程を呼ぶことにする」。そして、さらに「荒廃過程における農村では没落農民の村外流出と土地の集積、集中の未熟により、中層農民を主とした構成になっている」と指摘している。また、農村荒廃の原因として、研究史上最大公約数的に指摘されている点として、次の4点をあげている。

- ①農村の生産力の低さ
- ②近世における「小農」自立の脆弱さ
- ③特に享保改革以降の幕府による年貢収奪の苛酷さ
- ④生産諸力の発展に裏付けられない市場へのまき込まれ方、つまり購入を主とした貨幣経済の農民への浸透

以上のような視点に導かれながら、荒廃期農村の特質、及びその下における農民の存在形態について、美作国の一村落（美作国英田郡沢村—現 美作町檜原下）を対象として、具体的に検討していくことにする。

(2) 対象地域の概況

対象村落である美作国英田郡沢村は、美作国の東部、ちょうど勝南郡と英田郡の境に位置する、村高100石余の村である。

沢村は、元禄10年(1697)森家断絶後、幕領となり、寛政6年(1794)までは、倉敷代官所の支配下におかれ、ついで竜野預となり、天保9(1838)年、津山松平藩に編入される。ここでは、幕領時代、特に宝暦期以降天明期に至る時期を対象として取扱う。

表5-10は、享保19年寅8月「美作国英田郡沢村差出明細帳」により、沢村の耕地の内訳を示したものである。

本田、5町8反6畝3歩に対し、本畑、7反2畝15歩と、田方が約9割を占めている。

ここで注目されるのは、前々永引、石砂入引としての荒引高の平均が、約25%という高い数値を示していることである。この年の村高から、こうした荒引高を差引いた残りの毛付高は、75石6斗8升ということになる。これは、村高(新田畑高を含む101石6斗8升5合)の74.4%に相当する。

沢村は、勝南郡と英田郡の間を流れる梶並川ぞいに位置しており、洪水の影響を受けやすく、その度に耕地は荒されていったのである。

以下、「享保十九年寅八月、美作国英田郡沢村差出明細帳」の記述を抜粋して引用してみよう。

一、田畑共ニ水損がち之所ニて御座候

一、田方不残用水掛りにて御座候、但梶並川水引取申候

一、御林山無御座候

一、百姓持林山無御座候

一、秣場当村之内ニ無御座候

一、当時より同郡 櫛原下村山へ入会ニて、薪取申候得共、山銭ハ出し不申候、薪不足之分ハ隣郷二  
三里外村ニて年々買來り申候

一、家数二拾三軒 拾二軒高持

拾一軒無高

此人数 百九人

内男六拾人 牛七疋

女四拾九人 馬一疋

一、当村、山附川端成在所にて御座候、当村之儀水損多村ニて家へ水入申ニ付、櫛原下村之内当村より越石の畑方を屋敷ニ仕候

一、土地田畑は七分通り石砂交り、三分通ハ黒土にて御座候

一、小物成運上 内

米六斗六升九合 定納 米藁代

銀二匁二分 定納 川運上

此外運上物都而納不來候

一、高掛り上納物

内六尺給米 御伝馬宿入用 御藏前入用

表5-1-10 享保19年 沢村の耕地の内訳

	面	町反畝歩	比	石	分米	内	積(面積)		%
							(分米) ①	②(A) × 100	
本	上田	2. 5. 3. 18	37.9	18	45. 648	3反3畝(分米5石9斗4升) 前*水引, 3畝6歩(分米5斗7升6合) 単年石砂入引	町反畝歩	石	85. 7
	中田	1. 1. 0. 09	16.5	16	17. 648	1反9畝(分米4石6斗4升) 前*水引, 2反1畝27歩(分米3石5斗5合) 単年石砂入引	6. 9. 12	9. 503	53. 8
	下田	9. 2. 12	13.9	14	12. 937	2反6畝9分(分米3石6斗8升3合) 前*水引, 4畝15歩(分米6斗3升) 単年石砂入引	6. 1. 18	8. 624	66. 7
	上畑田	3. 18	0.5	16	0. 576		3. 18	0. 576	100. 0
	中畑田	2. 2. 27	3.4	14	3. 206		2. 2. 27	3. 206	100. 0
畑	下畑田	15	0.02	12	0. 060		15	0. 060	100. 0
	下*畑田	1. 0. 2. 24	15.3	10	10. 280	3反6畝12歩(分米3石6斗4升) 前*水引	6. 6. 12	6. 640	64. 6
	計	5. 8. 6. 03	87.52		90. 355	(内 2町7反畑作農具仕儀)	4. 4. 1. 24	67. 741	75. 0
	上畑	3. 7. 09	5.6	16	5. 968	15歩(分米8升) 兼農引, 1反4畝9歩(分米2石2斗8升8合) 前*水引	2. 2. 15	3. 600	60. 3
	中畑	1. 4. 27	2.2	14	2. 086	7畝9歩(分米1石2升3合) 前*水引	7. 18	1. 063	51. 0
畑	下畑	2. 12	0.4	12	0. 288		2. 12	0. 288	100. 0
	下*畑	1. 7. 27	2.6	10	1. 790		1. 7. 27	1. 790	100. 0
	計	7. 2. 15	10.8		10. 132		5. 0. 12	6. 741	66. 5
	合計	6. 5. 8. 18			100. 487		4. 9. 2. 06	74. 482	74. 1
	新田	3. 21	0.5	14	0. 518		3. 21	0. 518	100. 0
畑	新畑下*畑	5. 24	1.0	10	0. 660		6. 24	0. 680	100. 0
	合計	1. 0. 15			1. 198		1. 0. 15	1. 198	100. 0
	計	6. 6. 9. 03	99.82		101. 685		5. 0. 2. 21	75. 680	74. 4

注)「享保十九年 奥作田美田郡沢村産出明細帳」より作成

此外高掛り物上納不仕候

一、御口米銀 是ハ本途并口藁代共ニ、一石ニ米三升宛、小物成川運上二匁二分ノ口銀、百目ニ付三匁つゝ之積り納来り申候

一、稼 男、作方之外稼無御座候

女は布木綿少々ツツ織候へ共、手前入用にも足り不申程に御座候

一、当村より榎原下村へ出作田畑高五十石御座候

一、当村より明見村へ出作田畑高六石四斗五升七合御座候

一、当村より原村江出作田畑高三十五石御座候

一、明見村より当村へ入作田畑高一石二斗御座候

以上のことから、沢村の耕地は、水害を被りやすく、荒れており農業生産に適する土地柄とは言い難かったこと、従って、沢村農民は、榎原下村・明見村・原村等の近隣村落へ出作せざるを得なかったことがわかる。

農業生産の外に主たる稼はなく、村高100石余りに過ぎない村に対し、109人の人口は、おそらく、収容能力のぎりぎりの限界を示すものであっただろう。また、この時、高持12軒、無高11軒と、ほぼ1対1の比率で存在していたことも注目される。

次に幕領時代の沢村の年貢負担の変遷をみておこう。表5-11は、沢村の年貢割付状から作成したものである。

宝永期～享保期にかけて年貢率が上昇し、享保期～元文期にその局限に達する。宝暦9年(1759)～寛政初年にかけて年貢率は一定する。寛政6年(1794)竜野預になると、年貢率は56%台に上昇する。しかし、寛政7年の大洪水により、毛附高が減少したため、年貢収納量はむしろ減少している。そして、文化10年に至るまで、毛付高の減少にもかかわらず、高率の年貢が課せられ続けるのである。文化10年に、毛付高の大幅な増加を見、以後天保6年まで、年貢率は漸増の傾向をみせている。

この時期の年貢収取形態一定免制及び銀納制一は、農民を苦しめ、農業の生産力、農民の生産意欲はともに低下していったのである。

以上、対象村落の概況、及び年貢収奪のあり方をふまえた上で、次に、荒廃期農村の特質を具体的に検討してゆくことにしよう。

(3) 荒廃期農村の特質

まず、荒地の存在についてみてみることにしよう。「文化十年 荒所小前書上帳」によって、荒地の内容を検討してゆこう。

<史料> 「文化十年九月 荒所小前書上帳 美作国英田郡沢村」

村高 101石6斗8升5合 此反別 6町8反12歩半

田高 63石3斗3升 此反別 3町8反7畝24歩

表5-11 沢村の年貢収奪の変遷

	諸引高 (石)	毛付高 (石)	取米高 (石)	毛付免 (%)		諸引高 (石)	毛付高 (石)	取米高 (石)	毛付免 (%)
元禄 10 (1697)	24,235	76,252	56,717	74.38	20	33,999	66,488	45,909	69.05
11	"	"	49,440	64.84	元文 1 (1736)	61,610	38,877	26,370	67.83
12	"	"	47,093	61.76	2	34,959	65,528	41,895	63.93
13	25,315	75,172	47,132	62.70	3	33,930	66,557	39,639	59.56
14	24,425	76,062	48,299	63.50	4	37,408	63,079	38,169	60.05
15	41,607	58,880	38,272	65.00	寛保 1 (1741)	22,003	78,484	34,537	44.01
16	24,585	75,902	49,818	65.63	2	"	"	41,840	53.31
宝永 1 (1704)	24,615	75,872	47,951	63.20	3	"	"	44,895	57.20
2	28,795	71,692	45,481	63.44	延享 1 (1744)	21,115	79,371	45,229	56.98
3	24,615	75,872	47,484	62.58	2	22,487	78,000	41,311	52.96
4	27,761	72,726	45,090	62.00	3	21,115	79,372	42,242	53.22
5	27,129	73,358	47,691	65.01	4	20,425	80,062	42,353	52.90
6	24,615	75,872	49,450	65.18	寛延 1 (1748)	20,335	80,152	43,138	53.82
7	28,878	71,609	45,813	63.98	2	20,385	80,102	42,898	53.55
正徳 1 (1711)	28,560	71,927	46,035	64.00	3	20,335	80,152	43,678	54.49
2	28,866	71,629	45,764	63.89	宝暦 1 (1751)	"	"	45,229	56.43
3	24,615	74,838	47,896	64.00	2	"	"	"	"
4	"	75,872	49,610	65.39	3	"	"	"	"
5	"	"	50,341	66.35	4	19,781	80,706	45,551	56.44
享保 1 (1716)	28,178	72,309	48,085	66.50	5	"	"	"	"
2	27,291	73,196	50,432	68.90	6	"	"	45,596	56.50
3	24,615	75,872	53,626	70.68	7	19,565	80,922	45,639	56.40
4	"	"	52,868	69.68	8				
5					9	8,543	91,944	45,759	49.77
6	25,155	75,632	51,975	68.72	10	"	"	"	"
7					11	"	"	45,911	49.93
8	21,213	76,652	51,353	66.99	12	"	"	"	"
9	"	79,274	51,530	65.00	13	8,251	92,236	45,986	49.86
10	"	"	51,915	65.49	明和 1 (1764)	"	"	45.9□	
11					2	8,209	92,278	45,994	49.84
12	29,214	71,273	48,344	67.83	3	8,209	92,278	46,003	49.85
13					4	"	"	"	"
14	21,984	74,563	50,576	67.83	5	"	"	"	"
15					6	"	"	"	"
16	27,940	72,547	49,209	67.83	7	"	"	"	"
17	28,020	72,467	49,155	"	8	"	"	46,011	49.86
18	56,959	43,528	29,525	"	安永 1 (1772)	"	"	"	"
19	42,625	57,862	38,332	66.25	2	"	"	"	"

注) 「沢村年貢割付状」(角家文書)より作成

	諸引高 (石)	毛付高 (石)	取米高 (石)	毛付免 (%)		諸引高 (石)	毛付高 (石)	取米高 (石)	毛付免 (%)
安永 3 (1772)	8,209	92,278	46,011	49.86	2	36,293	64,194	36,422	56.74
4	〃	〃	〃	〃	3	35,477	65,010	36,898	56.76
5	〃	〃	46,019	49.87	4	34,615	65,872	37,272	56.58
6	〃	〃	〃	〃	5	〃	〃	37,274	56.59
7	〃	〃	〃	〃	6	34,335	66,152	37,437	〃
8	〃	〃	〃	〃	7	32,589	67,898	38,386	56.53
9	〃	〃	〃	〃	8	32,309	68,178	38,549	56.54
天明 1 (1781)	〃	〃	〃	〃	9	〃	〃	〃	〃
2	〃	〃	〃	〃	10	6,973	93,514	39,847	42.63
3	8,069	92,418	46,027	49.80	11	〃	〃	39,493	43.30
4	〃	〃	〃	〃	12	〃	〃	41,139	43.99
5	〃	〃	〃	〃	13	〃	〃	〃	〃
6	9,573	90,914	45,150	49.66	14	〃	〃	〃	〃
7	〃	〃	〃	〃	文政 1 (1818)	〃	〃	41,293	44.16
8	〃	〃	45,155	49.67	2	〃	〃	〃	〃
寛政 1 (1789)	29,761	70,726	33,662	47.59	3	〃	〃	〃	〃
2	25,037	75,450	34,334	45.51	4	〃	〃	〃	〃
3	21,753	78,734	38,219	48.54	5	〃	〃	〃	〃
4	〃	〃	〃	〃	6	〃	〃	42,471	45.42
5	20,283	80,204	39,086	48.73	7	〃	〃	〃	〃
6	14,511	85,976	40,398	46.99	8	〃	〃	42,475	〃
7	81,122	19,365	5,912	30.53	9	〃	〃	〃	45.40
8	〃	〃	25,278	〃	10	〃	〃	〃	〃
9	50,821	49,666	28,186	56.75	11	〃	〃	〃	〃
10	41,067	59,420	33,722	〃	12	〃	〃	〃	〃
11	39,665	60,822	34,540	56.79	天保 1 (1830)	〃	〃	〃	〃
12	38,481	62,006	35,231	56.76	2	〃	〃	43,685	46.70
享和 1 (1801)	36,817	63,670	36,141	56.76	3	〃	〃	〃	〃
2	35,677	64,810	36,806	56.79	4	〃	〃	44,035	47.09
3	47,873	52,614	29,663	56.38	5	〃	〃	〃	〃
文化 1 (1804)	38,177	62,310	35,322	56.69	6	〃	〃	44,157	47.22

内 1石2斗8升4合 9畝3歩 道溝代永引  
 畑高 6石1斗6升 4反6畝6歩

荒地高 31石2升5合 此反別 2町3反6畝3歩半

内  
 田高 23石4斗2升3合 此反別 1町7反5畝歩半

此減米 13石6斗7升

畑高 7石6斗2合 此反別 6反1畝3歩

此減米 3石

新田

荒地高 1石1斗7升 此反別 1反9歩

内

田高 4斗9升 此反別 3畝15歩

此減米 2斗8升

畑高 6斗8升 此反別 6畝24歩

此減米 2斗2升6合

此小前

一、上畠	1反8畝 6歩	前々川欠	村中持
一、中畠	24歩	前々川欠	村中持
一、下畠	18歩	前々川欠	村中持
一、下々畠	1反 27歩	前々川欠	村中持
一、上田	2反歩	寛政七卯川成り	村中持
一、中田	1反6畝 3歩	右同断川成り	村中持
一、下々畑	1畝歩	右同断川成り	村中持
一、下々畑田	2畝18歩	右同断川成り	弥三左衛門
一、下々畠田	2畝21歩半	右同断川成り	定八
一、下田	3畝27歩	右同断川成り	弥三左衛門
一、下々畠	6畝21歩	右同断川成り	同人
一、中田	1畝	右同断川成り	同人
一、下畠	18歩	右同断川成り	同人
一、下田	1反3畝27歩	右同断川成り	同人
一、下々畠	2畝15歩	右同断川成り	同人
一、上田	8畝15歩	右同断川成り	嘉作
一、中田	24歩	右同断川成り	同人
一、下々畠田	1畝	右同断川成り	同人
一、下田	2畝	右同断川成り	同人

一、下々畠田	8畝	右同断川成り	新左衛門
一、下田	4畝	右同断川成り	同人
一、下々畠田	1反3畝24歩	右同断川成り	弥三左衛門
一、下田	1反2畝12歩	右同断川成り	同人
一、下田	1反2畝21歩	右同断川成り	同人
一、下々畠田	3畝27歩	右同断川成り	同人
一、上畠	3畝6歩	右同断川成り	同人
一、下畠	1畝6歩	右同断川成り	同人
一、下畠田	15歩	右同断川成り	同人
一、下々畠田	7畝12歩	右同断川成り	猶右衛門
一、中田	27歩	右同断川成り	弥三左衛門
一、中畠	2畝21歩	右同断川成り	同人
一、下畠	1畝歩	右同断川成り	同人
一、上田	18歩	右同断川成り	同人
一、下々畠	1反1畝21歩	右同断川成り	同人
一、下々畠田	2反歩	右同断川成り	同人
一、下田	5畝27歩	右同断川成り	同人
一、下田	6畝18歩	前々川欠	村中持
一、下々畠田	5畝24歩	前々川欠	村中持
一、新田 下田	3畝15歩	寛政七卯川成り	弥三左衛門
一、新田 下々畠	6畝24歩	右同断川成り	同人

右之寄

上田	2反9畝3歩	石盛18	高5石2斗3升8合
中田	1反8畝24歩	石盛16	高3石8合
下田	6反1畝12歩	石盛14	高8石5斗9升6合
新田 下田	3畝15歩	石盛14	高4斗9升
下畠田	15歩	石盛12	高6斗 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span>
下々畠田	6反5畝6歩半	石盛10	高6石5斗2升1合
上畠	2反1畝12歩	石盛16	高3石4斗2升4合
中畠	3畝15歩	石盛14	高4斗9升
下畠	3畝12歩	石盛12	高4斗8合
下々畠	3反2畝24歩	石盛10	高3石2斗8升
新田 下々畠	6畝24歩	石盛10	高6斗8升

小以高 32石1斗9升5合 此反別 2町4反6畝12歩半

内 田反別 1町7反8畝15歩半

## 美作国英田郡沢村

年寄 新左衛門

兼帯庄屋 伊右衛門

これによれば、文化10年における沢村の荒地高は、32石1斗9升5合であり、村高の約32%に相当する。そして、これらの荒地は、洪水による被害を受けたものである。

年貢割付状によって、諸引高の変化を追ってみることにしよう。先の表5-11をもとに、諸引高の変化をグラフにしたものが図5-2)である。

寛政元年、寛政七年、寛政九年は、大洪水のあった年とされており、その年に、諸引高が急増することは、沢村が洪水の影響をまともに被らざるをえなかったことを示すものに他ならない。

先の「文化十年 荒所小前書上帳」が作成された年に、諸引高は、6石9斗7升3合に激減し、以後明治初年まで一定する。(天保7年は例外で、この年の諸引高は21石1斗5合となっている。)これは、文化10年に荒地の取調にひき続き、大がかりな起返が行われたことを予想させるが、それを証明できる史料を欠く。あるいは、耕作不能の土地をも強引に本免入れとされたものであろうか。

この点については、今後の研究に期することにしたい。

また、村中持の田畑が、かなりの割合を占めていることが注目される。面積にして8反、荒地総面積の3分の1を占めている。

次に、この時期の沢村の人口・戸数の変化をみてみよう。この時期の人口・戸数のわかる史料としては、宝暦2年の宗門人別改帳、天明4・5・6年の宗門人別改帳、寛政6年の「英田郡様子大概帳」文政13年の宗門人別改書上帳が存在する。それらをまとめたものが、表5-12である。

表5-12 沢村の人口・軒数・牛馬数の変化(宝暦2年～文政13年)

年 代	史 料	人 口	軒数 { 高持 無高	牛 ・ 馬
宝暦 2年 (1752)	宗門人別改帳	82人	23 (15 8)	7 1
天明 4年 (1784)	宗門人別改帳	69人	22 (17 5)	7 1
天明 5年 (1785)	宗門人別改帳	64人		6 1
天明 6年 (1786)	宗門人別改帳	61人	21 (16 5)	6 1
寛政 6年 (1795)	英田郡様子大概帳	63人	21	6 1
文政13年 (1830)	宗門人別改書上帳	62人	17 (11 6)	6

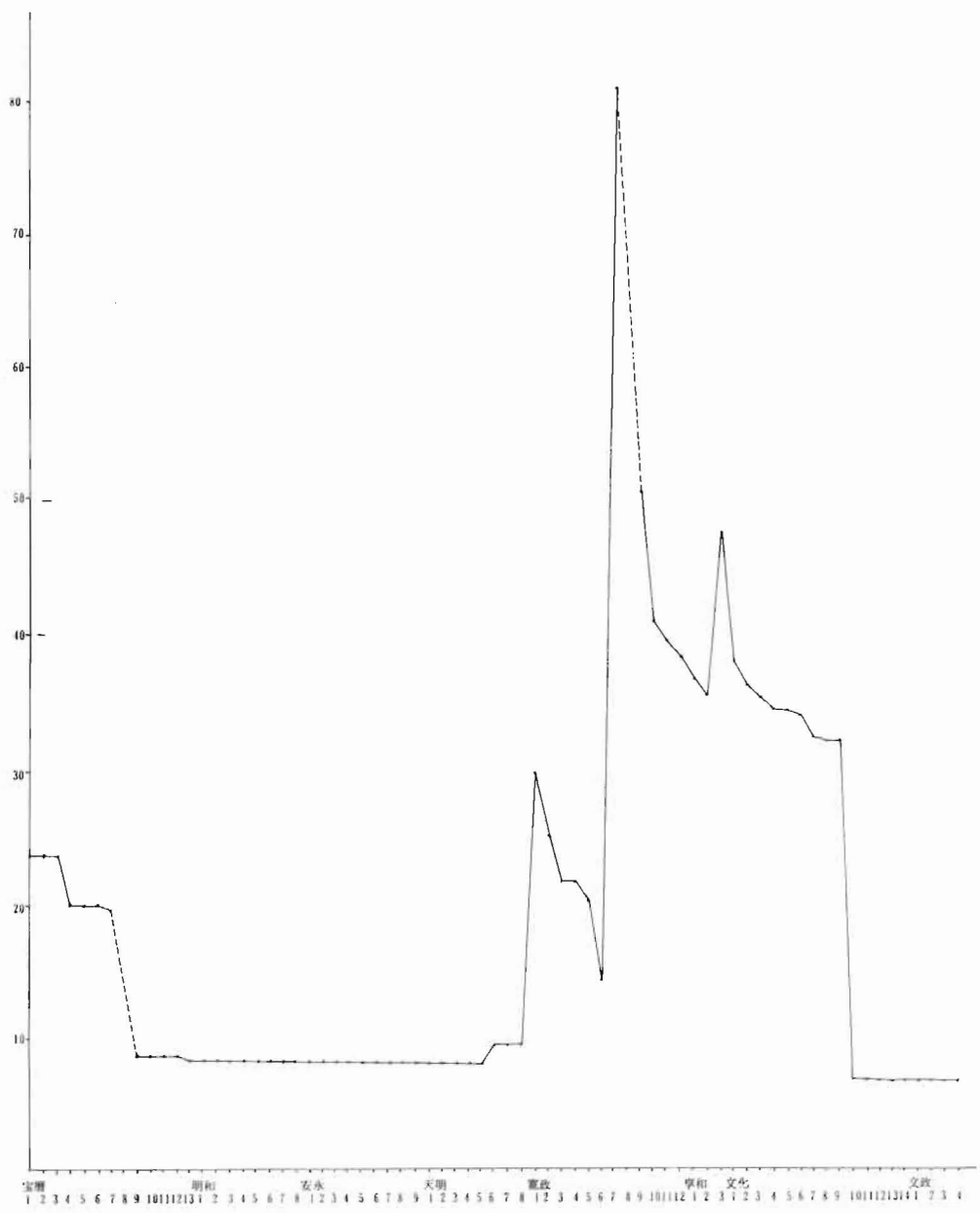


表5-12からは、①享保19年に109人であった人口が、宝暦2年には、82人にまで減少していること。②さらに、それが天明4年には、69人まで減少し、文政13年まで、ほぼ停滞的であること。③人口の急減に対して、軒数の変化は小さいこと。④牛馬数は、ほとんど変化していないこと。これらの点を指摘することができる。

軒数の減少を伴わない人口の減少、これは即ち、一戸内家族数の減少を意味するものである。その要因については、複雑に様々の素因がからみ合っており、単純に理解すべきものではないだろう。が、あえて、次の2点を考えられる要因の一つとしてあげておこう。

その第一は、間引き、墮胎によるものである。単純再生産さえ危いような、ぎりぎりの生活を強いられている貧農層にとって、赤子一人増えることは、大変な負担増につながったであろう。従って、それ以上家族が増えると生活が成り立たなくなるような場合、人為的人口制限として、間引き、墮胎を行って、家族数増加をおしとどめたといったことが考えられる。第二に、口減らしと労働力販売を目的として、家族労働力の一部を村外に放出していたことが考えられる。

以上、荒地の存在状況と人口・軒数の変化から、宝暦期～天保期に至る沢村の構造的特質をさぐってきたが、この時期の沢村の特質としては、次の諸点があげられる。

- ① 沢村は、川ぞいに位置するため、洪水の影響を受けやすく、一時に荒廃地が激増する。
- ② 村中持とされる荒廃地が多く存在する。
- ③ この時期の人口減少は、ほとんど軒数減少を伴わず、一戸内家族数の減少によるものである。  
(が、寛政6年から文政13年に至る間の変化は、人口が1人減少するのに対して、軒数は4軒減少しており、これにはあてはまらない。)

#### (4) 農民の存在形態

ここでは、農村荒廃下における農民の存在形態について検討していく。表5-13・表5-14・表5-15は、宝暦2年・天明5年・文政13年の沢村の宗門人別帳の記載を、持高の多い者から、順に並べて作成したものである。また、表5-16は、それらをもとに作成したところの沢村の農民階層構成表である。これらの分析により指摘できる点を列記してみよう。

- 1) 宝暦2年における最高所持高は、弥兵衛の4石4斗8升6合、また、天明5年における最高所持高は、和七の4石3斗9升と他を引き離す土地所持を示しているのに対し、文政13年の最高所持高は1石2斗1升4合に低落している。
- 2) 農民層分解の仕方は、中層に集中するというよりも、むしろ、全体的に没落してゆくような(いわゆる貧窮分解)の様相を呈している。
- 3) 牛馬の所有に関しては、一貫して上位土地所持者がこれを所有している。
- 4) 一戸内の平均家族数を算出すると、宝暦2年3.8人、天明5年3.0人、文政13年3.25人となっている。
- 5) 宝暦2年には、名子1人、家来3人の存在が認められるが、天明5年には、名子1人のみになり、文政13年には、名子、家来の存在は認められない。

表5-13 沢村農民の存在形態（宝暦2年）

	持高(石)	家族数(内下人)(人)	15~60才(人)	それ以外(人)	牛・馬(匹)	備考
1 弥兵衛	48,486	9 (3)	7	2	2 1	庄屋
2 太七	4,356	5	3	2	1	
3 長兵衛	4,099	7 (1)	5	2	1	百姓代
4 与平次	3,744	3	3	0	1	
5 太助	2,528	5	2	3	1	
6 又兵衛	1,582	3	2	1		年寄
7 清右衛門	1,020	3	3	0		
8 太郎兵衛	1,011	3	1	2		
9 三郎右衛門	0,816	4	2	2		
10 善兵衛	0,704	3	2	1	1	
11 勘兵衛	0,636	1	1	0		弥兵衛名子
12 三助後家	0,574	2	1	1		
13 又右衛門	0,322	4	2	2		
14 茂助	0,260	4	4	0		
15 小十郎	0,040	2	1	1		
16 孫兵衛	無	2	2	0		
17 次兵衛	無	4	2	2		
18 助六	無	7	4	3		
19 孫右衛門	無	1	1	0		
20 彦右衛門	無	4	3	1		
21 喜右衛門	無	4	1	3		弥兵衛家来
22 文助		4	2	2		〃
23 仁左衛門		2	0	2		〃

注) 「宝暦二年申年宗門人別帳」(角家文書)より作成

表5-1-4 沢村農民の存在形態(天明5年)

	持高(石)	家族数(人)	15~60才(人)	それ以外(人)	牛・馬(頭)	備考
1 和次郎兵衛	47.390	4	2	2	1 1	百姓代
2 庄助	10.872	4	3	1	1	庄屋
3 十兵衛	6.998	4	3	1	1	
4 彦忠	3.340	2	2	0	1	年寄
5 定市	2.320	1	1	0		
6 政市	1.692	4	3	1		
7 喜三郎	1.530	4	3	1	1	
8 市五郎	1.440	3	2	1		
9 政八市	1.400	3	2	1		
10 喜三郎	0.460	3	3	0		
11 喜三郎	0.424	4	3	1		
12 喜三郎	0.350	4	2	2		
13 七太郎	0.322	1	1	0		
14 助四郎	0.132	4	4	0		
15 弥七	0.010	3	2	1		
16 亦左門	無	1	0	1		
17 孫兵衛	無	1	0	1		
18 長兵衛	無	3	2	1		
19 仁助	無	2	2	0		
20 伝四郎	無	6	4	2		
21 音右衛門	無	1	1	0		
22 善吉		2	2	0		次郎兵衛名子

注) 「天明五年巳宗門人別帳沢村」(角家文書)より作成

表5-15 沢村農民の存在形態（文政13年）

	持高(石)	家族数(人)	15~60才(人)	それ以外(人)	牛・馬(四)	備	考
1 弥三左衛門	19.214	9	3	6	1	庄	屋
2 治郎兵衛	8.946	3	3	0	1		
3 庄介	4.284	8	3	5	1		
4 うた	4.122	1	0	1			
5 新右衛門	3.542	4	3	1	1		
6 与吉	1.952	2	2	0			
7 多吉	1.440	1	0	1	1		
8 治兵衛	1.206	7	4	3	1	年	寄
9 幾藏	0.674	5	2	3			
10 友平	0.322	1	1	0			
11 善吉後家	無	1	0	1			
12 政八	無	2	1	1			
13 □藏	無	4	4	0			
14 竹藏後家	無	2	2	0			
15 重治郎	無	1	0	1			
16 又吉	無	1	1	0			

注) 「文政十三年宗門人別書上帳」(角家文書)より作成

表 5-16 沢村農民階層構成表

	宝 暦 2 年	天 明 5 年	文 政 13 年
50石以上			
40～50未滿	1	1	
30～40			
20～30			
10～20		1	1
8～10			1
6～8		1	
4～6	2		2
2～4	1	2	1
0～2	10	10	5
無 高	8	7	6
計	23	22	16

これらの点は、農民の土地所持による表面的な階層構成のみに頼る分析であり、農民の実際の存在形態はつかめていないと言わざるを得ない。が、史料的制約があり、個人の農業経営内容や地主小作関係の展開度、商品作物栽培の展開度等を明確にすることはできなかった。

ここでは、この時期、農民経営が弱体化、ひいては絶人化していったということ、またその過程の中で、農民身分はフラットな関係へと変化していったことを指摘するにとどめる。

(5) むすびにかえて

以上、述べてきた点を要約すれば、水害に悩まされ、生産力の低い土地から高率の年貢収奪が行われたことにより、沢村の農家経営は破綻へと追い込まれていった。大高持層の没落・貧農層の絶人化がみられ、享保19年において、109人だった人口は、文政13年には、62人にまで減少していく。こうした人口減少は、とりもおさず、沢村の人口収容能力の低下を示すものといえよう。

とかく、統計的数値を用いた表面的な考察に終始してしまったことを反省し、農村荒廃の内的要因及び、より具体的な荒廃期農村の特質、農民の存在形態の検討を今後の課題としたい。

(日笠 百合子)

#### 4 近世美作における入会権をめぐる争論について

近世、美作国東部（現英田郡美作町域）においては、支配の複雑さや農業生産性の低さなども絡みあい、入会権に関しての争論もいくつか起こっている。ここでは、安永4年（1775）入田村と明見村、天明2年（1782）入田村と三海田村、弘化3年（1846）中尾村と明見村で起きた争論について取り上げてみたい。

この地域は、元禄11年（1698）の郡割改定により、吉野川を備作の国境周匝から北上し倉敷（現美作町林野）からは梶並川を結ぶ河川を境に東が英田郡、西が勝南郡に分けられるが、対象となる村は吉野川とその支流の梶並川の二つの河川流域にわずかの平野部が開けているだけの山間地形上に位置する典型的な山間農村である。

次に対象地域の近世における領主支配の変遷であるが、現在の美作町域の近世農村は45ヶ村が考えられるが、慶長8年（1603）2月から元禄10年（1697）8月までの95年間は津山森藩領（表高18万5,500石）であった。そして元禄10年の森家改易に伴い、一時幕府直轄領となり、翌元禄11年（1698）津山には高10万石をもって松平宣富が入封するが、近世中期のこの地域は津山松平藩領とはならず、倉敷・土居代官所を中心として幕府領として支配される。この後明和3年（1766）倉敷陣屋廃止により代官所支配から及井野藩・竜野藩などの大名預りによる支配へと転換していくが、享保期中期頃からは上野沼田藩・下総佐倉藩・但馬出石藩の私領の飛び領に編入される村もあり、しだいに錯雑な領主支配領域を形作る。近世後期に至っては文政期～天保期に津山松平藩領になる村が多いが、幕府領のまま明治に至る村もある。

争論で対象となる村について見ると、三海田村・中尾村は代官所支配、及井野預り（播磨国及井野藩主森氏が延享2年（1745）から寛政6年（1794）まで美作幕府領を預る）・竜野預りと幕府領が続くが、天保7年（1836）～9年（1838）の津山藩領地高替えの際、津山松平藩領に編入された村である。

入田村・明見村の2ヶ村は延享2年（1745）より但馬出石藩主仙石氏の領有となり飛び領として支配される。このように美作町域は複雑な領土支配の変遷が行われたわけだが、めまぐるしい領主支配の変遷と、<sup>①</sup>入り乱れた支配地域の形成が、この地域の争論における遠因となったと考えられる。

農業生産状況を概観してみると、入田村の場合、畑方率が40%余に達する。入田村の場合は梶並川流域であるにもかかわらず狭隘な山裾への立地のためである。<sup>②</sup>又、入田村は畑田率が比較的高いのだが、畑田とは「畑高の場処といえども、用水掛り稲作を仕付けて試み、弥く始終田にも成べき場処なれば願出畑田成に致す」もので、畑田成によって田方の増加が行われたものと考えられる。田畑の品等についても、下田・下畑などの低品等の率が高く、耕地に恵まれている<sup>③</sup>とは言い難い。<sup>④</sup>

ここで、森藩政による入会山設定について述べてみたい。「美作一国鏡」によれば承応3年（1654）に山林検地の達しが出されている。<sup>⑤</sup>これは山林からの運上銀を主要な目的としたものであったが、もう一つの重要な目的が領主にあったのである。

国内村々田畑肥え柴草苧取入会山を定められたる原因ハ、検地増貢租より起りし事ニて、検地増貢租意外多分ニ付、下方百姓種々様々事柄を申立、難願<sup>而已</sup>湧出る中も肥柴草無之より高免、<sup>ハ</sup>難受とい

ふ道理ある処<sub>二</sub>して、尤<sub>二</sub>思召、先代長継公時代、己<sub>二</sub>山之有無之村柄を見分け、入会可申<sub>二</sub>村御評決相成……………(以下略)……………。

⑥つまり、山林検地を実施すれば、山林から運上金を収奪されることを嫌った山林所有者が、山林を公儀になげだしてしまうことを予知して、領主側の意図により、入会地を設定再編することを目的としたのである。入会地が設定され、その入会地の草芝を刈取ることができるようになることは、草芝の堆肥が生産力維持の重要な役目を果たしていた当時の農民にとって、画期的意義があったと言えよう。

しかし、この入会地の設定に際して、森林の伐材を許可したために、「一朝<sub>二</sub>して數百年來之大木・小木伐払ひ、終<sub>二</sub>禿山、木樹皆無山と、なれりとなん」といった状態をもたらしたのである。この大規模な森林伐材は、当時の農民に二つの意味をなしたと考えられる。一つは大量に伐材した安価な木材のおかげで、少なからず屋敷を建てるのに役立ち小農自立への手助けとなったこと。もう一つは、森林の一斉伐材が、慢性的な水害を助長し、農村荒廃の遠因となったことである。

さて、近世の村は公法的にも生活基盤の側面からも、それ自体一つのまとまった社会単位だったのであり、それにふさわしい独自の機能を持っていた。村は家の単なる集合体ではなく、むしろ村が家より上位の機能を発揮し、家を規制するようなことも非常に多かった。

村のまとまりは、ことに用水争論・林野争論などにおいて強烈に発揮された。元和7年(1621)2月、幕府は「郷中にて百姓等山問答水問答について、弓鎗鉄砲にて互に喧嘩いたし候ものをば、その一郷成敗いたすべき事」<sup>⑧</sup>というきびしい通達を出したが、ここには当時の荒々しさがよく反映されている。

これは中世的な「郷」が検地によって解体し、「村」が成立すると共に、村々の利害がかったの「郷中」において激発したことを示している。

林野は肥料や燃料、さらには建築材料の給源である。地域によっては古くからその円滑な利用が大きな社会問題になっていた。<sup>⑨</sup>

入会は一定の山林原野を一定の集団で共同利用することで、その土地を入会地という。日本農業は弥生時代の稲作以来、地力の維持のために草および木の若葉を肥料として用い、山林原野利用は稲作生産の重要な再生産条件であった。荘園時代には山林原野の利用権は荘園領主に帰し、守護領国制時代においても名主が耕地とともに山林原野を所有し、村内の農民がそれを利用していたものと考えられる。戦国期の山林原野利用は惣が占有する採草地もあったが、基本的には名主層を中心とする有力百姓が山林原野利用の主体をなしていた。<sup>⑩</sup>

幕藩体制下の山林原野は、その利用形態から、造船・土工工事・城郭・邸宅などの建築用材確保を目的とした領主林、村持ちとしての入会地、農民が個別に占有する百姓林・百姓山に三分類することができる。また、入会地には内山・村持山と呼ばれる村中入会と、数ヶ村、数十ヶ村が共同利用する外山の村々入会とがある。村中入会は村内の耕地以外の土地を農民相互で利用する。村々入会は内山のみでは村内の需要をまかないきれず、同一地域内の他村と競合する山林原野について、村々相互の共同利用を行なったものである。入会地の利用および利用権をめぐる各地で争論(山論)が発生しているが、ほとんどは村々入会においてであって、山林原野の境界、採取物、採取方法などが主な論

点であった。しかし、山論の処理は幕府や藩の決裁を仰ぐこともあったが、多くは農民相互ないしは村々相互の内済を原則とした。

入会地の具体的な利用は慣行利用が一般的形態であって、利用方法は村寄合ないし村相互の規定による。入会に関する村規約には利用時期・利用方法・入山者・採取物などの諸制限があった。入会地の利用開始は「山の口明け」と称する村触によって行なわれ、刈敷・採・燃料などの採取用具・採取方法・運搬の細部についても規定されていた。また灌漑工事用の用材採取については村民総出による村仕事として実施された。なお、農民が入会地および屋敷地の立木を勝手に伐採することはできず、自由に処分し得たのは下草のみであった。<sup>⑪</sup>

ここで、小坂田家所有の絵図（入田村と三海田村の境争い訴訟の件）などが一般的にどのようなようにして成されるのかについて述べてみることにする。

幕府領の場合は、代官や奉行の裁断でおさまらない時は評定所まで持ち込まれることになる。幕府における評定所制度の確立は寛永12年（1635）と思われるが、評定所の重要な仕事として、各地に頻発する山論・野論の裁許があった。現在でも諸所にこれらの紛争についての裁許状が残っている。これは大きな用紙にかかれ、片面が裁許絵図である。そこには係争地たる林野と関係村々が書いてあり、評定所の裁定は多くの場合朱線で引いてある。片面は裁許状であって、関係諸村の言い分を記し、それについての評定所の判断と決定が大きな字で記されている。

村々はごくまれに「裁許破り」をやったが、ほとんどの場合裁許には従った。近世初頭の山論・野論は領主の裁許によってひとまずおさまり、村ごとに帰属林野・入会林野がきまったのだが、近世中期以降再燃する傾向があった。<sup>⑫</sup>

ではこれより年代順に資料を紹介しながら入会権争論について述べてみよう。

#### 資料1

安永四年明見村人民<sub>江</sub>係<sub>ル</sub>青芽出入済口写書<sup>⑬</sup>

美作国勝南郡入田村

出入内済書之事

訴訟方

入田村惣百姓中

相手方

明見村惣百姓中

一、入田村ヨリ出訴訟致居儀ハ去ル三月二十三日明見村孫三郎伴三之丞入田村<sub>江</sub>入込常右衛門さゝんえ岸<sub>ニ</sub>有之 青芽草刈取申居故常右衛門伴罷出其所<sub>ハ</sub>手前構え内<sub>ニ</sub>テ<sub>ニ</sub>懸置候間刈取間敷<sub>ハ</sub>申候得其一向聞入不申<sub>ヲ</sub>取申候故無抛<sub>ヲ</sub>差押<sub>エ</sub>申候其儘三之丞罷罷<sub>リ</sub>明見村より大勢被徒堂 入田村<sub>ニ</sub>入込申合之由庄屋善右衛門より相知<sub>セ</sub>申合<sub>ニ</sub>付早速入田村庄五郎明見村<sub>江</sub>善右衛門<sub>ニ</sub>委細申談相済申候処同二十九日朝明見村組頭助三郎百姓代孫三郎右両人村方大小百姓下人七・八十人程召連入田村中青芽刈取居宅<sub>内</sub>迄茂刈取既<sub>ニ</sub>常右衛門宅廻リ植置候石葛 迄刈取申候<sub>モ</sub>差当り難儀間乍恐明見村百姓拜取分爲下此後御年貢地岸々刈取不申様致 仰付致成下候様取願出<sub>ニ</sub>付明見村御即<sub>ニ</sub>テ返答書致仰付早速<sub>ニ</sub>差上<sub>ニ</sub>ハ 古ヨリ入田村へ入込候儀ハ野山空地却テ村内青芽夏草共刈

取来り居様被申上候処樂方御 出御上様御詮儀被為成下候処双方申合相寡御上様奉懸御苦勞候段甚  
恐入被奉罷候 銘々共気毒致候故挨拶仕候処双方御得心ニテ和儘之上定書左之通

以上のように、前文によれば、明見村の三之丞が入田村に入り込んで青茅などを刈取ったことから、入田村より申出があり両村で青茅草取についての取決めが行われたようである。

この場合、入田村の常右衛門の土地であったようであり、前にも述べたように個人の土地に他の村の者が入り込んだことで両村間の問題が起こったのである。

続いて定書を書上げてみる。

一、明見村ヨリ入込之義空地野山谷々之儀ハ万端是迄之通入会ニ刈取可申候事

一、入田村畑岸々之義ハ是迄明見村ヨリ刈取来候様被申候得共古来之儀ハ相知不申候故銘々挨拶仕  
向後比未ハ明見村ヨリ刈取被申間敷候掛ル所畑岸手末端々之義ハ明見村ヨリ刈取候共右様ニ可被致  
事

一、入田村用水井溝兩縁り下タヨリ川端迄双方入会ニ刈取可被申事尤田方夏分畦草之儀ハ刈取被申間  
敷事

一、入田村用水井溝堂り共屋敷迄所ハ少ニテ茂刈取被申間敷事

以上のように両村の決めが行われたようである。一般に明見村の人々は入田村内での刈取を行って  
いたようであるがそれらについての詳しい位置的な取決めであるようである。

取決めの内容は得心を持ってという言葉が多く出てくるように、両村での話し合いを忠実に守って  
いき騒ぎなどをおこさないようにしようという配慮が感じられる。

古来よりの慣例に従って行われることの多い入会の刈取であるが、百姓の耕地に刈取人が入り込ま  
ないようという考え方が強く感じられ、耕地の開発も進みこれまで入会として認められていた場所  
でも刈取ができなくなっていくという状況もかなりあったのではないかと考えられる。

次に天明2年(1782)入田村と三海田村との争論について述べてみたい。

この争論の史料については、入田村においては村上家に、三海田村においては小坂田家に同様の裁  
許絵図が現存している。これは、幕府が境争いを起こしている両村に幕府の定めた裁許を示したも  
ので近世においては一般的に行われていたようである。絵図の大きさは縦2.38m横3.76mという非  
常に大きな絵図である。

史料2 (絵図)<sup>⑭</sup>

美定国勝南郡入田村と 同国英田郡三海田村地取論裁許之事

入田村訴趣梶並川通柳籬竹草場ハ入田村川欠荒地之所三海田村伐刈イタシ三星山東面ヲ三海田持  
之由段難心得旨申之三海田村 趣入田村境ハ梶並川向字家之後大手限ニテ柳籬竹株伐場所ハ入田村  
荒地ニハ無之三星山東面ハ三海田村持之由申之右論所郡境ニ拘故御代官守屋弥惣右衛門庄差遺遂糺  
明専入田村ハ慶長九年検地畑畑高二百六十四石余之所其後川欠荒地本来天和三年地平均之上畑畑高  
二百四石余ニ相成六十石余荒地引高ニ成其後年々起返其外新田二石七斗余高入ニ相成当時村高二百  
六十七石余之内五十八石二升余永荒八斗五升ハ年々山崩石砂入引相立処右川欠荒地内二十四石九斗  
余反別二町五反歩并字村前下畑畑高三升反別九歩ハ村前荒地内ニ多ク之川向英田郡倉敷三の境ハ  
川中央ト相心得同村御林下字高保本道外川岸ヨリ上三海田村字下毛田 川岸通字サンマイ右田前藪

岸ヨリ入田村字戈之谷口田之上荒地先迄入田村地内ニ付享保二十年倉敷村一向宗法眼寺講寄之 村前河原貸渡證文取置延享四年同郡沢村喜兵衛溺死之砌芝地内へ葬三星山ハ明見之城ト唱右城跡ニテ反別極無之入田村勝南郡明見村地先ニ付字東之矢倉据三本松之谷ヨリ岸迄水流限ニハ明見村南ハ入田村持山ニテ木立 ク之場所元禄十年御料所之節ヨリ入田村銀七匁六分六厘明見村同八分八厘運上相納芝原之場所ハ無運上ニテ当村秣場ニ致処入田村其東面之内東之矢倉下三本松之谷ヨリ岸通入田村字才之江畑 ニテ当時三海田村善兵衛持山トイヘドモ凡百年余以前入田村吉之衛門曾祖父太郎左衛門ヨリ明見村五右衛門へ譲渡其後五右衛門預 三海田村善兵衛親吉左衛門持山ニ成由申伝三星山ハ躰勝南郡ニ付東面英田郡内ニ可有之様無之由申之相手方も慶長九年之検地田畑高七十七石二斗余之處其後川欠荒地本来貞享三年地着均之上田畑高五十九石九斗七升余ニ成十七石余ハ荒地引……（中略）……三星山ハ勝南郡内トイヘドモ右山東面三海田村山役銀上納合進退ニ付東面入田明見両村内之由ハ難取用トイヘドモ躰三星山ハ入田明見両村間之山ニ付勝南郡内ニハ無紛間東面ニ限英田郡三海田村内之由伝用難成拜又東面之内三本松之首ヨリ 返明見村稻 之森際迄明見へ預置段三海田村申分 證 トイヘドモ三海田村ニテ山役銀上納イタシ来上ハ預不申由之明見村申分難立依之今躰評議相定ハ湯郷村境字みかけ岩ヨリ入田村字ハ 芝地柳角ヨリ分間一番杭枚夫ヨリ芝地縁分間九番杭ヨリ入田村字才之谷口田地際三海田村林藪成候年貢地大柳へ直シ夫ヨリ入田村田地縁迄三星山東面掘通明見村字右明見田地境三海田村田地縁字宝迄郡境タルベシ三星山東面ハ三海田村善兵衛市郎兵衛飛地ニ会進退山役銀分四匁四毛ハ是迄之通御預役所へ相納字渡場下荒地中畑一反四畝十五歩之内起返渡先 ニテ申立実ハ家之後柳篠竹生立空地之場所一町七五歩比高一斗八升林藪成ニ起返毛付高ニ組入年々御年貢ニ合宛相納 分渡場下荒地起返之積ニ付渡場下荒地反別ハ夫丈ケ相 間右一畝十五歩宛初之荒地引高反別へ引戻家之後柳篠竹生立場所ハ元 地ニテ全新開サル間一畝十五歩ハ新開御高入之積御預役所之吟味可受条裁断 仍 後 面引置筋各加印判合裏書双方へ下授問永不可違失考也

天明二年三月十一日

松 伊 豆  
山 信 濃

(以下十二名略)

この絵図の裏書では、入田村と三海田村の間にある三星山の東面の入会権についての裁許が行われている。三星山東面については、川向いの英田郡三海田村も山役銀を上納しており、三星山東面の入会権を主張しているようである。しかし、三星山は入田村・明見村（ともに勝南郡）の間にあり紛もなく勝南郡に属する山なのである。しかし、山役銀を払っている分だけの広さは入会権を認めているようである。各村の入会権は、詳しく地名で示されているけれど、現在の地名では把握できない部分が多かった。とにかく、両村へ絵図を下付することで入会地についての争論を起こさないように配慮していることが理解できるであろう。

次に弘化三年（1846）の争論について述べてみたい。

⑮  
差上申肥草山出入熟談関係證文之事

中尾村ヨリ明見村・入田村エ相懸 草山出入一件是迄度々御見分ニ相成御取調御吟味中ニ御座候  
 処此度三海田村善兵衛改名督造中庄屋野村保田市右衛門同断引受池ケ原村熊太郎立入御利締御願奉  
 申上此上 御上様エ奉掛御苦勞御吟味 ニ相成候茂奉甚入其上如何躰被仰付候茂難斗且者双方諸  
 費モ不 一同不之筋ニ有之候間内熟取暖申入度及理解候テ難答之申立之趣意承是迄手 書願等及見  
 考合仕候所訴訟方中尾村ヨリ享享保年中勝原村ニ明見村之出入有之濟口書中尾村ヨリ差出明見村之  
 野山一円入会之旨申立明見村ヨリ右一件ハ村内北方中尾村勝原村境之處之由申立候得共字写書入モ  
 無之何連之場所共難相分得又中尾村ヨリ入田村野山エ入会来之旨申立ニハ有之候得共明見村入田村  
 先御同領中安永・文政之兩度出入之砌加シモ相抱候義無之上者入会ト申立テ己之義ニテ者取用難相  
 成被存候間右一件取暖之趣左之通

- 一、明見村字真鷹谷尻ヨリ南へ赤坂通り倉敷道往來エ出夫ヨリ中山村境小矢田村境明見村字五産山之  
 山畝通り出免西平ヨリ北へ廻り右場所之内ニテ字真鷹谷小池之上友太郎持松林一ヶ所除之其余野山  
 両村入会可申事
- 一、字中曾根小谷東西地冠吹上上林下草兩村入会
- 一、字真鷹谷北平明見村庄吉持松林一ヶ所是者同所本谷悪所ニ付元地付林ニ有之候間除之。
- 一、字真鷹孫四郎持松林一ヶ所前同断ニ付除之。
- 一、同所玉郎兵衛持松林一ヶ所前同断除之
- 一、中尾村ヨリ入田村野山エ入会之申立向後相止候様致度引合方之怠 暖人 請 取暖之無及沙汰  
 ニ候
- 一、前所境筋之内野山者向後勿論吹上林地 林等中尾村明見村入会下草刈取飼場ニ相定候  
 但 田畑荒林成御免付場所者不及申田畑遍刈三間通除之
- 一、中尾村ヨリ明見村北方字立石遍野山但林者除兩村入会可申事
- 一、明見村ヨリ中尾村字塩谷野山但林者除兩村入会可申事

以上のように、この争論では中尾村から明見村への入会を申し出ているのだが、明見村字真鷹への  
 入会を認めており、また中尾村字塩谷への入会も明見村に、その替わりとして認めているようである。  
 また、字真鷹では個人所有の松林山などが入会地より除かれており、個人所有地への配慮を示してい  
 ると言えるであろう。中尾村と明見村は領主の変遷がそれぞれ異なり、この争論の起きた弘化三年  
 (1846)の段階ではともに津山松平領となっているのだが、入会地は長い慣例を伴って行われる  
 ことも多く、領主が変わるたびに入会地については問題が起こったと想像できる。

美作地方においては、近世において領主変遷が著しく、領地も複雑に入り組んでいる。入会地は領  
 主の私意に左右されることが多く、史料的には多くは残っていないが、入会地についての争論は多か  
 ったのではないと思われる。今回は、農業生産性と入会地の関係について考察できなかったのだが、  
 それらを含めて、今後の研究に期待したいところである。

注) ① 北山浩二(卒業論文)「近世小村の農 構造と農民負担」(昭和55年岡山大学教育学部)

44頁。

② 「弘化四年入田村田畑畝並帳」(村上家文書)

③ 『地方凡例録』(昭和47年,近藤出版社発行) 222頁。

④ 「森家先代実録」(『岡山県史』第二十五巻 津山藩文書) 377頁。

⑤ 「美作 国鏡」(『岡山県史・近世編纂物』) 976頁。

⑥ ⑤と同 1012頁。

⑦ ⑤と同 1015頁。

⑧ ⑨ 木村礎『近世の村』(昭和55年,教育社) 148頁~149頁。

⑩ 大石慎三郎編『農村』(昭和55年,近藤出版社) 114頁。

⑪ 同上 115頁。

⑫ 木村前掲書 151頁。

⑬ 村上家文書「安永四年明見村人民<sub>江</sub>係ル青芽出入濟口写書」

⑭ 小坂家所蔵 絵図「美作国勝南郡入田村<sub>江</sub>同国英田郡三海田村地取論裁許之事」

⑮ 村上家文書「差上申肥草山出入熟談関係證文之事」

(川島 親史)

## 5 沢村における村入用の一考察

### — 天保期を中心として —

村入用とは、近世農村における農民の本途以外の諸負担のことである。村入用の種目にはまず、道普請費とか川浚いの費用等のいわば共同の間接生産費や、村の鎮守に捧げる御初穂代、村へ来るごぜや座頭の賄費など、村の共同生活を維持する費用がある。次に村役人の給料や会合費・出張費、文書を作成するにあたっての筆墨紙代など、いわば行政費がある。近世村入用は近世村落の成立とともに成立しているが、その記録（村入用帳等）は庄屋の不正勘定や不正割付をめぐる騒動を防ぐために幕府法令が出される寛永末年以前では見出し難い。

①  
②  
沢村における村入用の実態を把握する為の史料としては、「夫銭小日記割賦帳」、「打欠小日記高掛割賦帳」、「夫銭小日記取調帳」などが残っている。これらの史料から、村入用の費目、その量の変化、他村との比較などをおこなうことにする。

#### 〔1〕 村入用の費目

表5-17は、村入用帳の費目を記載されている順に表したものである。「先銀」というのは、字の通り前もって徴収される銀のことである。村入用はその性格から、実際の経費支払いをした後に、農民に対して割付けて徴収することになるのだが、その一部を前払いさせたものがこの「先銀」である。誰々小日記表というのは、それぞれの立替分のことを意味している。保頭給というのは村役人給の一つで、通達などを触れ歩く役の者に支払われる給与である。

表5-18は沢村の村入用を分類集計したものである。この中で注目されるのは用水・土木費で、米・銀とも4割強を占めている。沢村においては治水関係の自普請入用が農民の大きな負担になっていたであろうことがうかがわれる。村入用は持高に応じて各農民に割り付けられる。この年の場合、持高1石に付、米6升8合、銀21匁4分3厘が割り当てられている。本途（年貢）の上にさらにこれだけのものを徴収されるのだから農民にとってはこれがかなりの負担であったことは想像に難くない。

この「村入用帳」は天保3（1832）年～同6年までの「夫銭小日記割賦帳」とほぼ同じ内容のものだが、天保9年からの「打欠小日記高掛割賦帳」からは、表題も項目も変化している。大きな変化は各人の小日記表から、月々の小日記に変わっている点である。性格的には同じもので、中庄屋中・大庄屋中の御廻状・御用状の飛脚代であるとか、普請人足代、返納金、構割等々の立替を記録したものである。天保7年までは立替の記録を、立替した本人が個々の日記にそれぞれが記録していたのだが、天保9年以降はこれを庄屋が月ごとにまとめて誰々分として記録していったようで、それによってより公正を機したものである。これらは天保9年からは臨時入用として取り扱われ、毎年一定して必要な保頭給や初穂料など定式と呼ばれるものとは区別されていた。表5-19は天保10年の高割賦の実態を表わしたものであるが、先の天保7年までの割賦帳と異なって形式が定まり、村入用の実態を把握しやすくなっている。臨時入用（月々小日記）では、「10月15日 1.米1升 中庄屋中御用状中尾村江弘立て 由太郎」といった具合に村費の使用月日、額、用途、立替人名が逐一記録されており、月毎に小計し、通常6月に一度合計し、百姓の代表者が立会ってそれを確認している。

「右之通月々小日記私共立会逸々承知仕候処少も非分之儀無御座候左候者バ奥書印形仕帳面差上申候以上 沢村百姓惣代龜藏 組頭次郎兵衛 庄屋弥兵衛 右之通相改候処相違無御座候以上 中庄屋三

表5-17 天保6年の美作国英田郡沢村における村入用

項 目	銀 高 (匁)	項 目	銀 高 (匁)
来ル申先銀	4 0.6 7	弥三郎小日記表	2 7.5 6
去ル午先銀(不足)	4 3.7 6	梓四組代	1 6.3 4
右ニ筆掛賃	0.3 4	蕙代	2.4
組合割	2 7 6.5 3	戸直し	7.5 7
宗門帳書賃	3.0	酒二升代	3.7 5
中札書賃	1.2	三海田善兵衛証文表	6 6.1 8
川除賃	1.5 2	稲荷様道作入用	4 6.1 9
御手本米(匁)	1.2	十二社道作入用	9.2 8
郷荘茶代	6.0	打置銀	1 4 5.3 1
新田御年賣米銀手当	1 0.0	庄屋給	米 1.4
新溝代免切替村受	1 7.0	筆紙墨料	" 0.3 3
八幡宮御初穂	0.5	保頭給	" 0.9
大仙様同断	2.0	打欠文喰米	" 0.1 2
江見床	0.5	右同断雅用	" 0.0 4
惣社宮御初穂	1.0	井堰村足役(23人分)	" 2.6 1 5
熊野宮同断	1.0	打置	0.0 8 5 8
嶋大明神様同断	1.0	合 米	5.4 4 1 8
五人組帳書賃	4.0	銀	1 7 1 5.6 2
虚無僧除料	3.0	惣高	8 0.4 5 4
返納銀	1 3.3 1	神田溝代村引受分引	0.4 5 2
"	9.8 5	残而	8 0.0 8 6 割
普請入用	6 5 6.4	但高一石=付	
治郎兵衛小日記表	1 2 9.6 5	米	0.0 6 8 当
定八"	1 4.5 2	銀	2 1.4 3 当
亀藏"	2 4.7 9		
治平"	6 3.4 3		
庄助"	6 2.4 3		
安藏"	2.4 1		

注)「美作国英田郡沢村末正月5同十二月迄」村入用帳より作成

表5-18 沢村の村入用項目別集計

項 目	米 (石)	銀 (匁)	米 割 合 %	銀 割 合 %
役 料・人 件 費	2.3	8.2	4 2.3%	0.5%
祭 礼・祈 とう 費	—	9.0	—	0.5%
用 水・土 木 費	2.5 6 6	7 3 7.3	4 7.2%	4 3.0%
租 税 関 係 費	0.1 6	3 1.9 5	2.9%	1.9%
事 務 用 品 費	0.3 3	6 6.1 8	6.1%	3.9%
借 銀 返 納	—	2 3.1 6	—	1.3%
先 銀・打 置 他	0.0 8 5 8	5 0 6.0 2	1.6%	2 9.5%
諸 小 日 記 表	—	3 3 3.8 1	—	1 9.5%
合 計	5.4 4 1 8	1 7 1 5.6 2	1 0 0.1%	1 0 0.1%

注) 1. 「美作国英田郡沢村末正月5同12月迄村入用帳」より  
 2. 項目は「矢掛町史」P549を参考にした。

海田村善兵衛」と記されており、同様のことが9月の終りにもなされている。

村入用の割賦帳には以上のような記載があるわけだが、その金額的变化を短い期間のわずかな史料ではあるがさぐってみたい。

## 〔2〕 村入用の量的変化

沢村の村入用の割賦帳は先に述べた通り、天保前半と後半とでその書き方が大きく変わっており、同一の表によってその変化を追うことは難しい。そこでまず天保3年から同6年までの変化をさぐることにする。

表5-20はほぼ毎年見られる項目とその他に分けて年々の支出額を示したものである。項目をあげたものの中で額に変化があるのは前年の「先銀」の不足分と「先銀」への掛け金及び組合割の部分である。前年の不足銀は年々の事情によって大きく変化しているが一貫性はみとめられない。組合費は三年分をみる限り増加傾向にあるが史料不足で確定はできない。その他の部分には様々な出費があり、年々異なっているので一つ一つあげることはできない。例えば天保4年の場合、借用銀返納分、188匁1分4厘、土木費用44匁1分、井堰人足4斗9升、年貢不足分39匁4分9厘、その他となっている。これらの費用は年々かさんでおり、特に銀高は4年の間で2.5倍に増加している。高一石にかかる負担も銀高で約3倍、米高でも約2倍と増加がはげしい。この理由としては天保6年～8年にかけての災害と凶作が考えられる。災害によって井堰人足賃や土木関係の出費が増大し、凶作によって年貢の未納分の村請けや辻借が増加し、そのためこのような村費の急増という傾向が生まれたものと考えられる。

次に天保9年以降の量的変化をさぐってみる。沢村が天保8年に幕府領から私領へ支配替が行なわれ、その時から村入用の割賦帳の形式が改められ定式化している。表5-21は、天保9(1838)年から天保15(1843)年までと万延1(1860)年の『割賦帳』から作成したものである。